

令和3年6月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(6 月 1 8 日 (先 議 ・ 委 員 間 討 議))

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、審査事件	1
4、経過	
(福 祉 保 健 部)	
分科会	
福祉保健部長予算議案説明	1
予算議案に対する質疑	2
予算議案に対する討論	8
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	9

(第 1 日 目)

1、開催日時・場所	1 1
2、出席者	1 1
3、審査事件	1 1
4、付託事件	1 2
5、経過	
(総 務 部)	
分科会	
総務部長予算議案及び報告議案説明	1 3
学事振興課長補足説明	1 3
予算議案及び報告議案に対する質疑	1 4
予算議案及び報告議案に対する討論	1 6
委員会	
総務部長所管事項説明	1 6
陳情審査	1 7
議案外所管事項に対する質問	1 8

(教 育 委 員 会)

分科会	
教育長報告議案説明	3 2
報告議案に対する質疑	3 2
報告議案に対する討論	3 3
委員会	
教育長総括説明	3 4
生涯学習課企画監補足説明	3 7
議案に対する質疑	3 8
議案に対する討論	4 4
陳情審査	4 5

(第 2 日 目)

1、開催日時・場所	4 7
-----------------	-----

2、出席者	47
3、経過	
(教育委員会)	
委員会	
特別支援教育課長補足説明	47
議案外所管事項に対する質問	49
(第3日目)	
1、開催日時・場所	85
2、出席者	85
3、経過	
(福祉保健部・こども政策局)	
分科会	
福祉保健部長予算議案及び報告議案説明	86
こども政策局長報告議案説明	87
福祉保健課長補足説明	87
医療政策課企画監補足説明	88
予算議案及び報告議案に対する質疑	89
予算議案及び報告議案に対する討論	95
委員会	
福祉保健部長総括説明	95
こども政策局長総括説明	97
福祉保健課長補足説明	98
薬務行政室長補足説明	98
障害福祉課長補足説明	99
議案に対する質疑	100
議案に対する討論	103
陳情審査	103
医療政策課長補足説明	107
議案外所管事項に対する質問	109
(第4日目)	
1、開催日時・場所	141
2、出席者	141
3、経過	
(福祉保健部・こども政策局)	
委員会	
議案外所管事項に対する質問	141
(7月13日(追加上程議案審査))	
1、開催日時・場所	159
2、出席者	159
3、審査事件	159
4、経過	
(福祉保健部)	
分科会	
福祉保健部長予算議案説明	159

医療政策課企画監補足説明	160
予算議案に対する質疑	161
予算議案に対する討論	171
審査結果報告書	173

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料（福祉保健部）
- ・分科会関係議案説明資料（総務部）
- ・委員会関係説明資料（総務部）
- ・分科会関係議案説明資料（教育委員会）
- ・委員会関係議案説明資料（教育委員会）
- ・分科会関係議案説明資料（福祉保健部）
- ・委員会関係議案説明資料（福祉保健部）
- ・分科会関係議案説明資料（こども政策局）
- ・委員会関係議案説明資料（こども政策局）
- ・分科会関係議案説明資料（福祉保健部）

6 月 18 日

(先議・委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年6月18日

自 午前10時36分
至 午前11時35分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	浦川 基継 君
副委員長（副会長）	中島 浩介 君
委 員	中山 功 君
”	徳永 達也 君
”	堀江ひとみ 君
”	山田 朋子 君
”	ごうまなみ 君
”	宅島 寿一 君
”	麻生 隆 君
”	山下 博史 君
”	中村 泰輔 君
”	千住 良治 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長	中田 勝己 君
福祉保健部次長	中村 浩二 君
福祉保健課長	中尾美恵子 君
福祉保健課企画監 (地域福祉・計画担当)	猿渡 圭子 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（文教厚生分科会）

第98号議案

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第6号）

7、審査の経過次のとおり

午前10時36分 開会

【浦川委員長】おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中山委員、ごう委員のご兩人にお願いいたします。

【浦川分科会長】初めに、第98号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」の審査について、分科会による審査を行います。

理事者の出席範囲につきましては、付託議案に関する範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

審査の方法についてお諮りいたします。

本日、審査する議案は、新型コロナウイルス感染症対策に関する国の追加支援に伴うものであり、本日、午後の予算決算委員会及び本会議で審議する必要があることから、午前中の審査といたしますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より、議案の説明をお願いいたします。

【中田福祉保健部長】福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料【令和3年度長崎県一般会計補正予算（第

6号）】」の福祉保健部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第98号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」であります。

今回の補正予算は、緊急事態宣言の延長等を踏まえた国の支援策に適切に対処し、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮された方への対策を緊急に実施するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

1ページの中ほどをご覧ください。

歳入予算、歳出予算ともに、合計で4,932万円の増となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算の内容について、ご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮している世帯で、生活福祉資金の特例貸付を利用できない世帯への新たな支援金の支給に要する経費として4,932万円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】この新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給対象者についてですが、コロナ感染症の影響により生活に困窮している世帯で、その上、生活福祉資金の特例貸付を利用できない世帯というのは、平たく言えばどういう世帯か。生活困窮ということだけでは、

広く誰もが申請できないというふうに思うんですけど、これは支給対象者は具体的にどのように理解したらいいのでしょうか、教えてください。

【猿渡福祉保健課企画監】今回の支給対象者の具体像のご質問ですが、コロナの影響が長期化しておりますので、現在、特例貸付の申請期間を随時延長してまいっておりますが、そういった特例貸付も限度額までいっている、利用ができない、現状、収入も少ない、困窮の度合いが深刻で生活保護に至る前の段階にある世帯というように考えております。

【堀江委員】そうしますと、特例貸付を利用できないということが一つの条件といたしますか、対象になるわけですけど、具体的に見込数というか、どれぐらいの方が対象かということは把握しておられるのでしょうか。

【猿渡福祉保健課企画監】今回、総合支援資金の再貸付まで借りられている方、あるいは再貸付を不決定とされている方につきましては、県社協の方で把握しておりますが、県全体で5月末時点で1,500世帯程度となっております。そのうち県が所管します7町につきましては、見込みとしまして160世帯を考えております。

【堀江委員】そうしますと、問題は、いわば生活困窮者であっても特例貸付が利用できないということで、もう特別というか、特段に限定されることが対象になると今の答弁で理解するんですが、そうすると周知方法ですよね。生活困窮者で今回こういう制度ができましたと、誰でも利用できますということでもないと思うので、周知の方法はどのように考えているのかということもこの際教えてください。

【猿渡福祉保健課企画監】周知についてのお尋ねでございますが、対象者が限定されますので、広く広報するという一方で、逆に混乱を招くと

ということも考えられますので、県社協の方から対象者となる方の情報を提供いただいて対象者の方に申請書を添えて通知をしたいと考えております。

【堀江委員】最後にしますが、結局、実務を担うのは社協だと理解しているんですけども、生活福祉資金の貸付事業にプラスして今回の生活困窮者自立支援金の実務が入ってくるわけですけど、人員体制も含めまして実務の状況は大丈夫なのかと危惧する疑問も出てきますが、その点についてはどのように理解したらいいでしょうか。

【猿渡福祉保健課企画監】事務でございますが、支給決定につきましては福祉事務所で行います。相談と受付業務につきましては委託が可能ということになっておりますので、自立相談支援機関を受託している社会福祉協議会にお願いしたいと考えているところですが、委員ご指摘のとおり、生活福祉資金の貸付業務でかなり業務が増加しているという状況がございますので、現時点で受託をしていただけないかということはまだ協議している段階でございます。

対応としましては、短期間になります、人件費を負担したいと考えております。

【浦川分科会長】ほかにございませんか。

【中山委員】ちょっと確認をしたいんですが、「令和3年度6月補正予算(案)の概要」ですが、先般いただきました福祉保健部からの第98号議案に関する部分で、特に目的の部分ですね。この補正予算の説明欄でいくと、「長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により緊急小口資金等の特例貸付の利用ができない生活困窮世帯に対し、就労等による自立支援を図るため」と、自立支援ということをはっきりうたっているんですね。

ところが、先般、福祉保健部が配っている第98号議案ですね、この目的を読みますと、上の方は読みませんが、肝腎な部分だけ、「このような世帯に対して就労による自立を図るため」、これは問題ないと思うんですね。あとの「また、それが困難な場合には円滑に生活保護の支給へつなげるため」と、このようになっているんですね。生活保護につなげるということは、これは自立支援ではなくて生活支援そのものだと思うんですね。これを包含して自立ということかどうかが。そうすると法解釈にまでつながってくるので、この辺の書きっぷりが釈然としません。説明していただけますか。

【猿渡福祉保健課企画監】今回は自立を目的とするとしても、生活保護の受給につなげるということでもわかりにくくなっておりますが、現に支給期間中に就労による自立を図ることが一番大きな目的なんです、貸付を受けている世帯においては、就労がなかなか困難な世帯もあるということで、最低限の生活保障をする生活保護の方につなぎやすくする、そういった目的と認識しております。

【中山委員】生活保護法に関わる問題で、生活保護を受給することが自立の第一歩だと、そのように捉えられたら大変誤解を生む可能性があるのでは指摘しているんですよ。

何を言いたいかというと、「令和3年度6月補正予算(案)の概要」、これは財政課が作ったのかもしれないけれども、支援対象者の中に「ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請」と書いてあるんです、はっきり。これを見て誤解される可能性がある、こういったことかなということ聞いて、やはり誤解のないようにしないといけないので、場合に

よっては、ここの「又は生活保護の申請」をカットするか、何らかの形にせんことには、生活保護を申請していくことが自立支援ということに勘違いされたら、これは大変なことになると私は危惧しているだけけれども、その辺の見解を説明してくれますか。

【中尾福祉保健課長】生活保護は、あくまでセーフティーネットとして申請主義に基づくものでございます。

先ほど企画監がご説明しましたとおり、就労による自立支援を図る。ただ、そうした自立支援を図る中でも、なかなか就労が難しい方が出てくると。そうした場合は、やはり最後のセーフティーネットにつないでいく必要があるということで記載させていただいたものでございますので、誤解が生じることがないように、今後とも周知を図っていきたいと考えております。

【中山委員】私は、支給することを否定しているわけではないんですよ、大いにやってほしいんですよ、それはいいんです。

2～3日前の長崎新聞に、シングルマザーで子どもが2人おると、職業は看護師をしていると。土曜も日曜もなく働いて一定稼いでいると思っているけれども、要するに金額が基準が高いものだから公的支援を受けられませんか、寂しい限りですと。こういう記事が載っていたんだよ。そのくらい自立というのは現実には厳しいんだよ。そういう形で必死で歯を食いしばりながら頑張っている人がおるわけだから、その辺をきちんと受け止めて。

そうなると、やっぱりこの書きっぷりを変えなきゃだめですよ。これを書き直してくださいよ。このままでは誤解しますよ。私は納得せんよ。どうですか。

【中尾福祉保健課長】補正予算の概要につきま

しては、今回の補正予算について財政課の方で取りまとめをしまして各報道機関に公表しているものです。また、ホームページに掲載されることになると思います。訂正ができないか財政課と協議したいと考えております。

【中山委員】これがホームページにいつてしまえば、私のように誤解する人が出る可能性がある。その前にきちんと、本当は全部訂正してもらいたいけれども、早くね。ぜひ財政課と話をして、きちんと誤解がないように文章を整理することを要望しておきたいと思います。

【浦川分科会長】ほかにございませんか。

【麻生委員】おはようございます。

今回、支援金についての状況を改めてもう一回確認したいと思います。

総合支援資金20万円の3か月分、60万円という枠がありました。これ以降また拡大されて、上限200万円までということがあって、この枠でも厳しい、足りないという方たちの支援という形で考えていいのかどうか、その点確認したいと思います。

【浦川分科会長】暫時休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時51分 再開

【浦川分科会長】分科会を再開します。

【猿渡福祉保健課企画監】今回は再貸付の上限額まで達している方を対象にしておりますので、そういった方も対象になってくると思います。

【麻生委員】現場でご苦労されている方、貸付金ですから返さなくてはいけないという状況の中で、なかなか借りられないと。返済見込みがないのに借金していいのかという悩みがあると思うんですね。そこについての今回の支援金については、これは給付という形で考えていいん

でしょうか。

【猿渡福祉保健課企画監】特例貸付につきましては、償還免除の制度が設定されてはおりますが、貸付金でございます。償還が必要になってきますが、今回の給付金につきましては、3か月限定ではありますが、給付という形ですので返済の必要はございません。

【麻生委員】小口資金も非課税の関係で返さなくてもいいという条項もついてますので、しっかりと見てあげてほしいなと思っています。

今回の予算案の中で、給付自立支援金が3,840万円、この事務費が1,092万円になっているんだけど、事務費がえらい大きいので、社会福祉協議会に委託するんでしょう。これは広報かなんかの費用が入っているのかどうか、バランス的に3分の1以上もかかるのかなど。給付金の金額が1桁違うなら、これぐらいの事務経費を使ってもいいんだけど、この1,092万円の中身は何なのか、そこら辺、わかれば教えてください。

【猿渡福祉保健課企画監】事務費の内訳でございますが、申請事務に係る期間としまして受付後3か月が支給期間になりますので5か月間の事務費ということで人件費相当5か月分を計上しております。

【麻生委員】わかりました。審査にかかる事務費の金額が大きかったので確認したんですけれども、しっかりと生活支援だとか再建の状況ができるように、県が担当するのは小値賀町を除く分の7町と言われておりましたけれども、160世帯に直接、何らかのアナウンスがいくのかどうか。細かなケアができるのかどうか、その対応はどうなっているんでしょうか。

【猿渡福祉保健課企画監】対象となる方につきましては、県社協が情報を持っておりますので、そちらの情報をいただいて対象となる可能性の

ある方に個別に通知を出して申請書を添えて周知をしたいと考えております。

【麻生委員】最後にします。

コロナも第4波が落ち着いて緊急事態も収まりましたけれども、なかなかまだ現場では復活していない生活困窮の皆さんがおられるので、しっかりと、直接アナウンスして不安がないようにお願いしたいなど。この中には生活再建の条件も入ってきていると思うんですよ、ハローワークのね。なかなかそういうこともコロナで条件がいろいろ違うと思うんです。そこをどう連携してやるのかというのが大事かと思うんですね。そこは丸投げではなくて、しっかりと寄り添った形で展開できるように指導して取組をお願いしたいと思うんですけれども、そこについての県としての指導とかハローワークに対する事前協議、そして、相談者に対する取扱い関係、それと併せて長崎県内でも雇用がマッチングした状況にあるのかどうかということもありますので、そこについての県の考え方についてお尋ねしたいと思います。

【猿渡福祉保健課企画監】支給期間中の自立相談支援機関の支援としましては、ハローワークへの同行支援、そういったことを丁寧に支援していくことになっております。ハローワークに窓口を決めていただいて、支援金を受給されている方が、どこに相談に行けばいいかということも明確にさせていただくなど、わかりやすい対応をお願いしてまいりたいと思っております。

【麻生委員】わかりました。ぜひ生活困窮の中で、こういう条件がついてないと、なかなか貸せないということもありますので、そこは一定ハードルが高いのではないかと心配もしています。だから、生活困窮の中で何とか生活を維持してもらってということもあるわけですから、

緊急小口資金の延長ということで拡大されていますので。この辺のことはしっかり連携しながらやっていただきたいなど。なかなかハードルが高くて、そういう状況があれば大変なだけで、働けない、厳しいと。先ほど中山委員が言われたように、片一方では生活保護の状況もあるかと思えますけれども、それに陥らないための一つの方法だと思っていますので、連携しながらやっていただきたいことを強く要望して、終わりたいと思います。

【浦川分科会長】ほかにございませんか。

【山下委員】おはようございます。お疲れさまです。

制度と制度のはざまといいたいでしょうか、手の届かないところに目配りしていただく支援金なのかなと感じております。

1点確認をさせていただきたいんですけれども、今、実は社会福祉法人さんが地域の広域的な取組の一環で、先ほど出ました県社協さんが基金を募られて、その拠出金を社会福祉法人さんが利用されまして、生活困窮者レスキュー事業という取組を、これ、コロナ前からやっていらっしゃいます。ここは趣旨が全く同じ中身だと思えますよ、私は。生活保護の申請者が、生活保護の受給までのつなぎ資金を社福さんの方で、それぞれの地域でケース・バイ・ケースですけれども、住宅に対してとか、いろんな形で出していただいているというところがあります。

その辺の、社福さんが取り組まれているレスキュー事業と今回のコロナ禍でということで対象者が違うのかもしれませんが、そのあたりの、県社協さんとの綿密な調整といいたいでしょうか、そのあたりも必要になるのではないかなと思っています。

例えば、レスキュー事業も使っていただける、今回の自立支援金もいただけるのか、それともどちらかなのかとか、そのあたりの現時点での調整というのは、どうなんでしょうか。

【猿渡福祉保健課企画監】委員からご紹介がありました生計困難者レスキュー事業についてでございますが、こちらの事業につきましては、そういった制度につながらない、目の前の小口のお金が必要とか、生活資材といいますが、生活用品がなかなか買えない方に対して現物で支給するというようにお伺いしております。支援金につきましては、特例貸付が前提でございますので、なかなか対象者が限定されると。生計困難者レスキュー事業については、社協に言っただけであれば、そこで必要な生活用品といったものを現物で、その場で支給させていただいていると聞いておりますので、より身近な、本当に困っている方に速やかな対応をしていただいている事業だと考えております。

【山下委員】なぜこういうことを言っているかということ、佐世保市の社協さんで独自に、県下で佐世保市さんだけかもしれないですけど、2万円までの資金、緊急給付金というんでしょうか、そういった類いのことを佐世保市社協さんでされていると聞いているんですけれども、そのあたりは情報をつかんでいらっしゃいますでしょうか。

【猿渡福祉保健課企画監】今、委員がおっしゃったのは独自の小口資金の話だと思います。小口の独自資金につきましては、県内全市町の社会福祉協議会で、額や要件が異なりますが、県社協がやっている小口資金とは別に小口で資金を貸し付ける事業として県内全域で行われております。

【山下委員】すみません、私の認識不足かもし

れないんですけど、貸付ではないような話を聞いたので今申し上げました。それは貸付ではないと、給付金支給というようなことで少し話を聞いていたので、後日また確認していただいて、そのあたりの兼ね合いもまた教えていただければなと思っております。

とにかく先ほど申し上げたとおり、社福さんも取り組んでいる、それから社協さんもやっていらっしゃる、今回こうやって県も支援金を準備すると。いろんなメニューがある中で、先ほど麻生委員、中山委員もおっしゃいましたし、困っている方が最短でどこに頼ればいいのかというところは、もうちょっとわかりやすくやっていく必要もあると思いますし、関係機関と綿密に情報を共有して少しでも助けていただけるようお願い申し上げまして質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

【浦川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【ごう委員】1点だけ確認させてください。

先ほどハローワークなどの同行支援等きめ細かに行っていただくようなことを伺いました。今回は対象者が本当に限られているので、対象者を限定して申請書を添えてお知らせをすることでございました。送りましたと、それで申請が上がってこなかったら、それでオーケーにしてしまうのか。でも、多分非常に苦しい方なので、後追いかサポートは本当に重要だと思うんですが、そのあたりの仕組みはどのようになっていますでしょうか。

【猿渡福祉保健課企画監】ご案内を差し上げるのは貸付金を利用されている方が対象になりますので、さらに収入の要件や資産の要件がありますので、全ての方が今回の支援金の対象になるというわけではございません。ただ、若干わ

かりにくいところがございますので、通知を送った後は自立相談支援機関、あるいは福祉事務所の方からご連絡を差し上げるなどしてプッシュ型で支援をしていきたいと考えております。

【ごう委員】ありがとうございます。プッシュ型の支援は非常に重要だと思っております、やはり申請の手法方法がわからない方、やらなかったという方も出てこられると思うんですね。そのあたりが一番救うべき人ではないのかなと思ったりもいたしますので、そのあたりを県内の各市町とも連携しながら、社協と連携しながら、しっかりと手が届くようにしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

【浦川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【中村委員】お疲れさまです。

今回の対象者は県全体で1,500世帯というご回答をいただきました。

そこで、今回、生活福祉資金の特例貸付でこぼれた方で再貸付なりできなかった方が1,500世帯という理解でおりますけれども、そもそも2020年度でコロナ禍でこういった特例貸付を県内でどれだけの世帯が申請されたか、まずはお知らせいただけないでしょうか。

【猿渡福祉保健課企画監】特例貸付は、緊急小口資金と総合支援資金とございますが、今回、総合支援資金の再貸付が対象となっておりますので、総合支援資金につきまして申し上げますと、直近のデータで5月11日現在がございます。昨年3月から申請を受け付けておまして、延べで貸付件数が8,036件、金額にして約43億円の貸付を決定しております。

【中村委員】ありがとうございます。約8,000世帯のうち、さらに必要となる方が1,500世帯ということで理解をしたところです。

今回、目的としては、困窮されている方にし

っかりと支援をするということで国がこの制度、施策を設計して、県も含めた各自治体にこの処理を依頼しているというところで、条件も含めて国の意向ということで理解をしておりますが、最大の目的としては、それ以外も含めた困窮世帯の方にどう支援をしていくのかというところがポイントであると思います。

そもそも、申請をしておかないと、この支援の対象にならないといったところも非常に、「うん？」というところで、本来であれば、もっと支援をすべき方がその対象にならないという制度上の欠陥というのか、不足というところもあるかと思いますが、ぜひとも県独自というか、もしくは国に改めて困窮世帯の支援を申し入れる上でも、次の、さらに別のアクションをお願いしたいんですけれども、その辺の県の考え方についていかがでしょうか。

【猿渡福祉保健課企画監】県独自の支援策は検討していないのかといったご質問だと思います。

これまでコロナによる生活困窮世帯に対しては、特例貸付のほか住居確保給付金、子育て世帯の特別給付金、職業訓練の受講の給付金など、国が様々な支援策を講じてきております。

また、特例貸付の利用や今回の支援金の受給に関係なく、従来より生活に困窮される方に対しては生活困窮者自立支援制度において、自立相談支援機関や、社会福祉協議会、福祉事務所が情報を共有して自立に向け、支援の対応をしておりますので、県としましては、そういった生活に困窮される方々に対しましては、全国的なセーフティネットをもって支援すべきかと考えております。

【中村委員】ありがとうございます。今回の施策を出した時に、自分が入ってないと、苦しいけれども、入ってないと気づかれる方も恐らく

おられると思いますので、先ほど企画監がおっしゃっていただいたように、全国统一でしっかりと支援いただけるような施策が重要であろうと思いますので、そこは国に対して引き続き申入れをお願いしたいと思います。

【浦川分科会長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第98号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第98号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前11時 9分 休憩

午前11時 9分 再開

【浦川分科会長】分科会を再開いたします。

以上で本分科会関係の議案審査は、全て終了いたしました。

【浦川委員長】この後、委員間討議を行いますが、理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時10分 再開

【浦川委員長】 委員会を再開いたします。

次に、審査方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和3年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りします。

審査方法については、委員会を協議会に切り替えて行いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時34分 再開

【浦川委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日、協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式通知することといたします。

ほかにご意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ほかにご意見等はないようですので、これをもちまして本日の文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時35分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年7月1日

自 午前 9時59分
至 午後 2時49分
於 委員会室 2

総務課 県立学校改革推進室長	松山 度良 君
福利厚生室長	吉田 和弘 君
教育環境整備課長	日高 真吾 君
教職員課長	上原 大善 君
義務教育課長	加藤 盛彦 君
義務教育課 人事管理監	大場 祥一 君
高校教育課長	狩野 博臣 君
高校教育課 人事管理監	田川耕太郎 君
高校教育課 ICT教育推進室長	岩坪 正裕 君
特別支援教育課長	宮崎 耕二 君
児童生徒支援課長	安永 光利 君
生涯学習課長	山崎 由美 君
生涯学習課企画監	山崎 賢一 君
学芸文化課長	草野 悦郎 君
体育保健課長	松崎 耕士 君
体育保健課 体育指導監	岩橋 英夫 君
教育センター所長	立木 貴文 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	浦川 基継 君
副委員長（副会長）	中島 浩介 君
委員	中山 功 君
”	徳永 達也 君
”	堀江ひとみ 君
”	山田 朋子 君
”	ごうまなみ 君
”	宅島 寿一 君
”	麻生 隆 君
”	山下 博史 君
”	中村 泰輔 君
”	千住 良治 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

総務部長	大田 圭 君
学事振興課長	門池 好晃 君

教育長	平田 修三 君
政策監	島村 秀世 君
教育次長	林田 和喜 君
総務課長	桑宮 直彦 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（文教厚生分科会）

第97号議案

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）
（関係分）

報告第4号

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）
（関係分）

報告第5号

令和2年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別
会計補正予算（第1号）

報告第16号

令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正
予算（第4号）

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議案

第99号議案

職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（関係分）

第103号議案

長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第104号議案

長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例

第105号議案

長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

第106号議案

長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例

（2）請願

なし

（3）陳情

- ・海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ
- ・厚生労働省へ保健所の感染症に対する機能強化の意見書を提出することに関する陳情
- ・新型コロナワクチン優先接種にかかる陳情書
- ・新型コロナワクチン優先接種にかかる陳情書
- ・要望書
- ・令和4年度 県の施策等に関する重点要望事項
- ・パンデミックに潜在看護師を活用すべきと国に意見書を提出することに関する陳情書
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書
- ・令和4年度 国政・県政に対する要望書

8、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 開会

【浦川委員長】ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第99号議案「職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分外4件であります。そのほか陳情9件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を文教厚生分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分外3件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとにお手元に配付しております審査順序のとおり、総務部、教育委員会、こども政策局を含む福祉保健部の順に行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の取扱いにつきましては、事前通告に基づき質問を行うこととなっており、各委員の質問時間は、答弁時間を含めて20分以内とし、質問の回数は、総務部、教育委員会、福祉保健部、こども政策局の各審査につき1回ま

でとなっておりますので、よろしく願いいたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

【浦川分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明をお願いいたします。

【大田総務部長】総務部関係の議案について、ご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第4号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分であります。

初めに、第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について、ご説明申し上げます。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係説明資料」の1ページをお開きをお願いいたします。

歳出予算は、合計3,372万6,000円の増であります。この歳出予算の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入の減少等により、経済的に困窮している学生に対し、県立大学及び私立専修学校が行う独自の授業料減免に対し、支援を行うものでございます。

県立大学に対する経費といたしまして2,375万4,000円、私立専修学校に対する経費といたしまして997万2,000円を計上しております。

続きまして、報告第4号「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分について、ご説明申し上げます。

先の2月定例会議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することをあらかじめご了承いただいております令和2年度予算の

補正を3月31日付で専決処分をさせていただいたもので、関係部分について、その概要をご報告申し上げます。

歳入予算は、合計8,393万7,000円の減であります。この歳入予算の内訳、内容は、私立学校振興費補助金8,393万7,000円の減であります。

歳出予算は、合計1億8,882万3,000円の減であります。減額の主なものは、県立大学佐世保校建設整備事業費2,948万2,000円の減、高等学校私立学校助成費1億845万6,000円の減であります。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【浦川分科会長】次に、学事振興課長より補足説明を求めます。

【門池学事振興課長】補足説明資料の1ページをご覧ください。

まず、県立大学の授業料減免に係る運営費交付金についてでございます。

令和3年4月に実施しました学内調査において、約4割の学生が「新型コロナウイルスの流行前と比べて経済的な困窮度が高くなった」と回答をいただいております。この4割のうち6割の学生が経済的に困っている経費として修学費や生活費などの学校生活関連費を上げていることから、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入の減少等により、意欲ある学生が修学を断念することがないように、経済的に困窮する学生に対して県立大学が行う授業料減免を支援する経費として2,375万4,000円を計上しております。

学部生につきましては、修学支援制度の適用を受けるものでありまして、授業料が全額減免

となっていない収入270万円から380万円未満の世帯の学生に対して、県立大学の授業料の年額の6分の1であります8万9,300円を免除することとしております。

これにより、修学支援制度と合わせると、収入が270万円から300万円未満の世帯の学生については、授業料の6分の5である44万6,500円が、収入が300万円から380万円未満世帯の学生については、2分の1である26万7,900円が減免されることとなっております。

なお、大学院生につきましては、修学支援新制度の対象外であることから、年収380万円未満の学生を対象に、授業料年額の6分の1であります8万9,300円を減免することとしております。

次に、2ページをお開きください。

私立専門学校が行う授業料軽減に対する補助金です。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入の減少等により、意欲ある学生が修学を断念することがないように、経済的に困窮している学生に対して私立専門学校が独自に行う授業料減免の一部を支援する経費として997万2,000円を計上しております。

修学支援新制度の適用を受ける専修学校生につきましては、年収約380万円未満の学生を対象に、設置者が基準額の6分の1である9万8,400円を上限に減免する場合に、その3分の2の額であります6万5,600円を上限に支援することとしております。

これによりまして修学支援新制度と合わせますと、収入が270万円から300万円未満世帯の学生につきましては、授業料の6分の5である49万1,700円、収入が300万円から380万円未満の学生に対しては、2分の1である29万5,000円を上

限に減免されることとなります。

また、修学支援新制度の適用を受けない専門学校生に対しましては、授業料が全額減免となっていない収入が270万円から380万円未満の世帯の学生に対して、設置者が修学支援新制度の基準額の59万円の6分の1であります9万8,400円を上限に減免する場合に、その3分の2に相当する額である6万5,600円を上限に支援することとしております。

なお、専修学校の設置者が修学支援新制度を受けるためには、財務諸表、事業計画等の情報を公開していることが補助の条件となっております。

【浦川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【麻生委員】おはようございます。

今回の減額補正した関係についてお尋ねをしたいと思います。

詳細を見ますと、令和2年度一般会計補正予算概要の関係で出されております。この中で実は2項目ありまして、高等学校就学支援金8,043万5,000円とか、その下の専門学校経済的支援2,371万9,000円、これが減額補正されているんですよ。この要因についてお尋ねしたいなと。

今、補正予算を組んで通学している学生を支援していきたいという新しい制度ができました。しかし、減額補正が厳然とされているわけですから、どういう背景でこの減額補正がされているのか。要は、高等学校就学資金は、一定上乘せして、見込みがわからんから予算をこれぐらい組んで、逆に言えば、使わなかったから、多かったから減額補正したのかどうか、その確認ですね。

【門池学事振興課長】まず、高等学校等の就学支援金につきましては、2月補正でも一旦減額をしていたところでありまして、その後の変動の見込みということで、例えば、転入生が来るとか、あと、離婚等で対象の生徒数が増加するとか、そういうのを見込んで一定の予算の枠を確保してきたんですけれども、実際にそういうところが少なかったとか、ほとんどなかったということで、今回、8,000万円程度の減額になっております。

単価が590万円未満の世帯につきましては、年額として39万6,000円ということでありまして、少し単価が大きいということもありまして8,000万円の減額となったということでございます。

それから、私立専門学校の経済的な支援の関係なんですけれども、これにつきましても2月補正で概ね減額はしておりましたけれども、その後も変動要素ということで転入生が来たりとか、家計急変が起こったりとか、そういったところを一定枠として確保していたんですけれども、実際、実績としてそういうのが少なかったということで、今回、2,300万円程度の減額をしているところでございます。

【麻生委員】高等学校の就学支援資金はわかるんですよ。要は、6割ぐらいでカバーされて、確定申告だというのが遅れたりとかして来るので、その調整も含めて減ったのかなと。あと、あらかた、少し不足するといかんから多めに申請をするということはあるかと思えます。ですけど、私立学校、専門学校の経済的支援ということについて金額もちょっと大きいので、実は広報関係できちっとされたのかなと。要は、子どもたちがやっぱり厳しい状況の中にあっただけ、その制度がなかなか徹底されなくて、

そういうことでの経済支援の状況が漏れたのではないかということもあったんですけれども、広報の在り方とか、そういう現場の対応はどうだったのか、把握されていらっしゃるんでしょうか。

【門池学事振興課長】各専門学校においては、そういった支援制度というのがございまして、それを学生の方にはしっかり周知をしていると聞いているところでございます。

【麻生委員】結果ですので、改めてまた今回は別の補正という形で、そこに至らない学生についての対策をしようということで受け止めましたので、新しい補正予算については、これは大事な事かなと思っております。県立学生のそういうメンバーの厳しい現状等があるかと思えますので。ただ、私学、専門学校についても、こういうことが少しでもないようにカバーしてもらえなと思っていますところです。今、第3波、第4波が終わりましたけれども、今後どうなるかわかりませんので、ぜひ対応して、きめ細かな広報関係と、専門学校といえ、それぞれの学校がどう扱うかということがあろうと思えますので、そういった点についてもよく情報交換とかしていただいて展開してもらえればと思いますので、よろしくをお願いします。

【浦川分科会長】ほかにありませんか。

【堀江委員】第97号議案についてお尋ねいたします。

今回の「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入の減少等により、経済的に困窮している学生に対して県立大学及び私立専修学校が行う独自の授業料減免」ですが、これは昨年度行った独自の授業料減免に続いてまた今回も補正をするという理解でいいですか。

【門池学事振興課長】今回の補正の内容につき

ましては、昨年度の6月補正で計上しました内容と同じでございます。

【堀江委員】 昨年、その質疑の中で、どれぐらいの人たちを見込んでいるかということに対しまして、学事振興課長は、「今回の県立大学の授業料減免の対象者につきましては、見込みといたしまして、学部生が264人、大学院生が8名」という見込みの数を答弁をいたしておりましたが、今回の見込みの数というのはどういう状況か、把握しておられたら教えてください。

【門池学事振興課長】 県立大学のこの授業料減免の対象者でございますけれども、学部生につきましては258人、大学院生につきましては8人を見込んでいるところでございます。

【堀江委員】 もう一つお尋ねいたします。

この独自の授業料減免ということは、こうした制度は、例えば九州各県の中ではどうなのかということも最後に教えてください。

【門池学事振興課長】 九州各県の公立大学におきましても、こういったコロナの関係とは切り離しまして独自で減免されている学校があると聞いております。ただ、今回、コロナの関係でこういう授業料減免を実施するところにつきましては、九州各県の公立大学において、私どもは6月の頭に確認したんですけれども、その段階ではないと聞いております。

【堀江委員】 いずれにしても、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入の減少等による」ということでの授業料の減免の支援ですので、必要とされる学部生、それから大学院生が利用できるように制度の周知をしていただきたいと思いますと思っております。

【浦川分科会長】 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】 ほかに質疑がないようすの

で、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第97号議案のうち関係部分及び報告第4号のうち関係部分については、原案のとおり、可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【浦川委員長】 次に、委員会による審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査を行い、その後、事前通告された他所管事項一般について質問を行います。

総務部長より、所管事項説明をお願いします。

【大田総務部長】 総務部関係の議案外の主な所管事項について、ご説明申し上げます。

「文教厚生委員会関係説明資料」をお開き願います。

今回、ご説明いたしますのは、私立高校の就職状況について、県立大学の就職状況について、体罰に係る実態調査についてでございます。

まず、私立高校の就職状況について。「文教厚生委員会関係説明資料」の1ページをご覧ください。

今春卒業生の就職率につきましては、令和3年3月末現在で97.6%と、前年度と比べまして

0.4ポイントの減となっており、就職した生徒の中での県内就職者の割合は75.8%と、前年度比2.2ポイント増加しております。

県内就職割合が増加した要因といたしましては、県内就職率が比較的高い普通科、商業科におきまして、コロナ禍で県内就職希望者の割合が増加したことが全体の県内就職率を押し上げたものと考えております。

県といたしましては、引き続き、多くの若者に地元長崎の魅力や暮らしやすさを知っていただけよう情報発信に努めるとともに、県内企業へのインターンシップや県内企業説明会、見学会など、県内企業の情報を生徒や保護者に知ってもらう機会を増やす等、県内就職の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、県立大学の就職状況についてということでございます。

今春卒業生の就職率は、令和3年4月末現在で98.0%と、前年度と比べまして1.2ポイントの減となっており、学部別では、経営学部が96.5%、地域創造学部が98.2%、国際社会学部、情報システム学部が100%、看護栄養学部が98.9%となっております。

近年は、企業の高い採用意欲を背景に、就職率は上昇傾向にございましたが、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、企業説明会の延期・中止や、一部企業の採用選考の取りやめに加え、ウェブ面接の急速な拡大など、就職活動を取り巻く環境が激変したことにより、学生にとって厳しい状況となりました。その一方、就職者のうち県内就職者の割合は29.7%で、前年度比0.9ポイント増加しております。

県立大学におきましては、県派遣キャリアコーディネーターの活用や、ウェブを活用した県内企業情報の提供などを積極的に実施いたしま

して、県内生の県内就職率は57.1%と、昨年度より6.6ポイント増加したものの、就職希望者に占める県内生の割合が44.7%と前年度より5.8ポイント低かったことから、結果的に昨年度と同程度の県内就職率にとどまっております。

県といたしましては、学生と県内企業との交流機会をさらに増やしていくとともに、コロナ禍における学生の就職活動の動向を分析するほか、中長期的には県内就職率の高い県内生の進学を促進するなど、県立大学と一体となって、引き続き、県内就職率向上への取組を推進してまいります。

次に、体罰に係る実態調査についてであります。

体罰の実態を把握し、その根絶を図るため、令和2年度における私立学校の教職員、児童生徒及び保護者を対象に調査を実施いたしました。

その調査結果では、体罰と認知された件数は7件、体罰を行った教員数は7人、体罰を受けた児童生徒数は7人で、いずれも前年度と同数であります。

県といたしましては、今後とも、体罰根絶に向け、校長会、教頭会や各種研修会等のあらゆる機会を捉え、私立学校教職員の体罰防止に係る意識の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

【浦川委員長】以上で説明が終わりましたので、次に陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は30となっております。
陳情について、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、事前通告された他所管事項一般に対する質問を行うことといたします。

質問はございませんか。

【山田(朋)委員】おはようございます。

通告させていただきました主権者教育について伺いたいと思います。

投票率全体が下がっている中、若者に投票に行ってもらえることは非常に重要であると思っております。大学とか高校とかに投票箱を置いたりとか、様々、取り組みいただいていると思いますが、具体的に県立大学における主権者教育にどのように取り組んでいるのか。あと、選挙の時に特別に何かやっている対応とかあるのか、そのあたりをちょっと教えてください。

【門池学事振興課長】県立大学の主権者教育の関係なんですけれども、1年次に全学教育科目という、全ての学生を対象とした教育科目というのがあって、その中に選択必修科目ということで、「現代社会と政治」という科目を設けておりまして、そこで現代社会、現代政治に関する諸課題の理解とか、現代社会における政治の諸課題を学ぶことを通じて一人の主権者としての自覚を育てるとか、そういったところの内容を目標に学習を進めているところでございます。

それと、選挙啓発時についてでございますけれども、学生の投票啓発については、県の選挙管理委員会から広報用のチラシとかパンフレット、こういったのが配布されておりますので、そういったものを主な掲示板に掲示したり、あ

と、学生が頻繁に出入りする学生支援課の窓口でそういうものを備えついたりして積極的に広報するようにしております。

それともう一つ、今年度、県議会と県立大学で包括連携協定というものを結んでおりまして、その中で今回、記念講演として瀬川議長さんの方から「県議会の現状と課題」ということで講演をいただいております、その中で若者の政治への関心とか投票率の低下という問題についてもお話をいただいているところでございます。

今後、この連携協定に基づいて、いろんな取組がなされると聞いておりますので、そのあたりで学生等が政治に関心を持っていただくことにつながっていくのではないかと考えているところでございます。

【山田(朋)委員】群馬県では、県の選管と、群馬県内にある大学や短大や高専とかと協定を結ばれて選挙時にその周知を、一斉送信のメール登録とか、学生はいろいろしていると思うんです、大学から情報を流す。そういったもので選挙があるよということのお知らせをしたりとか、授業も様々な、主権者教育を盛り込んだ授業をやっていただいているということですが、あと、学生によるチームを発足させて各種啓発活動を展開したりしているみたいなんですよ。

だから、今のお話だと、選管からいただいたチラシ等を配布したり、学生の目につくところに掲示いただいたりしているようですが、一歩踏み込んで、学校で受けている主権者教育をベースに、学生たちが自主的に選挙に対する啓発運動に取り組んでもらっているようなんですが、そういった事例も参考にしながら、今後、県の選管と取組を強化する考えとかがないかを伺いたいと思います。

【門池学事振興課長】群馬県の取組というのを

お聞きしたところでございますけれども、今後、大学としましては、選挙の機会には学内の一斉メールのシステムを活用して、学生に対して選挙日程の広報とか投票の呼びかけを実施したいと考えております。

それから、学生のチームによる啓発活動、これにつきましては、今のところ、ちょっとそういう取組については検討はなされてない状況でございますけれども、大学の方にはそういったお話をいたしまして取組を促していきたいと考えております。

【山田(朋)委員】 学生もいろいろ忙しいと思いますけれども、一歩進んだ取組をしていただくと、もっと当事者意識というか、参加することに対して身近に感じていただいたりすると思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

学事振興課は県立大学に限らず、私立の高校、私立の大学もかかわっているものだと理解をしております。今後は、選管の方にも話をしたいと思いますが、県内全域で10、大学があるかと思うんですけれども、全体で取組ができるような形とか、各大学で連携を取りながらとか、取組ができるような形もつくっていただきたいなと思っておりますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

【中山委員】 県立大学の就職状況についてお尋ねします。

先ほど、部長の説明の中で98.0%、1.2%減ということでありましたし、県内就職者が29.7%で0.9%増ということでありましたが、昨年度とそう変わらないという状況であります。

そこで、パーセントはわかりましたけれども、実質的に就職者の数と県内就職者の数を合わせて、これは地域貢献という部分がありますので、就職者が長崎県の21市町にどういう形で就職

をされているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

【門池学事振興課長】 令和2年度の県立大学卒業生の県内の市町ごとの就職先の企業数と就職者数につきましては、県内の企業だったら本社の所在地であったり、県外の企業であったら主な支店という形で整理した粗い推計ではございますけれども、就職先の企業数では、長崎市で84社で57%、それから佐世保市が27社で18%、諫早市が9社で6%、時津町が5社で3%、大村市が4社で3%、それ以外の市町につきましては、概ね3社以内、1社か2社か3社というような形で就職をしているところでございます。

それから、就職者数でいきますと、長崎市で117人で63%、佐世保市で29人で16%、諫早市で9人で5%、そのほかの市町につきましては、5人以下ということで1人とか2人とか、そういったところで就職をしているという状況です。

それと、県内の市町で南島原市、それから東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、新上五島町につきましては、就職者がいないというような状況になっております。

【中山委員】 ありがとうございます。長崎市、佐世保市が多いということはよくわかるんですけれども、地域貢献からいえば、できれば21市町に少なくとも1人以上就職できれば大変ありがたいと考えておりますので、ぜひ幅広く就職できるように、ひとつ配慮方をお願いしておきたいと思います。

次に、先ほど総務部長から説明がありました県内就職率を上げる一つの切り札とすれば、県内高校生が県立大学にできるだけたくさん入学してほしいということ。それに向けて知事はじめ、一生懸命取り組んでいただいていることは承知しておりますので、ここ5年間ぐらいの県

内進学者の推移がわかれば教えてください。

【門池学事振興課長】 県立大学におきまして、入学生に占める県内生の割合につきましては、過去5年でいきますと、平成29年度に43.6%、平成30年度が48.5%、平成31年度が47%、令和2年度が50.3%、令和3年度が50.8%ということで、概ね上昇傾向にあるのではないかと考えております。

【中山委員】 ようやく50%程度まで来たということですから、これはさらに数字を上げていくためにどうすればいいかについて検討していただいていると思いますので、ぜひ60%程度まで引き上げるよう努力をお願いしておきたいなと思います。

次に、県立大学の就職状況について少し今年度の特徴と伺いますか、国際経営学科は令和元年度から令和2年度までに5.1%から20%に上昇しておりますので、この辺の分析と、逆に、情報セキュリティ学科は令和元年度に37.5%から令和2年度は6.5%に下がっておりますが、この辺の要因についてどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【門池学事振興課長】 県立大学生の県内就職で国際経営学科が昨年度よりも県内就職率が高くなっているということでございます。この要因につきましては、国際経営学科は英語教育に力を入れているというのがありまして、県外の有名な企業、例えば航空機業界であったりとか、観光業界であったりとかですけれども、そういったところの企業に昨年度は就職したということがございます。今年度は新型コロナウイルスの影響で、そういった県外企業が採用を控えたり、競争率が激しくなったりと、そういった状況がございまして、そうしたところの学生が県内の方を志向したということが増加の要因

であると考えております。

それから、情報セキュリティ学科につきましては、昨年度と比べまして県内就職率が大きく下がっておりますが、これも大学にお伺いしたんですけれども、その中では令和2年度の卒業生につきましては、セキュリティのスペシャリストを志向する学生が多かったということで、そういったセキュリティを専門的にやっているような企業が県内には余りなくて県外の方が多かったということ、それから、これもコロナの影響があるんですけれども、なるべく早く就職先を決めたいと希望する学生が多くて、県外企業の就職のオファーが早期に行われて、そこで就職を決めたという学生が多かったということで、今回、県内就職率が下がったというような状況でございます。

【中山委員】 コロナによって、国際経営学科については、プラス方向にいったけれども、情報セキュリティ学科については、専門性、スペシャリストを育てている関係で引き手が多かったということでなかなか難しいなと思いますね。ぜひ安定した形で県内に就職できるような方策を模索してほしいなと思います。

あと1~2点お伺いしますが、早期離職者が結構多いという話があって、正確な数字がわからないわけですが、県立大学、県内、県外を含めて早期離職者に対する調査というか、対応窓口があるのかどうか、どのような状況になっているのか、それについてお尋ねしたいと思います。

【門池学事振興課長】 県立大学の離職率の関係ですけれども、調査が結構大変ということで、過去、平成26年度に調査を1回実施しております。その時のデータとしましては、就職後3年目までの離職率が12%ということで、全国的に

見れば大体3割を超えるような離職率になっているんですけれども、大学においては、比較的に低いのではないかと考えているところでございます。

卒業生で離職した方に対する相談窓口というのは、特段設けてはいないんですけれども、令和2年度の卒業生から、在学時に大学で使用しておりましたメールアドレスを卒業後も使えるような仕組みにしております、大学の方からも卒業生に対して連絡が取れるし、卒業生の方からも大学に連絡が取れるという双方向のやり取りができるような状況になっておりますので、そういったところで卒業生が大学に離職の関係で相談することは可能と考えております。

今月、卒業生に対しまして、大学の現況をお知らせするメールマガジンの送付を予定しておりますが、その時に仕事に関する悩みがあれば大学に相談するようお知らせすることを今のところ予定しております。その相談があれば大学の方で関係機関につないだりとか対応できるようにしようとしているところでございます。

【中山委員】 一歩前進した取組をしているということではありますが、卒業したら知らないではなくて、卒業しても何らかの形で学校と絆を結んでいくということが必要だし、そのための方策も今考えているようですから、その辺をもう少し厚くしていく必要があると考えておりますので、よろしくをお願いします。

そこで、なぜ私が質問したかということについて少し基本的なことをお尋ねいたします。

県立大学からの県内就職につきましては、目標が44%ということでありまして、それからすると少し乖離が進んでいるということで、これは抜本的に見直しが必要ではないかなと、そういう観点から質問します。

基本的に多様なニーズの調査、徹底分析、政策の立案、成果、検証システム、ここが十分に確立しているのかなと危惧するわけです。その中でも多様な調査、そして分析、ここが非常に弱いのではないかと私は思います。

そこで、例えば、先ほどの問題もそうなんですが、企業等求人側、また、生徒・保護者の求職側、それと県立大学の教職員の意識、意向、それと若者の就職した在社中の意向、そして離職はどういう理由なのか、この辺を含めて徹底した調査が必要だと思います。その中でベストマッチングがどういうものなのか、ここを掘り起こしていくということが求められると考えているわけです。これは予算に関わる問題でありますので、この企業調査、調査分析についてはどのように取り組んでいくのか、私は十分でないと見てるんですよね。あくまでも44%を達成する目標を含めての話なんですね。

そうした面で、この辺について総務部長としてはこれでいいと思っているのか、いやいや、充実させていかないといけないと思っているのか、その辺を含めてお答えいただきたいなと思います。

【大田総務部長】 ご指摘いただきました44%の目標に対してということでございます。先ほどご説明申し上げましたとおり、0.9ポイントではあります、今年度少し上がったという中ではありますけれども、やはり29.7%という率は非常に低いものと考えております。

その中で、先ほど課長も答弁申し上げましたけれども、それぞれの学科、学部において、なぜ当該年度は低かったのかということにつきましては、学生の聞き取りなんかも含めて今進めているところでございます。

ただ、一方で目標に向けて、44%に向けてと

ということにつきましては、おっしゃるとおり、少し内容の分析ということが必要となってくると思っておりますので、こちらにつきまして、先ほどちょっと調査の仕方が難しいということも発言がありましたけれども、実際、卒業生をどこまで追いかけるかということにつきましても、少しやり方の工夫といったこともあると思いますので、どういった調査、あるいは分析ができるかということにつきまして、県大と改めて議論してみたいと思います。

【中山委員】総務部長、議論はもう今までもやってきたと思うんだけどね。これは県政の中で最重要課題の一つなんですよ、若者の県内定着というのは、特に県立大学ですからね。そうになると、やはり難しいとか、費用がかかるとか、こういうのが理由になるのかどうかという問題なんですよ。

私は、これは外注して専門家に調査・分析してもらわないと、内部だけの調査では、この壁は抜けませんよ。30%前後というならね、それは今の方法でいいかもしれないけど、44%ということ掲げている以上は、難しいかもしれないけれども、最大限やっていく必要があると思うんですよ、掲げた以上は、ここまでやったけど無理だということですね。

あなたたちは、政策については、情報さえわかれば的確に打ちきるんですよ。それだけの能力は十分ある。しかし、調査と分析が、限られた見方しかしてない。やはり多角的な角度から分析があつてないと私は思うんですよ。

そこで、外注を含めて、どういう調査をするのか、どういう分析をするのかを含めて、外注を含めて令和4年度の予算に向けてぜひ取り組んでいただきたいと思うんですけれども、再度、総務部長にお尋ねしたいなと思います。

【大田総務部長】ご指摘いただきました調査あるいは分析の関係でありますけれども、外注するかどうか方法論はありますけれども、先ほど申し上げたとおり、現状の分析というのは非常に重要なことだと思っておりますので、令和4年度の予算に向けまして、どういった形で44%を達成していくかということを含めまして改めて県大の方と議論していきたいと思えます。

【中山委員】現状分析が一番大事です。これはあなたたちの仕事であつて、これが十分でないということになると問題ですよ、はっきり言って。もうこれだけ議論されたんですから、現状分析については、明確にわかつておかないといけない。

なぜわからないかということ、やはり分析する力がないんですよ、方向性が。同じ方向からしか見ないから、なかなか問題までたどり着かないわけですよ。あなたたちの現状分析、外注した専門家の現状分析と同じであつても見方が変わってくると思いますよ、私は。その辺を含めて抜本的に1回見直しをしないことには、このままずるといいますよ。3年前までは34%までいっていたんですよ、それから29%まで下がっているではないですか。3年前が29%で、現在が34%というなら、総務部長の言うことも少しは理解するけれども、34%から29%に下がって、そして44%というのは変わってないわけでしょう。若者の県内定着というのは、県民の悲願ですよ。これを突破するために、県立大学でやりきらなければ、ほかの私立学校なんかに言えるはずないではないですか。ぜひ来年度の予算に調査費を盛り込んでいただくことを強く要望しておきたいと思えます。何か答弁ありますか。

【大田総務部長】少し繰り返しになってしまい

ますけど、現状の把握というのは当然やっておいてしかるべきでありますし、分析につきましても、我々としては、ある情報の中で分析をしているつもりでありますけれども、そこに対しまして外注、外のご意見を伺えというお話をいただきましたので、先ほど申し上げました方法いかんも含めまして、県立大学と令和4年度予算に向けまして検討をしっかりと進めていきたいと思っております。

【浦川委員長】 ほかにありませんか。

【麻生委員】 3項目ほどお尋ねをしたいと思っております。通告しておりましたので、一部、共通する面があると思っておりますけれども、お尋ねしたいと思っております。

一つは、私学定員数と公立高校の定員の関係で、7対3という県内の公立と私立の比率があります。今、一部、県内の公立高校が定員割れしながら、私立高校も一部、定員にいてないところもありますけれども、諫早の鎮西学院高校なんかは大幅な定員オーバーの状況があるように思っております。

県内のこういう私学の状況と公立の実態がわかれば教えていただきたいと思っております。

【門池学事振興課長】 私立学校におきまして、入学定員に対する入学者は、麻生委員ご指摘のとおり、定員を満たしている学校もありますが、多くの学校において定員が割れているというような状況がございます。

公立高校におきましても、郡部であったり、離島であったり、そういったところの高校の定員割れが起こっているような状況でございます。

【麻生委員】 今、私立学校も590万円以下は無償化ということができて、ある程度の親の負担がなくなったということで、授業料が払えないで退学する者は減ってきていると思っております。課

題は、私立高校を含めて魅力ある学校をどうつくっていくのかということがあるし、各学校の創立の理念とか校則だとか目標がありますから、立ち入ることができない状況があるように思いますけれども、学事振興課として、どう私学を支援していくのか。また、公立とのバランスを含めていろいろ相談があるように思いますけれども、そういうことで多くの課題をどう見ていらっしゃるのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

【門池学事振興課長】 麻生委員のご指摘のとおり、就学支援制度が導入されまして、私立学校の授業料の負担というのは、概ね軽減がなされているということもありまして、募集定員につきましては、公私比率が7対3という形で概ね設定はしているんですけれども、実際に入学者の比率で見れば、私立学校が3割を徐々に超えてきているような傾向がございます。特に、就学支援制度が平成26年度に拡充されまして、そこからは30%から31%台ぐらいで推移している状況でございます。私立の生徒の募集については、追い風が吹いているのではないかと考えております。

それと、令和2年度からは、さらに制度が拡充されまして、年収590万円未満の世帯については、授業料の負担は、ほぼなくなっているような状況でございますので、今後、さらにそういった生徒募集のプラス材料になるのではないかと考えているところでございます。

定員充足が厳しいような私立学校においては、こうした制度を十分に中学生等にPRしていただくということ。もう一つ、学校の魅力ですね、それぞれ私立学校には特色がありますので、そういったところをしっかりと高めていただくような取組が必要ということ。これにつきまして

ては、県も魅力を高める事業に対して補助を実施しておりますので、そういった制度を活用していただいて定員を満たすように努力していただきたいと思いますと思っているところでございます。

【麻生委員】わかりました。私学については、少子化時代を迎えて今後も課題は多くなってくるかなと。その中で、一部授業料無償化、590万円以下の状況が、聞くところによると、6割近い学生の状況になっているという話を聞いていますので、有効に活用してもらいたいと思っております。しっかりと個々の魅力を高めてもらいながら取り組んでもらえればと思っております。わかりました。

それでは、3項目目の県立大学の地域貢献の問題についてお尋ねしたいと思います。

先ほど、中山委員から県内の学生就職について質問がありましたけれども、県立大学の実態の中で、定員割れはしてないと思えますけれども、今の県内生、県外生の割合がわかれば教えてもらうことができますか。

【門池学事振興課長】今年度、県立大学全体で見れば、県内生が48.8%、県外生が51.2%ということで、県外生が若干多い状況にありますけれども、先ほどご説明したとおり、入学者に占める県内生の割合というのは徐々に高くなってきておりますので、このあたりは徐々にまた変わっていくのではないかと考えています。

【麻生委員】ところで、県立大学はシーボルト校と佐世保校がありまして、地域貢献ということでいろいろ課題もあるかと思えますけれども、一部、シーボルト校のサイバーセキュリティ関係を含めて、企業関係の取組をもっと一緒になってやるべきではいかという声もあって、長与町等を含めて連携して取組を進めている、一部あっせんしている話も聞いているんですけ

れども、県立大学を所管する学事振興課として、今後どういう形で問題、課題について後押しするか、また、学外と共有した情報交換をされているのか、わかれば教えてください。

【門池学事振興課長】県立大学と長与町におきましては、包括連携協定を結んでおりまして、小学生のプログラミングの教室とか幼児の健康教育、そういう事業に今取り組んでいるところでございます。

長与町においては、町の特性を生かした企業誘致について取組を進めていくと聞いております。大学としては、そういった町の申出に応じて、人材育成とか、共同研究とか、そういったところの協力をしていきたいと考えております。

それと、令和5年度に完成を予定しております情報セキュリティの産学共同研究センター、まだ仮称でございますけれども、その建設を進めておりまして、そこで企業との共同研究や、地場産業の振興や、それから企業誘致の推進、これを目的として建設を進めているところでございますので、そういった施設を活用しながら長与町と連携していきたいと考えております。

【麻生委員】企業誘致についてはわかりました。しっかりと成功事例が出ればいいかなと思えます。

地域貢献の問題についてお尋ねしたいんですけれども、抜けておりましたので。要は、大学として地域と関わり合っているということが大事な視点かなと思えます。大学の状況でいうと、なかなか垣根が高くて地域との一体感が阻害されたりということもありますけれども、佐世保校においては、地域貢献等の連携を含めた取組を新しい学舎として検討されていると思えます。

こういう、大学として地域を巻き込みながら、大学をオープン化していろいろな形でやっても

らう。今、市民講座等の講座を設けていらっしゃると思いますけれども、新しい戦略として地域に馴染んでもらう、皆さんに大学を知ってもらう、そういうオープンな取組が必要かと思えますけれども、それについての取組、また、指導はどういう形になっているのか、教えてください。

【門池学事振興課長】地域貢献につきましては、県立大学に求められている大きな役割の一つと考えているところでございます。大学の中期目標においては、地域貢献ということを掲げておりまして、共同研究であったり、生涯学習拠点の機能の強化、こういうことを進めているところでございます。

具体的には、大学の図書館であったり食堂、そういった施設の開放であったり、公開講座を開催したり、企業との共同研究であったり、高校への出前講座、こういったことを実施しているところでございます。

現在、佐世保校の建替えを進めているところでございますけれども、新たに地域交流棟を設けるようにしておりまして、その中で市民の、佐世保の、地域の住民の方々の利用というものも想定しておりまして、そういった機能を持った部分を地域交流棟の中にも設けておりますので、そういった中からまた地域貢献という形で進めていけるものと考えております。

【麻生委員】佐世保校には2,000人の学生がいるということになれば、これは相当なパワーだと思えますよ。また、地域に及ぼす影響というのは大きなものがあると思います。毎年、新しい18歳以上、20歳近くの学生が来るわけですから、これは本当にパワーだなと思っております。だから、しっかりと地域に愛される大学に、なっているとは思いますが、さらに

磨きをかけていただきたいと思います。

最後に、そういった中でイノベーションといえますか、技術革新とか、さっき言ったように、地域と一緒に教育研究をやるという話がありましたけれども、今日は、西海市が連携して教育研究をやって、農業関係の取組をいろいろするんだよという話がありました。地元の市町が、県立大学も含めて地元にあるのではないかと、そういう思いがあったので、もっといろんな形で、県立大学が持っているパワーだとか、連携していろいろなものを、今回、議会と連携していろいろやる話はあるんですけど、もっともっと地元地域との連携もあるのではないかと思いますし、また、大学が持っているイノベーションといえますか、技術革新といえますか、そういった取組がなされていく形で後押しができないのかと思いますけれども、担当課としてどうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

【門池学事振興課長】県立大学におきましては、地域活性化の取組としまして、一つは「しまなびプログラム」というのをやっております。全学生が島に行きまして島の地域課題を見つけまして、それに対する解決策の提案を行っているということ。あと、先生方のゼミの中で地域活性化に関する取組も実施をしているところでございます。それから、学生が自主的に起業サークルというものを設けまして、その中で起業について考えているところもございまして、実際に近年であれば佐世保市にそういった起業によりまして店をオープンしているような学生もいるところでございます。

大学では、そういった取組に対して、「県立大学やるばいプロジェクト」というものを創設しておりまして、学生の企画とか、そういう活動に対して奨励金を交付する制度を設けており

ます。

そういう中で、例えば、「しまなびプログラム」が契機になって、壱岐牛を使ったライスボールの商品開発であったり、学生が自主的に映画を作成して公開している、こういった事例も生まれております。

こうした取組が地域活性化につながるものではないかと考えているところでございます。

【麻生委員】わかりました。それぞれ独自に頑張っていらっしゃると思います。全部の先生たちも含めて、限られた予算でやった面もあるので、ぜひ地域に密着した取組を含めて、しっかり後押しをお願いしたいなど。逆に県内就職ということで、ただ企業だけではなくて、地域のコミュニティービジネスだとか、いろいろなやり方があると思います。そういうことで魅力があれば、やっぱり佐世保に残ろうかなという率も上がると思いますので、双方向で連携して、今、地方の時代とも言われていますし、ワーケーションだとか、そういう形の取組ができますので、大学のイノベーションを含めた地域おこしみたいな形も取り組んでもらいたいなど。それには、それなりの予算も要るでしょうから、ぜひ検討してもらって地域につながるような取組を後押ししてもらえばと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【堀江委員】それでは、通告に基づきまして、性別で分けない名簿、男女混合名簿について質問いたします。

令和2年、昨年2月定例会で学事振興課長は、「県内の私立の小・中・高等学校で男女共学になっている学校が23校ありまして、その中で混合名簿を活用されている学校は9校、約4割が活用されています」と答弁をしています。さらに、

次のようにも答弁しています。「県教委において、来年度から性別で分けない名簿を使用することを各学校に依頼したという情報は、学事振興課でも把握をしております、これに合わせて私立学校に対しまして年3回、校長会、教頭会というのがございますが、昨年からの校長会、教頭会において、そういった名簿の使用を各学校にお願いしているところでございます」と。

そこで、質問いたします。性別で分けない名簿、男女混合名簿の使用状況を把握しておられますか、答弁を求めます。

【門池学事振興課長】県内の私立の小学校、中学校、高等学校におきましては、全ての男女共学の学校で男女混合名簿が導入されているところでございます。

【堀江委員】現在は、全て、男女共学のところにつきましては、混合名簿を使用されているということですが、私が今、議事録を読みましてとおり、令和2年2月の時点では半分にも満たなかった状況なんです。この1年ちょっとで100%になったというこの現状について見解があれば教えてください。

【門池学事振興課長】令和2年度から、この男女混合名簿を導入した学校に確認をしたところ、校長会、教頭会等で学事振興課からの呼びかけがあったということと、もう一つ、社会情勢の変化を踏まえて導入を決めたと学校の方から聞いているところでございます。

【堀江委員】社会情勢の変化ということでは、例えば、男女平等教育、男女共同参画社会、あるいはLGBTへの配慮、そういったことの意味と理解ということはいいんでしょうか。

【門池学事振興課長】そういう男女平等、男女機会均等、こういった流れを酌んで導入したと

いうところでございます。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【千住委員】通告は、緊急時の学校活動一律制限の条例制定についてということで、どこまで書いていいのかわからなかったんですけども、上げました。

4月後半から5月中旬にかけてコロナの感染も増えていて、県立学校等には、県外との交流とか、県外には行かないようにという通知が出て、部活動とかにおいて交流もなかったと、大会にも参加してないというような状況の中、例えば、5月の連休の時には、私学はそれに準じている、守った学校ももちろんあったんですけども、一部では県外との試合であったり交流であったりを行っているというようなところがあったんですけども、そのあたり、県立高校はきちっと守っている学校ばかりだったんですけども、私学に関しては、どんな指導をされたんでしょうか。

【門池学事振興課長】コロナウイルスの感染状況に応じて、県立学校では、部活動について、こういうことを制限しますとか、そういった通知がなされておりまして、それにつきましては教育委員会から情報を提供いただきまして、私立学校にもそういった通知を流して取組を促しているところでございます。あと、県の校長会とか教頭会といった場面においても、学事振興課から、県外遠征とか他県との交流、これについては自粛するように強く働きかけていたところでございます。

【千住委員】強く働きかけた結果、実際どうだったかというところは把握されてますか。

【門池学事振興課長】正式に学校の方から聞いておりませんが、中には県外への遠征とか実施した学校があったと聞いているところでございます。

ます。

【千住委員】それに対して指導はされなかったんですか、されないんですか、今後というか。

【門池学事振興課長】私どもとしては、そういう会議の場を通して指導しておりまして、先ほどお話しした件につきましては、学校の方から正式に報告を受けていないということもありまして、その情報が正しいかどうかということも精査できてなかった状況もありまして、特段、学校の方に確認というのはしておりません。

【千住委員】指導されているということなんですけど、実際、それを聞いてなかったら指導にはならないと思うんですよね。実際、地域住民の方も大変不安に思っておられるところもありましたし、全国でも幾つか学校の部活動を通じて感染が広がっているということもあった中で、万が一、感染があった場合というのは、実際、各学校で責任をとることになるかもしれないんですけど、各学校の範囲で収まるものではないと思うんですよね、影響でいけば。多くの方に非常に影響を及ぼすと。

そういった中で、県立学校はちゃんとそれをやると、でも、私学はやらないということになると、平等性とかではなくて、余りにも影響が大き過ぎるので、こういうコロナとか緊急事態において、指導だけでなく、強制力を持たせるようなものがもっと要るのではないかと。今でいう、通知を出して校長会で指導をしますとなってますけど、それを守らないところがあるのであれば、もっとより強制力のあるものが必要ではないかと思うんですけども、それで条例の制定でもと書いたんですけども、それについてはいかがですか。

【門池学事振興課長】新型インフルエンザの特別措置法というのがございまして、その中で住

民に対する外出の制限であったり、学校に対する施設の利用制限、そういった要請、それから命令、外出制限については命令はできないんですけれども、そういった規定が定められておりました、施設の利用制限について命令とか、そういうのに違反した場合は罰則が課されるような事例がなされております。ただ、先ほども申し上げましたけれども、住民の外出規制については要請という形になっておりました、命令権とか罰則規定というのは定められていないところでございます。

ですから、そういったところについては、こちらから強くお願い、要請するところが今できる手段ではないかと考えております。

【千住委員】今の段階では、そこまでしかできないということはわかるので、それ以降、もう一步踏み込んだ形がとれないかということだと思うんですよ。万が一あった場合に影響はすごく大きい。地域の方も不安に思っていると、本当それでいいのかとと思っている中で、それを学事振興課としては、指導してますから、それは学校に言ってくださいというだけでは、住民の方もそれは納得いかないと思うんですよね。なので、もう一步踏み込んだ形で強制力を持たせるようなことというのは、できないんですか。

【大田総務部長】ご指摘の件でございますけれども、ご案内のとおりでございますが、公立学校につきましては、学校の設置者という立場で権限を持って行使できるという形でございます。一方で、我々も非常に悩ましいところであるんですけれども、私立学校に対するところは、法的な権限はまずございません。

そういった中では新型インフルエンザの特措法、あるいは条例制定というアプローチということになると思うんですけれども、特措法の中

でも人の行動制限ということにつきましては、非常に慎重な判断をしていると。施設の使用制限というのは命令までいけるんですけれども、人の行動制限というところは、法律をもってしても、そこが限界という形でありますので、我々としては、人の行動制限をかけるというアプローチはなかなか難しいということの中で、そこは学校に誠意を持って対応いただくということしか現状とり得ない、あるいは今の法体系上はとり得ないものと考えておりますので、まずは公立の取組をしっかりと強い形で私立に対してお話をするというところで、どうにか学校側に自粛を促すという形でやっていきたいと考えております。

【千住委員】行動制限というところの解釈は、いろいろあると思うんですけれども、全く、あくまでも今回は、部活動なので、部活動に対してもうちょっと、例えば施設の制限をもっと強くかけるとか、そういったところはできると思うんですよね。そういったところも踏まえてもう一步踏み込んだ要請といえますか、そういったこと、あるいは罰則ではないんですけれども、そういったことができないかということなんですか。

【大田総務部長】施設の使用制限につきましては、これはご案内のとおりでありますけれども、昨年の緊急事態宣言、5月あたりですけれども、これは一斉休校という形でやってまいりました。それ以降につきましては、あの時のある意味研究の結果ということもありまして、一斉にそういう措置をとるというのは難しいという状況でございます。それは公立でできないことですので、私学に対してそれを求めるというのは、現状、できないものと考えております。

ただ、部活動が施設の使用制限ということま

ではいけないんですけれども、本当に蔓延防止の観点、あるいは市中にそういった形でリスクが潜んでいる時に必要かどうかというところにつきましては、改めて、やはり要請という形にはなりますけれども、私学の方々に対して機会を設けまして、こういった危険性があることをしっかりと説明を申し上げるということにとどまらざるを得ないかと考えております。

【千住委員】ぜひそこを真剣に検討していただけないかなと思います。地域住民まで巻き込むことになるので、そこは法律でできないのであれば、県独自としてそういった制限をかけるというのは、全くできないことはないと思うんですけれども、そのあたりぜひ今後課題として検討してもらえたらと思います。万が一、出たらどうするのかと思うと、もう目も当てられないような状況かなと思うので。実際、子どもたちがそれでもし何かあった場合には、実際、その子だけではなくて、学校の子、あるいは関連するところまで全部被害が及びますので、そのあたりをもうちょっと考えてもらいたいなと思います。よろしくお願いします。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまです。私からは2つ質問をさせていただきます。

まず、ワクチン接種に伴う県立大学、また、私立学校での誹謗中傷への対応ということです。

現在、64歳以下、職域接種などが広がって、現役世代、我々にも接種する機会が近づいておりますし、既に接種された方もいらっしゃいます。県内の大学でも、大学校内での集団接種というような話も出てきております。

そういった中で、県立大学の学生さんも、今後、ワクチン接種をするという時期が近づいてくると思います。一方でワクチン接種というも

のは、本来、個人の意思で接種するものです。それぞれの考え方があって接種すると思いますけれども、そこで差別やいじめ、誹謗中傷、そういったことの懸念が今全国的にも言われている中で、県立大学でどのように学生に対してこの件について指導、また対応をしていくのか、ご教示願います。

【門池学事振興課長】県立大学におきましては、学生、教職員に対しては、大学内でワクチンを接種するように国に申請をしているところでございます。

そのワクチン接種に当たりましては、学生に対して希望を調査するようにしているところでございますけれども、その際に強制ではないということ、個人の判断を尊重するということを説明して希望を取っているところでございます。

それから、ワクチンの効果とか接種に当たっての留意点、こういったことの動画を作成しまして県立大学のホームページで公表しております。県立大学生に限らず、広く県民へ周知を図っているところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。そもそもワクチンの効果とか、そういったことを大学生にしっかりと、まずは知らせるということが一番大事なことかと思えます。

しかしながら、その後、誰が打ったとか、自分は打たないとか、そういうことで特定というか、そこをすごく懸念をしますし、また、先生方の方から学生に対して、例えば、自分の研究室は全員打てとか、そういう強制とかがあったら、それは決して好ましいものではないということで私は考えておるんですけれども、そういったところまで踏み込んで誹謗中傷の差別などの対策をぜひとも行っていただきたいんですが、そのところも含めていかがでしょうか。

【門池学事振興課長】先ほども申し上げましたけれども、決して強制ではないと、個人の判断を尊重するというところにつきましては、教職員の方に対しても徹底するように周知をしております。うちのゼミで誰が打ったんだみたいな話は恐らく出ないように対策をしていると考えております。

それと、学生に対しては、そういう意識啓発をしておりますので、「おまえ打ってないだろう」とか、そういった話はなるべくしないように呼びかけてはいるところでございます。

仮にそういったことで、例えば、打ってない学生が差別を受けたりとかした場合の相談窓口としては、県立大学の学生支援課であったり、あと、保健師さんであったり、カウンセラーの先生方がおりますので、そういったところに相談していただいて対応を進めていきたいと考えているところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。改めて学生さんに対しても、特定をしないこと。そして、先生方に対しても、学生に対して強要するようなこと、また、打ったかどうかの確認行為、そこを必ずしないように改めて徹底をいただければと思います。

同様に、私立学校でも、これは同じような懸念がありまして、年齢が下にいけばいくほど、そういうことでの被害、差別の影響、また、起こり得る可能性は上がるのではないかなと考えています。私立学校に対してどのような指導をしていくのか、お知らせいただけないでしょうか。

【門池学事振興課長】私立学校に対しましては、6月に国の方から新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の考え方、それから留意点、こういった通知が来ておりまして、ワクチン接種の

有無で差別とかいじめが起きることがないように、県の方からも対応をお願いしているところでございます。

【中村(泰)委員】国から1週間前ぐらいにそれが出たというのは、私も聞いてます。ただ、それを拝見すると、本当に、要は、誹謗中傷などが起こる可能性があるので対応するようというところまでだったと思うんですね。実際に具体的に学校内で、どういう形で差別なり誹謗中傷が起こるのかという具体的な想定をしているのかどうかというのが、その文科省の文書を読む限りでは、そこまでの指示というのではないように私は感じましたので、ぜひとももう少し踏み込んで県からもご案内いただきたいですし、可能ならば、私学間のそういったところでの協議する場とかをぜひともとっていただいて、そういったことが起こるのか具体的に想定していただいて、その対策も含めて関係者で協議する場などを持っていただきたいんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【門池学事振興課長】私立学校におきまして、ある意味、いじめと似たようなお話になると思うんですが、そういったいじめの早期発見とか、早期対応とか、そういうことに対しては教員に対しても研修を行っておりますし、児童生徒に対しても、そういったお話というのは常々差し上げているところでございます。

それと、私学間で協議をする場につきましては、今のところ、そういった場はございませんけれども、私立学校間で通常に会合を持つ機会が年に数回ございます、中高協会の関係の会議とか、そういうのがございます、あと研修会もございますので、そういった場を通じて活用を図りたいと思っております。

【中村(泰)委員】では、そういう形でぜひとも

やっていただければと思います。

次の質問に移ります。長崎県下大学生と長崎県出身の県外大学生を対象とした政策コンテストの開催ということで、若者定着課との連携になるかと思えます。ただ、ぜひとも県立大学主導でこういったことを進めていただきたいという思いで質問をさせていただきます。

県内就職率向上のためには、やはり長崎が好きとか、長崎に貢献をしたいとか、そういう思いが一番大事ではないかなと。私自身の大学生の時を振り返ってみても、そういうことを私自身は考えています。さらに、体験をしてもらいたいということが非常に重要であろうと思っています。

そこで、質問項目ですけれども、県下の大学生と県出身の県外大学生、こういった方々を対象とした政策コンテストを開催していただきたいと思うのですが、まずはお考えをお知らせいただけないでしょうか。

【門池学事振興課長】人口減少対策におきましては、県外流出の大半が若年層が占めるということもございまして、その同世代である大学生の意見は非常に参考になると考えているところであります。

現在、県では、県政150周年を記念しまして、「長崎の未来に資する政策提言」を広く募集しているところで、それについてはどなたでも応募が可能ということもございまして、大学生に対しても応募を呼びかけるようにしているところでございますので、そういった場を活用していただきたいなと思っております。

それと、学生の声を聞く機会としまして、今年度、「夢や希望あふれる長崎県」を実現するために「ながさき若者ミーティング」を開催しておりまして、大学生を含めて若年層の率直な

意見をお聞きするような場を設けているところでもございます。

それから、県立大学におきましても、「しまなびプログラム」とか、地域の課題を学生が探究して解決策を提案する取組も行っておりまして、そうした取組の中から解決策が提案されれば、そういったところも参考にできるのではないかと考えております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。今のご答弁は、どちらかということ、学生の意見を県の施策に織り込むというような趣旨も含めてのご回答だったかなと思いますけれども、私の意図としては、どちらかということに、学生が提案する政策が使えるかどうかというのはまた別のところで、多くの学生に参加をしてもらって、また、大々的にやることで学生が、要は長崎に触れる場所を積極的に提供したいという思いなんですね。

確かに、例えば、県立大学のある学部で、しまなびですか、離島での経験とかそういったことをされているのは私も存じ上げてますし、若者ミーティングの議事録も拝見させていただきました。

ただ、できれば県を挙げてインターンシップみたいなことができれば、他大学も巻き込みながら、他県にいる県外の出身者も巻き込みながらインターンシップができれば、インターンシップというか、政策に関してのインターンシップができればすごくいいかなと思うんですけれども、そのことについてできればご回答いただきたい。

【門池学事振興課長】政治に興味を持つ、政策の検討に資するようなインターンシップということにつきましては、県立大学では公共政策学科において、行政機関に対してインターンシッ

ブなんかを実施しているところもございます。今度、県議会との包括連携協定の中でも、議会にインターンシップに行くような動きというのもございますので、そういったところから新たな政策みたいなところは生じてくるのではないかと考えているところでございます。

【中村(泰)委員】県の意向としてはわかりました。ぜひとも民間企業も巻き込みながら、こういったことをやっていけば、民間企業の就職も含めた上での広く価値のあるインターンシップにもなろうかと思っておりますので、前向きに検討いただければと思います。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに質問がないようですので、以上で質問を終了いたします。

それでは次に、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時30分 休憩

午前 11時30分 再開

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査は、これにてとどめ、午後は1時30分から再開し、教育委員会関係の審査を行いたいと思います。

お疲れさまでした。

午前 11時31分 休憩

午後 1時30分 再開

【浦川委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

審査入ります前に、理事者側から、人事異動後これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介がありますので、これを受けることにいたします。

【平田教育長】本日、出席しております教育委員会事務局の新任幹部職員をご紹介します。

〔各新任幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【浦川委員長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【浦川分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

教育長より、予算に係る報告議案の説明をお願いいたします。

【平田教育長】教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第4号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分であります。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 教育委員会」をお開きください。

先の2月定例県議会の本会議において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております令和2年度長崎県一般会計補正予算について、歳入予算で7,013万円の減、歳出予算で11億3,418万1,000円の減を3月31日付けで専決処分いたしました。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

【浦川分科会長】以上で説明が終わりましたの

で、これより、予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【堀江委員】 報告第4号「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」関係部分のうち、横長資料の33ページ、教育指導費の中の補正額3,751万円について質問をいたします。

この報告第4号は、実態に合わせての補正ということで当然理解をいたしておりますけれども、今回の教育指導費の中の高校生の離島留学推進事業等ということですが、令和2年度は県外の留学生に対する帰省費の補助なんかも創設された年でもございますので、どういうことの減なのかということもこの際説明をお願いいたします。

【狩野高校教育課長】 高校生の離島留学推進事業費につきまして、まず一つは、毎年、夏休みを活用しまして上海の中国語研修、また、釜山の韓国語研修を実施しておりますが、昨年度はコロナの影響で実施できなかったということの減でございます。

それから、今、堀江委員からご指摘がありました離島留学生の帰省費補助の実績の減もございます。コロナの影響で実家に帰省しなかった生徒もおりまして、また、学割とか早割を使って帰省した生徒もおりましたので、その実績減でございます。

もう一つは、8月に、次年度、入学を希望する保護者、また生徒を離島に招いてオープンスクールであるとか生活環境を見ていただく宿泊体験を実施しております。8月がコロナの影響でできなかったということで、秋に実施したんですけれども、参加者がこちらの想定よりは少なかったということで減をしております。

【堀江委員】 今の課長の説明は、当初予算の教

育指導費の説明の欄の中の高校生の離島留学推進事業費に関わる内容だと理解をいたしました。横長資料33ページの説明、事業概要のところには、「高校生の離島留学推進事業等」ということが書いてあるんですが、主には高校生の離島留学推進事業費ということで理解をしていいのか。例えば、夜間中学の設置調査研究事業であったりとか、これは、ほかのは余り影響ないということですか。

【狩野高校教育課長】 そのほかにもございまして、今、委員からご指摘があった夜間中学の設置調査研究事業費ということで、他県の先進校の視察を考えていたんですが、コロナの影響でできなかった分の旅費を減しております。その他キャリア教育・産業教育指導費の中で民間の講師を学校に招聘して最先端の実験や講義などをやっていただく事業があるんですけれども、それもコロナの影響でオンラインで実施したということで旅費等がかからなかったという部分も含まれております。

【浦川分科会長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

報告第4号のうち関係部分については、原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号のうち関係部分については、原案のとおり、承認すべきものと決定されました。

【浦川委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

教育長より総括説明をお願いいたします。

【平田教育長】教育委員会関係の議案について、ご説明をいたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料 教育委員会」の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第99号議案「職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第106号議案「長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例」であります。

第99号議案「職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」は、行政のデジタル化に向けて押印等の見直しを行うため、所要の改正をしようとするものであります。

第106号議案「長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例」は、長崎県立長崎図書館郷土課に整備する集会・研修室及び駐車場の使用許可に関する事項及び使用料の額を定めるため、所要の改正をしようとするものであります。

なお、第106号議案につきましては、後ほど生涯学習課企画監から補足説明いたします。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

1ページの下段をご覧ください。

県立高等学校改革の推進について。

令和2年3月に策定した「第三期長崎県立高等

学校改革基本方針」に基づき、令和4年度から5年度に実施する施策をまとめた「長崎県立高等学校教育改革第9次実施計画」を策定いたしました。

主な内容は2点あり、1点目は、松浦高校において、令和4年度から普通科を改編し、本県初の新たな普通教育を主とする学科として「地域科学科」を設置いたします。これは中央教育審議会答申による普通科改革を踏まえ、地域や社会の未来を担うリーダーの育成を図るため、地域社会から得られる様々な分野の知見を学ぶことにより教養を深め、現在及び未来の地域社会が有する課題や魅力に着目した科学的・実践的な学びに重点的に取り組む学科を設置しようとするものであります。

2点目は、令和5年度から、長崎北陽台高校、佐世保南高校、島原高校、大村高校、猶興館高校の5校において、現在の理数科及び普通科の一部を改編し、教科横断的な探究型学習に協働的に取り組む学科として文理探究科を設置しようとするものであります。文理探究科においては、今後新たに生じる課題に主体的に取り組み、科学的思考力や国際性を身につけ、ふるさと長崎や世界の未来を拓くリーダーの育成を目指してまいります。

また、同じく第三期基本方針に基づき、入学者数が定員を大きく下回っている宇久高校、豊玉高校、上対馬高校、西彼杵高校の4校に、本年度、県や地元関係者等で組織する協議会を設置いたしました。協議会では、期間を定めて当該高校の活性化策について協議した上で、魅力化に向けた取組を地元関係者と県が一体となって進めてまいりたいと考えております。

3ページをご覧ください。

全国及び県学力調査について。

全国学力・学習状況調査につきましては、例年、4月中旬に実施されておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、5月27日に国語と算数・数学の2教科が実施され、県内全ての公立小学校6年生、中学校3年生が参加いたしました。

本県独自の県学力調査につきましても、小学校5年生の国語、算数、中学校2年生の国語、数学を全国学力・学習状況調査と同日に、中学校3年生の英語を翌日に実施いたしました。いずれの調査につきましても、県内児童生徒の学習の定着状況を把握し、今後の学習指導に生かすための貴重な機会となっております。

県教育委員会といたしましては、県内児童生徒の学力向上のために、市町教育委員会及び学校において有効に調査結果を活用することができるよう支援してまいります。

3ページの下段をご覧ください。

教職員の体罰について。

県教育委員会では、体罰の根絶を最重要課題の一つと位置づけ、平成24年度から毎年、教職員及び児童生徒・保護者に対して体罰の実態調査を実施しております。

令和2年度の調査結果では、体罰件数が30件、体罰を受けた児童生徒は52人で、前年度と比較し、件数で9件、児童生徒数で27人減少しました。これは体罰根絶に向け、平成29年度から体罰によらない指導について全ての教員が目標を設定し、校長面談において成果を確認する取組や体罰で指導を受けた教諭に対してアンガーマネジメント研修等を義務づけ、学校内での計画的なフォローアップを行う「体罰の再発防止のための指導力向上研修」を実施するなどの取組を継続して行ってきた成果であると考えております。

しかしながら、未だ体罰の根絶には至っておらず、今後も引き続き各種研修会等のあらゆる機会を捉えて体罰根絶に向けた取組を強力に推進するとともに、体罰を許さない環境づくりを目指し、教職員の意識改革を進めてまいります。

4ページ下段をご覧ください。

高校生の進路状況について。

文部科学省が5月18日に公表した令和3年3月末現在の公立、私立を合わせた高校生の就職率は、全国で97.9%と前年を0.2ポイント下回っております。

本県の公立高校でも99.1%と、県外求人数の減少等を受け、前年より0.4ポイント下回る結果となっておりますが、各学校の粘り強い進路指導や各種支援事業によって、昨年度に引き続き、全国平均を上回る高い就職率を維持しております。

なお、公立高校の県内就職割合は67.5%で、昨年同期と比較し4.5ポイント増加し、過去最高となっております。

今後、県教育委員会としましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う企業の採用状況を注視しながら、県立学校に配置しているキャリアサポートスタッフに対し、県内企業の求人情報収集や進路相談への対応など、生徒の就職支援をより充実できるよう、指導、助言してまいります。

また、長崎労働局や産業労働部など関係機関と連携を密にして県内企業に関する情報を積極的に提供するなど、高校生の県内就職率の向上に努めてまいります。

また、今春の公立高等学校における大学等への進学については、卒業者数に対する進学者数の割合が、前年度比0.9ポイント増の67.7%となっております。昨年度から従来の大学入試センタ

一試験に代わる大学入学共通テストが実施され、大学教育の基礎力となる知識・技能や思考力、判断力が問われる試験となりました。

県教育委員会としましては、このような変化に対応するため、「教育の情報化推進プロジェクト」や、「これからの社会を生き抜く力を持ったグローバル人材育成事業」などの取組を行うとともに、各学校が高校生に身につけさせるべき力を明確にして、組織的に指導改善を図る取組を支援し、生徒の学力向上と進路の実現に努めてまいります。

「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画素案」について。

本県の障害のある子どもの教育を推進するため、これまで平成23年10月に策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づき、第1次から第4次にわたる実施計画を策定し、児童生徒数の増減や地域の教育的ニーズに合わせた特別支援学校の適正配置や特別支援教育の充実に向けた各種施策に取り組んでまいりました。

この基本計画の計画期間が令和3年度末に終期を迎えることから、県教育委員会では、「障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会」から昨年11月に提出された報告書の内容等を踏まえ、令和4年度から概ね10年間を計画期間とする「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」の策定に取り組み、このたび素案として取りまとめ、現在、県民の皆様からのご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しているところです。

今回取りまとめた素案では、「特別支援学校の環境整備と教育の充実」、「幼稚園等、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実」、「特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上」、「関連する諸課題への対応」の4

項目について、中長期的な視点に立ち、計画的に特別支援教育を推進していくため、県教育委員会としての基本方針や施策の方向性を示しております。

今後、県議会をはじめ、県民の皆様からのご意見を踏まえた上で、さらに検討を重ね、今年度中の策定を目指してまいります。

なお、具体的な内容につきましては、後ほど特別支援教育課長から補足説明をいたします。

続きまして、11ページをご覧ください。

教職員の不祥事について。

令和2年5月22日に大野城市、同年6月13日に福岡市のホテルにおいて、福岡県内の知人の女子高校生に対し、相手が18歳未満であることを認識していながら、わいせつな行為を行った県立学校船員を6月14日付けで懲戒免職処分いたしました。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶に向けて取り組んでいる最中、また、本委員会においても厳しいご指摘を受けているにもかかわらず、このような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ、県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

児童生徒に対するわいせつ行為に係る不祥事が発生した現状を重大かつ深刻に受け止め、県内全教職員に対して、引き続き、教育職にあることの自覚を厳しく促すとともに、全ての教職員が力を合わせ、不祥事根絶と信頼回復に向け取り組めるよう、全力を尽くしてまいります。

そのほか、令和4年度県立高等学校・中学校生徒募集定員について、教科書採択について、令和4年度長崎県公立学校教員採用選考試験について、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」

の実施について、県立長崎図書館郷土資料センターの整備について、子どもたちの文化活動の推進について、令和3年度長崎県高等学校総合体育大会について、競技力の向上について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についての内容については、「文教厚生委員会関係議案説明資料」に記載しているとおりでございます。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浦川委員長】次に、生涯学習課企画監より補足説明をお願いします。

【山崎生涯学習課企画監】第106号議案「長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例」について、補足してご説明いたします。

お手元の両面1枚ものの補足説明資料、「県立長崎図書館郷土資料センター集会・研修室及び駐車場について」をご覧ください。

今回の改正は、令和4年3月末の開館を予定しております県立長崎図書館郷土資料センターの附属施設として整備する集会・研修室や駐車場等に係る使用許可及び使用料の額を規定し、また、これに伴い、条文がこれまでの6条から14条に増えることから、各条文に見出しを追加しようとするものでございます。

集会・研修室の概要について、ご説明申し上げます。

資料の裏面をご覧ください。

集会・研修室は、郷土資料センター1階部分のエントランス横に配置されており、面積は135平米で、最大156名が収容可能です。

この施設の大きな特徴として、壁面を可動型の間仕切り壁とすることで、下段の図にお示し

しているとおり、規模や目的に応じてAからCの3つのタイプに分けて使用することができます。

開館後は、県立図書館が主催する市町立図書館職員向けの研修会や県民向けの講座等を実施するほか、ミライオン図書館で行われるイベントのサテライト会場としても使用することとしております。また、センターの運営上、支障がない範囲で県民の皆様にもご利用いただきたいと考えております。

資料の表面にお戻りください。

この集会・研修室を県民の皆様にご利用いただく際の使用料であります。県が定めた施設使用の算定基準により算出した額及び空調に係る電気料金を加えた額を3の(1)に記載のとおり、タイプごとに設定することとしており、室内に設置するスクリーン等の附帯設備については、(2)のとおり設定をさせていただいております。

なお、集会・研修室や附帯設備を公共的団体や図書館関係団体等が使用する場合には、その目的に応じて減免することができます。

最後に、(3)駐車場使用料であります。利用者用駐車場は20台分を確保しておりまして、うち2台を障害者等の専用とし、18台を一般用としております。

旧県立長崎図書館の駐車場は、終日無料でご利用いただいておりますけれども、当時は図書館利用者以外の方が駐車し、本来の利用者が駐車できない状況が見受けられたため、このような目的外の利用をできる限りなくすとともに、限りある駐車台数にあって、郷土資料センター利用者の駐車場を確保するという観点から有料化しようとするものでございます。

料金につきましては、近隣の民間有料駐車場

に配慮しつつ、隣接する長崎歴史文化博物館の料金を参考に、30分ごとに150円と設定をさせていただいております。

なお、入庫から最初の30分までは、ミライオン図書館から取り寄せた本の受取りや返却などの短時間利用者のため一律無料とし、さらに、センター利用者に限っては、無料処理の手続きを行っていただくことで3時間まで無料とすることとしております。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浦川委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【中山委員】99号議案、職員のサービスの宣誓に関する条例ですけれども、これは「昭和26年長崎県条例第4号」と書いてありますが、「新たに職員になった者のサービスの宣誓について、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書に署名押印をする」ということでありますけれども、昭和26年にこれを制定した目的と、この宣言の効果をどのように評価しているのか、お尋ねしたいと思います。

【桑宮総務課長】お尋ねのサービスの宣誓の目的につきましては、地方公務員法に「条例の定めるところによりサービスの宣誓をしなければならない」と記載されております。

これにつきましては、職員の倫理的な自覚を促すという意味でできた制度でございまして、職員がサービス上の義務を負うことを確認し、宣言することで、自ら職務に取り組んでいこうというものであります。

【中山委員】そうすると、これはデジタル化によって押印、宣誓を不要とするということになっております。これは非常に大切な儀式の一つ

ではなかったかと思えます。鉄は熱いうちに打てという言葉もあるし、新任者が上級の公務員の前でということですが、これは具体的にどういう人を指すのかよくわかりませんが、面前で宣誓をして押印するという行為でしょう。

具体的に任命権者の定める上級の公務員というのは誰のことをいうのか、実質的にはどういう形で、どういう時期にやっているのか、ちょっと教えてください。

【桑宮総務課長】お尋ねの「任命権者の定める上級の公務員」という表現でございますが、これは各所属長という意味でございます。具体的には、（「学校でいうと誰ね」と呼ぶ者あり）学校では、各学校の校長になります。（「いつの時期にやるの」と呼ぶ者あり）対象は、新たに採用された職員、これは正規職員だけではなく、臨時的任用職員、会計年度任用職員、再任用の職員も含まれますが、採用されて着任した際に、所属長の面前での宣誓、それから、現行であれば宣誓書へ署名押印したものを提出してあるという状況であります。これが面前での宣誓及び宣誓書への署名押印を省略しようというものであります。

【中山委員】先ほど、宣誓する目的について、はっきり言われなかったのがわからなかったけれども、自覚するという感じの話をされたけれども、新任の教職員が校長の前で、対面で宣誓書を書いて、それに押印するということは、かなりの教職員としての使命感に燃えて学校に入ったと思いながらも、さらにそれをすることによって使命を再確認というか、こういう意味では非常に大きな儀式の一つではなかったかなと思うんですよね。

この辺の効果について、昭和26年からやっているんでしょ、これ、50年間ぐらいやってい

るんだから歴史の重みがあると思うんだけど、その辺の効果については、どう評価していますか。

【桑宮総務課長】先ほど、制度の目的についてお尋ねがありましてご説明いたしました、この職員のサービスの宣誓というのは、宣誓によって新たな義務等が生じるものではなく、あくまでも職員の自覚を促すと、委員のお言葉の中にも鉄は熱いうちに打てという言葉がありましたけど、新規採用の一番フレッシュな時期に、そういった宣誓を所属長の前ですること意識を高く持って業務に取り組んでいこうという意欲を高めようと、そういった効果があったのではないかと考えております。

【中山委員】私は、やはり意識を高め、そして使命感を感じるということでは非常にいい機会というか、儀式の一つであると思うんですね。

そうすると、これが仮に軽いものであるならば、その儀式が形骸化したのではないですか、今まできちんとやっていたのですか。

【桑宮総務課長】個々の実施状況については、私も確認はしておりませんが、適正に行われていたのではないかと認識をしております。

【中山委員】面前での宣誓もしない、押印もしない。そうすると、それに代わるものとして「定められた宣誓書」と書いているけれども、定められた宣誓書というのは、どういうものになりますか。

【桑宮総務課長】少し説明が不足しておりましたが、今回の改正で押印を省略するということになります、その改正後の対応につきましては、宣誓書がなくなるわけではございません。今後、宣誓書を、例えば先行している国のやり方であれば、自署していただいて、それを所属長に提出するといったやり方を取っている省庁

もございますので、そういった先行している事例を踏まえながら、本県といたしましても、宣誓書そのものを廃止するのではなくて、宣誓書の趣旨を生かしながら、どうやっていくかということを考えてまいりたいと考えております。

【中山委員】宣誓書を具体的に見せてもらわないと困ります。国がやっていることを参考にするわけにはいかないですよ。資料を請求します。

【浦川委員長】資料請求ということですけど、暫時休憩します。

午後 2時 0分 休憩

午後 2時 1分 再開

【浦川委員長】委員会を再開します。

【中山委員】要するに、名前を書いて印鑑を打っていたのか。そして、名前についてはワープロではなくて自筆なのか、その辺の確認ができないから宣誓書を出してくださいと言っています。

【桑宮総務課長】従来のやり方であれば、自筆で署名しまして押印して提出をしているという状況でございます。

今後どうやっていくかという実際の提出方法につきましては、今のところ、決まっておりませんので、今後検討してまいりたいと考えております。

【中山委員】押印を省くことについては同意するけれども、宣誓書について、まず、名前については自筆で書いてもらう。それと上司の面前で書いてもらうことはやっていいのではないかと思うけれども、押印については、省いていいが、なんで前でサインすることについてまで省略するのですか。

【桑宮総務課長】現在のサービスの宣誓の実施方法

は、所属長の面前で宣誓を行っておりますが、署名押印した宣誓書につきましては、主管課に提出するという形になっておりますので、今回、所属長の面前での宣誓と署名押印を省略するという改正の議案になっておりますが、提出するということにつきましては、変更はございません。

【中山委員】 面前で宣誓書に名前を書いて、押印はしなくてもいいが、書くことは面前でいいのではないかと。その面前でということを外す意味は何なのかと。

【浦川委員長】 暫時休憩します。

午後 2時 2分 休憩

午後 2時 5分 再開

【浦川委員長】 委員会を再開します。

【桑宮総務課長】 職員につきましては、様々な職種がありますので、実際、学校に常時いない職員もおりますので、全員が面前で宣誓書の記載ができるかどうかというのは、少し不透明な部分ではありますが、委員のご趣旨を踏まえまして、署名の方法等については、今後検討してまいりたいと考えております。

【中山委員】 これは昭和26年からやってきて、これは「職員」と書いているから教職員と読んでいいと思うけれども、教職員については、やはり押印は、もう時代の問題だから自筆で書けばいいと、それは了解します。ただ、面前でやるということ、校長先生の前でやるということは、使命感を再確認するためには必要なものと私は感じておるわけです。これはデジタル化と関係ない。面前での署名をぜひやっていただきたいと思いますが、そうすると条例はこれでいいですか。

【上原教職員課長】 サービスの宣誓の件ですけれど

も、これまでは4月1日採用の職員につきましては、辞令交付式を4月1日にやっておりますけれども、代表者が教育長の面前で宣誓書を読み上げて宣誓書を提出しているような形であります。これからも署名押印という形で、押印の部分がなくなるという形ではありますけれども、これからも新規採用職員につきましては、辞令交付式において、面前での読み上げ、それで提出をしていただくというような形で取組をやっていきたいと考えております。

【中山委員】 そうなると、条例には代表してやるということは書いてないではないですか。

【上原教職員課長】 すみません。辞令交付式におきまして、その場で署名押印をしているというような状況で、それを代表者が教育長の前で宣誓をしているというような形で行っていたというような状況であります。

【中山委員】 さっきの総務課長の説明とあなたの説明が違うではないですか。さっきは、任命権者の定める上級の公務員である校長先生の前でやるとはっきり答弁しているではないですか。

【上原教職員課長】 申し訳ありません。先ほどご説明させていただいたのは、4月1日での採用職員についての説明をさせていただきました。それ以外にも臨時的任用職員ですとか、様々な職種の職員がおります。そこについては学校におきましては、校長の面前で署名押印をして宣誓書を出していただいているというような状況であります。ちょっと説明不足でありました。申し訳ございません。

【中山委員】 もう一回、よく説明してください。この改正内容は、「新たに職員となった者」というのは、4月1日に採用された者というようにとっているんですけれども、「新たに職員となった者のサービスの宣誓について、任命権者又は任

命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書に署名押印により行うこととされているものを」と書いているのではないですか。この内容が間違っているんですか。今、教職員課長が説明したことは、そのように私には読めないけど。

【上原教職員課長】すみません。新たに職員になった者として、新規採用職員につきましては、代表者が任命権者、教育長の面前で辞令交付式において署名押印をしまして、宣誓をして、職務を行っているというような状況です。それ以外にも会計年度任用職員ですとか、臨時の教員、そういった方たちもいらっしゃいます。そういった方たちにつきましては、4月1日の辞令交付式という形ではなくて、各学校において、校長の面前で署名押印をして、宣誓をして、職務を行っていたというのが実態であります。

【中山委員】新たに職員となった者は教育長の前で代表者が宣誓して署名するということですね。違いますか、もう一回よく説明してください。

【上原教職員課長】署名押印につきましては、その会場で全員が署名押印をしているというような状況です。ただ、宣誓書を読み上げるのが代表者が宣誓をしていると、読み上げていたというのが実態であります。

【中山委員】昨年は300人以上、新規採用しているよね。新規採用者は全員、教育長の前で宣誓書を書いて押印して提出しているんですか。

【上原教職員課長】通常ですと、大村の教育センターで4月1日に辞令交付式を行っております。その際に新規採用職員につきましては、署名押印をしていただいて代表者の方が教育長に宣誓をしていただいているというのが実態であります。

ただ、昨年来、コロナの関係で辞令交付式ができていない部分につきましては、実際、任命権者が指定する上級公務員ということで校長先生の面前で署名押印をして、宣誓をして、業務を行っていただいたというのが今年の4月1日とか、そういった状況であります。

【中山委員】今後、どういう形でやるの。

【上原教職員課長】基本的には、押印の部分が国の制度改正に合わせまして簡素化されるということと考えておりますので、基本的には辞令交付式を行うということと考えてますので、その際には、そこで署名をしていただいて代表者が宣誓する、そういった形でできないかなと現時点では考えているところであります。

【中山委員】少しわかってきたけれども、本来の条例の趣旨というか、昭和26年当時はわからないが、やはりこの宣誓式を体験するということは、教職員の意識を確認するために大事な儀式だから、できるだけ校長先生の前でそれぞれがしてもらって、それが一番効果的ではなかったのかなと私は思っております。そうではなくて、いつからか代表者でやっていくようになったのではないかと考えております。

やはり最初の条例の目的をもう一回きちんと押さえて、できるだけ有効な形でこれを実施していくというようにしていかないと、形骸化してしまうと、今後、教職員の使命感が薄れてしまうなど、いろいろよろしくないことも考えられるので、ぜひ意義のあるものにしなければならぬと思っておりますので、そういう意味でぜひひとつ、押印しなくても十分に果たされるように取り組んでいただきたいと思います。何かありますか。

【桑宮総務課長】委員のご指摘も踏まえまして、本来の職員の自覚を促す、使命感を促すという

ことが委員のご発言にもありましたけど、そういったご趣旨を生かせるような形につきまして検討してまいりたいと考えております。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【堀江委員】99号議案、確認ですけど、これは面前での宣言と宣誓書への署名押印を不要とする。2つのことをやめるという条例改正ではないんですか。今の答弁を聞きますと、面前での宣誓というが、このことについては本来なら一人一人やっていたんだけれども、代表者がやっていますと、それは残しますよというのであれば、これ、条例提案の中身と違うのではないの。ここで読むのは、面前での宣誓と、実は署名捺印をしましたと、これをなくしますと、2つのことをなくすというのが今回の条例改正ではないんですか。どう解釈するかという内容ではないでしょう。わかるように説明してください。提案理由が違ってくるよ。

【浦川委員長】暫時休憩します。

午後 2時17分 休憩

午後 2時35分 再開

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

【平田教育長】再度、この条例について整理をさせていただきますと、条例の1点目は、従来、「新たに職員となった者は任命権者又はその定める上級の公務員の面前において宣誓してからでなければ職務を行ってはならない」となっていたものを、「任命権者に宣誓してからでなければ」ということで、「面前で」ということが取り除かれております。

そして2点目に、その宣誓は、従前は宣誓書に署名押印して行うものとなっていました。改正後は、その様式の提出により行うものとなっております。その様式の中には氏名を

書くことになっておりますので、様式の中に署名をするということになります。

そして、その署名した宣誓書を提出することによって任命権者に宣誓したことになると、つまりそれ自体が宣誓だという条例の改正でございます。

今回、知事部局、それから教育委員会、警察を含めて、この点については、この取扱いでいくということで方針を決定して、今回、条例を提出させていただいているところでございますので、取扱いとしては、様式に署名をしたものを提出させることによって宣誓したと我々は確認するという趣旨でございます。

なお、先ほどから中山委員がおっしゃっていました教員としての自覚ということに関しましては、それぞれ、研修でありましたり、校長との面談でありましたり、様々な機会を捉えて自覚を促す、特に着任直後からのそういう研修等々でしっかりと自覚を促していくということで、その点については、学校の先生の条例が変わったからといって服務に対する気持ちが緩むとか、そういうことがないようにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

【堀江委員】そうしますと、教育長の今の答弁が99条の条例改正の中身だとしますと、それまで答弁の中に出ておりました、代表者が教育長の面前で宣誓をするということは、これは今まではそうしてきたかもしれないけれども、今後はしないという理解でいいんですね。

【平田教育長】条例上、必ずしもする必要はないというように受け止めていただければと思います。入庁の時に様々な式を行いますけれども、その式の式次と申しますか、流れをどうするかということについては、まだそこまでは考えておりませんので、その中で従前行っていました

ように、代表者が読み上げるということも、それまでなくしていいのかどうかというのは、この場で何ともお答えしにくいところではあるんですけども、条例として、そういうものが、面前で宣誓するということが必ずしも必要ではないという条例であるということは、そのとおりでございます。

【堀江委員】私は、この条例に賛成するんですけども、討論ではないんですが、結局、今までのやり過ぎではないかという声も私のところに届いてきたんですよ。要するに、当たり前といたしますか、再度、自分たちの使命を、それも教育の場を含めて、面談を含めて、これまで確認してきたんだと、それをわざわざ署名をした上で押印をするとか、それから一人一人面前で宣誓をするということはやり過ぎではないかという意見も私には届いてきたんですね。もちろん、デジタル化ということもありますけど、一人一人の個人を信頼し、その人の人格をきちんと守るという立場からした時に、そこまでやるのはやり過ぎではないかという意見も私のところに届いてきたものですから、今回、面前の宣誓についてなくなるということは、さらに、署名押印がなくなるというのは、私はそれは了とすと思ったんですね。

そういう意味で、ただ、条例改正がこのように行われた時、それとは別に一つの式典というか、式次第をどうするかというのも、今の段階では何とも答えができないという教育長の答弁でしたけど、条例改正に伴って、そうした式次第も含めて意識を変えていくというのが問われているわけですから、そのことについても今検討していないということでしたが、面前での宣誓がなくなるという条例改正をするわけですから、あらゆるところでそれを発していけないと、

代表が言った、一つの学校で新たに再任用の方が採用になった、その時どうするか、そういう判断にとられていきますので、条例改正をするのであれば、面前での宣誓もあらゆる場面においてなくす。それ以外の形できちんと言われたように自分たちの使命感はこうあるということをお互い共有し、認識していくことは、別の形ですという方向で、私は、この機会に見直してほしいということをあえて申し上げておきたいと思います。

【浦川委員長】ほかにございませんか。

【堀江委員】106号議案について質問いたします。

補足説明と、それから委員会説明資料の2ページ、3ページですが、今まで長崎県立長崎図書館には、いわゆる使用料がなかったんですが、今回、集会研修室の使用料と駐車場の使用料が明記されるということになります。

そこで、駐車場の使用料のミライオン図書館との違いについて質問したいと思います。

駐車時間の30分について、30分までは無料として、その後、郷土資料センターは30分ごとに150円になるんですが、ミライオン図書館は30分ごとに50円ですよね。この差が何か。

それから、郷土資料センターは3時間までは無料で、3時間を超えたら料金が加算されます。しかし、ミライオン図書館は3時間までは無料で、3時間たって、新たに手続をしたら駐車場代は次の3時間も無料になるんですけど、この差は何か。2つの県立図書館でありながら、大村市のミライオン図書館と郷土資料センターと、この対応の違いをまず説明ください。

【山崎生涯学習課企画監】まず、1点目の料金の設定の違いでございます。

ミライオン図書館の場合は、30分ごと50円と

いう設定にしております。一方の郷土資料センターにつきましては、30分ごと150円という設定でございます。

まず、ミライオン図書館ですけれども、こちらの方は大村市の条例の中で使用料については規定をしております。これは大村市の方に事務委託をしている関係で市の条例で定められているということでございまして、市の方で周辺の有料駐車場の状況とか、市営駐車場の状況、そういったものを考慮して30分50円と設定したと聞いております。

次に、3時間ごとの無料の違いでございますけれども、確かに委員おっしゃいますとおり、ミライオン図書館の場合は、3時間ごとに無料処理の更新をしていただければ、滞在時間は終日無料ということになっております。今回の郷土資料センターの場合は3時間を上限としているということで、その考え方ですけれども、ミライオン図書館の場合は、駐車場の駐車できる台数が205台確保されております。一方の郷土資料センターにつきましては20台と10分の1の台数ということで、ミライオン図書館は、終日無料にしたとしても十分な駐車可能台数が確保されているというような考え方でございます。

ただ、郷土資料センターの方は20台ですので、できる限り多くの方に利用していただく機会を提供したいということもございまして、3時間までは無料ということで、そのような取扱いをさせていただいております。

【堀江委員】置かれている状況がそれぞれ違うということだと思んですが、県民からしますと、県立図書館は使用料がなかったんですけれども、今回、集会・研修室の使用料でありますとか、駐車場でありますとか、有料になるよというのが率直な思いではあるんですけれども、

これは基本的にまず無料にするというか、そのようにはならなかったんですか、この点だけ最後に教えてください。

【山崎生涯学習課企画監】施設の使用料につきましては、本来の目的の使用ということでありますれば無料というような考え方になります。その本来の目的というのが何かと申しますと、図書館資料、図書館にある本を使って、例えば集会・研修室をご利用いただくと、そういった場合は当然無料でご利用いただくことになろうかと思っております。

ただ、目的外の使用の場合につきましては、行政財産の目的外使用という形で地方自治法にも規定されておりますので、その観点から有料化させていただくというものでございます。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】第106号議案「長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例」につきましては、県の財産規定の中から目的外使用ということがあり得るということで、集会・研修室の使用料とか駐車場使用料を有料にするという、これまでなかった県立図書館に有料の使用料を設定するという内容です。

県立図書館が新しくなり、大村市に移転し、郷土資料センターが残ったけれども、新しくなれば、やっぱり何でも有料になるのねと、率直に県民からそうした声が寄せられています。集会・研修室、駐車場の使用料を定めることであり、結果として県民の負担を求めるということになりますので、反対の態度をとらせていただ

きます。

【浦川委員長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第106号議案について、採決いたします。

第106号議案については、原案のとおり、可決することに賛成の委員の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

【浦川委員長】起立多数であります。

よって、第106号議案については、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、第99号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第99号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象は、16、24、30、35、36となっております。

陳情書について、何か質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

審査の途中ではありますが、本日の審査はこれまでにとどめ、明日は午前10時より委員会を再

開し、引き続き教育委員会関係の審査を行いたいと思います。

お疲れさまでした。

午後 2時49分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年7月2日

自 午前10時00分
至 午後2時27分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	浦川 基継 君
副委員長(副会長)	中島 浩介 君
委員	中山 功 君
"	徳永 達也 君
"	堀江ひとみ 君
"	山田 朋子 君
"	ごうまなみ 君
"	宅島 寿一 君
"	麻生 隆 君
"	山下 博史 君
"	中村 泰輔 君
"	千住 良治 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

教 育 長	平田 修三 君
政 策 監	島村 秀世 君
教 育 次 長	林田 和喜 君
総 務 課 長	桑宮 直彦 君
総 務 課 県立学校改革推進室長	松山 度良 君
福 利 厚 生 室 長	吉田 和弘 君
教育環境整備課長	日高 真吾 君

教 職 員 課 長	上原 大善 君
義 務 教 育 課 長	加藤 盛彦 君
義務教育課 人事管理監	大場 祥一 君
高 校 教 育 課 長	狩野 博臣 君
高校教育課 人事管理監	田川耕太郎 君
高 校 教 育 課 ICT教育推進室長	岩坪 正裕 君
特別支援教育課長	宮崎 耕二 君
児童生徒支援課長	安永 光利 君
生涯学習課長	山崎 由美 君
生涯学習課企画監	山崎 賢一 君
学 芸 文 化 課 長	草野 悦郎 君
体 育 保 健 課 長	松崎 耕士 君
体育保健課 体育指導監	岩橋 英夫 君
教育センター所長	立木 貴文 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時00分 開議

【浦川委員長】おはようございます。

委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、教育委員会関係の審査を行います。

議案外の所管事務に関する補足説明を受けることといたします。

それでは、特別支援教育課長より、補足説明をお願いいたします。

【宮崎特別支援教育課長】お手元の「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画（素案）」について、補足してご説明いたします。

第二期長崎県特別支援教育推進基本計画策定の経緯につきましては、昨日、教育長の方からご説明したとおりですので、私からは、素案の内容について補足説明をいたします。

資料の3ページ、4ページをお開きください。

第二期計画の施策の方向性策定に至る経緯を一覧表にまとめて記載しております。本基本計画の概要が俯瞰できますので、本ページを使ってご説明いたします。

本基本計画は、資料の一番上に記載しております4つの柱で構成しております。その4つの柱ごとに、上段に第一期計画の取組や成果、中段に「障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会」で協議された課題等、下段にそれらを踏まえた第二期計画の施策の方向性を記載しております。

各柱ごとに特徴的な内容について、ご説明いたします。

1つ目の柱、特別支援学校の環境整備と教育の充実についてです。

（1）特別支援学校の適正配置についてです。

第一期計画においては、特に特別支援学校の適正配置に重点を置いて取り組み、しま地区を中心として分校・分教室の設置を進めてきました。今後も、適正配置の検討や教育環境の整備が必要なことから、下段にありますように、第二期計画においても、幼児、児童生徒数の見込みや地域の特性、ニーズ等を考慮した教育環境整備を検討していくこととしております。

（2）「障害のある子どもの医療サポート事業」の充実についてですが、第一期計画における取組として、平成24年度の12名から、現在の21名と看護師の配置を徐々に拡充し、安全で安心な環境整備を図ってまいりました。今後は、より高度な医療的ケアに対応する体制が必要との検討委員会からの提言を受け、第二期計画の方向性としては、人工呼吸器など、より高度な医療的ケアの対応に向けた研修の充実など、看護師と教員のさらなる専門性の向上に取り組む

こととしております。

（3）キャリア教育・職業教育の充実についてです。

第一期計画においては、小・中学部段階からのキャリア教育や高等部における職業教育、企業や関係機関と連携した就労支援の強化に努めてきた結果、資料に記載のとおり、就労希望者の就労率の割合は、平成22年度の62.1%から、令和2年度の90.7%と大幅に向上しました。検討委員会からの就労先の業種拡大や在宅勤務等のキャリア教育の検討が必要であるとの提言を受け、第二期計画においては、在宅勤務等多様な働き方を視野に入れた、ICTスキルの習得や向上を含めた職業教育の充実など、生徒の進路選択の幅を広げ、自立と社会参加につながる取組を進めてまいります。

2つ目の柱、幼稚園等、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実についてです。

上段の（1）、（2）にありますように、第一期計画においては、個別の教育支援計画の作成の促進や見守りシートの作成、発達障害等教育支援研修会の実施などの取組を進めてまいりました。

また、（3）にありますように、高等学校においては、平成30年度に通級による指導を3校4教室からスタートし、教室数を徐々に拡充してまいりました。しかし、中段にありますように、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室で学ぶ児童生徒は、この10年でかなり増加してきており、第二期計画においても、市町教育委員会と連携し、特別支援教育のさらなる充実に向けた取組や、個別の教育支援計画を活用した一貫した指導や支援ができる体制づくりを促進してまいります。

3つ目の柱、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上についてです。

第一期計画においては、免許法認定講習の受講を促すなど、当該障害種の特別支援学校免許状の計画的な取得を促進してきており、保有率は、平成24年度の75.2%から、令和2年度の91.9%と向上してまいりました。また、自校や配置市町内の特別支援教育の充実を図るための指導教諭の配置や、特別支援学校と小・中・高等学校との研修交流により、専門性の向上を図ってまいりました。

先ほどもご説明しましたとおり、特別支援教育の対象となる児童生徒は年々増加しており、長期的な視点での人材育成、人的配置の工夫による専門性の向上が必要なことから、第二期計画においても、引き続き特別支援学校の教員に対して、当該障害種の免許状の計画的な取得を促進するとともに、小・中・高等学校においては、計画的な人材育成や研修交流を促進し、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上を図ってまいります。

4つ目の柱、関連する諸課題への対応についてです。

第一期計画の取組については、資料上段に記載のとおりです。1人1台端末やネットワーク環境の整備を受け、オンライン授業や家庭学習時の課題提示の方法など、教員の専門性の向上を図ることが必要であることや、保護者支援の推進、教育・福祉等との連携が必要であるとの検討委員会からの提言を受け、第二期計画においては、教員のICTを活用した指導力の向上や保護者の相談支援体制づくりの推進、放課後等デイサービスなど関係機関との情報共有などに取り組んでまいります。

以上が、第二期計画の概要となります。

総括いたしますと、第一期計画の方向性は重要な視点であり、成果も上がっていることから、今後も引き続き、取り組むこととしております。

それに加え、この10年間で、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加していることから、小・中・高等学校の特別支援教育の充実により力を入れたものとしております。

また、特別支援学校におきましても、学習指導要領の改訂を受けたカリキュラムマネジメントの充実や、より高度な医療的ケアへの対応、ICTスキルの向上を含めた職業教育の充実、障害のある児童生徒の生涯学習支援など、時代背景を受けた新たな視点を加えたものとなっております。

以上で補足説明を終わります。

【浦川委員長】以上で説明が終わりましたので、事前通告された、その他所管事項一般に対する質問を行うことといたします。

質問はありませんか。

【堀江委員】通告に基づきまして質問したいと思えます。

まず、性別で分けない名簿（男女混合名簿）について質問いたします。

令和2年、昨年2月定例会で、高校教育課長は次のように答弁をしています。「男女混合名簿につきましては、小学校、中学校が使用の割合が高いという状況がございました。男女平等教育の推進に加えて、LGBTへの配慮の視点から、高校においても男女混合名簿を使用するとの考えに立ちまして、県立高校においても、令和2年4月から男女混合名簿を使用するように、校長会において検討を依頼していた状況で、各校長先生が決断をし、その結果として、来年度からは全校が男女混合名簿を使用する予定で

す。」

また、義務教育課長は、「21市町のうち8市町につきましては、全ての小中学校で男女混合名簿になっております。4月以降につきましては、県立学校の取組をぜひ市町教育委員会に紹介検討していただきたいと情報提供をしてみたい」と答弁をいたしております。

そこで質問いたします。男女混合名簿の使用状況について答弁を求めます。

【狩野高校教育課長】全日制、定時制、通信制課程、公立高校67校ございますけれども、その全ての学校におきまして、令和2年度から、性別で分けない名簿を使用しているところでございます。

【加藤義務教育課長】小中学校におきましては、本年度の状況は、現在調査中ございまして、7月末には取りまとめができるかと考えております。

令和2年度の性別で分けない名簿の使用状況は、小学校79.8%、中学校73.8%となっております。令和元年度と比較いたしますと、小学校はほぼ同程度でございますが、中学校では9ポイント程度増加しているところです。なお、100%の学校が使用している市町につきましては、8市町となっております。

令和2年度に全ての県立学校で使用されることになったことを受け、令和2年3月26日、また、令和3年3月2日に、性別で分けない名簿の使用について配慮していただくよう、市町の教育長へ通知をしているところでございます。

【堀江委員】県立高校の令和元年の使用状況が分かれば、教えてください。

【狩野高校教育課長】67校中15校でございました。

【堀江委員】そうしますと、その当時は、使用

が15校ということで22%、逆に使用していない高校が52校で77%ということなんですが、現在は100%ということですが、100%になった理由はどのようにお考えでしょうか。

【狩野高校教育課長】学校というのは、これからの未来とか社会をつくっていく生徒たちを育てていく場所でありますので、学校は社会から閉ざされた空間では、決してあってはならないと思っています。学校こそ時代の空気であるとか、社会の風を積極的に取り入れる、開かれた場所でなければならないと思っています。

性別で分けない名簿の使用100%になったということは、同じ思いを各校の校長と共有できているのではないかと考えております。

【堀江委員】これまで混合名簿について、私もこの間、ずっと要望してきたんですけど、小学校については、まだ途中ということでありましてけれども、それぞれの市町の判断ということとは、もちろん前提の上での理解ですが、県立高校におきましては、この1～2年の間に100%になるということで、非常に時代の流れを私自身率直に感じております。

今、課長が、学校こそ、そうした時代の流れ、社会の空気をいち早く取り入れなければならないというご回答がありました。そこら辺の思いといいますか、過去私も教育委員会といろいろ混合名簿のやり取りをして、例えば、それこそいろんな授業の中で混合名簿は使えないというのがある。そういう時はそういう時で、別々の名簿を使えばいいわけであって、基本的に混合名簿というのは、性別の観念が固定化していくということにつながっていくので、それはやめてほしいということも随分言ってきたんですけども、今の狩野課長の時代に100%になったということなんですが、学校こそ社会の空気

を取り入れなければいけないということについては、これまでにない教育委員会の答弁だと、私としては理解しているんですが、もう少し補足した上で、100%になった理由についてどのように考えているかということについて、併せて見解を求めます。

【狩野高校教育課長】これまでの高等学校というのは、男女別の名簿の使用に代表されるように、男女に対する固定的な価値観であるとか、無意識の思い込みがあったのではないかなとっております。

長きにわたって当たり前のように使用されてきた男女に分けた名簿を、今の時代に当てはめて、ジェンダー平等の観点からもふさわしくないとか、もしくはLGBTへの配慮も強く求められているという認識に、今、学校の校長が至っているということ。そのトップの意識が変わっていくということで、教員が変わっていく。教員の意識とか、姿勢とか、言動とかが変わること、また、それで生徒たちも変わってくるんだらうと思っております。

この男女混合名簿の使用というのは、学校におけるジェンダーフリーとか、ジェンダーレスの実現の入り口に過ぎないと私は思っています。ただ、この名簿の使用が、これまでの学校の当たり前に一石を投じて、長く根づいてきた学校文化に風穴を開けたということは間違いないだらうと思っております。

【堀江委員】いずれにしても、性別で分けない男女混合名簿につきましても、男女平等教育、それから男女共同参画社会、さらにLGBTへの配慮が強く求められているという中であって、これからの時代の子どもたちを育てていくという観点をさらに教育の場でも、そうした姿勢で取り組んでいく一つのきっかけになっていけば

いいなと私自身思っております。

あと、小学校、中学校ということがありますがけれども、ぜひお願いしているというような回答がありましたので、それぞれの市町の教育委員会に情報提供していただいて、もちろんいろんな考えがあっていいんですけども、一つのそうした立場での考え方を見つめていくという意味で、この混合名簿の活用を広げていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

二つ目に、体育授業における肌着の取扱いについて、質問をいたします。

これは、今年の3月18日にスポーツ庁政策課学校体育室というところから、事務連絡が関係者にされています。まず、3月18日の事務連絡の内容をお示してください。

【松崎体育保健課長】体育授業における肌着の取扱いについての国の通知の内容ですけれども、まず、社会通念に照らして、必要かつ合理的なものになっているべきであるということ、それと、児童生徒の心情や保護者の意見を尊重した上で、各学校において決定すべきであるというものでございます。

【堀江委員】 そうしますと、この3月18日の通知の前と、それから通知後の状況について把握しておられたら、説明をお願いします。

【松崎体育保健課長】 本課においては、通知前と通知後の取扱いにつきまして、全315校の状況を調査させていただきました。

その調査結果としては、通知前、肌着の着用を認めていない指導を行っていたというのは6校でございました。その理由としては、汗で濡れた肌着をそのまま着続けることは衛生的ではないとか、汗を吸った肌着をそのまま着ていけば、その後の教育活動に支障を来すとか、健康上の被害、風邪を引く、そういう体調を崩しや

すいという理由で認めていないということでありました。

通知後ですけれども、その6校におきましては、肌着を複数枚持参し、体育の授業後に着替えるなどの衛生面に配慮した対応をすると、児童一人一人の特性や発達段階に配慮した対応をするという見直しを行っております。

【堀江委員】3月18日の事務連絡があった当時、肌着着用を禁止している学校が14%という報道もあっております。そうしますと、現在は、肌着の着用を禁止している学校はないということの認識でいいんですね。改めて確認させてください。

【松崎体育保健課長】そのとおりでございます。

【堀江委員】この際、改めて、体育授業における肌着の取扱いについて、見解をお示しく下さい。

【松崎体育保健課長】衛生面や健康面の配慮ということであれば、例えばあらかじめ肌着を持参するなど、体育の授業の後に改めてそういう新しい肌着に着替える、そういう指導方法も一方でございますので、一律に肌着を脱がすことがベターと、そのような指導方法は改めるべきだと考えております。

通知にありますとおり、体育授業における肌着の取扱いについては、児童の心情や保護者の意見を尊重したものになっていなければ、見直すべきと考えております。

【堀江委員】いずれにいたしましても、体育の授業における肌着の取扱いにつきましては、子どもたちの自主性や保護者の意向や判断、さらに季節に応じた指導、また、学年や発達状況に応じた指導をしていただきたいということを改めてお願いしたいと思います。

もう一つ通告しておりますのは、長崎県立高

等学校教育改革第9次実施計画について、質問したいと思います。

この6月に出されました教育改革の中で、まず、普通高校、これまでの普通科が「文理探究科」になるということとか、それから、松浦高校に「地域科学科」が設置をされるという内容なんですけれども、まずは、こうした計画につきまして、関係者の皆さんから私の方に寄せられた声を紹介し、見解をお願いしたいと思います。

まず、松浦高校の「地域科学科」については、現時点でも「まつナビプロジェクト」が行われておりますので、新しい普通科の形を先行して実践している状況があるということなんです、一部ですけれども、現状で先生方にしわ寄せがあったり、多忙化を招いているという報告もあっております。

それから、「文理探究科」ということにつきましては、普通科が文理探究科になるということでは、なかなかイメージとして持てないというような思いも寄せられています。実際に、こうした普通科が文理探究科になるよという時に、これから変わっていくので、まだまだ実践がこれからですので、どうしても私のところに来るのは、不安であったり、危惧であったり、そうした声だけが届くので、そこを前提としてお聞きいただきたいと思うんですが、例えば普通科が文理探究科になった時に、対外模試の成績を各学校で交換をし、成績を競う状況というのは現状もあるんだけれども、この文理探究科が設置された学校間の競争意識が、今よりはるかに高まるのではないかと。また、学校間で、国公立大学のみが進学者数が競われれば、私立大学を希望する生徒の希望はないがしろにされて、学びたい内容

がある大学よりも、大学入学共通テストで本人が出した成績によって合格可能性のある国公立大学を教師から強く勧められるというケースが増えるのではないかなというように、そうした声が上がっているんですが、普通科が文理探究科になるということについての、今の時点での見解をまず教えてください。

【松山県立学校改革推進室長】普通科と文理探究科の違いについてのお尋ねでございますが、普通科、文理探究科ともに、あらゆる進路の基盤となる学力を身につけるといふ点では共通でございます。

しかし、文理探究科では、数学、理科、英語の時間を多く取りまして、基礎から応用まで学習をする専門学科であるという特徴がございます。そのため文理探究科では、大学をはじめ関係機関と連携・協働しながら、理系・文系の枠を超えた、教科横断的な探究型学習の充実を図るとともに、探究型学習を効果的に進めるために、例えば体験的な学びでありますとか、交流でありますとか、発表の機会を設けることを考えております。

具体的な教育課程につきましては、今後検討してまいりますけれども、1年生では、全員が共通の教育課程で学習をいたしまして、2年生から、自らの適性や進路希望に応じまして、理数を中心により深く学習する「理数探究」、それと、英語などを中心により深く学習する「国際探究」のいずれかを選択して学習する方向で、現在考えております。

【堀江委員】どうしても、これから実践をし、これから内容を細かく考えていくという状況ですので、現場の先生たちも具体的に普通科の授業が、どのように変わっていくのか、教え方、指導の仕方がどのようになるのかというのは、

これからのいろんな状況があると思いますし、実際に現場の中でどういう形がいいのかというのを、これから論議され、実践されていくんだろうと思います。

どうしても新しいことをやろうとすれば、いろんな悩みや、働き方の問題も含めて対応が出てくるので、私のところに来る要望というか、寄せられる声も、そうした不安が優先されてのことだと思っているんですが、いずれにしても、長崎県で学ぶどの子にとっても、その子が十分に力をつけて、今後の人生をきちんと生き抜いていけるような、そういう力をつけていただきたいと思っております。

今後の文理探究科等につきましては、私も注目をしながら、その実践を見ていきたいと思っております。

もうすぐ時間ですので、終わります。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【中山委員】平田教育長の教育姿勢について、何点かお尋ねします。

今回、中村知事から行政手腕を評価されて、教育長への抜擢だと思えます。教育委員長も兼任するという大変重責と思えますが、大変期待をしている一人であります。

先般から、4月29日に、教育長就任に対する長崎新聞の「聞きたい、言いたい」という欄で抱負とか、力を入れたい部分について、基本的なものは載っているもので、大体の大枠については理解しているわけでありませう。

また、先般の一般質問の中で、思った以上に教育長に対する質問が多くて、そして、的確に答弁していただいたということについては、さらに期待をしているわけでありませう。

そういう中で、平田教育長のこれまでの行政経験、それと人生経験、59歳ということであり

ますので、59年間の人生経験を含めた中で、教育行政の基本的な姿勢についてどのように考えているのか、改めてお尋ねしたいと思います。

【平田教育長】大きな質問でございますけれども、まず第1点としましては、大きな考え方としては、先ほど高校教育課長の方も言っていましたけれども、私の基本的な考え方としては、子どもは、今まで誰も生きたことがない時代を生きるという前提で教育は考えなければいけないと思っています。

これまで私たちが育ってきて職業生活を送ってくる中で、これまで正しかったと思っていた価値観がひっくり返るといことはたびたび起こっております。これは、価値観だけではなく、産業界にあっても、これまでは強いと、あるいはこういうことに産業力があると思われていたことが、世界的な経済の中で後ろに回るというようなことを目の前にして、大きく姿が変わっていくというようなことも目にきてきているわけでございます。

そのような中で見通しが立たない時代、私たちが育ってきた高度成長の時代等々といえますと、あたかも人生にレールがあるかのような言い方がされておりました。いい大学に行って、いい企業に入ってというような言い方もあったわけですが、今やそのようなレールは一切ありません。子どもたちは、ある意味厳しい時代の中で、これから生きていかなければならないという状況でございます。

ですから、子どもたちが一人一人、そういう未来を、厳しさだけではなく、自分らしく生き抜いていくための力をつけてほしいと、あるいは、その能力を最大限引き出していくということが教育の役割であろうと考えております。

そのために、この前からの一般質問の中等で

も幾らかお話をさせていただきましたけれども、私が考えている重要なポイントとしましては、まず第一には、学校が、やはり全ての子どもたちにとって安全で安心に過ごせる居場所でなければいけないということでございます。

そして、もう一つ重要な点と考えておりますのは、障害をはじめとした様々なハンディキャップ、あるいは家庭の事情、あるいは地理的な制約、離島でありますとか、過疎地域でありますとか、そういうものにできるだけ左右されない教育の機会と質の確保を子どもたちに提供していくこと、そういう努力をしていかなければならないと考えているところでございます。

【中山委員】今、答弁いただきましたけれども、これはニュアンスの違いはありますけれども、今までどちらかという、前教育長あたりもそういう形で取り組んできたし、それを基本にしながら、さらに先に進めていこうという考え方だと思います。

そこで、新聞によれば、教育において変えていけない部分、変えるべき部分を見極めていくと書いてありますけれども、まだ見極める段階が十分でないと思えますけれども、これについて何か具体的に、これをこうしよう、ああしようというのがありますか。

【平田教育長】例えば人を大切にする心とか、仲間を大切にする思いとか、そういうことについての教育の中での大切さというものは、当然変えてはいけない部分だろうと思うんですけれども、一方で教え方、あるいは学び方ということについては、今までとは違うことになってくるだろうと思っております。

これまでは、例えば教室での勉強といえ、先生が黒板に向かって字を書き、生徒は後ろでノートをとるという教え方だったわけですが

ども、これからのICTが導入された時代の中では、そういう教え方、学び方も変わってくると、変えていかなければならないと。

あるいは、先ほどの男女共同の考え方の違い、価値観の変わり方等々、社会情勢の変化等も踏まえて、学校のあり方も変わっていかねばならないと考えております。

【中山委員】教え方をどのように変えていくのか、大変重要な問題だと思いますので、徹底して取り組んでいただきたいと思います。

私が希望するのは、教職員がやはり1万人以上おられるわけです。平田教育長は、この教職員とのつながりというか、絆というか、今後、十分とっていただく必要があるかと考えておられて、そういう意味からすれば、オンラインで対話するとか、特に校長先生、教頭先生、一般職員と、1日に1人か2人でもいいんですけども、ぜひオンラインで会話をし、信頼関係をさらに強めていただければ、大変ありがたいと思いますので、これは私の要望としておきたいと思います。

そこで、長崎県は教育立県を標榜しておられるわけございまして、今までお話がありましたけれども、本県の教育上、最上位の目標について、やはりきちんと見定めていく必要があると思うんですが、この辺についてどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

【平田教育長】教育の目標の中で最上位の目標は何かと問われますと、極めてお答えが難しいわけございまして、教育の中でそれぞれの問題というのは、どれ一つとっても重要なことばかりでございますから、それぞれの課題については、一つ一つ丁寧に取り組んでいかなければならないと思っています。

その中で一つ、私が大きな課題だと思ってい

るのは、大学に進学した先、その後の就職でのUターンと申しますが、人口移動、これまでの仕事の経験の中でも、その後のUターンが、ほかの県と比べても非常に少ない。いろいろ子どもたちの話を聞いていても、ふるさとのことをよく知らないまま進学して県外に出て行って、そのまま県外で就職をしているというケースが非常に多いのではないかと、これは様々な場面に当たる中で考えています。そこは、長崎県のこれまでの教育のあり方としての一つの問題点ではなかったのかなと思っています。

この点につきましては、私が教育委員会に来た後、教育委員会の皆さんとも意見交換を既にいろいろしておりますけれども、そういう考え方については、教育委員会の中でも理解をされていると申しますが、そういう地域教育、ふるさと教育の大切さ、とりわけ、いわゆる進学校と言われている、大学進学を目指している生徒が多く在籍している高校においても、しっかりと地域に対する学習をしていくと。そして、地域のことを知り、課題も強みも含めて知った上で進学していくということの重要性ということについては、教育委員会の皆さんも認識していただいていると思いますし、その点については、さらに強力に進めていく必要があるだろうと思っています。

【中山委員】若者を県内に定着させるために基本中の基本で、ふるさと教育に取り組んでいこうということですので、誠に理を得た発言であったと思います。

私が言いたいのは、やはり先ほど教育長から話がありましたように、変化の時代であって、今まで経験したことのないような社会で生きていくというような話でありました。どんな困難があっても、やはり生き抜く力、長崎県人とし

て誇りを持って生き抜く力、対応する力が、私は最上位にあってもおかしくないと思いますし、ぜひ、この辺はいろいろ大変だと思いますけれども、基本的に最上位をどれにするのかということについては、いろいろ協議しながら、県民を含めて明確に示していくことが重要だと考えておりますので、今の答弁につきましては、若干物足りないので、今後を含めて目標設定に努力してほしいことを要望しておきます。

次に、今、教育行政も含めて大変革時にあると考えておまして、そうすると、県の教育委員会を含めて、21の教育委員会をどのような形に変えていくのか、ここが教育委員会の一番のもとでありますので、ここがいい方向に変わらないことには、学校の教師等が変わることはなかなか難しいと考えておりますが、基本中の基本のここは、どのように考えておりますでしょうか。

【平田教育長】 まず、21市町の教育委員会をどう変えるかということについては、率直に申し上げて、今すぐどうこうということは、私の力でできるということは、なかなかお答えするのが難しいわけですが、まずもって、私の所管しております県の教育委員会、県立学校、とりあえず今ご質問がありました県の教育委員会につきましては、先ほどからの話を、教育の中での話としておりましたけれども、そもそもの教育委員会事務局のあり方としても、まず、自らのあり方について課題を自分たちがきちんと考えて解決をしていくという、今までどおりではなく、自ら変えていくべきことがないのかと、今の働き方の中で、ICT、あるいは働き方改革という様々なテーマの中で、どういうことを変えていくべきなのかということを職員一人一人がしっかり考えていくということが大事

だろうと思っております。

私どもが旗を振るわけですがけれども、実際の改革は下から、下といたしますのは、実際の職員から積み上がってこない、現実の改革は進みません。そこをしっかりと意識を共有することが大事だと思っておりますので、その意識の徹底について、まず図っていくと。そして、できることから一つ一つきちんと積み上げていく、あるいは、それが大きな姿・形そのものの改革が必要であれば、そういう改革を目指していくと考えております。

【中山委員】改革を実現するためには、教職員、下から意見が上がってきて、それを生かしていくんだと、そういうことでないと改革はできないということでもありますので、まさにそうだと思うんですよね。それをどこまでやれるかという問題だと思うんです。その方向性については了といたします。

通常、教育委員会は通達行政だと言われております。これはいい部分もあると思うんですよね。ただ、私はこれにプラスアルファ、アルファは何かというと、教職員の血の通った、さっき言った、語り合える教員であってほしいなと思っているんです。今の教育長の答弁につながりますので、ぜひ、その辺まで深掘りしてほしいなと思います。

それと、あと、業務的には、各調査とか分析がありますよね。これを別組織で調査・分析をすべき時期にきているのではないかと思います。というのは、自分たちが政策を立てて、それについて現場の先生方に調査をして、内容を聞くということであれば、正直に答える先生もおられるかもしれんけれども、やはりその政策に対して否定するようなこと、批判するようなことはなかなか言いにくいですよ。政策する人が調査す

ることも大事だけれども、それ以外に第三者が一括して調査・分析をして、それを各担当課にフィードバックしながら、お互いにディスカッションして政策を打ち上げていく、こういう方向まで進めていただければ、大変ありがたいと考えておりますので、とりあえず今日は、私の意見ということで、答弁は求めませんけれども、そういう方向で取り組んでいただくことを要望しておきたいと思えます。

それと、時間の都合があつて、最後にしますけれども、実は質問通告したことによって、5項目していたんですけれども、それぞれの確に答えてもらわないと、全部重なって答弁しているものだから、質問が非常にしにくいんですよ。ぜひ、こういう場合は的確に、5項目あったら5項目総じて答弁していただかないとちょっと困るなということを苦言を申し上げておきたいと思えます。

それで、私が何を言いたいかということは、教育長に期待するのは、ふるさと教育、キャリアの中でもありましたが、本県の人材面で一番の弱点だと私が考えておるのは、やはり起業家、そして、起業家精神のある県民をどうつくり出すのか。例えば、これは私の考えですよ。ゼロから1を生み出すために、主体的に、対話的に深く考え抜く力、併せて、行動に移せる、そういう人材を輩出できれば、長崎県の振興に私は大きく貢献できると考えているわけでございまして、ぜひこの点について、教育長の意見をお尋ねしたいと考えております。

【平田教育長】今、委員がおっしゃられた観点につきましては、私も全く同意でございます。

これまでの4月以降の教育委員会の中での様々な議論の中でも、これから求められる資質、育てていくべき資質として重要だということで

議論をさせていただいているところでございます。

具体的に言いますと、自分で、今から答えのない課題を発見する。あるいは、そこにある魅力、価値を発見する。そして、その解決を考える、あるいはそこに新しい価値を生み出すということを考える。そういう姿勢、考え方というものを学習の中で子どもたちが身につけていくということ。そして、職業教育の中では、先ほど委員がおっしゃいましたように、起業家教育ということも教育の中に取り入れていくということが、今後とも重要だろうと考えております。

【中山委員】長崎県民は、私は非常に多様性に富んでいると思うんですよ。ただ、社会的な奮起というか、少し閉塞感があつて、やはり自分のよさに気づけずにおる人もいるんじゃないかと考えているわけです。その気づきに、先生方を中心にして、気づきを与えてやって、気づかせてもらえれば、もともと力があるわけですから、それに基づいて自分の方向性を見つけられるわけですね。

ぜひ、多様な生徒に対して、一人一人よく見ていただいて、そしていい部分を気づかせてやっていくと、そういう養成をしながら、起業家精神を存分に習得させて、思う存分活躍できる児童生徒をつくり上げていただきますように要望して、質問を終わります。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【麻生委員】おはようございます。

4点ほど通告しておりましたので、お尋ねしたいと思えます。

1点目には、対馬高校を中心として遠隔授業を含めて3年間ほどされたと思えますけれども、報告も一部上がって、見させてもらいました。コロナ禍の中でZoomを使ったテレビ会議と

か、併せて取り組んできましたので、改めて意識改革ができたのかなと思いますけれども、今回、遠隔授業に取り組まれたことについての成果と、今後、教育関係を含めて離島は、さっき教育長が言われましたように、格差のない教育の取り組みをするんだという話がありましたけれども、教育委員会においてどのような展開を図ろうとされているのか、お尋ねしたいと思います。

【岩坪ICT教育推進室長】 壱岐高校、対馬高校における国内外の大学等との連携による遠隔授業の効果等に関する研究では、専門性の高い授業によって、知識の習得や学びに対する主体性等の向上という効果が上がっております。

一方で、通信環境が不安定で、映像や音声が届かなくなることがあるというような課題もありました。通信環境については、県立高校の高速ネットワークが、昨年整備をされております。

今年度からは、遠隔授業を活用して、まず、離島地区の小規模校の教育の充実を図っていきたくて考えております。例えば、先進校であります壱岐高校から専門性の高い内容の授業を配信したり、探究活動等で、ほかの学校や外部機関とつないで、生徒が多様な意見に触れる機会を充実させたりするなど、協働的な学びを促進していきたくて考えております。

将来的には、遠隔授業を活用した幅広い選択科目の開設など、成果を小規模校だけではなくてほかの学校にも広げて、長崎ならではの教育を推進していきたくて考えております。

【麻生委員】 今回、3年間でいろんな課題と、また方向性が見えてきたと思いますけれども、特に離島関係については、教員の配置が、加配もできなくて、複式学級もあって、教える状況もいろいろあるかと思っております。その中で、今

回の壱岐高校といいますか、対馬高校を含めて展開されたと思いますけれども、しっかりと取組をお願いしたいなど。いろんな形で通信環境がよくなってきたと思っていますし、光通信も、今年度ぐらいに県下全部できるのではないかと思います。そういう中で、しっかりとお願いしたいなど。

今、AIとかIoT関係の話が出ていますけれども、子どもたちが乗り遅れない、また、その格差がないような取組をしてもらいたいと思います。この取組が終わった後で、今後の新たな計画だとか、取組の方向性というのは何か出されているのでしょうか。それについてお尋ねしたいと思います。

【岩坪ICT教育推進室長】 先ほども申し上げましたように、今回の離島の小規模校での取組をほかの学校にも広げていきたいと思っております。

具体的には、今、計画中でありますけれども、例えば専門学科同士のつながりであるとか、小規模校と大規模校のつながりであるとか、そのようないろんなICTの活用というのは考えられるのではないかと考えております。

【麻生委員】 わかりました。コロナ前とコロナ後の状況は違って来たということも含めて、ぜひ、取組をしていただきたいと思います。

次に、通信教育関係のことですけれども、N高の関係と教育委員会の取り組むべき事柄ということで質問したいと思います。

N高といえば、今、角川ドワンゴが開校してしまっていてやっているN高、S高です。全国に2万人近い学生がおるということで、通信教育のあり方についても、この第三期学校改革基本方針の中でも一部言われておりますけれども、そういう意味では、通信環境がよくなってきて、

高校生の取組が変わってきたのではないかと。授業料も、今回の授業料無償化、私立関係で590万円以下の方々は年間7万円ぐらいで受講できると。そういう状況で、ある意味では、今までハードルが高かった授業料の問題、そういったものが一気に変わってきたのかなと。

それと、あと、講師の内容も、実は各学習塾のトップクラスの先生たちが魅力ある授業をやっているんですね。こういう中で、では、この地元でやる高校の魅力は、さっき言われておりました、黒板に向かって書いたことを学生が写すような状況から、改めて学校の先生の一人一人が力をつけてもらわないと、この時代に追いついていけないのではないかなと、そういう心配をするわけですよ。全てが通信教育に行くという話ではないんですけれども、こういう新しい兆しがある中で、教育委員会として危機感を持って取り組んでいただくことが大事かなと思っておりますので、これについてお考えがあれば、また、今回の教育委員会の第三期学校改革がありますけれども、こういったことについてどう生かそうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【狩野高校教育課長】今、麻生委員のお話にあったとおり、N高に代表されるような広域通信制でありますとか、私立高校も実質の無償化ということで、今、生徒たちの学びの場の選択肢というのは増えていると思っています。特にICTが導入されますと、学びの場であるとか、学び方もますます多様化していく時代に入っていくだろうと考えています。

県教委としましては、先ほどから話が出ていますけれども、来年度、松浦高校の普通科を改編したりとか、令和5年度からは理数科等をまた改編したりという、時代に即した学びを提供

したいと考えております。

また、今月から来月にかけて、工業高校、農業高校、商業高校、それから総合学科の校長先生方にそれぞれ集まっただいて、平田教育長はじめ関係職員と意見交換をする場を設けることとしております。高校段階での人材育成のあり方であるとか、これからの学校づくり、こういった教育というのを実践していかなければいけないのかということについて、しっかり方向性を持って進めてまいりたいと考えています。

これからの教育というのは、一つの学校の中で教育活動が完結するような、いわゆる自前主義の時代ではないんだろうと考えています。先ほど私の答弁の中で、学校は閉ざされた空間ではなくて、社会の風とか時代の空気を取り入れていく開かれた空間でなければいけないという答弁をさせていただきましたが、それは決してジェンダーの問題だけではなくて、これからの学校というのは、遠隔教育を取り入れて外部とつながったり、地元の自治体とか、企業とか、NPO法人とか、外部機関と連携した多様な学びを実現していかなければならないと思っています。

県立高校56校ございますけれども、それぞれ規模も地域性も違いますけれども、オール県立高校で知恵を出し合い、情報も共有しながら、これからの教育ということについて考えて実践してまいりたいと思っています。

また、麻生委員がおっしゃった、これからICTをはじめ教育のあり方というのが大きく変わってきます。教員の指導力というのが、これからますます問われていく時代だろうと思っております。不安に思っている教員も多々いるということも聞いておりますので、教員自身が知

識、スキルをブラッシュアップできるような研修にも力を入れてまいりたいと考えておりますし、また、教員自身が自己研鑽ができるような時間を確保できるように、一方では、働き方改革も進めてまいりたいと考えています。

【麻生委員】一方で、通信教育ではない、一人一人を対面教育でしっかり見てあげる。不安があれば、サポートしてあげる。そして、温かい目でみんなを見ていく、育てていくということも大事だと思っているんですよ。先生たち一人一人のスキルアップと包容力と、そして、希望を与えてもらってやるような取組をぜひお願いしたいなと。

今から求められるのは、そういう少子化の時代で、今年も、出生率を考えたら、長崎だって、もう9,000人前後ですよ。そうしたら、10年後とか15年後には、はっきり言って3分の2ぐらいしか要らないわけですよ。35人学級になったとしても、ある意味では、そういう一人一人の状況が見られるような取組をぜひお願いしたいなと。そういうことで、時代の変革というのが、まさに来ているのかなと思っていますので、その点についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

3項目目については、GIGAスクールの課題についてということでお尋ねしたいと思ひます。

今から始まるので、現場でいろいろ試行錯誤されていると思ひますし、タブレットが動かなかったりとか、それに振り回されてやっていくというような状況も現場であるということも聞いておりますけれども、やっぱりその中で言われているのが、低学年の子どもたちの弱視の問題が、今、クローズアップされてきています。

自宅でもスマホを扱っている中で、子どもた

ちがあまりにも液晶画面に向いて、あれが結構、光が強いんですよ。そういった中で、弱視の関係が言われているんですけども、今後、取組についてどういう配慮をされていこうとしているのか、また、今、計画があるのか、それについてのお尋ねをしたいと思います。

【加藤義務教育課長】GIGAスクール構想における健康上の懸念材料といたしまして、一つは、視力に与える影響、また、学習中の姿勢に与える影響、そして、睡眠に与える影響などが特に話題となっており、これまでも議論されてまいりました。

このことを受けまして、国においては、令和3年3月に子どもたちへの健康への影響を配慮しながら端末を活用することとして、使用する際のルールを例示として通知しております。

その内容といたしましては、目と端末の距離を30センチ以上離すこと、また、30分に一回は20秒以上、画面から目を離して遠くを見ること、また、就寝前の1時間は利用を控えることなどの内容となっております。

このことを踏まえながら、現在、各学校では取組を進めているところです。ただし、これも初めての経験でございますので、各学校、子どもの状況を見ながら、例えば学校の中の学校保健委員会等でその状況を確認しながら進めていく必要があると考えております。

【麻生委員】ありがとうございました。今からタブレットが配置されて、いろいろ課題もあろうかと思ひます。そういう意味では、先生たちも私も、一般質問で言いましたけれども、意識改革をもっとやってもらわないと、なかなか難しいのかなと。タブレットの操作自体は、逆に子どもたちの方が、自分でもスマホを使って慣れているので、早いのではないかなと、適応力

が子どもたちの方があるのではないかと思いますよ。

しかし、さっき言われた弱視関係とか、目についての影響が結構高いと言われていまして、いろんな形でルールをつくっていただいて点検してもらえればなと思っています。

それと、あと、課題についての関係については、先ほど申し上げましたように、先生たちがいかに使い切れるのか。もちろんいろいろな教材も多くあろうかと思えますけれども、この研究については、今後どのような形でされるのか。サポーターもそれぞれ配置をするという形になっておりますけれども、GIGAスクール構想についてのタブレットを含めた教育のあり方、教える側のそういう取組、これについては講習会のシステムだとか図ってらっしゃると思えますけれども、どのような構想で、スケジュールで、ロードマップで考えていらっしゃるんですか。もし分かれば、概略教えてください。

【加藤義務教育課長】現在、小中学校におきましては、児童生徒の活用上の課題、また、ネットワークの接続の課題など様々な課題を一つ一つ解決しながら取組を進めているところです。

私どもも学校も、今、一番大きな課題として考えておるのは、先ほどからお話がございます教員の指導力向上でございます。子どもたちと学びながら、一緒に授業をつくっていこうという構えで、今、取組を進めているところでございます。

それぞれの市町や学校でも取組は進んでおるところですが、県といたしましても、教員全体の底上げを図るために、この6月から8月にかけて、県内22の会場で、それぞれの市町が導入した機器を用いた具体的な授業改善の研修を進めているところでございます。この内容につきま

しては、全ての学校で同じような内容で、先生方に共有していただきたいと思っております。

本年度は、特に「使う」、「慣れる」ということをテーマにしながら、とにかく使うことを呼びかけております。研修も重要ではございますが、まずは、実際に使いながら学んでいくということが、今、学校で必要なことだと考えております。

一方で、この機器の導入に対する大きな期待感を持っている教員も数多くおります。実際に端末を手にしてみますと、今までできなかったようなことができるようになっている。こういう期待感も、端末に触れるたびに広がっているものと考えております。

このような期待感も含めながら、ぜひ学校の支援、教員の支援に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【麻生委員】現場の職員の皆さんは大変だと思いますよね。子どもたちと向き合いなさいということでは言われている反面、やることがいっぱいあって、本当に現場の皆さんの声はアップアップの状況じゃないかなと、報告のレポートも結構あると聞いていますし、子どもたちの付き合いだとか、そういったことについても向き合わなくてはいけないと。まさにハードワークにならないように、ぜひ配慮していただきたいなと。

今、なかなか学校の先生になりたがらないといえますか、求人も1.4倍ということで、学校の先生は大変なんだということが先に回っているみたいですので、使命感を持って、将来の子どもたちを育成して、次を担うんだと、そういった取組になるようお願いしたいと思います。

最後に、タブレットより本に親しませるということで話があるんですけども、実は、図書

販売店の事務局長とこの前お会いすることがありましたので、要は、本を販売する方の事務局長、全国でおられますけれども、今、政府に申し出をいたしましたという話をされておりました。

年々、やっぱり本に親しむ状況が失われてきて、本の販売も少なくなってきた。販売店も、全国に4,000店ぐらいあったのが、もう2,000店を切っているという状況であります。もちろんAmazonも普及して、地元の本屋さんがなくなったということもあるんでしょうけれども、学校で、ぜひ、タブレットより本に親しませていただきたいということでありました。

私自身も、学校図書館のあり方、子どもたちが本に親しみながら、そして、自分の希望だとか、また、目的だとか、そういう未来の夢をかなえられる、タブレットにない本を見ながら、自分の人生を目指す、ないしは、また、図書館あたりも、言えば、ひきこもりだとか何とかにおいても、自分の居場所づくりになるんじゃないかと思っていますけれども、読書運動もされていますけれども、今後、本に関してどのように購入して、また、配置をされようとしているのか、その点分かりましたら、教えていただきたいと思います。

【山崎生涯学習課長】子どもたちがその発達段階に応じた本に出会い、そして触れることは、子どもの読書習慣の形成に非常に重要であり、子ども読書活動推進の取組の充実を図っているところです。

今後も、読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を進めてまいりたいと考えております。

例えば、具体的には、「長崎県の子どもにすすめる本500選」をより活用しやすいように、

乳幼児期、小学校低学年、小学校高学年、中学生、そして高校の5段階で選定して紹介をしております。また、小学校1年生には、このリストを掲載した「家庭読書啓発リーフレット」を入学時に配布して、保護者の方も含めて読書活動を啓発しているところです。

それから、さらに中学生、ビブリオバトル大会の開催や、高校生が選ぶ友達にすすめる本の選定など、子どもの発達段階に合わせた読書活動への興味・関心を高める取り組みも実施をしております。

それから、学校図書館の方ですけれども、学校図書館は、子どもたちが訪れやすい、本の魅力に触れながら、居場所としても快適に過ごすことができるような場所であることが必要だと考えております。そのために、学校図書館関係者へ魅力ある図書館づくりについて、研修会等を通じて、さらに伝えていきたいと思っております。

【麻生委員】私は、今後、タブレットとか、新しいコンピューター社会になるかと思えますけれども、しかし、そのベースは、子どもたちが多くの知識をしっかりと身につけた上で活用すれば、大いに利用できるんでしょうけれども、そもそも基本的な、それを検索するまでのあり方とかは、物ではしっかり低学年で学びながら、検索、調べ学習、こういったものをしないと、育っていかないと思うんですよ。だから、その配分だとかいうことをしっかり取り組まれてやるのが大事なのかなと。最初からタブレットをやって、何でもかんでもと、変なところに検索してしまいますし、やっぱり基礎ベースがしっかりあって、その上で目的を、どうするかという子どもたちの知識意識を高めてもらいたいと。

そのためには、まずは、タブレットに入る前にしっかりと本を読ませて、そして、調べ学習をさせて、そして、こういう形でやるんだよと、検索はこうするんだよと、そして、新しいことにチャレンジするんだということにぜひ結びつけていただきたいと思いますので、教育長、最後に、私が今言ったことについてコメントがありましたら、お願いしたいと思います。

【平田教育長】委員おっしゃるように、読書に親しむといいですか、簡単に言えば、本に触ることが重要だと思っていますので、学校の中での図書室ということの重要性も、私も十分認識しておりますので、先ほど生涯学習課長が申しあげましたように、様々な取組を進めながら、子どもが図書に親しむ環境づくりに努めていきたいと考えています。

【浦川委員長】換気のため、11時20分まで休憩したいと思います。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

【浦川委員長】委員会を再開します。

ほかに質問はありませんか。

【山田(朋)委員】まず、教職員の採用について伺いたいと思います。

情報科の教員の採用についてです。プログラミング教育が小中学校は既に導入をされていますが、2022年に高校の新学習指導要領に基づいて情報 が必修化され、25年度から大学入学共通テストにも出題をされる見込みのようですが、この状況に合わせ、どのように採用を検討しているのか、伺います。

【田川高校教育課人事管理監】教員採用試験における情報教員の採用についてのお尋ねですけれども、来年度から実施されます新学習指導要

領におきまして、情報 では、プログラミングやデータ分析などの高度な学習内容が含まれることや、来年度高校に入学します生徒が受験する大学入学共通テストに情報が加わることが検討されております。そうした入試への対応も含めた情報教員の確保が全国的にも課題となっております。

本県の対応としましては、今年度実施の採用試験から情報の教員を採用するとともに、現在、情報の免許を持つ教員に対しまして、専門性を向上させる情報スキルアップ研修や、さらにレベルの高い情報エキスパート教員養成研修などを実施することで対応することといたしております。

【山田(朋)委員】今、既に情報の資格を持っている先生がどのくらいいて、今期どれだけの採用予定なのか。

また、併せて、他県では、大学とかと連携をして先生の派遣をいただいたりとか、かなり高度な取組をやっているようではありますが、そういったことも検討しているのか、伺いたいと思います。

【田川高校教育課人事管理監】現在、情報の免許を所有する教員は153名おります。情報専任の教員が対応している学校もございしますが、多くの学校の場合は、認定講習で情報の免許を取得した商業や数学、理科といった教員が一人ないしは複数で対応しているのが現状でございます。他県も同様の状況と聞き入れております。

先ほど申しあげましたように、今年度、採用試験では、3名の情報の教員を採用することとしており、専門の教員の養成に力を注いでまいりたいと思っております。

【狩野高校教育課長】つけ加えまして、教員の研修でございますけれども、8月、お盆明けに

なるかと思うんですけれども、長崎県立大学の情報システム学科、情報セキュリティ学科の先生方をお願いしまして、来年度、情報を担当する教員の研修を実施する予定にしております。

【山田(朋)委員】今、ご答弁いただいた取組において、来年度から必修になった場合でも、生徒に対して高度な、ある程度必要とする授業が提供できる状況にあるという理解でよろしいですかね。

【田川高校教育課人事管理監】6月に各学校に調査をいたしまして、来年度以降開始されます情報の授業について、対応を本課でも協議いたしました。そうしましたところ、おおむね85%程度の学校において、何らかの工夫をすれば十分に対応できるというような回答がありまして、残りの15%の学校につきましては、先ほど高校教育課長が申し上げたような講習・研修での対応、あるいは人事異動での対応を考えております。

【山田(朋)委員】分かりました。

次に、障害のある方の教職員の採用状況について伺いたいと思っております。

今の状況がどのようになっているか、まずお聞かせください。

【桑宮総務課長】障害者雇用率については、毎年6月1日の状況を算出することになっております。

最新の令和2年6月1日現在で、県教育委員会の障害者雇用率は2.07%となりまして、令和元年度の1.85%から改善はしておりますものの、当時の法定雇用率2.4%を下回っております。

なお、現在の法定雇用率については、2.5%に引き上がっております。

【山田(朋)委員】長崎県教育委員会での障害者雇用率の状況だと今の数字は思うんですけれど

も、実際、現場ではどのような状況が把握できますか。

【桑宮総務課長】教育委員会事務局に、プラス学校も含めた状況が、先ほど申し上げた2.07%という状況でございます。

【山田(朋)委員】これは義務教育学校も入っているんですか。

【桑宮総務課長】はい、県立学校も含む数字でございます。

【山田(朋)委員】義務教育学校も入っているんですか。

【桑宮総務課長】失礼しました。小中学校も含んだ数字でございます。

【山田(朋)委員】具体的に、今、何人ぐらいの先生が授業を持って現場でされているのかが、この数字だけではわからないので、人数がもしわかるようでしたら、教えていただきたい。小、中、高、それぞれ何人ぐらいいらっしゃるのか教えてください。

【桑宮総務課長】令和2年度の数字で申し上げますと、全体で障害者数154名でございます。小中学校の教員が37名、高等学校の教員が24名、それから、特別支援学校の教員が28名でございます。

【山田(朋)委員】小中学校で37名、高校で24名、特別支援学校で28名ということで、全体で154名なので、それ以外の方は教育委員会とかほかの、子どもたちに直接授業を教える立場ではないけれども、違う形で教育に関わっていただいているということですね。

それで、他県においては様々、特別な配慮をしているようであります。担任を持つ先生の教室を階数の低いところに設置したりとか、県の教育委員会でも、特別に働きやすいためにどのような環境を整備しているのかをお聞かせいた

だきたいと思います。

【田川高校教育課人事管理監】教員の採用につきましては、令和元年度の実施の採用試験から、申請の要件を大幅に見直しました。また、実施要項には、合理的配慮の例としまして、点字の受験、あるいは手話通訳、そういったものを掲載しておりまして、採用後もそういったことの対応を考えております。

【山田(朋)委員】分かりました。手話通訳を配置されている特別支援学校もあたりとか様々、他県においては様々取り組みいただいているようですし、本県においても、まず、教職員の採用試験でそういったことをしていただいて、働く時にも当然していただいているという理解をしたいと思っております。

子どもたちにとって、障害を持った先生と共に学ぶということは、いろんな人に対する理解にもつながるし、とてもいいことだと私は思っております。

奈良県では、全国障害学生支援ならネットというのを設立されています。これは、障害のある教員志望の学生を支援する団体をつかって、全国から登録ができるようになっていて、奈良県でのインターンシップが経験ができたり、1次試験の免除、一般教養とか集団面接が免除されたりとか様々、そういう希望をされる方に対してより広げていると言ったらあれですけども、そういう環境をつくっているようであります。

これからの障害を持っている方々の教職員採用を積極的に取り組んでいただきたいということをお願いして、次の質問にいきたいと思います。

次に、主権者教育についてです。

小学校においても、今、若者の投票離れが進

んで、全体的な投票離れが進んでいるんですけども、小学校における主権者教育が重要だと思っておりますが、どのような取組をいただいているのか、お聞かせをいただきたいと思いません。

【加藤義務教育課長】主権者教育の重要性を踏まえまして、令和2年度から小学校で全面实施となりました新学習指導要領では、様々な教育活動を通じて、主権者としての力を育成することとなっております。中心は社会科、道徳、特別活動となっております。小学生の発達の段階に即しながら主権者教育が展開され、主権者としての素地となる力が育成されているという状況でございます。

【山田(朋)委員】早くから当事者意識で関わっていただくことによって、投票をするということとか、あと、一步踏み出して、自分が政治を試みようとか思うような気持ちとか、ぜひ、そういうのにつながるような主権者教育をしていただきたいと思えます。

次に、生理の貧困についてです。

社会的な問題となっています生理の貧困、5人に1人が生理用ナプキンが買えないとか、あと、3割近い方が、経済的な理由で換える頻度を少なくしたりとかして、とても不衛生な、とても厳しい状況に置かれている子どもや女性が多くいらっしゃいます。

そういった中で、この問題に対して教育委員会としてどのような認識を持っているのか、まず伺いたいと思えます。

【松崎体育保健課長】貧困施策としての、今話題になっております生理用品の配布ということになりますけれども、そこは、現在、こども政策局を中心に推進されておりまして、今回、国の交付金を活用して、NPO法人等の民間団体

と協力して取り組むということは認識しております。

その中で、学校に生理用品を置くことについては、先行して実施をしている県もございますので、そういった事例を参考にしながら、こども政策局等と連携して取り組んでいきたいと考えております。

【山田(朋)委員】 生理用品を置いていただく、主に学校で配布をいただく形がベストかなと、トイレに置くなり、保健室で渡すなり、それも配慮していただいた上で配置をいただきたいと思いますが、今回のこの目的が、一時的に生理用品に困っている方に配布をするにとどまらず、そこで困っている課題を見つけるきっかけになって、学校も支援につなげていただくために、入り口としてはすごく大事な場所ですので、ぜひそのあたりも考えた上で、こども政策局と取組をしていただきたいと思っております。

あと、この問題なんですけれども、コロナの交付金ですね、21市町、社協かNPOが取りまないと学校に配置することができない状況に今あります。一般質問で言ったんですけど、21市町の学校で、住んでいるところによってこういったことに差があってはいけないと思っておりますので、この交付金の利用でカバーできないところがある場合は、単独でやっている県も、千葉県とか鳥取県とか様々ありますので、今後、この問題はまたさらに深めていきたいと思っておりますので、ぜひ、そういったことも含めて、子どもたちが安心して学校生活を送れるように取組をいただきたいとお願いを申し上げます。

次に、性教育についてです。

小学校4年生から、成長段階に合わせて性教育を行っていただいております。その中で、こども政策局が作成して、高校の3年間のうちに

女子生徒を対象に、一度だけですけれども、「すてきなあなたへ」という、女性の妊娠・出産、健康などの情報を集めた小冊子を配布いただいております。今年度から、生徒1人1台パソコンが整備されますが、こういったものを3年間で年に一回だけではなくて、データであれば、例えば児童生徒のパソコンで受けることができないのか、そういったことを検討いただきたいと思いますのですが、どうですか。

【松崎体育保健課長】 今、委員からございましたように、本リーフレットは、こども政策局が高校3年生の女子に配布しているということは認識しております。

Web配信等については、こども政策局と協議してまいりたいと考えております。

【山田(朋)委員】 ぜひお願いをしたいと思っておりますし、これも事前にお配りしておりますが、民間の団体がつくられています「つながるBOOK」というものです。より具体的に恋愛のこととか、妊娠のこととか、月経のこととかいろんなことが、本当により具体的に、若者がつくっていますので、これを手に取って、これを目で見た方が、子どもたちの理解がより進むというものであります。

今までの傾向として、県の教育委員会は、過去の事例で言うと、こういったものを積極的に子どもたちに発信するようなことは望まないような感じではありましたが、今、時代もかなり進んできていますので、ぜひこれも前向きに検討いただきたいということをお願いしたいと思います。

最後に、ヤングケアラーの支援について伺いたいと思っております。

長崎市は既に独自調査をしているようですが、現在、学校でヤングケアラーを確認した場合、

どのように取り組んでいるのか、伺います。

【安永児童生徒支援課長】ヤングケアラーにつきましては、人の育ちや将来に大きな影響を与える社会的な問題であると認識しております。

現在、学校、教職員においては、ヤングケアラーの概念の周知がまだ十分でないということで、ヤングケアラーの早期発見、対応に資するためには、教職員へのヤングケアラーの概念等についての理解促進を図るための研修の充実が必要であると、まずは考えております。

そのためにも、スクールソーシャルワーカーと一体となった、今後丁寧な対応が一層重要になってくると考えております。

【山田(朋)委員】まず、先生方がヤングケアラーについてしっかり学んでいただくことは第一義的にあると思うんですけれども、私がお尋ねしたのは、今、学校でヤングケアラーだという確認をされた児童生徒に対してどのような取組をしているのかを伺っているんですけれど。

【安永児童生徒支援課長】具体的なヤングケアラーの子どもたち、気になる子どもたちを含めまして、その対応としましては、日常的な観察や面談を通して子どもの理解を深め、その情報を一部の教職員だけで抱え込まず、管理職の指導のもと情報共有を図りながら、組織的に隙間のない対応で丁寧に支援しているという状況であります。

【山田(朋)委員】支援いただいている、特に長崎市と国の調査は一部定点調査でしたけれど、調査が出ている学校とかもあると思うんですよね。今、課長はしているというお話でしたけど、具体的にどのような支援をしているかということ、今までだと、要保護児童対策地域協議会において対応するというのを事前にこども政策局と、この件を随分昔に話した時にそういう話をされ

ていました。今もそういう状況にあるのか、そのあたりを教えてください。

【安永児童生徒支援課長】ヤングケアラーについては、家庭問題への介入とか、保護者に関する指導等が複雑、困難であるために、教職員や学校の対応には限界があると考えております。

これまでも福祉部局と連携を取りながら、児童相談所とも協力し、要保護児童対策地域協議会にあるケース会議に検討課題として挙げて、いろんな目を持って対応しているという状況があります。

【山田(朋)委員】要対協では、取組をいただくように、一応なっていたんですけれども、児童虐待が急増している中、本当に要対協で対応ができるのかというのは、全国的に疑問視されています。私もそう思っております。

ぜひ、学校や市町、児童相談所とか、例えば世話をしている親とかの福祉サービスの利用のところとか、医療機関とか、そういったところが関わってしっかり連携した、要対協とは別の対策の会議を持っていただくべきだと思っております。これは、併せて、今後ありますこども政策局の質疑の中でも言いたいと思っておりますが、ぜひそうした取組をしながら、この子どもたちが適正な環境の中で学びを継続できるように、ぜひ教育委員会として取り組んでいただきたいことをお願いして、質問を終わります。

【浦川委員長】ほかにございませんか。

【千住委員】失礼します。私の方から2点ご質問したいと思っております。

まず、ICT教育環境整備基準についてなんですけれども、一人一人の児童生徒に端末が行き渡って、今、それを十分授業でも使っていて、先生方の働き方改革等にも十分役立っているのかなと思います。

先生方も教材を製作する時間等も短縮されて、また個別に児童生徒が自分の目の前で見られるということで、すごくいい環境が整ってきたなと思っているわけですが、ただし、端末が行き渡っているにもかかわらず、先ほどもあった不具合で動かないとか、通信がどうしても行き渡らないとかいうのが出ているみたいなんですけれども、この環境の整備といたしますか、水準について一律の目安といたしますか、そういった水準はあるのか、お聞きしたいと思います。

【日高教育環境整備課長】今回の校内の通信環境整備基準についてでございますけれども、県内の公立小・中・高等学校、特別支援学校の校内の高速無線LANにつきましては、国のGIGAスクール構想の実現の補助金を昨年度活用して整備しております。

国の補助に関わる校内LAN整備の標準仕様というのがございまして、校内のLANケーブルについては、10ギガバイト以上、各教室の無線アクセスポイントについては1ギガバイトの普及モデルとされております。

この仕様によりまして、理論上は、1教室で40人が同時に動画を視聴してもストレスなく行えるものとされております。

今回整備をいたしました各市町でも、この標準仕様によって整備されております。

【千住委員】 それでは、各学校1クラスしか、例えばその時間、動画であるとかというのが使えるのが標準であって、例えばそれが2クラス、3クラスとかなったら、当然使えなくなるということなんですか。

【日高教育環境整備課長】 1クラス40台が使っても1ギガバイト以下になります。あと、校内には10ギガバイトのLANが配線されておりますので、1クラス以上で使っても十分対応で

きるという形で標準仕様はされております。

【加藤義務教育課長】 私どもでは、市町の教育委員会と教育の情報化を進めるための協議会を開催しております。その中で、先ほど委員からお話があったような、ネットワークの遅延という状況が数件報告されております。この理由といたしましては、校内のネットワークというよりも、学校から出た外のネットワーク環境に課題があるという状況でございます。

現在、市町におきましては、実際にそのような状況を捉えておりまして、検討や改修等の取組を進めておるところでございます。

【千住委員】 ありがとうございます。

それでは、次ですけれども、今、コロナがあって、休校も大分減って、実際学校を閉めるということはほぼなくなってきたんですけれども、今後、災害で、例えば学校が避難所になるというようなところも出てくると思うんですよね。ほぼ体育館というところが避難所になると思うんですけれども、実際、屋内施設では、やっぱりエアコンがなかなかないということで、ひょっとしたら教室も開放しないといけないような場合が出てくるのかなと思っておりますが、そのときに、せっかくの端末ですから、その端末が、その場合、家庭でも使えるようなことは、今考えていないでしょうか。

【加藤義務教育課長】 今現在、市町の状況といたしまして、6月の状況ですが、平常時も持ち帰りを決めているところが9つの市町がございます。また、非常時における持ち帰り、家庭での活用を正式に決めているところが6市町でございます。

そのほかの市町につきましては、まだ、現在、様々な検討を重ねているところですが、2月の段階では、5つの市町が平常の持ち帰り、これ

が6月には9つの市町に増加していているということで、今、積極的な検討が進められているところでございます。

また、今現在、コロナの影響によって休校等が行われた学校におきましても、これも学校の感染状況、休業の状況によって異なるのですが、家庭に持ち帰ったパソコンで学習するという取組も、徐々に広がってきているところがございます。

【岩坪ICT教育推進室長】今のお尋ねですけれども、県立高校におきましては、原則端末は持ち帰りとしております。自宅でも活用できる状態になっておりますので、臨時休業時に対応できると考えております。

生徒については、休業前に学校で課題や教材をダウンロードして、自宅ではオフラインでも学習することができる状況になるかと思えます。

万が一、臨時休業が長期化して、オンライン授業等が必要になった場合、家庭の通信環境が十分ではない生徒については、個別に登校して受講するでありますとか、学校で映像をダウンロードして自宅で視聴する、または、公共施設のWi-Fi等を利用するというようなことも考えております。家庭の通信環境の違いによって学びに差が生じないように配慮していきたいと考えております。

【千住委員】ありがとうございます。ぜひ、どんどん進めていただけたらと思えます。

ただ、小・中学生においては、保護者の理解も相当ないと、なかなか難しくなると思えますので、そのあたりをお願いしたいと思えます。

続いてですが、高校入試制度ですけれども、昨年度から高校入試制度が変わって、前期、後期ということの入試が始まったと思うんですけれども、初年度であったので、総括といえます

か、そのあたりは今やられているのかどうか、お聞きしたいと思います。

【狩野高校教育課長】総括につきましては、中学校長会とか、あとは高校側とか、いろいろな聞き取りを行ってまいりました。

昨年度の入試改革の大きな目玉というのが、推薦入試を廃止して、中学校長の推薦なく前期選抜を受けられるということが一番の変更点だったと思っています。

その結果、前期選抜の募集定員が、全体で約1,000名増えました。県全体の志願倍率が、推薦入試の時は、一昨年度は0.85倍でしたけれども、昨年度は前期選抜が2.01倍ということで、結果として、約半数の受検生が不合格となりました。

これも様々なご意見を頂戴いたしました。例えば前期選抜で不合格になった生徒の心理的な負担が大きいと、その後のフォローが大変だったというご意見もありましたし、中学校においては、私立高校とか公立高校の前期選抜で、2月中に7～8割方決まってしまうと、残りの生徒たちが、学習へのモチベーションの維持が難しかったというご意見もございました。

半面、志願倍率が2.01倍と上がったことで、生徒たちの学習意欲が上がったという声もございましたし、前期選抜で不合格になったことで、またやる気になったと、やる気に火がついたという生徒もいたという様々なご意見を伺っております。

昨年度の公立高校の全ての合格者数を見ると、一昨年度比で275名減少していたんですけれども、中学3年生の生徒数が約320名から330名くらい減っていましたので、入試改革によって、公立高校への入学者が大きく減少したというのは考えにくいと思っております。

【千住委員】ありがとうございます。実は、昨

年高校入試をした保護者さんとお話しすると、保護者さんの年代と私たちの年代とかは、大学入試と同じような感覚で2回受けられるというのがすごく強くて、実際、スポーツ選抜とかも前期入試になりますので、枠はすごく少ないというところを理解されてない方もたくさんおられて、さっきあった志願倍率が2.01倍ということで、かなり精神的なダメージをすごく受けられたというようなお話があって、実際、受けない方がよかったというようなお話もたくさん聞いたので、そのあたりの説明を、今後、保護者にも強く広げていっていただけたらと思います。

前期試験を受けることによって、前期、後期と科目数が違う学校が結構あって、前期の方に合格するために教科を絞って学習すると。その後また、後期試験に向けて科目を広げてやらないといけないというようなところもあって、いい面もあったと思うんですけども、そんな声がたくさんありますので、ぜひそういったところを聞いていただいて、今後に反映していただけたらと思います。

子どもたちが全てメンタル的に強い子ばかりではないので、そのあたりのフォローを、今後お願いしたいなど、考えていただけたらと思います。以上です。

【浦川委員長】それでは午前中の審議はこれまでにとどめ、しばらく休憩します。午後は、1時30分から委員会を再開します。

午前 1 時 5 0 分 休憩

午後 1 時 3 2 分 再開

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問ございませんか。

【ごう委員】 それでは、通告に従いまして、議

案外の質問をさせていただきます。

まず、1点目です。医療的ケア児支援法案成立後の特別支援学校の看護師配置について。

6月11日に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が可決をされました。国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行うことが、努力義務から責務へと変わりました。この法律が成立したことで、関係する方々は大きな期待をされています。

しかしながら、国の予算の概算要求も夏以降であり、9月にこの法律が施行されても、どれくらいの地方交付税が配分されるのか、何ができるようになるのかはわからない状況であることは、十分に理解をしております。とはいえ、新年度に向けて、本県としても需要の実態を調査し、計画を立てていく必要があると考えております。

そこで、現時点での本県の看護師配置の現状、そして、今後の方向性についてお伺いをいたします。

【宮崎特別支援教育課長】本県の特別支援学校におきましては、平成16年度から看護師を配置し、医療的ケアの必要な児童生徒の安全・安心な学校生活の確保に努めているところでございます。

医療的ケア児が在籍する7校に看護師を配置しておりまして、令和元年度には13名から16名、令和2年度には16名から21名、今年度も21名に配置の拡充を行ったところであり、全ての学校において、現在のところ安全な医療的ケアの実施ができております。

今後、人工呼吸器などさらに高度な医療的ケアへの対応に向けて研修を充実させるなど、看護師と教員とのさらなる専門性の向上に取り組むこととしております。

また、現在、国におきまして訪問看護ステーションから看護師を学校へ派遣いたします研究事業など、小中学校における医療的ケアの実施体制充実のための事業が展開されておりまして、今後、さらに支援法の理念を踏まえ、様々な施策が講じられるものと見通しております。

本県といたしましては、このような国の動向を注視しつつ、関係部局と連携して、安全・安心な医療的ケアの実施に向けた看護師配置について検討してまいります。

【ごう委員】今現在、長崎県では7校に21名の看護師が配置されているということで、これは年々増加をしていて、私は非常にありがたいことだと思っております。

今、答弁ありましたように、今後は人工呼吸器を装着した子どもたちへの対応等も考えていくということでしたが、現段階で私が思っているのは、今現在、7校の特別支援学校には21名が配置をされていて、安全・安心に学習ができているという現状ではありますけれども、実際に、では、その他の医療的ケアの必要な子どもを抱えている保護者の皆様方の全ての希望がかなっているのかということの一つを考えていく必要があると思っております。

人工呼吸器を装着している子どもたちは、現状として、学校にはなかなか通えていない現実があります。それから、地域の学校に通いたいという意思を持っているご家族もいらっしゃると思います。そのような方々のニーズに応えていくためには、しっかりと実態を把握して、そして、現段階では、今しっかりできているけれども、今後、法律が成立したことによって、拡充をしていく必要が出てくると思っております。

そのために、この法律が成立したと思っておりますし、その法律の基本理念の中にも、「居

住地域に関わらず、等しく適切な支援を受けられる施策である」ということが掲げられておりますので、財政が、今豊かな自治体では可能なことがたくさんあって、長崎県ではできていないことがたくさんあると思っております。そのあたりを長崎県としても、予算の兼ね合いもありますけれども、今後は拡充をしていく必要があると思っております。

先ほど答弁の中に、訪問看護師を派遣するような研究も行われているということがありましたけれども、やはり、今後、人材がかなり不足をしていくことが考えられ、そして、今、コロナ禍で本当に看護師さんが足りない現実がありますので、そういった新たな看護師配置の方法というものを早めに検討をして整えていく必要があるのではないかと考えております。

他県なんですけれども、福岡県で医療的ケアを自宅以外でもということで、今は訪問看護師は在宅・居宅のみという縛りがあるものを、自治体で新たな制度をつくって、県と市がお金を出し合って、在宅レスパイト事業というものを創設されております。このようなことが実現していくと、特別支援学校だけではなく、地域の学校で医療的ケアの必要な子どもが学習できるような体制が整えられたりしていくのではないかと考えておりますけれども、こういった新しいパターンを前向きに検討していくお考えは、現状ではありますでしょうか。

【宮崎特別支援教育課長】国におきまして、今後どのような施策をとられるかということ注視しながら、そういう新しい取組についても前向きに検討はしていきたいと考えております。

【ごう委員】ありがとうございます。今、やはり保護者の皆様方から寄せられるご意見を伺っていても、なかなか十分には支援が行き届いて

いる現状ではないと私も理解しておりますので、この法律が出来上がったことによりまして、新たなことを早めに見つけていくことが必要ではないかと思っております。

9月18日にこの法律が施行されますけれども、実際には、まだ予算とか決まってないので、令和4年の4月からいろんなことが進んでいくのではないかと思います。新年度に向けて、現段階から少しいろんなことを考えていただければと思っております。

次に、2番目なんですけど、同じく医療的ケア児支援法案の成立後の特別支援学校の通学支援の対応について、ということでお聞きしたいと思います。

特別支援学校に通う医療的ケア児は、現在、スクールバスを利用することができておりません。保護者が学校まで送らなければならない、保護者が体調不良の時、また、ほかの家族の都合などで子どもを休ませなくてはならない状態が続いております。また、家庭でも、深夜に医療的ケアの対応が必要でありますので、保護者の負担はとても大きい状況です。

財源が豊富な東京都などでは、医療的ケア児専用スクールバスを運行していますが、本県では、これは実現はかなり難しい状況だと伺っております。自治体によりましては、福祉の制度を活用して通学支援を行っているところもあるようです。

そこで、今回、この法律が成立したことによって、通学支援においても新たな仕組みを取り入れていく可能性があるのか、お尋ねしたいと思います。

【宮崎特別支援教育課長】今、ご指摘されましたが、まず大前提といたしまして、県といたしましても、医療的ケア児支援法の基

本理念の中に、「居住する地域にかかわらず、等しく適切な支援を受けられるようにすることを旨としなければならない」と掲げられております。この理念は特に重要なことであると認識をしております。

そして、この法によりまして、「国は、必要な法制上または財政上の措置、その他の措置を講じなければならない」とされておりますので、まずはその動向を注視していきたいと考えております。その上で、必要な財政措置につきましては、国に対して要望を行うなど、関係機関と連携しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

【ごう委員】ありがとうございます。まずは、国の動向がどうなるのかというのが一番重要なことであります。

そこに向けて、やはり長崎県としましては、国にやっぱり要望していかなければいけないと思いますので、そのためには、やはり現状の把握、保護者の意見というものをしっかりとヒアリングをして、何が不足をしているのか、何を足すことによって支援が充実していくのかということをしかりと確認をしていただきたいと思います。

これは、私のところに2月に届いたご意見なんですけれども、長崎特別支援学校のスクールバスの問題なんですけど、現在、コロナの影響で、通常1台のバスが2台に増えているということで対策がとられているということで、そのバスには看護師さんも同乗していると伺っております。朝2台運行されていて、55人乗りのバスに8人とか、もう1台は、55人乗りのバスに9人とかが乗車をして学校に行っているという現実。そして、帰りは、その55人乗りの1台の大型バスに1人ないし2人しか乗っていない現実がある

ということでありませぬ。

帰りにつきましては、デイサービスのお迎え等々がありますので、帰りについては何とか対応ができていますけれども、やはり学校に通う時、通学する時が問題があるんだというようなご意見が届けられました。

例えば長崎市におかれましては、介護福祉タクシーの利用もできるようにはなっておりますけれども、これが年間に11回利用ができるということなんです、やはり自己負担の率が高いということで、なかなかそれを利用する人が少ないという現状が報告されております。やはりこういったところも部局を超えて、福祉との連携が非常に重要な分野ではないかと思っておりますので、このあたりをしっかりと連携を取っていただいて、何か新しい形がとれないのかということを探っていただく必要があると思っております。財政ありきのことなので、大変なことは百も承知で、十分承知しておりますけれども、そのあたりのことをぜひ検討をしていただければと思っておりますので、よろしく願います。

3つ目ですが、体育の授業の時のマスクの着用について、確認させてください。

5月27日、大阪府の小学校で、今年2月に体育の授業で持久走をした5年生の児童が亡くなっていたことが報じられました。その小学校では、体育の授業中にマスクを外すことを許可する一方で、感染が心配な人はつけたままでもよいと伝えていたそうです。

スポーツ庁は、5月21日付で、学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性についての通知を出しています。「基本的にマスク着用の必要性はないが、感染リスクを避けるため対策を講じること」としています。そして、文部科学

省は、4月28日に出したマニュアルの中で、「体育の授業については、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう」と記されておりました。その後、大阪の事故の報道を受けまして、文科省は、「マスクの着用については必要ないということを徹底する」と通達を出されておられます。

そこで、長崎県においては、県内の各学校にどのような通達をしているのか、また、現状はどのような状況なのか、お尋ねをいたします。

【松崎体育保健課長】マスクの通知については、今、委員からあったとおりであります。

我々も昨年5月、その通知を受けて、各市町教育委員会、各学校に周知を図ったところです。

原則、マスクは外していいんですけども、一部、今言われたように、十分に距離がとれない場合とか、本人がどうしてもつけたいという場合は、そこはつけさせるということになっておりますが、やはりそのような場面であっても、呼吸が激しくなる運動は当然避けるべきであります。そして、何よりも教師がそういう児童生徒の様子を常に観察して、異常が見られればマスクを外して、例えば日陰で休ませるとか、そういう適切な措置は必要かと思っておりますので、そのようなことについて、機会あるごとに説明をしているところです。

【ごう委員】ありがとうございます。市内の小学校の保護者さんからご相談を受けたんですけども、通達が出ているのは分かっておりますが、その判断が、担当の教師、それから学校の校長先生とかに委ねられているところ、任せられているところがあって、これで本当に児童の命が守られるのかという疑問がありますとお

しゃられました。

子どもたちの命を守ることが大前提ですので、もっと分かりやすくするためにも、私は、マスクの着用は必要ないというところをもっと大前提として周知をする必要があるのではないか。そして、例えばご家庭の状況もあって、ご家庭の保護者の方が、マスクはつけるのよということを子どもさんに言っていたら、子どもさんはそれをしっかりと守ろうとしたいと思います。その際に、学年が低くなればなるほど、なかなか自分の意思で、苦しいから外したいですとかという意思を表示できない場合もあるかと思うんですね。なので、私は、マスクはつけないことを大前提に置いておいて、そして授業の内容等を変更していくという方にシフトをする方が、子どもの命が守れるのではないかと考えておりますので、最後に、この部分についての見解をお聞かせください。

【松崎体育保健課長】委員からありましたように、地域の感染状況によって距離を十分にとる、とらない、そういうこともあるかと思えます。あとは、授業の年間計画を変更して、いつ実施するかというそういう授業の工夫もあると思えます。

もう一つは、子どもたちがどういう場面でマスクをして外す、現実、現場の先生方の意見を聞けば、小学校においては、今委員からありましたように、自分で判断するというのが厳しいので、最初からマスクをとらせるとか、そういう指導がなされているという状況にあります。

一方で中学校はそこまで言わないというか、常にマスクを持っていて、自分の判断でつけたり外したりしていると、そういうことも聞いております。

いずれにしても、個々の指導の背景にどのよう

な理由があるかというのは、一つ一つ詳細に把握することはなかなか難しいですけれども、あってはならないことではありますけれども、マスクの指導に関して形骸化とか、いわゆる認識の不足があれば、そこは是正しなければいけないので、先ほど言いましたように、機会あるごとに周知するとともに、早速来週、郡市代表の体育研究会がありますので、そこでも周知を再度図りたいと思っております。

【ごう委員】ありがとうございます。それでは、来週にしっかりと周知徹底の方をまずは図っていただいて、これから暑くなつてまいりますので、子どもたちの命が守られるように対策をお願いしたいと思います。以上です。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【徳永委員】児童生徒へのワクチン接種について、お伺いしたいと思います。

国の方からは、文部科学省と厚生労働省が、現時点では推奨しないということが県にも来ていると思えますけれども、ただ、このことはいろんな理由があり、私たちも一定理解するんですけれども、ただ、現時点でデルタウイルスと変異ウイルス等について、児童生徒にも感染が多くなっているということを聞きます。

そういう中で、県教育委員会としてどのような対応をされているのか、お伺いをいたします。

【松崎体育保健課長】児童生徒のワクチン接種についてですけれども、新型コロナウイルス感染症の脅威の中でも健全な教育活動を実施するという。それと、何よりも児童生徒の健康を守るためにワクチンの接種は有効な手段だと考えております。

接種の対象者は、現時点では16歳以上とされておりまして、今後、自治体に差はあるかもしれませんが、生徒の接種が進んでいくの

ではないかと見ております。

主体的には、市町の福祉部局が中心に子どもを優先接種するかという考え方や、ワクチンの効果とか副反応等について、生徒や保護者に丁寧な情報提供を行うというのがあると思います。

一方で、私たち県教育委員会、市町教育委員会、そして学校も含めて我々がやるべきこととすれば、予防接種が強制でないということでもありますので、そういう強制でないということや、様々な理由で接種を受けられない人もいます。そして、接種を希望しない人もいます。その判断は個々に尊重されるといったことについて、生徒や保護者に指導や理解を求めていくというのが、今我々のスタンスかと思っております。

6月に接種の対象年齢が12歳以上に拡大されたように、今後も、接種に関しては状況の変化が見込まれますので、関係機関と連携して適切に対応してまいりたいと考えております。

【徳永委員】今、課長から話があったように、12歳までに引き下げられたと。ファイザーのワクチンはそうですね、12歳までと。この問題は、確かに難しい問題であるということは、私も認識をしておりますけれども、ただ、やはり感染にワクチンが有効であるということが言われて、そういう中で、今、ワクチン接種を急いでやって、また、その中で児童生徒が感染しなければいいんですけれども、今から夏休み、そしてまた、旅行等も解禁ということもあって、そういう中で非常に接触の機会が出てくれば、ともすれば、やはり感染リスクも大きくなっていくという中で、児童生徒を守るというのも、我々大人、そしてまた、県教育委員会にとっても大きな役割ではないかと思うところがあって、ただ、先ほどの説明、そしてまた、現場での対応というのが非常に大変だなということは理解

しつつも、今回、私が質問したのは、そういう中で、やはり子どもを守るという中で、そういう苦慮の中での判断とと思いますけれども、最後に、今後こういった対策を長崎県として各市町と取組を連携してやっていくのか、お伺いしたいと思います。

【松崎体育保健課長】一部答弁が重複して恐縮ですけれども、まだワクチン接種については見地が、国の考え方も様々に変わっている状況でありますので、その状況に応じて、福祉保健部と連携して適切に、委員からありましたように、児童生徒の命を守るということを優先に対応してまいりたいと思います。

【徳永委員】何回も言いますけれども、やはり児童生徒をコロナ感染から守ることが大きな使命でありますので、教育長を先頭に、教育長、ひとつそこはよろしくお願いしたいと思います。

教育長の見解を聞かせてもらえませんか。

【平田教育長】ワクチン接種に関しましては、ワクチンの有効性、客観的に様々な実証のデータもあり、今般の感染症対策としては極めて有効であるという判断を私もしております。

一方で、ワクチン接種をするかしないかということについては、個々人の判断という部分がありますので、一斉接種という形は、必ずしもやはり望ましくないという事実もあるということでございます。そこは、市町とよく話をしながら、どういう形で円滑な接種が進んでいくのかということについては、私ども教育委員会、あるいは市町とも相談しながら対応してまいりたいと考えております。

【徳永委員】続きまして、第三期長崎県立高等学校改革基本方針について。

これは事前に説明を受けたんですけれども、

2つ新しい、一番目が、本県初の新たな普通教育を主とする学科の設置「地域科学科」と、もう一つは「文理探究科」というものを設置するという事で説明していただいています。

ここのところが、読んでもなかなかぴんとこないところがあるんですね。これをちょっとわかりやすく説明を、教育次長、どうですか。

【林田教育次長】 今度新設します学科2つについての詳細な説明ということでございます。

まず、松浦高校に設置いたします「地域科学科」は、普通科というものが、その学びをどうしていくのかという方向性を外にしっかり積極的に示して、学びの可視化とともに、普通科のあり方の一つのスタイルとして、方向性を国から求められておりました、それに基づいて、今回、地域を題材として科学的に研究を深めていく、そういう学びを松浦高校でやっていきますよということで、新しいタイプの普通科ということで打ち出したものでございます。

今既に、「まつナビプロジェクト」と申しまして、市と連携して、探究的な学びというものを実践しているわけですが、その学びを市内外に広めて志願者を獲得し、そして、最終的には松浦市及び県北地域の人材をしっかり育てていけるような学科にしていくというものでございます。

一方、文理探究科は、もともとは佐世保南高校以外は理数科という専門学科を有していた高校に設置するものでございます。今般、探究的な学びの重要性に関しては、公立・私立を問わず、全国的にいろいろ話題を呼んでおりました、子どもたちが今の学習指導要領で求められている、主体的、対話的で深い学びというものを実現するためには、一斉型の授業を受けていくということではなくて、自らが学びの重要性に気

づき、将来と兼ね合わせながら積極的に学んでいく姿勢を保ちつつ、学力や、非認知的な能力を磨いていくというものになるかと思っております。

分かりづらいのは、専門学科として今度設置をするわけですが、どういう学科になるのかというスタイルが、それぞれの学校の今までの背景等によって違ってくると思っております。長崎北陽台や島原、猶興館など、それぞれ地域的な使命も違ってまいります。そして、入ってくる子どもたちのニーズも変わってまいります。そういう中で、一律ではなくて、それぞれの学校に適した形の教育課程、学びのあり方を検討していく必要があると思っております。基本的には、今の大学が求めている、学ぶ意欲を持った、あるいは何のために学ぶのかということをしっかり持った子どもたちを育てていくということでありまして。

ご承知のとおり、文系と理系と今までコースを分けて、それぞれの大学の学部学科に適應するような形で進学指導をしていくというのがこれまでの受験のスタイルでございましたけれども、今、例えば早稲田大学で、文系であっても数学の受験を課すような形で、大学受験も変わってきております。そういう意味では、文系、理系のコアで学ばなければいけない内容も広がってきているということもありますし、また、文理融合型の学びということをどうやって公立高校の授業の中で実現していくのかということも、一つ課題になってくるかと思うんですけれども、様々な大学入試につながる学びを深めていくような学科にしていきたいと思っております。

詳細は今から詰めてまいりますけれども、県民のそれぞれのニーズに見合ったような形で学

科づくりを進めていきたいと思っているところ
です。

【徳永委員】ありがとうございました。少しは
わかったような気がしますけれども、一番目の
松浦高校については、私の感じたところと言
えば、一つは、私の地元の国見高校、小浜高
校がありますけれども、国見高校は、今、普
通科が3クラス、こういうところはやはり松
浦高校とダブるのかなというのは、普通科
というのが、例えば島原高校がすぐ近く
にあるわけですね、同じ普通科でも。や
っぱりそういう中で、今、この少子化の中
で、例えば国見高校の普通科というもの
が、このまま普通科で、なかなか志願者
も少ないわけですね。そういったところで、
やはり何か特色がある、普通科であっても、
先ほど次長が言われたような、中身をちょ
っと変えてやるとか、そしてまた、新し
く違うコースとか学科を設けるとか、そ
のような一つの少子化も含めたところの
流れではないかと思うんですけれども、
そういうところもやはり加味したところ
の考えということでもいいんですか。

【林田教育次長】今回の松浦高校に
関しては、全国初めての新しい普通科の
スタイルという形で打ち出しております。
委員からご紹介のありました国見高校、
小浜高校ほか、半島部にある普通科の
高校に関しましても、当然、今から魅
力を引き上げていくためには、いろん
な工夫をしていかなければいけないと
思っています。

そういう中で、今のいろんなニーズが
吸収されて、いろんな形で進路実現を
果たしていくという普通科のスタイル
が望まれているのかどうかは、しっ
かり我々も検証していく必要がある
かと思っております。

そういう中で、その地域の中の学校
として、どういったことが期待されて
いるのかということ

とを踏まえながら、普通科の新たな
特色化を導き出していく必要がある
だろうと思っています。

既に国見高校においては、体育コース
であるとか、あるいは看護・保育の
コースをつくったこともあります。全
部が全部、うまくいっているとは思
っておりませんが、ただ、やはり入
ってくる子どもたちがどういう学
びを期待して、また、地元や県内
の企業、あるいは大学等がどう
いう子どもたちを受け入れたい
かということをしっかりと念頭に
入れながら、魅力化を図ってい
けるように頑張っていきたいと思
います。

【徳永委員】ここは松浦高校、
今回、こういう新しい普通科とい
うことでやられますので、ここ
を試験的にやられて、私がさっき
言いましたように、ほかのそう
いった関係の近い高校にとって
大きな、新しいチャレンジが
できるような、そういうものに
育てていってほしいと思ってい
ます。

次に、文理探究科についてです
けれども、今回、5校がモデル校
としてなったわけですが、この
5校を選定した理由は何でしょ
うか。

【林田教育次長】理数科の改
編と、先ほど申しました。理
数に関する学科という専門学
科ですけれども、全国的にも
平成5～6年ぐらいからどん
どん普及が進んできていま
して、拡大してきたわけ
ですけれども、中学生にと
って、高校で確実に理数
系の進路をとるんだと希
望を固めて高校に入学
してくるという絶対数が
どんどん少なくなっ
てきております。自分
の可能性をいろんな
意味で試したいとい
うことも随分増えて
きたことは事実で
ございます。

そういう中で、理数科の
人気に、少し陰りが
見えてきた。その点
も含めて、今回、探
究的な学びを文系、
理系に関わらず行
い、そして、お

互いの学びの相互作用というんでしょうか、持っている子どもたちの考えというものをうまく引き出しながら、合わせながら学びあっていく新しいスタイルとして、この文理探究科を打ち出したわけでごさいます、そういう意味では、やや人気に陰りが見えてきた理数科をグレードを上げて、そして、今日的なニーズに応えるように改編したということが実情でごさいます。

【徳永委員】この5校というのは、そういった理数科があった5校を選択したということですね。

先ほど次長から説明がありました、新たな大学入試に対応して、進路目標の実現と。やはり今、入学試験の方もいろいろと違った内容になっているということで、それに対応させなければならぬということもあるということですよ。

それはそうですね。我々も高校に入った時に、15歳～16歳ではなかなか先の進路というのは、そのときはそう思っても、当然高校に入ってからまた、自分と違った方向へも導かれるというか、そのようになるというのも、我々も経験をしておりますし、そういう中では、やはりいいことだなということは理解しております。

ただ、やはり一番大事なことは、大学に進学することもそうなんですけれども、一番の目的というのは、将来、社会人、要するにどういう仕事につくのか、どういうものに自分が活躍する場を求めるかというのを、私は教員の先生方の使命というのは大きいものではないかと思っておりますので、そこはしっかり、今回こういう改革をされるのであれば、やはり子どもたちの将来のために、大学の国立が何名、どこどこだということもいいんですけれども、それよりも子どもたちの将来の、持っているすばらしい能力を

引き出していただいて、貢献ができる人材、先ほど教育次長がその話をされましたので、そのような改革ということで私も理解しますので、最後に一言、お願いして終わりたいと思います。

【林田教育次長】委員ご指摘のとおり、これまで高校の進路指導と申しますと、ややもすれば、国公立大学の数といったもの、あるいはその質といったものを一つ指標にして頑張ってきた部分もあります。しかし、それは学校の視点という面が非常に強く、色濃く出ていた進路指導のあり方ではなかったかと思っているんですけれども、やはり我々が今から考えていかなければいけないのは、一人一人の子どもたちがどういう学びをしてきて、そして、どういう思いでもってこれから社会を生き抜いていくのかということをおおに大切にした進路実現を図っていかねばならぬということでごさいます。

そういう意味では、全く同じ気持ちでありますので、力強く、そういった進路指導の充実に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまです。

まず、ワクチン接種に伴う各学校での誹謗中傷への対応について、お伺いいたします。

先ほどもごさいましたけれども、ファイザーが12歳以上が対象になったということで、12歳以上で各学校で誹謗中傷、差別、いじめ、これらの懸念が出ており、各学校での対応について、我々もしっかりと事前に議論をしなければならぬと考えておりますが、現時点で県の考え方、そしてまた、取組状況についてお知らせを願います。

【安永児童生徒支援課長】先ほどからありますように、国の通知では、学校でのワクチンの集団接種は推奨しないという内容が示されてお

ますが、このことを受けて、今後、児童生徒に対する接種については、市町の福祉部局と連携して対応することになっております。

その際、児童生徒に対しては、接種を受ける、受けないによって、偏見や差別につながる行為は断じて許されないとの認識に立ち、機会を捉えて指導の徹底を図っていく必要があると考えております。

また、具体的には、接種を強制してはいけないこと、様々な理由によってワクチンを接種することができない人、また、接種を望まない人もいること、さらに、その判断は尊重されるべきであることなど教職員へ指導し、また、保護者に対しても理解を求めていこうと考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。私も保護者の立場で、保護者とこの件について話をした時に、まず、児童の中で、自分は打ったとか、そういったことをやはり言うてしまう可能性がある。そうした時に、誰誰が打ってないとか、誰誰は打ったということで、やはり差別につながる懸念があるということは、もうすぐ想像ができたところです。

また、先生方が児童に対して、ワクチンを打った人、手を挙げてくれとかそういったことをした場合に、やはり誰が打ったとか、誰が打ってないとか、そういったことが本当に学校現場で起こる可能性というのが、実際にあるなというように感じております。先ほども市町と連携をしてと、そして、先生方にもしっかりと指導なり、事前の周知徹底を行うということだったんですけれども、実際に、これは本当に起こり得る話だと思っておりますので、しっかりと、そこはぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

具体的な校名というのは出さないんですけれ

ども、やはり職域接種でワクチンを接種された先生がいらっやって、実際、その話を学校現場でされたそうです。そして、その結果、児童が家に帰って、自分もワクチンを打ちたいということをお話したというようなことも聞いておりますので、もう既に、先生方の中にはワクチンを接種された方もいらっやると思います。ご自身が打たれたとしても、そういったことを私は話すべきではないと思っておりますので、今の時点から、ぜひとも徹底をお願いしたいと思います。今の件について、可能ならばご答弁いただきたいんですけれども。

【安永児童生徒支援課長】 コロナの感染予防対策にかかわらず、教師として子どもたちの思いに寄り添って言動を発していくというのは、教師としての資質が問われるところでもありますので、そういうきめ細かな心配りというのは大事にしていくように、これからも各学校に話をしていきたいと考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。従来から、児童生徒に対しての発言というところは、本来注意すべきところではあるんですけれども、特に今、ワクチン接種が、我々現役世代も含めて始まっているという状況から、改めてそういったところへの注意の喚起をお願いしたいと思います。

続きまして、先ほどから出ておりますけれども、理数科の廃止に伴う懸念について、お伺いいたします。

文理探究科が新設されるということで、その趣旨も、私としては一定の理解をいたしております。個人の話で申し訳ないんですけれども、私も高校に入る時から理系を志して進学しました。友人を見ると、自分は医者になるんだと、自分は科学者になるんだと、そういった仲間に

囲まれて高校時代を過ごして、本当に切磋琢磨できたなということは今でもすごく覚えております。

今回、理数科を廃止したということでの一部デメリットがあるのではないかと考えているんですけれども、その点についてお知らせいただけないでしょうか。

【松山県立学校改革推進室長】理数科におきましては、これまでも高等教育機関と連携をいたしまして、最先端の研究に触れるなど、教育活動を充実させながら、生徒一人一人の進路実現を図ってまいりました。

一方で、先ほど次長の方からも答弁をいたしました。中学校段階での文理選択がなかなか難しいという傾向にございまして、各校とも志願倍率が低下傾向となっております。本年度は、設置している高校が4校ございますが、全てで生徒の定員割れが生じているという状況でございます。

そういうこともございまして、先ほど次長の方から答弁させていただきましたとおり、発展的に改編する形で、今回、文理探究科という形の学科を設置するということになりました。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。今のご答弁は、どちらかという文理探究科のメリットということだったんですけれども、私としては、理数科がなくなっても大丈夫だよということを、しっかりそこを言っていたきたいんです。そういう視点で、もう一度ご答弁いただけないでしょうか。

【松山県立学校改革推進室長】午前中の堀江委員の質問にもお答えをいたしましたけれども、2年生からしっかり理数を中心により深く学習する「数理探究」という教育課程を設ける形で、今、考えております。これまでの理数科と同様

の学びをしっかりと継続するような形で、現在考えております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。保護者も児童も、特に理数科があった地域の子どもたちは、なくなるんだということで、ちょっと落胆している保護者、もしくは児童もいる可能性はあります。当然、需要が減ってきているということは、私も認知いたしております。

一方で、先ほどの教育長の決意、思いにもございましたけれども、やはり昨今の後退する世界経済を見た時に、国としてもより強い理系人材はやはり輩出すべきです。

そういった中で、ぜひとも保護者に対する説明のところで、理数科がなくなっても、長崎県としてやはり強い理数人材を輩出していくんだと、そういった思いを伝えられるような説明をできればお願いしたいと思いますので、要望としてお伝えさせていただきます。

次の質問に移ります。

学校施設の活用ということで、現在、文科省の方でも余裕教室の活用ということで、各自治体にそういったことをしっかりと検討して、余裕教室を活用するよということをして話しております。ほかの自治体を見ると、空き教室を児童館であるとか保育園、公民館、また図書館や民間の学習塾、こういったところに貸し出しているという事例もあるんですけれども、本県としては、こういったことにより積極的に取り組んでいく考えがないか、お知らせいただけないでしょうか。

【日高教育環境整備課長】今、委員からの余裕教室について、いろいろな社会教育施設とかに貸し出す考えはないかということもございましたけれども、まず、本県の余裕教室の状況でございます。

余裕教室としましては、現在、普通教室として使用されていない教室のうち、今後5年以上、普通教室として使用される見込みがないものと考えられております。

平成29年5月の調査でございますけれども、県内公立小学校では、余裕教室が227教室、中学校で161教室、計388教室が余裕教室としてございます。

そのうち、学習方法等の多様化のために対応したスペースとしまして、多目的スペースや少人数指導のためのスペース、専科指導のためのスペース、それから、児童生徒の活動のスペースとしまして、ラウンジとかランチルーム、部室、更衣室など、それから特別教室等々で使われているという形で、388教室のうち全く使われていないのは7教室という状況でございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。しっかりと調査いただいて、私も認識してないような形でいろんな活用がなされているということはお伺いして、非常にうれしく感じました。

やはり学校の活用というのは、一つ、地域活性化においてすごく大事なポイントだと思いますので、より地域と連携をしながら、どんな活用策があるのかということを積極的に協議いただければと思います。

最後の質問に移ります。

G I G Aスクール構想につきまして、より保護者にしっかりと説明をすべきではないかということでご質問させていただきます。

G I G Aスクール構想は、メインとしては1人1台端末を実現するということで、コロナ禍の中でいつでもオンライン授業ができるようにと、そういった目的もあって、1人1台端末の前倒しが進められたと思っております。

そういった中で、保護者もコロナ禍で休校に

なった時にオンライン授業が実施されるのかとか、そういった要望も教育委員会の方にも多く寄せられたと思っておりますし、今でもそういった思いを持っている保護者も一部はいます。

昨年度は、そもそも端末が入ってこなかったという状況の中で、具体的な動きというのはそこまでなかったと思います。しかしながら、今時点は、ほとんどの市町で端末も整備をされて、保護者に対しても、この状況の中で、コロナ禍でのオンライン授業であるとか、今後のG I G Aスクール構想について、しっかりと説明をすべきだということを感じておりますが、今の県のご認識をお知らせいただけないでしょうか。

【加藤義務教育課長】G I G Aスクール構想につきましては、まずは保護者の方々の理解をいただいて、一緒にご協力をいただきながら進めていくことが不可欠であると考えております。

そのような立場から、市町教育委員会とも、昨年度の協議会において、先進地域における取組等を紹介しながら、保護者の方々への理解を求める方法等について共有してきたところでございます。現在、それぞれの市町におきましては、文書であったり、リーフレットであったりという形での周知を図っているところでございます。

県といたしましては、市町の担当者がその情報を共有できるような仕組みをクラウド上に立ち上げておりまして、その情報も共有しながら進めていきたいと考えております。

また、県といたしましても、県立学校への端末の導入を含め、ICTを活用した教育の狙いや、これからの学習のイメージについて、この7月に発行いたします保護者向けの広報誌「げんき広場」の中で、その取組についてご紹介をしていきたいと思っております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。21市町がどういった周知、そして、思いを共有するというのが非常に重要だと私も思いますし、そこでクラウドなど活用して、良好事例であるとか、資料の共有を進めていただくというのはすごくありがたいことだと感じました。

また、広報誌でしっかりと周知をいただくということで、そこもそういったことを繰り返し実施しながら、よりわかりやすい形でしっかりとそこを示していただければと思います。

たまたま昨日、私の地元の小学校で、今の学校がGIGAスクール構想の推進指定校に指定をされている関係で、有志の保護者で集まって、そのGIGAスクール構想を推し進めるにはどうしたらいいのかということの話をしたんですけれども、やはり保護者の思いとしては、これ以上先生方に負担をかけることはできないという思いがあって、自分たちで端末のセットアップを手伝ったりとか、あとは、本当に前向きな方が集まれば、例えばプログラミング教育を保護者がしてはどうかとか、ホームページの作り方を保護者がしてはどうかとか、そういった意見まで飛び出したぐらい、本当に保護者は、何とか子どもたちのためにしてあげたいという思いが強いです。

質問の趣旨としては、まずは保護者にそれを理解させることで、保護者側からも先生方と一緒に、このGIGAスクール構想を進めるんだという、そのレベルまで行ってほしいということでこの質問をしたんですけれども、もっともっと周知を進めることで、保護者も一緒になって、このGIGAスクール構想を進めるべきだと、私は考えております。

改めて、保護者の理解と保護者との連携というところについてご答弁いただければ、お願いい

たします。

【加藤義務教育課長】今、委員のお話を聞かせていただきながら、ぜひその取組を私どもにもご教授いただきたいと思います。

また、この6月には、県内の中学校の校長が、この4月、5月の取組について発表した場面もございました。その中では、この1学期の間に、端末を活用した授業を実際に保護者の方々に見ていただくという取組を紹介してありました。

このような積極的な取組を県内に広げながら、ぜひとも保護者の方々のお力をいただきながら進めていくことができるようにしていきたいと考えております。

【中村(泰)委員】そういった思いで保護者と連携をしながら、ぜひとも進めていただければと思います。以上です。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに質問がないようですので、以上で質問を終了します。

それでは、次に教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時26分 再開

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

次週、7月5日は、午前10時より、こども政策局を含む福祉保健部の審査を行うことといたしますので、よろしくお願いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時27分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年7月5日

自 午前10時00分
至 午後 3時56分
於 委員会室2

医療政策課企画監 (新型コロナワクチン接種担当)	林田 直浩 君
医療人材対策室長	加藤 一征 君
薬務行政室長	斉宮 広知 君
国保・健康増進課長	川内野寿美子 君
国保・健康増進課医療監 (健康づくり担当)	宗 陽子 君
長寿社会課長	尾崎 正英 君
長寿社会課企画監 (地域包括ケア担当)	山口 香織 君
障害福祉課長	吉田 稔 君
原爆被爆者援護課長	山崎 敏朗 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	浦川 基継 君
副委員長(副会長)	中島 浩介 君
委員	中山 功 君
"	徳永 達也 君
"	堀江ひとみ 君
"	山田 朋子 君
"	ごうまなみ 君
"	宅島 寿一 君
"	麻生 隆 君
"	山下 博史 君
"	中村 泰輔 君
"	千住 良治 君

こども政策局長	田中紀久美 君
こども未来課長	徳永 憲達 君
こども家庭課長	平川 顕作 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長	中田 勝己 君
福祉保健部次長	中村 浩二 君
福祉保健課長	中尾美恵子 君
福祉保健課企画監 (地域福祉・計画担当)	猿渡 圭子 君
監査指導課長	吉野 康弘 君
医療政策課長 (参事監)	伊藤 幸繁 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時00分 開議

【浦川委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介がありますので、これを受けるといいたします。

【中田福祉保健部長】 審議に入ります前に、5月の臨時会及び政府施策要望審査に出席していなかった福祉保健部の新任幹部職員を紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

よろしく願いいたします。

【浦川委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【浦川分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明をお願いします。

【中田福祉保健部長】福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の福祉保健部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第4号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分、報告第16号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」の3件であります。

1ページをご覧ください。

はじめに、第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに合計で34億6,589万7,000円の増となっております。なお、各科目につきましては、1ページに記載のとおりであります。

2ページをお開きください。

補正予算の内容につきましては、新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進について、診療所・病院における個別接種促進のための追加支援に要する経費として、9億4,952万1,000円の増を計上いたしております。

生活福祉資金貸付金について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、休業等により生活に

困窮されている方に対して行う緊急小口資金等の特例貸付等に要する経費として、24億9,637万6,000円の増を計上いたしております。

このほか、2ページに記載の、一つ、被災者生活再建支援について、一つ、繰越明許費についてで、その内容につきましては、記載のとおりであります。

3ページをご覧ください。

報告第4号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、さきの2月定例会の予算決算委員会において専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております令和2年度予算の補正を、令和3年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で14億6,493万1,000円の減、歳出予算は、福祉保健部合計で25億8,644万1,000円の減となっております。なお、各科目につきましては、3ページから4ページに記載のとおりであります。

歳入予算の主なものにつきましては、年間の収入額の確定による国庫支出金の減によるもので、歳出予算の主なものにつきましては、新型コロナウイルス病床確保料の実績減等によるものであります。

次に、報告第16号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに22億8,460万3,000円の減となっております。

これは、保険給付費等交付金の実績減等によるものであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を

終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川分科会長】次に、こども政策局長より報告議案の説明をお願いいたします。

【田中こども政策局長】こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料のこども政策局の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第4号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分、報告第5号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）」の2件であります。

報告第4号「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

これは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月31日付けをもって知事専決処分させていただいた事項の報告であります。

歳入予算は、こども政策局合計で1億591万4,000円の減、歳出予算は、こども政策局合計で6億2,949万3,000円の減となっております。なお、各科目につきましては、1ページから2ページに記載のとおりであります。

歳入予算の主なものにつきましては、年間の収入額の確定による国庫支出金の減によるもので、歳出予算の主なものにつきましては、子どものための教育・保育給付事業費の実績減等による児童福祉費の減であります。

次に、報告第5号「令和2年度長崎県母子父子

寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに3,042万2,000円の減となっております。これは、母子父子寡婦福祉資金貸付実績の減によるものであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川分科会長】次に、福祉保健課長より補足説明をお願いいたします。

【中尾福祉保健課長】長崎県・市町被災者生活再建支援制度（案）の概要について、補足して説明をさせていただきます。

右上に、令和3年6月定例会県議会福祉保健課補足説明資料とあります1枚紙の資料をご覧ください。

まず、1、制度創設の趣旨でございますが、被災者生活再建支援法に基づく国の制度におきましては、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出をしました基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することとしております。

しかしながら、この制度におきましては、10世帯以上の住宅全壊被害等が発生した市町が対象となっております。市町の被災世帯数などの状況によりましては、同一の災害であっても法が適用されて被災世帯に支援金が支給される市町と、法の適用がなく支援がなされない市町が生じる場合がございます。そのため、法に基づく制度の補完的な役割を担う制度としまして、本県独自の被災者生活再建支援制度を市町と一体となって創設することとしたものでございます。

対象となる災害につきましては、2に記載のとおり、県内または隣接県である福岡県、佐賀県、熊本県において、被災者生活再建支援法、もしくは災害救助法が適用された自然災害であって、3に記載の例で言いますと、国の制度が適用されたA市と同じ災害による被害でありながら、B市のように、被災世帯数によって国の制度の対象とならない市町の被災者に対して、本県独自の支援制度を適用しようとするものでございます。

資料の裏面をご覧ください。

支援金額としましては、住宅の被害程度に応じて支給するAの基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給するBの加算支援金の合計額でありまして、区分や金額については、国の制度と同様となっております。

なお、住宅の損害程度につきましては、全壊については、住宅の損害割合が50%以上、大規模半壊については40%台、中規模半壊は30%台でございまして、国の基準によりまして、市町が被害認定を実施することとなっております。

具体的な支援金額につきましては、例えば世帯人数が複数世帯において全壊の被害にあつて、新たに住居を建設・購入された場合については、基礎支援金100万円、加算支援金200万円の合計300万円。同様の被害で賃貸住宅に入居されたという場合には、基礎支援金100万円と加算支援金50万円の合計150万円が支給されます。

世帯人数が一人、単数世帯の場合につきましては、複数世帯の4分の3の額で、具体的な額については、表に記載のとおりでございます。

本制度の創設に当たりましては、2,000万円の補正予算を計上しておりますが、被害の状況によりましては、必要に応じて補正予算にて対応させていただきたいと考えております。

財源としましては、長崎県地域福祉基金を活用し、発災後、被災者の申請により速やかに支援金を支給し、その後、被災市町から支援金の3分の1を負担金として支出をしていただき、積み戻すこととしております。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川分科会長】次に、医療政策課企画監より補足説明をお願いいたします。

【林田医療政策課企画監】第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、医療政策課分につきまして、お配りしております補足説明資料に基づいて、ご説明いたします。

お手元の補足説明資料「新型コロナウイルスワクチン接種体制推進事業費について」をご覧ください。

この事業は、新型コロナウイルスワクチンの接種を加速させるため、国において診療所及び病院での個別接種を支援しようとするものでございます。

事業の内容としましては、個別接種を促進するための支援金を交付しようとするもので、交付の対象となる場合が3つございます。

一つ目が、接種回数の増加に向けた支援としまして、診療所を対象とするものでございます。資料で言う の部分になります。

基本的に接種1回当たりの単価として医療機関に支払われるのは2,070円ですが、週100回以上の接種を行った週が、事業実施期間中に4週間以上あった場合、その週の接種回数に2,000円を乗じた金額を上乗せして交付するというものでございます。

同様に、これが週150回以上であれば、1回当

たり3,000円を乗じた金額を上乗せして交付するということになります。

二つ目は、接種施設の増加に向けた支援になります。資料で言う のところになります。

これは、診療所に加えて病院も対象となります。内容としましては、1日当たり50回というまとまった規模の接種を行った場合、1日当たり10万円を交付するものでございます。

なお、診療所におきましては、この資料、と を重複して受領することはできないこととなっております。

三つ目は、接種体制の強化に向けた支援で、対象は病院のみとなります。資料の の部分になります。

これは、通常の診療体制とは別に、ワクチン接種のために時間外での接種や人員増などの特別な体制を確保して、1日当たり50回の接種を週1回以上実施した週が4週間以上あった場合、接種に携わった医師について、1人1時間当たり7,550円、看護師等であれば2,760円を交付しようとするものでございます。

事業費としましては、総額9億4,952万1,000円、事業の実施期間、財源は、それぞれ資料記載のとおりでございます。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浦川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山下委員】おはようございます。私の方から、先ほど福祉保健課長からご説明がありました、長崎県・市町被災者生活再建支援制度案について、数点お尋ねをさせていただきたいと思いま

す。

ご承知のとおり、昨日も、静岡県の熱海市で大規模な土石流ということで、年々激甚化をしているなということをもた感じた次第であります。

昨年も、実は佐世保市におきまして牧の地地区というところで、大規模な地滑り災害が起きたわけであります。その際に、損壊はしなかったものの、危険だということで長期にわたって、いわゆる避難を強いられた被災者の方も多数おられたわけであります。

実は昨年、その際にいろいろと調べさせていただいて、情報もいただいたんですけども、お隣の佐賀県では、国の支援制度から漏れるといいでしょうか、メニューに当たらない部分について、佐賀県独自の制度をつくっていらっしゃるという話もありまして、長崎県はないのかというようなお声もかなり私の方に届けていただいたわけであります。

そうしまして、今回このように新制度をつくっていただけるということは非常にありがたいし、評価をさせていただいているところであります。

その前提で、この制度は、もちろん議会で審議をさせていただいて、いつから制度自体はスタートできるんでしょうか。例えば、いつの時点での災害からスタートできるんでしょうか。そのあたりから教えていただけませんか。

【中尾福祉保健課長】今回、新たな制度として創設いたしまして、補正予算を計上させていただいております。補正予算成立後、今年度発災する災害から適用することにしたいと考えております。

【山下委員】今年度の発災の災害から適用いた

だけるといことです。

今、梅雨の時期に入っておりますが、今後、台風や大雨、豪雨の可能性があるので、そういった場面でもこの新しい制度を生かしていただけるという認識でよろしいかと思ます。

2点目であります、この全壊、もしくは大規模半壊や中規模半壊、いろんな定義があつて、国に準ずる形での制度の運用だということでお聞きをしております。

1点、私は、これはいつもどのように判断をされるのかなと思うところが、「長期避難世帯」、「長期」、この長期の定義といひましようか、どういう期間だと長期になるのか。もちろん国に準じる形で、市町と県でご相談をして調整をしていく話だと思つてんですが、まず、この長期というところの定義を教えてくださいませんか。

【中尾福祉保健課長】ご指摘のとおり、本制度は、国の制度を補完する形をとっておりまして、対象範囲の考え方についても国と同様に考えております。

国の方で、法律等で、例えば何か月以上が長期に該当するといった避難期間の明示はございません。

一方で、長期避難世帯の考え方としましては、「火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること、その他の事由により、その住宅が居住不能なものとなり、かつその状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯であつて、避難指示等が解除される見通しがなく、世帯の生活及び住宅の実情等から、新たな生活を開始する必要性が生じていると判断される場合」とされております。

【山下委員】ご説明はよくわかるんですけども、今後懸念されることといたしまして、例え

ばA市で起きた災害とB市で起きた災害で、ケース・バイ・ケースあると思つてんです。100災害あれば100通りあると思つてんですけれども、ある程度の基準がないと、例えば1か月が長期なのかや、A市では1か月が長期だったよねと、だけどB市では、2か月避難しているけれども、長期に当たりませんなどですね。そういった、例えば市町の判断でばらつきが出てきたり、不公平感が出てくると、私は、これは制度として、非常に未熟な制度になるんではないかと思つてわけです。

ただ、ある程度運用を、何というんですかね、自由度を持たせている部分というの逆にないと、きっちり線引きしてしまうと、例えば1か月と線引きしてしまうと、1か月と1日と、1か月に1日足らずだとどうなるんですかというような話にもなってくるだろうから、恐らくケース・バイ・ケースで判断をしていくために、自由度を持たせているのかなという思いもありますけれども、このあたりを、今後運用していくに当たって、やっぱりそういうところもきちんと、県の方である程度基準的なものを持っておかないと、難しい対応が出てくるんではないかなと思つてんですけれども、そのあたり、課長いかがでしょうか。

【中尾福祉保健課長】ご指摘のとおり、災害の状況は様々でございます。具体的には避難指示や勧告、警戒区域の設定等が解除される見通しであつたり、ライフラインの復旧の目途、地滑りや地盤の状況等から長期間による観測が必要かどうか、そういった専門家の意見等を総合的に判断して適用する必要があると思つております。

個別具体的に判断をするということになりますので、個々の災害において、ご指摘のとおり、

例えば災害が発生した場所や、年度などによって適用判断がバラバラになることがないように、被災状況について専門家の意見をしっかりと聞きした上で判断していかなければならないと考えております。

【山下委員】最後にしますけれども、やはり専門家の意見というのが、私はキーワードかなと思います。やっぱりある程度、根拠というんですかね、エビデンスがあって、専門家の意見があって、それでトータル的に判断し、総合的に判断していき、過去の事例なども含めて参考にしながらやっていかないと、例えば、声の大きいA市は認めますけれども、声が小さいB市は認めませんということがないように、やっぱり公平な立場でご判断をいただけるような基準でお願いしたいというのがあります。この長期避難というところだけが非常に気になったものですから、今回はやり取りをさせていただきました。

ただ、総括的には非常にいい制度をつくっていただいていると思いますし、やはり国で補完できないところは出てくると思います。昨年の例みたいにですね。そういったところを少しでも、お一人でも、一世帯でも救っていただけるように、支援していただけるように、今後お願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

【浦川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【麻生委員】2点ほどお尋ねしたいと思います。

一つは、国民健康保険の減額補正がありますけれども、コロナ禍で、要は診療されなかったので、医療報酬として支払いされなかったということで、22億円近くの減額補正があったのかどうか。通常の場合でこれぐらい返しているのか、その原因としてはどういう形になるのか、

教えていただきたいと思います。

【川内野国保・健康増進課長】国民健康保険事業の減額の理由ということなんですけれども、一番大きな理由は、やっぱり医療全体の国保だけに限らないと思うんですけれども、受診控えなどがあると全国的にも言われておりまして、詳しくは分析をこれからしていくところでありますけれども、そういった状況でございます。

【麻生委員】協会けんぽも、今年は黒字になったということで、要は、病院に行かなかったということが大きな原因かもしれませんが、今までコロナでなかなか行けなかったということで、2つの弊害も出てきたのかなと心配しているんです。

一つは、要は基礎疾患を持っている人たちもおられて、なかなかコロナで行けなかったということで、今後、病気が潜在化して重症化する形もあるのかなということと、あと一点は、地域の診療を担ってもらっている病院自体の経営が大変厳しくなっているのではないかと、この二面性があるんですけれども、これについての考え方ということは、どう捉えておられますか。

【川内野国保・健康増進課長】個々に基礎疾患を持っている方が受診控えをされているという現状があるのかなと考えておりますので、今後、健診などの受診も推進しながら、問題がある方については医療にかかっていたかのように、受診勧奨なども行っていきたいと思っております。

【麻生委員】わかりました。医療費が減ったことは、ある意味では抑制されていることもあるかもしれませんが、そういう潜在的なことがあるので、健康づくりについて情報発信をしっかりとお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あと一点、新型コロナウイルスワクチン接種関係の推進体制についてのお尋ねですけれども、今回、新しく対象が診療所ということになっておりますけれども、実は、上五島の町長から、病院企業団なんですけれども、上五島では、時間外勤務など一生懸命やっているのに、この状況が認められないということで、医師や看護師からも、だんだん長期化しているし、ワクチン接種をやらなくてはいけないんだけど、こういう手当もなく、公務員だから補填もないですとやってやる気がないという形になっていますよと。だから、特例の形でできないのかというコメントがあったんですけれども、制度的な形で中身を教えてもらえますか、そういったものは対象になるのかどうか。

要は、病院企業団を持っています離島医療です、そういったところにも、通常診療しながら、土曜日・日曜日にもやっぱりワクチン接種をやっているんだと。何とかコロナ対策をしないといけないけど、だけど、そういう補填も手当もないんだということで、モチベーションが下がっていますということで言われているんですけれども、これについての制度のあり方、それと状況はどうなのか、教えてもらえますか。

【林田医療政策課企画監】今、お話がございましたのは、病院企業団の上五島病院のことかなと思っておりますが、この制度の対象になるのかどうか、状況など伺いしながら、考えてみたいと思います。

あと、その他の制度としましては、今のところございませんけれども、国の制度など活用していければなと思っております。

【麻生委員】国の制度はできない、できるんですか、ちょっと聞こえなかった。

【林田医療政策課企画監】接種の状況を再度確

認させていただいて、この制度に該当するのかどうかを確認したいと思っております。

【麻生委員】どこでもいいから設けてほしいという声なんです。やっぱり皆さん、一生懸命地域を担っていらっしゃる。だけど、そういうことで公務員という形になって、地域診療の民間病院とは違う状況なのでできないということと言われていて、ありませんと。ぜひ検討していただきたいと思うんですよ。

これを直接お話しした時に言われていました。ワクチン接種、進んでいるでしょうという話をしたら、こういうことでやっているんだけど、みんな一生懸命やろうと思ってしているけど、疲れていると。疲れているけれど、なかなかこういう補完の手当がないので、モチベーションが下がっていますと。だから、そういうことで、国の制度もあれば、企業団として、離島は全部抱えていますので、同じような状況ではないかと思うんですよ。

そういう一生懸命やっている人たちについて、民間ではこういう形の上乗せがあるかもしれないけれど、公的病院はないということについて調査していただいて、しっかりとカバーできるように、何とか県民一体になって取組ができるようお願いしたいなと思います。ぜひ検討してもらって、あと変えてください。よろしくお願ひしたいと思います。

【浦川分科会長】ほかにありませんか。

【堀江委員】第97号議案、分科会説明資料の7ページ、生活福祉資金貸付事業について質問したいと思います。

生活福祉資金のいわゆる貸付期間の延長が3月末、それから6月末、今回、8月末ということで、随時延長されていくんですが、延長されることによって、必要な人が必要な制度を利用

きるようにしてほしいということは、それはそれとして了といたしますけれども、問題は、小刻みに延長されることに伴う、一番困るのは現場だと思っておりますが、体制の確保も含めてどうなのかということだけは一言確認しておきたいなと思ひまして、状況を把握しておられたら、答弁をお願いします。

【猿渡福祉保健課企画監】特例貸付の申請期限でございますが、これまで4回ほど延長、延長で、今回、8月末までとなっておりますが、延長される可能性は否定できないかなと思っております。

体制でございますが、この間、県社協の方では派遣職員を増員して対応しております。長崎市、佐世保市など、申請件数が多いところについても、同様に職員を増員して対応していると聞いております。

【堀江委員】いずれにしても、答弁としては、体制がとれていると認識しているということですので、必要な人が十分受けられるような体制をとってほしいと思ひます。

もう一つ、同じく、先ほど質疑がありましたが、長崎県・市町被災者生活再建支援制度について、先ほどやりとりをしているので、私としては一つだけ。

仮説を立ててはいけないと思ひますけれども、該当するのが、今年度の災害からということですが、昨年の例もありますし、例えば直近で言うと、この制度がもっと早めにできていれば、例えばどれくらいと申しますか、もちろんこれは小規模なんですけれども、どういう災害が対象になっていたのかということを経営把握しておられたら、答弁をお願いいたします。

【中尾福祉保健課長】昨年発生しました7月の

豪雨の際には、隣接県であります福岡県、熊本県に被災者生活再建支援法が適用されております。

本制度の対象が、被災者生活再建支援法が適用されない区域の災害で、本県または隣接県で支援法が適用された自然災害としておりますので、本制度が昨年度あった場合については、中規模半壊世帯以上の被災世帯へ支援がなされたということになります。

具体的には、昨年7月豪雨の際の住家の災害については、災害年報によりますと、県内で全壊が4世帯、半壊が3世帯であったと把握しております。

【浦川分科会長】ほかにありませんか。

【中山委員】繰越明許費の「佐世保こども・女性・障害者支援センターの建替工事着手にあたり、大量の埋設物が発掘されたため、埋設物解体工事等に不測の日数を要し」とありますけれども、埋設物は埋蔵文化財だという話でございますが、この記録・保存というのはどういうことなのかという問題と、この解体処理はどういう解体処理をして、期間がどのくらいかかって、どのくらいの費用を要するのか、お尋ねしたいと思ひます。

【中尾福祉保健課長】佐世保こども・女性・障害者支援センターの建替工事の着手に当たりまして、昨年8月に現地の試掘を行いました。

その中で、近代の軍事施設の遺構、具体的には旧陸軍佐世保要塞砲兵連隊衛戍病院の遺構・遺物が発見されたところでございます。

佐世保市の教育委員会で、近代の遺産として記録・保存をすべきという判断をされまして、記録・保存し、その後解体をされるということになりました。

埋蔵物の解体工事につきましては、今年の9

月ぐらいまでかかる予定でございます。

【中山委員】記録・保存しますでは、答弁になったらんとさ。記録・保存の内容、例えば写真を撮ってどうするんだ、こうするんだと、こういうことでしょうか。その辺の内容を話してもらいたいということ。

解体が終わるまでにどのくらいかかるのか、事業費はどのくらいかかるのか、答弁しましたかね、今。

【中尾福祉保健課長】記録・保存の詳細については、佐世保市の教育委員会で実施することになりますので、申し訳ありません、詳細は把握しておりませんが、記録・保存ですので、ご指摘のとおり、遺物の写真を撮って記録をすること、小規模な遺物については保管をされることもあろうかと思えます。そういったことと認識をしております。

なお、発掘調査の記録については、今年の1月から3月までに実施されておりました、埋蔵物の解体工事については、先ほど申し上げましたとおり、今年の6月から9月までの予定で実施いたしまして、工事費としては約2,000万円程度を予定しております。

【中山委員】工事費が2,000万円かかるということでありましたけれども、そうすると、今回、繰越明許費の7億2,909万7,000円には入っていないということですか。

【中尾福祉保健課長】解体工事に要する約2,000万円を除いたところで繰越明許費を設定させていただいております。

【中山委員】解体工事に半年ぐらいかかるという話ですよ。そうすると、契約をこれからしていくということになりますけれども、契約が半年ぐらい遅れるという形だと思いますが、それによって、待ち望んだ人もいるだろうし、業

務に何か支障がないのかどうかという問題と、完成した暁にどういう機能が付加されるというか、工事をするのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

【中尾福祉保健課長】新たなセンターの建設は、現在のセンターの近隣地で行われますが、区画がきちんと分かれているところでございますので、現在の業務に支障はございません。

なお、新しいセンターでの機能でございますけれども、現在のセンターが老朽化して耐震化がなされていないということ、保護する多様な児童のための対応強化が求められる中でございまして、面積が約2倍になります。一時保護の部屋が、現在4部屋ございますが、これが8部屋と2倍になります。また、一人部屋が6室と、プライバシーに配慮した設計にしております、多様な保護児童への対応が強化されるものと考えております。

【浦川分科会長】ほかにありませんか。

【堀江委員】横長資料の64ページの報告4号でお尋ねいたします。

長寿社会課なんですが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）の事業費が8億6,976万円の減になっているんですけれども、この理由をお示しください。

【尾崎長寿社会課長】昨年度実施いたしました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）の事業につきましても、介護事業所で働く方に対する慰労金と、それから、感染症対策に関する掛かり増し経費の支援金が主な予算のメニューになっております。

このうち介護事業所で働く方の慰労金につきましては、予算計上時は5万6,000人と試算をしていたところでございますけれども、実際の支給に当たっては、複数の介護事業所で兼務

している方や、あるいは病院や診療所などと兼務し医療分の慰労金を受給した方が多かったことから、実際に支給した人数が4万人ほどということ、8億円ほどの減額になったというところが大きな要因となっております。

【浦川分科会長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第97号議案のうち関係部分、報告第4号のうち関係部分、報告第5号及び報告第16号については、原案のとおり、可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【浦川委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

福祉保健部長より総括説明をお願いいたします。

【中田福祉保健部長】予算決算委員会分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

福祉保健部の文教厚生委員会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、1ページに記載の第103号議案「長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、第104号議案「長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例」、第105号議案「長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分の3件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第103号議案「長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定にもとづく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令」の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第104号議案「長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律等の公布に伴い、医薬品等の開発から市販後までの制度の一部改正や、製造及び品質管理の基準等が改正されるため、所用の改正をしようとするものであります。

第105号議案「長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項についてご説明いたします。

2ページの中段をご覧ください。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した1件につき、損害賠償金合計84万1,755円を支払うため、去る5月24日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（新型コロナウイルス感染症対策について）

新型コロナウイルス感染症への対策につきましては、危機管理上、最重要の課題であるとの認識の下、県民の生命と健康を守るため、これまで検査体制及び医療提供体制の拡充・強化や、新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種体制の構築に向け、総力を挙げて取り組んできたところであります。本県においても、感染力が強い変異株による感染者数が大きく増加しているとともに、今後、県民全体にワクチンが行き渡るまでには、一定の時間を要することが見込まれることから、さらなる感染の波に備え、引き続き各種対策の強化に注力していく必要があるものと考えております。

まず、検査体制につきましては、今後、過去最大規模の新規感染者が発生した場合や、感染状況が従来のペースを上回り急激に拡大した場合であっても、感染が疑われる方や濃厚接触者など、検査を必要とされる方々が迅速に検査を受けられる体制を整備しておく必要があることから、各検査機関における検査機器の導入をさらに促進し、PCR等の一日あたりの検査可能件数を6月末時点の約4,700件から年内早期に約5,400件へ拡充するとともに、県民の皆様にとって身近なかかりつけ医等で診療・検査が受け

られる「診療・検査医療機関」や、ドライブスルー方式で検体採取などを行う「地域外来・検査センター」の体制維持を引き続き図ってまいります。

医療提供体制につきましては、第3波を超える感染拡大を見据えて、さらなる入院病床の確保など早期の体制整備を図ることとし、4月13日以降、長崎県新型インフルエンザ等対策会議医療部会や地域別ワーキンググループ会議等において、専門家のご意見等も伺いながら協議を進め、入院病床については、5月12日にはフェーズ4を超える緊急時対応として67床を拡充し、県全体で488床を確保いたしました。

また、入院病床の効率的・効果的な活用を図るため、退院基準を満たした患者の退院や後方支援医療機関等への転院を促進するとともに、重症・中等症期を超えて回復傾向にあるコロナ患者を受け入れる医療機関を新たに「コロナ後方支援病院」として指定し、4月28日以降、県調整本部において転院調整を行っているところであります。

さらに、長崎医療圏の病床のひっ迫状況から、宿泊療養施設において容態悪化に対応できる医療機能を備えるため、臨時の医療施設を長崎地区の宿泊療養施設に併設して、入所者の一時的な治療や健康管理を行うこととし、5月20日から運用を開始いたしました。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、去る3月8日から県において実施してきた医療従事者等への優先接種が先月までにほぼ終了し、現在は、4月12日に長崎市を皮切りに開始した市町における高齢者の優先接種が7月末の接種完了を目指して進められております。

そのような中、県におきましては、長崎県医師会をはじめとする関係団体等と連携して、市

町が必要な接種体制を構築する際に不足する医療人材の確保に向けた支援に取り組んでいるところであり、具体的には、関係団体から接種に協力いただける医師、歯科医師、薬剤師、看護師の名簿の提供を受けるとともに、長崎大学や長崎大学病院等の協力を得て、従事可能な医師等の仲介を行うこととしております。

また、高齢者への接種をより迅速化するため、現在、県において集団接種会場を長崎地区と県北地区の2箇所を設置して接種を進めているところであり、これによって、基礎疾患のある方など、次の接種順位の方々が早期に接種できる環境を整備してまいりたいと考えております。

今後とも、長崎大学や県医師会など関係機関の皆様と一丸となり、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組んでまいります。

そのほかの所管事項につきましては、一つ、長崎県循環器病対策推進計画の策定について、一つ、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についてで、その内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川委員長】次に、こども政策局長より総括説明をお願いいたします。

【田中こども政策局長】予算決算委員会・文教厚生分科会でご説明いたしました予算議案を除くこども政策局関係の議案についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料こども政策局の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第105号議案「長崎県指定障害福祉サービスの

事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分の1件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第105号議案「長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分につきましては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（ヤングケアラーに関する実態調査について）

去る4月12日、学校や子どもを対象として、初めて国が実施したヤングケアラーに関する実態調査の結果が公表されました。

調査によると、世話をしている家族がいると回答した子どもは、公立中学2年生の約17人に1人、公立の全日制高校2年生の約24人に1人など、ヤングケアラーの実態が明らかとなり、国においては、調査結果を踏まえ、ヤングケアラーに対する具体的な支援策等について検討が進められております。

県におきましては、去る5月17日に、県内のヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握するため、県内小・中・高校に対し、調査の実施を依頼し、併せて、支援が必要な子どもを発見した場合の対応として、状況を確認するためのアセスメントシートや支援に関するフロー図などをお示ししたところであります。

県といたしましては、今回実施する調査の結果や国の動向等を踏まえ、ヤングケアラーへの

必要な支援について、市町や教育庁をはじめ、関係機関等と協議してまいりたいと考えております。

（合計特殊出生率について）

去る6月4日に、国から「合計特殊出生率」の令和2年の概数が公表され、本県の値は1.64となりました。令和元年に比べて、全国的に数値が下がっている中、本県においても0.02低下しております。なお、全国順位は、昨年と同じく4位となっております。

県民の希望出生率2.08の達成に向けては、県民の皆様が望む結婚、妊娠・出産、子育てができるよう、市町とともに、地域や企業・団体等との連携を強化し、これまで以上に、結婚支援事業や子育て環境の充実に取り組んでまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川委員長】次に、福祉保健課長より、補足説明をお願いいたします。

【中尾福祉保健課長】第103号議案「長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」について、補足して説明をさせていただきます。

右上に、令和3年6月定例県議会福祉保健課補足説明資料とあります1枚紙の資料をご覧ください。

まず、改正の概要につきましては、生活保護を必要とし、日常生活の支援が必要な方が入所する救護施設、あるいは授産施設などの保護施設等におきまして、感染症等への対策の強化を図るため、国において関係省令の一部を改正する省令が令和3年3月31日に公布、令和3年8月1

日から施行されることに伴いまして、長崎県の基準を定めた本条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、2に記載のとおり、（1）職場におけるハラスメント対策の明確化等の義務化、（2）感染症や災害の発生時における業務継続計画策定の義務化、（3）災害対応時における地域住民との連携に関する努力義務を規定するもの、裏面に移りまして、（4）感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延防止に関する取組の義務化、委員会の開催や指針の整備、職員に対する研修及び訓練実施等を義務づけるものとなっております。

本改正条例の施行日につきましては、令和3年8月1日としておりますが、国の関係省令の一部改正に関する経過措置の規定を踏まえまして、（2）の業務継続計画の策定、（4）の感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延防止に関する取組につきましては、令和6年3月31日までの間、措置義務を努力義務とする経過措置を設けております。

なお、県内には、救護施設が長崎市に2か所、佐世保市に1か所、授産施設が長崎市に1か所などでありまして、いずれも中核市である長崎市、佐世保市が所管する施設でございます。両市においても同様の条例を定めておりまして、6月定例市議会において改正をされるものと伺っております。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川委員長】次に、薬務行政室長より、補足説明をお願いいたします。

【斉宮薬務行政室長】第104号議案「長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例」につ

いて、補足して説明いたします。

令和3年6月定例県議会薬務行政室補足説明資料をご覧ください。

趣旨としましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正をしようとするものとなります。

本手数料改正に関する法改正の具体的内容ですが、資料上段1にあります法改正の趣旨と標記条例に関する改正内容に明記しております（1）の 、 、（2）の 、 にある計4項目であります。

（1）の の要旨ですが、これは現在、医薬品等製造する際は、製造業の許可が必要ですが、法改正により、医薬品の保管のみを行う製造所が登録制となりましたので、これに関する手数料を追加するものです。

（1）の の要旨ですが、これは既存の医薬品等の製造工程を変更する際の審査期間の短縮を目的とした制度が創設されましたので、関係手数料を追加するものです。

（2）の の要旨ですが、医薬品等は製造品目ごとに製造方法などがGMP省令、これは医薬品等の製造管理、品質管理の基準を定めた省令のことではありますが、この省令に適合している必要があり、その調査を定期的にする必要があるのですが、その調査を省略することができ、品目ごとではなく、製造工程区分ごとに調査を受けることができる制度が創設されましたので、関係手数料を追加するものです。

最後の（2）の の要旨でございますが、GMP省令の改正に伴い、医薬品等の製造の際に適合すべき基準等が追加されるため、その手数料を改正、増額するものとなります。

以上の主な事項によりまして、資料中段2に

あります長崎県手数料条例改正内容の7項目について改正を行うものであります。

説明は、以上でございます。

【浦川委員長】次に、障害福祉課長より、補足説明をお願いいたします。

【吉田障害福祉課長】第105号議案「長崎県障害福祉サービス事業所等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」について、補足して説明させていただきます。

令和3年6月定例県議会障害福祉課補足説明資料をご覧ください。

なお、今回改正する条例の中には、こども政策局所管分も含まれております。併せて、福祉保健の方で説明させていただきたいと思っております。まず、概要でございます。1番をご覧ください。

障害福祉サービスや障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する改正省令が、令和3年7月1日から施行されることに伴い、長崎県の基準を定めた条例を改正するものでございます。

改正する条例は、項目の2に記載していますとおり、10本でございます。うち、こども政策局所管が 、 でございます。

次に、改正内容でございます。3番の改正内容をご覧ください。

改正内容につきましては、（1）指定障害福祉サービス事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対応を認める。

（2）改正する条例の 、 を除き、「利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、原則として電磁的方法による対応を認める」という条文を追加するものでございます。

施行日は、公布日でございます。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川委員長】換気のため、11時5分まで休憩したいと思います。

午前10時55分 休憩

午前11時 5分 再開

【浦川委員長】委員会を再開します。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(朋)委員】長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、伺いたいと思います。

事前の説明で、対象する施設がないと聞いておりました。今、課長の説明で、中核市ではあったということが新たに分かったんですが、聞きそびれたもので、もう一度、どういう構成になっているのか、教えていただけますか。

【中尾福祉保健課長】説明した内容でございますが、救護施設が長崎市に2か所ございます。それから、佐世保市に1か所、授産施設が長崎市に1か所という状況でございます。

【山田(朋)委員】あと、こちらの概要に書いています救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設とありますが、これは生活保護受給者の簡易宿泊所や、他県においては火災事故等があったような事例がありますが、そういったものも含んでいるのか、こういったものを教えていただきたいと思います。

【中尾福祉保健課長】生活保護法の保護施設としましては、先ほどご説明しました救護施設、更生施設、授産施設と、ほかに医療保護施設があります。それと宿所提供施設、今ご説明があ

りましたけれども、宿所提供施設も含めて、生活保護法で言いますところの保護施設でございます。

【山田(朋)委員】では、先ほど申し上げた簡易宿泊所もこれに入るということであれば、県内にどのくらいあるのか、教えていただけますか。

【中尾福祉保健課長】現在、生活保護法で規定されております宿所提供施設は、県内にはないという状況でございます。

【山田(朋)委員】分かりました。

それぞれに、市町においてしっかりとやっていただいているということでありましたので、またほかのものを聞きたいと思います。

次に、長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及びの部分ですけれども、このことで、電子媒体を使うことによって、職員の負担軽減につながるということではありますが、その改正内容の中で、サービス事業者等における諸記録の作成とありますが、個別の支援計画や、そういったもののイメージ、私はそのくらいのイメージしかないんですけれども、どのくらいの書類が電子化をすることになるのか、それによる負担軽減がどの程度のものを見込んでいるのか。

あと、定期監査とかがあると思うんですけれども、監査の際のやり取りとかはどのようにするのかも、併せて教えてください。

【吉田障害福祉課長】障害関係施設の記録についてでございます。

イメージしているものとしましては、従業員であったり備品、会計関係の記録、その分の電子化、あと、サービス提供にかかる記録として、日々の支援記録や看護記録等がございます。こういうものについて電子化というところを示されているところでございます。

【山田(朋)委員】 備品の管理簿とか会計とか、個別の支援記録みたいものということでしょうか。

それでは、これで、監査の時とかも、書類をプリントアウトして出さなくても、電子でやり取りをするとか、監査の時とか、どのようにするんですか。

【吉野監査指導課長】 監査の場合は、条例がこのようなになりますことで、場合によって、パソコン画面を見せていただく取扱いになると考えております。

【山田(朋)委員】 来ていただいて、今までだと、膨大な書類を出して監査いただいていたと思うんですけども、結局、電子化をしたって、監査のためにプリントアウトをしなければいけなかったら、ほぼ変わらないというか、紙もいっぱい使うので、ぜひ、今課長が言われたように、パソコン上での確認ができるものに関しては、しっかりと条例の改正内容に基づいてやっていただきたいということをお願い申し上げ、終わります。

【浦川委員長】 ほかにありませんか。

【堀江委員】 質問に入ります前に、福祉保健部の筆頭課長であります福祉保健課長に質問したいと思います。

今回、福祉保健部は3本の条例改正が出ているんですが、私が申し上げるまでもなく、これは第3号ですけれども議案があり、それから、文教厚生委員会説明資料、いわゆる横長資料があります。さらに、今回は、それぞれ課長が説明をいたしました補足説明資料というのがあります。この補足説明資料と委員会の説明資料の立ち位置、役割がよくわかりません。

本来であれば、条例があるわけですから、これを補佐するのが委員会説明資料、この説明資

料に条例の中身をおある意味わかりやすいように、いわば記載をして、議員としては、議案と委員会説明資料、横長資料を見て対応すると私は理解をしています。

この6月定例会から、分科会説明資料、いわゆる分科会の横長資料は統一をされました。これまでは部によってそれぞれ違う様式だったのが、今回、財政課が統一いたしまして、分科会では説明資料、横長資料は統一をされています。統一をするかどうかは別としても、いわゆる横長資料、委員会説明資料と補足説明資料のすみ分け、今後、議事の進行で医療政策課長の補足説明資料があります。これはコロナウイルス感染症についての説明ですので、議案とは関係ありませんから、補足説明資料で説明されるのは当然と理解をしています。

そういう意味では、私は、今回、委員会の説明資料、横長資料と補足説明資料のすみ分け、立ち位置がよくわからないという疑問を持っているんですが、現時点で福祉保健課長が見解をお持ちでしたら、この際に教えてください。

【中尾福祉保健課長】 今ご指摘がありました説明資料でございますが、まず、条例議案に関しましては、条例の改正文案の内容を整理した、横長資料、さらに分かりやすく詳細に説明するための補足説明資料ということで、今回の説明をさせていただきました。

ただ、ご指摘にありましたように、横長資料と補足説明資料で重複する部分もございます。そういったこともございますので、他部局の説明資料がどのようなものかも参考にしながら、分かりやすい説明資料のあり方については検討してまいりたいと考えております。

【堀江委員】 委員長、このことは、今後、議会がペーパーレス化、デジタル化になっていく時

に、どういう説明資料なり、委員会資料なり、横長資料になるのかということ、あるいは、それ以外にそれぞれの課の判断で出される補足説明資料はどういう役割を持つのかというのは、今後議論されていくべきことだと思っておりますので、機会があれば、委員長会議でもこの件については、ぜひ議題として論議していただきたいということをこの機会に要望しておきたいと思えます。

その上で、第103号議案について質問いたします。

長寿社会課と障害福祉課に質問します。今回の103号議案、福祉保健課所管の施設の条例改正につきましては、ハラスメント対策、それから災害発生時における業務継続計画策定等なんですけれども、これは長寿社会課所管の施設にあっては、この2月定例会の23号議案で、障害福祉課所管の施設にあっては、同じく2月定例会の24号議案で、これは既に条例改正を行ったと理解していいですか。

【尾崎長寿社会課長】委員ご指摘のとおり、長寿社会課関連の施設につきましては、昨年度の2月定例会におきまして、同様にハラスメント防止や、あるいは災害対策の強化について条例改正を行ったものでございます。

【吉田障害福祉課長】障害福祉課所管分につきましては、ハラスメント、災害対策部分について2月定例会において改正させていただいたものでございます。

【堀江委員】昨年度と長寿社会課長は言われましたけれど、今年の2月定例会ですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

その上で、福祉保健課にお尋ねいたします。

この省令の公布が令和3年3月31日で、施行が8月1日ということで、県の所管施設がないんで

すけれども、この6月定例会での条例改正となった理由をお知らせください。

【中尾福祉保健課長】生活保護法の規定に基づきまして、保護施設については、厚生労働省令で定める基準に従って改正するとなっております。

先ほどご指摘がありました、介護老人福祉施設、障害福祉サービス施設については2月に改正されました。

それを踏まえて、国の省令においても、救護施設等において感染症等への対策を強化するというので、国の関係省令の一部改正が行われましたのが令和3年3月31日に公布と、通知もその同日付になっております。

ですので、省令の改正を踏まえて条例の改正をしたということでございます。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【麻生委員】お尋ねなんですけれども、同じ条例で、長崎県薬務関係手数料条例がありますけれども、多分、医薬品の製造工程の管理関係についての取組が書かれていますので、長崎県でどういう形で変化があるのか。

あと一点は、多分、ジェネリック医薬品との関係があったのかなと思いますけれども、これの一部、日医工ですかね、そういったジェネリックの問題がありましたけれども、これについての影響なのかと思いますけれども、その2点についてお尋ねしたいと思います。

【斉宮薬務行政室長】今回の条例改正に伴いまして、GMPの調査対象施設となります事業者は、県内に2業者ございます。

この2業者に関しましては、一般用の医薬品で、店舗販売業といいまして、ドラッグストア等で売られている医薬品等を製造する業者でございます。

今回の手数料関係で影響がありますところにつきましては、このGMP調査が5年ごとに定期調査を受けるような形になるんですけれども、こちらが、これまで7万600円であったものが、今回の改正で9万5,000円になるという形で、2万5,000円程度の増額という形になってまいります。

あと、ジェネリック医薬品の製造業者の行政指導に関するところでございますけれども、こちらにつきましては、今回の法改正は、令和元年度の法の改正に伴って、今年度の8月1日から施行されるという内容のものでございますので、直接的にそちらの事案を受けての法改正という形ではないと理解しております。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第103号議案ないし第105号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧

願います。

審査対象の陳情番号は、17、20、21、30、31、35、36となっております。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【宅島委員】陳情番号20番と21番なんですが、長崎県私立幼稚園連合会、また、一般社団法人長崎県保育協会、その2団体から陳情が出ております「保育施設従事者が優先的に新型コロナウイルスワクチンの接種を受けられる仕組みの構築を陳情します」と陳情が、同じ中身で上がってきているんですが、これについて、私も2月定例会におきまして、保育関係や教育関係の方たちを優先して、きちんと優先的に接種をしてもらうべきだと。そこで福祉保健部長は、「教育庁と相談をして検討します」ということの発言があったんですけれども、その後についてどうなったか、お聞かせください。

【徳永こども未来課長】私の方から、保育士あるいは幼稚園教諭の優先接種について、ご説明をさせていただきます。

県と市に分けて対応がございますので、まず県の方の直接の対応でございますが、県で実施しておりますワクチン接種センターにおきまして、65歳以上の高齢者接種の予約枠に余裕が生じた場合、高齢者施設、障害者施設等と同様に、保育士等についても優先接種の対象として取扱いを行っております。

吉井の接種センターでは、佐世保市、松浦市、平戸市、佐々町の方を対象に6月19日から、県庁で行っている長崎の接種センターでは長崎市、長与町、時津町を対象に6月23日から優先接種を行っているところでございます。

現時点での接種人数につきましては、7月9日までの予約分も含めまして、佐世保地区が514名、長崎地区が594名、合計1,108名に接種を行

っているところでございます。

また、各市町におきましても、保育士等の接種に関しましては、優先接種、もしくはそれに準ずるような取扱いで接種を進めていただいているところでございます。

【宅島委員】ありがとうございました。今の課長の答弁は、保育士さんに限ってということですね。私が2月定例会で言った、例えば小学校の教員の方、中学校の教員の方、これについてはいかがですか。

【林田医療政策課企画監】同様に県立学校や、私立学校の教諭等の接種も進めておりまして、長崎会場で約200名、県北で300名程度の接種を済ませているという状況でございます。

【宅島委員】ありがとうございました。一部報道で、他県ではここをしっかりルール化して、小学校の先生や中学校の先生、また高校の先生、幼稚園の先生、保育園の先生にきちんと優先的に接種をしてもらおうと、希望者ですけれど接種をしてもらおうという制度をきちんとつくっている県、基礎自治体と連携しあって、そういうルール化をしているところもありますので、今、ここで少しずつ進んでいるということ聞いて安心はしましたけれども、本当にご高齢の方と子どもを守るということは非常に大事なことであります。そこで、子どもと特に接する機会の多い方たちに優先的に接種を受けていただいて、子どもたちを守るということにつながるので、ぜひ引き続き、そこをきちんとやっていただければと思います。

【山下委員】今の宅島委員とちょっと内容が重なりますので、違う角度からですが、20番、21番についてなんです、この陳情書が出た時点で4月21日ということでありましたので、その時点での陳情書ですので、その後県において、

64歳以下の一般接種の優先順位の考え方ということで示していただきまして、その中に盛り込んでいただいたということで、今、数字も発表していただきましたけれども、1,000人を超える保育士の方、幼稚園関係者の方の接種がスタートしたということで、関係者の方々も大変ありがたいということで評価をいただいているように聞いております。

1点だけ、私からお尋ねで、まだまだ受けてない方もいらっしゃると思いますので、今後どのように進めていくのかというところの観点でお知らせいただければと思います。

【徳永こども未来課長】今、委員のご質問にございましたように、幼稚園、保育士等につきましては、優先接種の取組が比較的順調にきたのかなと思っております。

ただ、委員のご指摘にもございましたとおり、また今後、状況もいろいろ変わっていくということも十分考えられますので、もちろん県で直営でやる分も含めてですけれども、各市町の接種の状況等も注視しながら、医療政策課とよく連携を取って、引き続き接種の方を進めてまいりたいと思っております。

【山下委員】ありがとうございます。おっしゃったように、市町と連携が非常に大事だと思いますし、医療政策課の方とも横の連携を取りながら、ぜひ早めに一人でも多くの方がワクチン接種できるようにご努力いただきたいということでご要望させていただいて、終わりたいと思います。ありがとうございました。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【中村(泰)委員】陳情36番です。長崎県町村会から提出されている分です。

11番で、障害者総合支援策や子育て支援策の制度拡充に伴う国の財源補てんについてという

内容でして、中段に、「実際の国並びに県の補助決定額については、補助率満額の補助がなされていない現状があり、町村財政に大きな負担が生じております」という記載がございますが、このことについて詳しくお知らせいただけないでしょうか。

【吉田障害福祉課長】この事業につきましては、障害者の方で言いますと、地域生活支援事業というのが国庫補助事業でございます。その中で、国の要綱におきまして、本来必要な所要額ではなく、厚生労働大臣が必要と認めた額を基準額に基づいて算定されているということでございまして、この中で、負担割合となりますが、国が2分の1以内、県が4分の1、市町が4分の1ということで、本来国の2分の1というところが基準にはなっているんですが、実際がその80%しかきてないという状況がございまして、県も当然そこに倣った形で4分の1以内、その80%になるんですけれども、その分、市町の方の負担が大きく強いられているという状況でございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。その80%というのは、どういう経緯で決められているのか。それは法律で決まっているものなのか、何か判断の中でそのように定まったものなのか、お知らせ願います。

【吉田障害福祉課長】基本的に、国の予算の範囲内での配分というところでございまして、2分の1以内というところで、この直近何年かはずっと80%程度しかきてないという状況でございます。予算の範囲で決められるというところになります。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。そこは、当然、町の方々も理解はされていると思うんですけれども、実際、国が80%とした時に、そこは県も80%とせざるを得ないものなのか、

そのあたりについてお知らせ願います。

【吉田障害福祉課長】当然、4分の1以内というところの要綱上の基準がございますので、どうしても国が落ちてしまえば、県も当然それに倣った形で、4分の1という枠が県に対してございます。国が、例えば2分の1以下で80%や70%しか出せないとなれば、4分の1以上を県が負担するということはできませんので、どうしてもその分が市町の負担ということになってきます。

これにつきましては、我々の方も問題視しておりまして、知事会といった形での要望は毎年させていただいているところでございます。

【中村(泰)委員】国の判断というところはぜひとも、そうやって国に求めていただきたいんですけれども、県は4分の1満額出されているのかというところについて気になるんですが、国が80%とするんだったら、県も80%とするように受け取れて、実際、県も満額出してないというようなことでこちらは書いているんですけれども、そのあたりについていかがでしょうか。

【吉田障害福祉課長】先ほど申しましたとおり、4分の1以内というところで、県につきましても、負担上限の80%程度の分の負担をさせていただいているところでございます。

【中村(泰)委員】すみません。十分に理解ができていないんですけれども、国が80%と絞るところは、いろんな理由があると思いますし、そこは求めていくしかない。ただ、県においては、市町がこうやって満額出してくださいということに対して、なぜ80%とされているのか、そういったところについてはどのように説明をされているのでしょうか。

【吉田障害福祉課長】県につきましても、当然、厳しい財政状況というのがございます。先ほど

申し上げましたとおり、県といたしましても、国の方に、まずは国の上限額である2分の1分を支出していただきたいということをお願いしていますし、それに合わせたところで、県も財源を見ながら4分の1負担を目指していきたいと思っております。

【中村(泰)委員】 わかりました。国にも求めることとともに、県の方でも財源の負担が当然ありながら、まずは県から、例えば全額を出すところから、それは県で判断できることだと思いますので、そのような、まず国に求めることより先に、県が全額を出すんだというようなところで議論をお願いしたいと思います。

続きまして、16番です。長崎県フッ化物洗口推進事業費補助金の継続についてということで、こちらも多くの方から継続を求める声がある中で、フッ化物洗口の効果というのもあるということで行われている中、財政負担を理由に終了するというような記載がございますけれども、まず、終了に至った経緯と今後の取組について、お知らせいただけないでしょうか。

【宗国保・健康増進課医療監】 補助制度を継続することについての考えですけれども、フッ化物洗口推進事業につきましては、初期導入の負担軽減と市町が実施する具体的な虫歯予防対策への支援ということで開始をしました事業であります。

こちらの方、小学校におきましては、公立で100%、中学校におきましても1校のみ未実施ということで、ほぼ100%の実施率、また、保育所等の幼保施設におきましても80%以上の実施となるなど、取組の定着が図られておりまして、初期導入の負担軽減という役割につきまして、一定果たしたものと考えております。

このことより、幼保、小学校の補助につつま

しては平成30年度で終了して、中学校につきましても令和2年度で終了することとなっております。

今後は、令和2年度に創設された市町村に対する国庫補助事業等も活用いただきまして、歯科保健の本来の実施主体である各市町の主体的、継続的な取組をお願いしたいと考えているところです。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。フッ化物洗口については、進めるものの、県の負担ではなくて、本来である各市町が負担をすべきという考えというように理解をいたしたところです。

やはりこのような形になってしまえば、実施率というのが下がっていく可能性もあろうかと思っておりますので、引き続き市町と連携をしながら、県としても、継続をしないと今は言われていますけれども、常に協議をしながら、しっかりとフッ化物洗口が実施されるように進めていただければと思います。

【浦川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山田(朋)委員】 陳情番号の35番で、1、「ワクチン接種を円滑に実施できるよう、必要十分なワクチンの確保・供給を図るとともに、接種の実施に当たっては、町村の負担が生じないように、引き続き、全額国費による財政措置を講じること」と要望が入っておりますが、今、県の方で大規模接種会場で町村の負担も軽減するために集団接種をしていただいておりますが、その分のモデルナの方がなくなった場合に、国はファイザーで対応するよということ、6月末にそういう通知を出しているようですが、県の状況についてお聞かせください。

【林田医療政策課企画監】 今、委員ご指摘のとおり、モデルナワクチンが不足をされると言われ

ております。

ファイザーも含めまして、総量的には確保できるとは言われているんですけども、配送のスピードが少し遅れているというところで、すぐには届かない状況があると伺っているところでございます。

【山田(朋)委員】 佐世保会場、長崎会場それぞれ予定している分に関しては、モデルナのワクチンを確保できていると、配送スピードがちょっと遅れているということで、例えば県の接種で、1回目はモデルナを打って、2回目にファイザーを打つようなことはないということの理解でよろしいでしょうか。

【林田医療政策課企画監】 今委員がおっしゃたとおり、県の接種会場に対するワクチンについては、2回目も含めて確保できるものと考えております。したがって、1回目をファイザー、2回目をモデルナ、逆も含めてそういうことはないと考えています。

【山田(朋)委員】 そこで、町村会の方からですけども、よく全国のニュースでは、ワクチンが予約分しか入らないとか、ワクチン不足がニュースになっているようですが、県内の自治体において希望するワクチンをきちんと供給、配達スピードは別として、確保の見込みがあるのか、どういう状況にあるのかを教えてください。

【林田医療政策課企画監】 高齢者の分のワクチンにつきましては、予定どおり入るものと考えられていますけれども、それ以降の一般接種につきましては、確かに供給のスピードが遅れると、少し落ちてくると言われております。

市町におきましては、高齢者のワクチン供給に合わせた接種体制を構築しているところもございまして、場合によっては、少しその辺の

体制の見直しというところは出てくるのかなと思っております。

【山田(朋)委員】 高齢者の分に関しては確保をいただいているということではありますが、もう我々にも、一般の者にも通知がくるようになってきていると思います。一般の分は今から、今、法律を読んでみたら、都道府県の協力のもとに市町村においてきちんと接種ができるようになっていたようではありますが、今後の一般の人の接種に関しては、県としてはどういう関わり方をしているのか、伺いたいと思います。

【林田医療政策課企画監】 まず、国に対しまして必要量の確保をお願いしていきますとともに、供給のスケジュールを早急に示していただくよう、知事会の方でも求めているところですが、県としても求めてまいりたいと思っております。

【山田(朋)委員】 ぜひ協力いただいて、しっかり安定的な供給ができるようお願いしたいと思いますし、県の接種会場ではないようですが、モデルナとかファイザーとか、種類の違う接種が、いよいよなくなったらそういうことも考えている、国は少し検討しているかもしれませんが、安全なものを県民の方に供給できるように最大限努力をいただきたいとお願いして、終わります。

【浦川委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務に関する補足説明を受けることといたします。

それでは、医療政策課長より、補足説明をお願いいたします。

【伊藤医療政策課長】 新型コロナウイルス感染

症対策につきまして、医療政策課補足説明資料に沿ってご説明させていただきます。

1の相談体制につきましては、昨年11月から「受診・相談センター」を開設し、県内全体を対象に、土日・祝日も含む24時間体制で相談を受け付けているところでございます。

昨年11月から6月20日までに受け付けた相談件数は、合計1万5,409件となっており、感染が拡大いたしました1月と5月は、1日当たり100件を超える相談件数となっております。

2の診療・検査体制についてであります。

診療・検査医療機関に関しましては、専用の診察室を設置するなど、感染防止対策を講じた上で、発熱患者等の診療・検査を行う地域の医療機関を「診療・検査医療機関」として指定しているところであり、これまでに離島を含む県内全ての医療圏におきまして、371の医療機関を指定しているところでございます。

2ページをご覧ください。

の一日あたりの検査可能件数についてであります。

現在の検査体制につきましては、4月末までに離島を含む県内の66か所で1日3,772件の検査を実施できる体制を整備し、6月末までには、さらなる検査機器の整備を進め、県内85か所で、1日4,664件の検査を実施できる体制を整備しております。

今後、さらに、佐世保市保健所や民間検査機関への検査機器の導入を支援し、早期に県内の86か所で1日5,436件の検査を実施できる体制を構築する予定でございます。

3ページに、現在までの検査実施件数を記載しておりますが、6月20日現在、12万797件の検査を実施しており、このうち陽性者は3,115件を確認しておりますことから、陽性者率は約

2.58%となっております。

の地域外来・検査センターでございます。

ドライブスルー方式で検体採取及び検査を集中して実施する「地域外来・検査センター」につきましては、昨年4月から、県内全ての医療圏に設置をしているところでございます。

次に、3の医療提供体制について、ご説明いたします。

医療体制につきましては、感染の拡大状況に応じて、フェーズごとに病床を段階的に拡充する「病床確保計画」を策定し、感染ピーク時のフェーズ4では、最大421床を確保していたところでございますが、この冬の第3波を超える感染拡大を想定し、今年4月以降、「長崎県新型コロナウイルス等対策会議」の医療部会や各医療圏に設置いたしましたワーキンググループ会議において、第4波に備えた医療提供体制の確保に向けて関係機関の調整を行ってまいりました。

5月には、各医療機関のご協力によりまして、フェーズ4を超える緊急時対応として、67床を確保し、最大確保病床を488床に拡大をしたところでございます。

なお、5月12日からは、県本土地区においては、この「緊急時対応」の病床を確保するとともに、特に病床が逼迫いたしました長崎医療圏につきましては、患者をコロナ後方支援病院や他の医療圏へ転院搬送する対応を行ったところでございます。

5ページをご覧ください。

宿泊療養施設でございます。新型コロナウイルス感染症に感染された軽症者や無症状の方のうち、医師が入院療養の必要がないと判断した方につきましては、宿泊施設等で療養していただく体制を整備しており、現在、全ての医療圏

に12施設、433室を確保しているところでございます。

また、自宅での療養を希望される方に対しましては、血中の酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターを貸与し、保健所による健康観察や健康相談を実施し、必要に応じてオンライン診療や薬を処方できる体制を構築しているところでございます。

次に、4の新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

5ページ目の一番下、医療従事者等の優先接種につきましては、2月22日からの国主導で行った先行接種に続きまして、3月8日から、県主導で実施しておりますが、6月20日現在で、1回目接種者数が99.9%、2回目接種者数が91.6%となっております。

6ページをご覧ください。

の高齢者の優先接種につきましては、4月12日以降、7月末までの接種完了を目指しまして、県内全ての市町で実施していただきまして、6月20日時点で、対象者の半数以上の方への1回目の接種を行っているところでございます。

の県新型コロナウイルスワクチン接種センターでございますが、県内全ての65歳以上の高齢者のうち、市町が交付した接種券をお持ちの方などを対象に6月12日から、長崎会場、県北会場で接種を開始しております。接種予定人数は2万6,400人としているところであり、長崎会場、県北会場の概要は、資料に記載のとおりとなっております。

以上、簡単ではございますが、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【浦川委員長】以上で説明が終わりましたので、事前通告された「その他所管事項一般」に対する質問を午後1時30分より行うことといたします。

最初に福祉保健部からの質問となりますので、ご了承をお願いします。

それでは、暫時休憩します。

午前 11時47分 休憩

午後 1時29分 再開

【浦川委員長】 委員会を再開いたします。

休憩中に委員の方から話がありました、「政策等決定過程の透明性の確保」に基づく資料に関わる質問については、各個人の20分の範囲内で行っていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問はございませんか。

【山下委員】 それでは、議案外の質問をさせていただきますたいと思ひます。

通告をさせていただいていたんですが、「ひきこもり」の方への支援についてというテーマでやり取りをさせていただければと思ひております。

今、ひきこもりについては、コロナ禍ということもありまして、巣ごもり等々、社会的に関心が高まっているところであります。特に「8050世帯」ということ存在等、ひきこもりについて関心が高まっているところでありますけれども、今日は、ひきこもり支援策等の現状について、再点検の意味も含めて確認をさせていただきたいと思ひます。

まず最初にお伺ひしたいんですが、本県におけるひきこもりの現状認識、それから取組状況についてお知らせをいただければと思ひます。よろしくお願ひします。

【吉田障害福祉課長】ひきこもりについての現状認識ということでございます。

まず、長崎県のひきこもりの人数でございますが、これにつきましては、平成28年と平成30年に内閣府の調査が行われております。その際、平成28年は15歳から39歳まで、平成30年に40歳から64歳までということで、全国で約110万人のひきこもり状態にある方がいるのではないかと推計されておまして、それを長崎県に置き換えた場合、15歳から39歳で約5,000人、40歳から64歳で6,000人、合わせて1万1,000人のひきこもり状態の方がいるのではないかと推計されております。

現状認識というところでございますが、当然ひきこもりの状態、就学であったり就労などの社会参加、対人交流を避けるひきこもりの方がいらっしゃるといことは、本人や家族が大きな不安を抱えるだけでなく、貴重な人材の損失にもつながることが課題であると考えておまして、社会全体で対応していく必要があると考えているところでございます。

ただ、一方で、ひきこもりにある状態の方、社会からも疎遠な状況にあり、なかなか自ら相談に来ることは考えにくいのではないかと。そのためにも行政が中心となって、関係機関と連携して、早期発見、早期介入に向けたところで、支援を必要とされる方に確実に支援が行き届くような形で、県におきましても、平成25年に「長崎県ひきこもり地域支援センター」を中心に関係機関と連携して、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

【山下委員】概要は大体、今ご説明があったことだと思います。

国の調査において1万1,000人ほどいらっしゃるのではないかとということがわかったという

ことでありますが、もうちょっと実態はどうか、その辺の実態調査については、どのように今、調査に取り組まれているのか。

例えば県だけではなかなか調査が及ばないところについては、市町と連携をされながら実態の調査をされているのか、されていないのか、どのように今把握をされているのか、実態についてお尋ねをしたいと思います。

【吉田障害福祉課長】今、実際の数字についてのご質問でございます。

これにつきましては、県の方でも大変問題意識を持っておまして、これまでも実態の把握ができていないということが大きな課題でございました。

長崎県では、平成27年度に、県内21市町の民生委員、児童委員の方々の協力をいただきながらアンケート調査を実施しております。これは民生委員、児童委員の方が把握してらっしゃる方についてのアンケート調査でございます。

そのときに把握できたのが、約700名の方がひきこもりの状態にあるということがわかりました。この調査では、性別であったり、年代別、あと、ひきこもり状態にある方の状況だったり、ひきこもりの期間、経緯などについて調査を行ってまして、このときの調査では、全体の約7割が男性、年代別では40代以上が5割を占めていると。3年以上のひきこもりの方も5割以上占めているということが把握できています。

ただ、先ほど申し上げましたように、推計値の1万1,000人とかなり差があるということと、この調査の中でも、ひきこもり期間の不明な方が2割いらっしゃる。あと、ひきこもりになった経緯が不明な方も4割あるということで、なかなか詳細な実態がつかめてないという状況でございます。

今年度におきましても、8050問題を受けまして、高齢化したひきこもりの実態ということで、改めて、今回につきましては、地域包括ケア支援センターなどの協力もいただきながら、実態調査について行うこととしております。

なお、市町の方では、個別に実施されているところがございます。2市町ございますが、実態が把握できた分については、ほぼ1桁の数字になっておりまして、これにつきましても、把握の難しさを認識しているところでございます。

【山下委員】これでわかったことが、国が概数を出しているところが1万1,000というところで、今、県が実態として把握されているのが約700ということで、数字に非常に乖離があるわけであります。

これはどういうことかという、ひきこもりの当事者さんとか家族さんとか、ご自身がそういう状態にあるかどうかというのがまずわからない方や、また、相談をどうすればいいのかわからないとか、あと、例えば民生委員さん、児童委員さんたちが訪問してもなかなかわかりにくい、ひきこもりの方がいらっしゃるかどうかがというのがわかりにくいのかなというところが、この数字に出てきているのかなと私は思うんですけれども、やっぱりそういうひきこもりの方々をケアしていく、フォローしていくために、今、本県では、ひきこもり地域支援センターということで、このセンターを中心に、そういう実態把握とか、いろんなケアとかフォローアップをされていると思うんですけれども、このセンターの職員の配置状況、それから、どのような支援を今行われているのか、センターについてお答えをいただきたいんですが、よろしくお願ひします。

【吉田障害福祉課長】長崎県ひきこもり地域支

援センターの配置とございますか、状況でございます。

まず、長崎県ひきこもり地域支援センターでございますが、長崎こども・女性・障害者センターの中にセンターとして配置しておりまして、相談対応であったり、職員の技術向上に向けた研修会、あと、家族教室等を民生委員、児童委員の方とも連携しながら取り組んでいるところでございます。

職員の配置状況でございますが、センターの中にひきこもり支援コーディネーターを配置しております。そのほか、相談であったり、各種支援に従事する職員として保健師、作業療法士、理学療法士、社会福祉士など専門職員7名で相談支援業務に従事しているところでございます。

具体的な取組につきましては、先ほど申し上げましたとおり、関係機関、行政や医療、福祉、教育、NPO団体、民間団体と連携した相談対応を行うか、実際相談対応、県内保健所もサテライトの相談機関として配置しておりますが、その職員に対する相談技術向上のための研修会等を実施しているところでございます。

【山下委員】恐らく行政のそういう相談窓口というのが敷居が高い、相談することに対して躊躇してしまうなど、そういうところの声も聞こえてきているわけでありまして、何か当事者の方やご家族の方が相談しやすい環境づくりというのは、私は必要なことだと思います。

ひきこもりセンターと、サテライトで保健所もご協力いただいて、今、支援コーディネーターを中心に支援をしていただいているということでもありますけれども、やっぱりもっともっと県と市町の連携を強めていただいて、ここの部分は、やっぱりまだ不十分ではないかなと私は感じるものですから、もっともっと連携を取っ

ていただいて取組を進めていただきたいと思いますけれども、もう一度そういう再点検をしていただいて、今現状どうなのかというところでですね。きちんと連携が取れて、救うべき方を救えている状態にあるのか、そのあたりももう一度点検をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

【吉田障害福祉課長】今、委員の方からもお話がありましたとおり、なかなか窓口としてつながってない方もいらっしゃるのではないかと思っています。

ひきこもりセンターを平成25年度につくりまして、やはり一番の問題が、どこに相談していいかわからないというお話をたくさんいただいております。その中で、まずは相談窓口の周知に努めまして、平成25年当時は600件程度だった相談が、令和元年には1,400件まで上っているという状況がございます。ただ、実人数で把握している部分としては、これは延べ人数になりますので、実人数としては、まだまだ120～130人程度の数字になっておりますので、なかなか相談に行き着いてない方もかなりいらっしゃるのではないかと思っております。

ひきこもり支援については、また引き続き関係機関と連携したところで、今回、実態調査も把握するものですから、そういう実態調査も通したところで、また様々な課題が見えてくるのではないかと思っておりますので、周知方法も含めたところで連携して取り組んでまいりたいと思います。

【山下委員】最後ですけれども、福祉保健部長にご見解をいただきたいんですが、さっき冒頭申し上げましたとおり、非常に社会的関心が高まっているひきこもりの方への支援でありますけれども、今、障害福祉課長が答弁されました

けれども、部内連携して、一丸となってこのひきこもり問題に取り組んでいただきたいと思います。今後どのように取り組まれていくかの決意を、部長の方から一言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【中田福祉保健部長】ただいまいただきました、先ほどのご質問にありましたとおり、市町との連携というのは、やはり県だけではなくなかなか目の届かないところが多々あると思います。今回、コロナを契機といたしまして、孤独・孤立問題も非常に大きな問題となっております。今、県で市町と連携して、ひきこもりも含めて、それぞれ孤立・孤独対策として、市町とも一緒に力を合わせてやっていこうという方向で行っております。

したがって、今後、より市町の身近な行政体からの支援の充実もやっていく必要があると思っておりますので、県としても一緒にやっていきたいと思っております。

また、さらに、今、民間団体の方の協力というのも非常に大きく言われています。特にNPOの公的な民間組織が、そういった地域の困り事に対して支援していこうという動きもありますので、行政体だけではなく、民間の方とも連携した対策を今後強化してまいりたいと考えております。

【山下委員】以上で終わります。ありがとうございました。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【徳永委員】通告をしておりました、ワクチン不足対策について、確認をしたいと思っております。

先ほど、午前中にも企画監から話がありましたが、再度確認をさせていただきたいのは、今の現状について、もう一度よろしいでしょうか。

【林田医療政策課企画監】ワクチンの供給についての現状でございます。

まず、モデルナ製のワクチンにつきましては、現在、都道府県が設置いたします大規模接種会場をはじめ、職域接種や大学接種で使用するモデルナワクチンが少し不足しているのではないかなというように伝えられております。

本県におきまして現在モデルナ製のワクチンを使用しておりますのは、県の2か所の接種センターと一部の企業、大学等で開始された職域接種、大学接種ということになります。

県の接種センターにつきましては、現時点では、国からワクチンの停止、あるいは削減といった話はきておりませんので、引き続き、2回目の接種までは確保できるものと思っております。

職域接種につきましては、既に開始をされたところの一部において、ワクチンの供給の見通しが立たなくなったということで、新規の受付を停止したところもあるやに聞いているところでございます。

ファイザーのワクチンにつきましては、現在、市町において使用されているところでございます。高齢者向けの接種における必要量につきましては確保されるということで、特に影響はないと考えておりますが、ただ、その後の一般の接種につきましては、全国的な傾向としまして供給量が減少すると言われていて、各市町におきましては、接種計画の再検討が必要になるところも出てくるのではないかと考えているところでございます。

【徳永委員】モデルナ製については、集団接種等が活発になって、いい方向が逆に不足になってしまったということで、今おっしゃったように集団接種の申請を今、取りやめているという

状況ですけれども。

片や、今度はファイザーの方ですけれども、これは個人の方ですけれども、ここに非常に影響がくるのではないかなということで、自治体もいろいろと心配をし、そしてまた県の方にも、恐らくそういう問い合わせがきていると思います。

一つは、この前、企画監にもお話をしたように、ファイザーとモデルナの場合は、2回目の接種期間が3週間と4週間、1週間違うということで、接種計画を変更しなければならないという医師会等から、市町からもそういう懸念の声が聞こえておりますけれども、この辺についてはどうなんですか。しっかりファイザーを確保できるわけですか。

【林田医療政策課企画監】市町が行う接種につきましてはファイザーが提供されると理解をしております。しっかりできるように。（発言する者あり）はい。総量につきましては、国において確保されているとお伺いしております。ただ、供給のスピードが少し遅れているという状況でございます。

【徳永委員】どれくらい遅れているんですか。

【林田医療政策課企画監】具体的な供給のスケジュールについては、まだ国の方から示されておりませんので、早急に示していただくようお願いをしているところでございます。

【徳永委員】ここがね、一つ大きな不安があるんです。市町からも、私も雲仙市に行った場合に、こういった心配が非常にありまして、要は、国に問い合わせても返答がこない。これは県も、今、企画監が言われたように、大丈夫と言いつつ、それでは、いつ、どうなんですかと言ったら確固たる返答がないということで、これは、やっぱり非常に不安になりますよね。

65歳以上は大丈夫だけれども、一般、64歳以下について、このような状況となれば、果たして、いろいろと報道等にもありますけれども、やっぱりスケジュール、納入の時期が相当ずれるんじゃないかということも言われておりますけれども、その辺は、そこまではないということでもいいんですか。大体どれぐらいということもわからないんですか。

【林田医療政策課企画監】その辺のめどというの、まだ示されていないという状況でございます。

【徳永委員】 そうであれば、今ちょっと言われているのが、自治体医療機関の中に在庫があるのではないかと一部報道もあるわけなんです。ファイザーも、製造時から6か月が在庫の期限切れということで、そういうのも含めて、県が主導して、県内の市町の在庫等を調べて、そういう自治体間でやりとり、そういうことができるのか、またそういう働きかけをするのか、その辺はどうなんですか。

【林田医療政策課企画監】 ワクチンの市町への配分につきましては、最終的に県が調整をするということになっておりますけれども、配分に当たりますと、市町から、当面必要な量や在庫などをよくお聞きしまして、在庫切れにならないように、そういうところを配慮しながら調整をしているところでございます。

【徳永委員】 これを調べてどうのというのは、なかなか難しいところもあるかもしれませんが、ただ、こういう状況の中で、後で在庫があったと、そしてまた廃棄をしたり、そういったことがないように、これはやはり福祉保健部としてしっかり対処してもらいたいと私は思うんです。

特に、64歳、例えばある市では一般接種が、

64歳以下が一斉に接種券が来るだろうと思っていたら、区切ってきたんです。例えば雲仙市においては、50歳から64歳までと。50歳以下の方が、どうなっているんですかということで、そういう状況なら、本当に私たちは11月は無理ではないのかとか、非常にそういった不安が聞こえてくるわけです。

だから、自治体として、これはもうやむを得ないわけです。国に言っても、供給がいつになるかということがはっきりしないがゆえに、接種券も出せないということですからね。

福祉保健部長、それはどうなんですか。

【中田福祉保健部長】 私どもも、今、国の方に全体のスケジュールを確認しておりますが、まず、国の方では、ファイザーとモデルナを含めて、全国民の量はもう確保していると、確保のめどが立っていると聞いています。

ただ、国も、外国からの輸入ワクチンでございますので、諸外国からの輸入の時期等もあることから、これまで高齢者向けの65歳以上のワクチンについては、一月当たりの配送量が、かなりの量が一気に自治体向けに提供していたところですが、64歳以下の方を対象とするワクチンは、これまでの接種スピードからすると、かなり緩やかな形になっています。実際には、本県の場合でいきますと、ざっとピークの3分の2ぐらいの量で来ております。

今、各市町では、高齢者の接種の加速をするために、接種会場を増やしたり、各医療機関へお願いして時間を延ばしてもらったり、一日当たり打てる回数をかなり、極限のところまで伸ばしているのが現状でありまして、市町もその体制を続けて、一気に64歳以下も打とうという体制をとっていた矢先に、こういった状況になってしまったのが、非常に大きな混乱になっ

ているものと考えています。

私どもといたしましては、ファイザーの供給量のスケジュールは、今国の方からは、スピードは落ちるけれども全量は確実に配ると連絡がきていますので、そういった情報については各市町にもきちんとお伝えしております、市町も今、接種の体制を検討していただいているところであります。

また、特にモデルナの方が、当初、国の方は、それを集団接種会場で使うという方針になっていまして、それを受けて我々も、県の接種センターでモデルナでやろうという構想があった途中で、職域接種にやるという状況になっていきます。

職域の問題というのは、今、必ずしも県、人口割で配っているわけではありませんので、私の聞くところによると、どうしても都心部に偏っているのではないかとということで、今、そこを国の方が調整していると聞いています。

ただ、いずれにしましても、そういった人口比の部分で国の方で最終調整して、その調整のところをファイザーのワクチンで行うと言っていますので、恐らくそういったこともあって、明確な量が今すぐ示せないのかなと理解しています。

いずれにしましても、今そういった状況にあるということは、我々も各市町としっかりと情報共有して、我々も、各市町の接種ペースで、どうしても在庫が切れてしまうというところについては、先ほど企画監が申し上げた、市町間の調整のところですね、ちょっと余裕があるところは待ってもらって、足りないところに多めに配分するなど、そういった調整を今行っているところでもあります。

【徳永委員】ファイザーやモデルナについては、

ワクチンに非常に特徴があって、供給のやり方も、例えばモデルナについては、やはり個人、個別接種にはちょっと無理だと。配送単位が1回で100人分とかであるものですから、そういう意味で、どうしても個別の場合はファイザーの方だということになっていると聞いております。先ほど福祉保健部長がおっしゃったように、そういうところはしっかりわかってされております。

ただ、とにかくそれだけの供給があっているならば、そこはしっかりと、そういった連携も大事なのではないかと思えます。これはもう県がどうのこうのって、これは国の問題ですので、そこはしっかりまた県からも伝えていただきたい、そう思っております。

もう一点は、これは一般質問で本当は質問する予定だったんですけども、いわゆるワクチン接種完了の定義というか基準です。接種については義務ではないですので、どこを長崎県として、自治体が主体になるんでしょうけれども、長崎県の福祉保健部長として、接種完了というのをどのような定義を長崎県が持っておられるのか、また、各市町とそういうものの確認ができてきているのか、その辺を質問したいと思っております。

【中田福祉保健部長】今、国全体の目標といたしましては、希望される方に全員接種するという方針で行っております。

ただ、希望される方という割合が、各年代によっても今違うような状況でありまして、本県としての一つの目安となるところをどこに置くのかという見解につきましては、私も長崎大学の専門家に、この地域全体の住民全体の感染の流行を抑えるためのいわゆる集団免疫、これを獲得するためにはどれくらいの割合が必要かと

ということについては、諸外国の事例などを見ると、やはり70%は必要であろうというようなお話をいただいています。

そういったお話もありましたので、県としても県の接種センターをつくりまして、なるべく接種率を上げるような取組の加速化を進めたところであります。

結果として、希望する方が70%以上あれば非常にありがたいことだと思うんですけども、我々としては、そのような基準を一つの目安として、各市町と連携して接種率の向上に努めたいと考えております。

【徳永委員】そうですね、各県や自治体の考えを聞けば、大体70から80というものを一つの目安というか、基準にされているようになって、集団免疫、やっぱりこれが一番大きなところがありますから。

ただ、どうしてもこれは義務ではないものですから、ここをどうやって上げていくか、その目標を、今の基準に近づけるかということが大きな課題というか、あるものですから、そこはしっかり、県と市町で連携を取っていただきたい。

もう一つは、当初は接種を希望していなくても、一応完了したということで、その後、ワクチンを接種したいということになった場合には、そのような対応はどうされるのか。

【中田福祉保健部長】今回の接種については、そういった方も想定をしております。特に、県の会場でもそういった方がいらっしゃるのではないかと考えていますので、今後、期間がどれくらいというのはまた議論をしなければいけませんけれども、ある程度後ろ倒しになっても受けられるような体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

【徳永委員】これはワクチンの保存期間とか、また、いろんな問題もありますから。ただ、当初は打たない、打ちたくないと言っても、その後、やっぱり打った方がいいということになることもあると思いますので、その辺はしっかり対応していただきたいと思っております。以上です。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【堀江委員】まず、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料につきましては、私は、通告以外で質疑ができるという認識を持っていたんですけども、その認識は間違っていたということで、ですが、委員長が、20分の間であればその質問はできるという判断を示されましたので、簡潔に1点だけ質問したいと思います。

福祉保健部の政策等決定過程の提出資料の、これは長寿社会課が対応する、13ページから15ページの令和3年度長崎県外国人留学生への奨学金等支給支援事業の補助の部分です。

これは当初予算で言うところの外国人介護人材確保受入促進事業と理解をするんですけど、当初予算では3,300万円の予算で、今回、法人等の奨学金等に対する助成ということで、これは直接補助金の部分ですから、13ページから15ページまで、トータルしますと1,600万円ということになるんですけど、当初予算の比較をすると、今回の直接補助は少ないんですけど、これはどう見たらいいのか、教えてください。

【尾崎長寿社会課長】今回、外国人留学生への奨学金等支給支援事業補助金の予算に加えまして、当初予算に上げました外国人介護人材確保受入促進事業につきましては、ベトナムの大学が推薦する技能実習生と県内介護施設のマッチ

ング事業や、介護施設向けの受入促進セミナーの費用、あるいは外国人技能実習生の日本語等の研修費用などの予算を含んで、トータルで約3,300万円となっておりますので、この奨学金事業以外も事業があるということをご理解いただければと思います。

【堀江委員】 そうしますと、奨学金の直接補助ということでは、当初予定のとおり、ここに掲載されている部分という認識でいいんですか。

【尾崎長寿社会課長】 奨学金支給事業の補助金につきましても、予算額約2,200万円に対して、今回、1,600万円の執行ということになっております。

当初は、この奨学金につきましては、今後就労が予定されている留学生に対して法人が支援をする学費の部分だけではなくて、入学準備金や就職準備金など、トータルで約2,200万円ぐらい奨学金が支給されるのではないかとということで予算計上させていただいていたんですが、実際のところは、学費の支援の奨学金のみを、トータル80人の留学生に対して1,600万円の奨学金の支給に対する支援ということになったということでございます。

【堀江委員】 ありがとうございます。いずれにしても、必要なところに、コロナ禍の中ではありますけれども、利用されるところについては十分予算を確保してほしいという思いがありまして、この質疑をさせていただきました。

通告に基づいて質問したいと思います。

最初に、老人交通費助成についてです。

長崎県内21市町で、いわゆる高齢者、老人交通費の助成事業、様々な形で実施されていると思うんですけれども、実施の状況を簡潔にお示しください。

【山口長寿社会課企画監】 当課が行った調査で

は、令和3年6月現在で、例えば市内路線バスを無料で乗車できる敬老パスの交付や、運転免許証の自主返納者への交通費助成券の交付などの助成を行っている市町は18市町、助成を行っていない市町は3市となっております。

【堀江委員】 そうしますと、それぞれの自治体の財政規模、制度の状況等によりまして、21市町で全てが実施をされていない。長崎県内にお住みでありながら、離島や半島や都市部や、いろんなところに行って、高齢者の皆さんが社会参加をするために必要とされると私は思っているんですけれども、こうした制度が一様に実施をされていない。このことについては、私は同じ年代の人たちは同じ状況であるべきだと思うんですけれども、長寿社会課としては、そのことについての見解は、どのようにお考えですか。

【山口長寿社会課企画監】 助成を実施していない3市におきましては、現在、乗合タクシーを実施している、または地域の状況に応じた支援を検討中と伺っております。

県としては、交通費の助成による外出支援は重要と考えておりますが、今後、地域の中で地域住民やボランティア等、様々な主体による高齢者等の移動支援について体制整備に努めていき、移動手段の確保と交通費負担の軽減を図っていきたいと考えております。

【堀江委員】 今、移動支援、高齢者の皆さんが社会参加をするために移動する、そのための支援は重要であるという認識が示されましたが、例えば子どもの医療費助成事業のように、これを県が一部補助するなりというお考えは、今のところどうですか。

【山口長寿社会課企画監】 県内の高齢者に対し、県が一律に交通費の助成を行うことは、県の厳しい財政状況から困難と考えております。

県としましては、移動支援を行う地域を増やすため、専門家等を派遣し各市町に働きかけており、今後、さらに取組を強化し、地域における高齢者の移動を支援していきたいと考えております。

【堀江委員】「人生100年」の人生をどう過ごすか、片や長崎県は「健康長寿」ということを掲げておられて、そうであれば、社会参加を促進する、こういう移動支援というのは、私は大事だと思うんですね。県の財政が厳しいということをよく言われるんですが、それはそれとして、例えば国に対してもこうした制度というのは求めるという考えは、現時点でどうですか。

【山口長寿社会課企画監】国の方に交通費助成の制度創設を求めるというのは、現在のところ考えておりません。

長寿社会課としては、あくまでも様々な主体による移動支援を行う地域を増やして、高齢者の移動を支援していきたいと考えております。

【堀江委員】私がこの問題を今回質問に挙げたのは、それぞれの市町では、高齢者の皆さんの移動支援というのは様々な形で広がっていると認識をしています。そうであれば、もちろん長崎県の財政は財政としても、例えばこれは長崎県だけではなく、全国でこの問題というのはどういう形で支援するか。直接老人交通費として出すのか、それとも、移動支援という形で、それ以外の何らかの方法があるのかというのは検討されていくと思うので、ぜひ国に対しても、こうした部分での要望を、この点については、今後検討していただきたいと思っています。

次に、長崎県のコロナワクチン接種センターについて質問いたします。

6月定例会が始まるとすぐにいただいた要望をもとに質問いたしますので、状況がちょっと

変わる部分ではありますが、ぜひ取り上げてほしいという要望に基づいて質問しますので、過去に遡って申し訳ないんですが、質問したいと思っています。

まず、長崎県のコロナワクチン接種センター、吉井町と長崎市にあるんですけども、接種状況、それから予約状況がどうかということをお教えください。

【林田医療政策課企画監】県接種センターの接種状況につきまして、昨日までの接種者数の合計になりますけれども、長崎会場が1万3,928人、県北会場が5,873人で、合計1万9,801人となっております。

予約状況につきましては、本日から第1回の最終日であります7月9日までの5日間の予約率になりますけれども、長崎会場が、残り定員3,000人に対しまして98.1%の充足率、県北会場が、残り定員1,500人に対しまして99.9%の充足率となっております。

【堀江委員】そうしますと、予約の状況は98%、99%ということで、ほぼ予約ができています。この接種状況というのは、想定に対して想定どおりなのか、下回っているのか、その点はどうですか。

【林田医療政策課企画監】先ほど申し上げました接種者数につきましては、長崎会場が、全体で92.9%の充足率、県北会場は85.1%の充足率でございます。

100%とはいきませんが、設置した目的としては、おおむね役割を果たしているのではないかと考えております。

【堀江委員】私に寄せられた声の中で、会場までの足ですよね、吉井町にしても、県庁にしても、バスを出してとありますが、足の確保をしているんですけど、そのバスに乗っている数

が少ないのではないかという声が寄せられて、それで接種の状況はどうかというのがあったんですが、会場までの足の、いわゆるバスに乗ってないのではないかということに対する県民への説明は、どのように返したらいいでしょうか。

【林田医療政策課企画監】県北の会場につきましては、ほとんどの方が車で来場されたものと思われる。長崎の会場につきましては、車やタクシーに加えまして、駅やバス停から歩いてお見えになった方も結構いらっしゃると思います。

ただ、少数ではございますけれども、バスを必要としている方がおられたということは、バスの運行は意義があったのかなと思っております。

【堀江委員】そこで、サンパーク吉井の方では、6月9日から福祉施設の職員を1日40人ということで対象者の拡大をしてきております。その際に、福祉施設の職員の方が予約をすると、すぐに埋まると。だから、枠が少ないという怒りの声が幾つか寄せられたんですけれども、対象者の拡大をこの間やってきたと思うんですが、このことを改めて説明していただけますか。

【林田医療政策課企画監】接種センターの予約枠に余裕が生じた場合に、その枠を有効に活用するために、対象者の拡大をいたしたところでございます。

内容としましては、接種券をお持ちの65歳以上の高齢者への接種を阻害することがないように配慮をしながら、県の優先接種の方針というものを定めまして、対象となる方々には、接種券の有無にかかわらず、接種を案内することといたしたものでございます。

加えて、市町の優先接種の方針に基づいて接

種券を交付された方も、64歳以下であっても対象としたところでございます。

【堀江委員】今、64歳以下も対象にしたと言われましたけれども、今後の接種についてですけれども、県のワクチン接種センターは、長崎県の北部と長崎市ということで、いわゆる高齢者のための集団接種を促進するために設置をされた場所なんですけれども、既に長崎市内にも、64歳以下の人たちへの接種券というのは配布をされていて、問題は、64歳以下の人たちが、私たちは受けられないのかと、要するに、働いておられるから、近所のかかりつけ医というのもわかるけれども、勤務をしていると、立地条件的に長崎駅近くの県庁がやりやすいというか、行きやすいから、64歳以下の人たちは活用できないのかというご意見もあるんですけど、改めてそのことについての見解をお示してください。

【林田医療政策課企画監】接種センターの設置期間につきましては、65歳未満の方の接種も見据えながら、予備日として設置をしておりました7月3日から9日までの7日間と、7月31日から8月6日までの7日間の期間を延長して接種を実施することとしたところでございます。

あと、8月7日以降のセンターの設置につきましては、市町の接種計画や、国におけるワクチンの供給事情なども踏まえながら検討してまいりたいと思っています。

【堀江委員】ご説明ありがとうございました。

もう一つ、コロナ特例減免について質問したいと思います。

厚労省から、この6月2日に事務連絡がありまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等にかかる国民健康保険料税の減免等についてという事務連絡が来ています。

この事務連絡は、県民から見ますと、コロナ感染症の影響により収入が減少した国保の加入者に対し、条件に該当すれば減免が受けられるということなのか、6月2日の事務連絡の内容について、簡潔にお示しください。

【川内野国保・健康増進課長】委員お尋ねのこの文書は、昨年度も実施されました新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が減少した被保険者等への保険料税減免に対する国の財政支援につきまして、今年度も引き続き、令和3年度の保険料税の減免を行った場合に、国の財政支援の対象とされることとなりましたことから、減免措置の実施について検討することを、県内の市町に対して周知するように依頼があったものでございます。

【堀江委員】これは、そうしますと、昨年度に続いて実施ができるので、改めて周知をしてほしいということも、もう既に長崎県としては対応しているという理解でいいですか。

【川内野国保・健康増進課長】令和2年度に引き続き、令和3年度の取扱いについての文書でするので、改めて周知をしてくださいということでしたので、この文書の通知についてのご案内はさせていただいたところでございます。

【堀江委員】いわゆる「コロナ特例減免」と呼ばれていますこの特例減免は、後期高齢者医療制度、それから介護保険についても同じように、いわゆる特例減免を受けられると理解していいですか。

【川内野国保・健康増進課長】まず、後期高齢者についてお答えします。

後期高齢者に関しましても、同日付で通知文書がなされております。

【尾崎長寿社会課長】介護保険についても同様でございますので、6月2日付の事務連絡で周知が

あったところでございます。

その周知につきまして、市町に対して周知を行ったという状況でございます。

【堀江委員】いずれにしても、必要な人が受けられるように、周知の方法をお願いしたいと思います。

最後に、その他で、委員会が始まる前に委員長の許可をいただいております、ワクチンの供給について質問したいと思います。

質問時間がないので、簡潔に質問したいと思います。これまで、このワクチンの供給につきましては質疑がなされたところですが、総量においては確保できると。しかし、いわゆる配送のスピードが遅れていると。国に対してめどを示すように求めているということなんですけれども、そうしますと、高齢者につきましては、7月で終了予定という計画だったと思うんですが、これはそのまま計画どおりという認識でいいんですか。

【林田医療政策課企画監】そのような認識で結構だと思います。

【堀江委員】そうしますと、今度は64歳以下の、いわゆる一般といいますが、そのほかの全ての国民が、国としては11月という一つのめどを出しておりましたけれども、この点が、今の状況についてはどういう形であれ、これが今のところ、そのとおりできるかどうかというのは、今後の流れによるという意味ですかね。

【林田医療政策課企画監】今後のワクチンの供給状況によるのではないかと思います。

【堀江委員】時間ですので終わりますが、いずれにしても、ワクチン接種をすることがコロナの感染防止の大きな力になると言われておりますので、希望する方にワクチンが届くように、対処方よろしくをお願いしたいと思います。

終わります。

【中山委員】新型コロナウイルス感染防止対策について、ワクチン接種の進捗状況等に絡めて幾つか質問したいと思います。

まず、確認をしたいんですけども、コロナワクチン接種対応チームのリーダーは、医療政策課の林田企画監ということでもいいですか。

【林田医療政策課企画監】対応チームの責任者としては私ということになります。

【中山委員】企画監ということでしたので、どういうスタッフがこれを支えているのかなと、そういったところの心配がありましたもので聞いたわけでありまして、スタッフの体制について、企画監を支えるのはどういうスタッフになっているのか、確認のために教えてください。

【林田医療政策課企画監】チームの体制としまして、3つのグループを設けております。1つが体制確保グループ、2つ目が契約・予算・補助金グループ、3つ目が接種センターグループと、この3つのグループで、人員としましては、現在、福祉保健部以外の他部局からの応援も含めまして、本日時点で23名の体制となっております。

【中山委員】3グループで23名ということでありまして、他部局からも応援をいただいているということでありまして、その範囲で頑張っていたかと思っております。

そこで、希望する高齢者、65歳以上のワクチン接種は7月末日で完了するというようなことではありますが、6月20日の現時点での接種状況については、医療政策課長から先ほど話がありましたが、直近の県と21市町の接種進捗状況についてあれば、教えてくださいませんか。

【林田医療政策課企画監】直近で把握をしてお

ります状況としましては、6月27日の状況になりますが、1回目を接種された方が7万644人、高齢者の人口比で52.8%、2回目の接種を終えられた方が1万8,161人で13.6%という状況でございます。

把握の時点から1週間ほど経過しておりますので、現時点ではこれに加えて、一定の上積みがあるものと思っております。

【中山委員】私の質問の仕方が悪かったね。これは長崎市だろうと思うけれども、長崎県の。

【林田医療政策課企画監】失礼しました。先ほどは長崎市の状況を申し上げました。

長崎県全体といたしましては、6月27日時点で、1回目を終えられた方が28万2,799名で65.2%、2回目を終えられた方が11万4,885人で26.5%という状況でございます。

【中山委員】県の方は、1週間で約10%程度上がっているんだよね。順調にきているんじゃないかなと今確認できました。

そこでもう一回、失礼ですが、長崎市の6月27日時点の1回目、2回目の接種状況についてお答えいただきたいと思っております。

【林田医療政策課企画監】改めまして、長崎市の状況でございます。1回目が7万644人で52.8%、2回目が1万8,161人で13.6%という状況でございます。

【中山委員】これを比較すると、長崎市が、同じ6月27日時点で10ポイントぐらい下がっているんですね。ここが、実は、私どもは非常に心配しているわけでありまして、そこで、長崎市の新型コロナウイルスワクチン接種事業室長と企画監の間で進捗管理についてどのような協議をされておられるのか、また、7月未までの完了は大丈夫なのか、お尋ねしたいと思います。

【林田医療政策課企画監】長崎市との間では、市で策定された接種計画につきまして、具体的な取組などの説明を受けまして、その進捗状況を随時お聞きしながら、必要に応じて県からも提案や助言などを行っている状況でございます。

長崎市は、ご承知のとおり、7月末までに接種を完了するためには、1回目を7月10日までに終える必要がございますけれども、長崎市におかれましては、特に6月の下旬から集団接種会場の増設や接種時間の延長など、接種体制の強化に取り組まれておりますので、これまで以上に接種のペースを上げて、7月末までの接種完了を目指しておられるものと認識しております。

【中山委員】それでは、市の接種事業室長とは十分に連絡を取って、企画監としては、7月中に完了するだろうという見通しだと思いますが、私の事務所にもいろいろ問い合わせがきておりまして、かかりつけ医に相談という形でしているんですけれども、5～6名から、私の南の方が特殊なのか知りませんが、かかりつけ医に相談した人たちから、かかりつけ医は8月中旬からは接種可能だと、これは異口同音に話があるんですよね。それで、かかりつけ医がそれだけ暇がかかるならば、別に集団接種会場に行こうとか話もあるんですけれども、かかりつけ医の現状というか、この辺の話というのがどのようにされているのか、その辺が心配しているんですけれども。

【林田医療政策課企画監】おっしゃるとおり、全てが7月末までではないと、個別接種につきましては、それ以降の接種も継続をしているとお聞きしております。希望される方が7月末までにできる体制ということで、市の方は構築をしていると考えておりますけれども、8月以降もあるというのは事実かと思っております。

【中山委員】ぜひ、積極的に取り組んでいただくことを要望しておきます。

私が何を言いたいかというと、集団免疫ができないと、日常生活は安全を取り戻すことができないと、そういう考え方があるわけですね。

そこでお聞きしますが、希望高齢者のワクチン接種は7月末に、長崎市を含めて完了するとして、併せて、16歳から46歳の希望者にワクチン接種を9月から10月に向けて打ち終えたとした場合、果たして長崎県民に集団免疫の可能性はあるのか。集団免疫について、先ほど福祉保健部長は7割程度と、徳永委員の質問に答えておりますけれども、7割で集団免疫を得るならば、7割確保できますか、集団免疫が。可能ですか、どうですか。

【中田福祉保健部長】先ほど答弁させていただきましたとおり、まず、大前提としては、希望する方に接種を行うという前提であります。7割のめどにつきましては、今現在のところ、これから精査をしていかなければいけないかと考えています。

今、職域、大学等の接種の観点で、大学で若い学生の方にいろいろアンケートをとると、「自分が接種するか」というアンケートについては、やっぱり半分ぐらいの方が接種するかどうかわうというような話の結果もございます。

したがって、先ほど私も年代によって、70%をどうしていくのかということをお話を述べさせていただきましたが、今後、全体として70%を目指していくためには、特に若い世代への接種率を高めていく必要があるのではないかと考えておりまして、今後そういったことを見据えて、大学、学校関係者の方々ともいろいろ協議をさせていただいて、接種率の向上対策を進めていく必要があると考えております。

【中山委員】部長に反論するわけではないんですが、集団免疫70%というのは、70%接種すればいいという問題ではないんですよ。なぜならば、これは免疫率があるんですよ。免疫率は100%ではないわけですからね、免疫率は90%程度でしょう。そうすると、70%接種しても、免疫率を掛けると60%ちょっとですよ。先ほどの70%というのは、そのようにして免疫率を掛けたものを一つの形としてほしいと思うし、この前、長大のある先生が言っていましたよ。集団免疫をするならば、NHKのテレビではっきり言っていたけれども、80%ぐらいせんと集団免疫はできないと。そうすると、接種率を90%に上げて、それに免疫率の90%を掛けて80%ですと、こういう説明をやっていましたよ。

それを私も見て、参考にさせていただいて、現在、65歳の希望者が打ったとしても、80%から90%ぐらいですよ。そういうデータがあるんですよ。若者の16歳から29歳の希望者は4割程度という話もあるわけですね。それを含めた時に、果たして、今言ったように、接種率が70%を含めて免疫率を掛けて80%に、長崎県で今の体制で確保できるんですかともう一回聞いてみたいんですが、確保できますか。

【中田福祉保健部長】先ほどの接種率の定義につきましても、私も改めて、また大学の先生とも相談させていただいて、先ほども70%と申しましたけれども、しっかりとしたデータについて、また把握したいと思っています。

あと、体制として実施できるかという点につきましては、国の方からも、ワクチンの供給量としては、週当たりのものは減りますけれども、確実に全員分のワクチンは確保するということですので、物理的なワクチンの量としては確保できます。

ただ、先ほど申し上げたとおり、やはり年代ごとに接種率が変わってくる可能性がありますので、少しその点も、今後、県としても推計しながら、接種率がどうしても上がりにくいような年代の方には、周知の仕方なども考えていきたいと思っております。

【中山委員】ぜひ、希望しない人に、相当なエネルギーを持って動機づけしていかないとなかなか難しいということをおきたいと思います。

そこで、集団免疫獲得が非常に難しいのと、今、答弁を聞いても思うんですけども、そうすると、私が心配するのは2つあるんですよ。1つが、インドのデルタ株による第5波が襲来するおそれがないのか。そして、デルタ株の特徴と、現在、デルタ株にどの程度の人が感染しているのか、ここを心配しているんですよ。お答えいただけませんか。

【伊藤医療政策課長】一般的にウイルスというのは増殖や感染を繰り返す中で、少しずつ変異をしております、特に感染が拡大している地域、新型コロナウイルスに関しても複数の変異株が確認をされておまして、今、中山委員がおっしゃったデルタ株につきましては、感染が拡大しているインドで初めて感染が確認をされた変異株ということでございます。

現状では、このデルタ株は世界各国に感染が拡大しております、当初イギリスでは、英国型と呼ばれたアルファ型の感染がほとんどでございましたが、現在は、イギリスにおいてもデルタ株の感染割合が非常に増加しているということでございますので、デルタ株の感染性についての数値はございませんが、アルファ株は、従来株に比べて1.32倍の感染力があるということが言われておりますが、これ以上の感染性が

デルタ株についてはあるということはほぼ確実ということではなされておりまして。

厚生労働省によりますと、この変異株は、従来株に比べまして感染性が高く、感染者が入院するリスクも非常に高くなります。このデルタ株につきましては、ワクチンの効果を弱める可能性もあるという報告もございまして。

国内の新型コロナウイルス感染は、現在は、従来株からほぼアルファ株に置き換わっている状況でございますが、このデルタ株による全国の感染者数は、6月28日時点で15都府県で224名が確認をされております。

県内におきましては、6月11日以降、県の環境保健研究センターにおきまして、デルタ株のスクリーニング検査を実施しておりますが、現在までのところ、このデルタ株の感染事例は確認はされておられません。

【中山委員】デルタ株は、現時点で確認できていないということは、大変ありがたいなと思っておりますけれども、いずれ市中にもこれが入ってくる可能性は否定できないわけですね。

そうすると、第5波がこなかったらいいですけども、第5波を抑える取組も具体的にやるべきだと思うんですね、デルタ株をね。そうすると、事前に、やはりこれは知事あたりと、これに対する特別な戦いというか、対応について、私はもう協議していてもいいと思うし、それについてどのような考え方をしているのか、お尋ねしたいなと思っております。

【伊藤医療政策課長】県内では、第4波がまだ収束をしている状況ではございませんが、今後、デルタ株による感染急増に備えまして、現在も県内の検査体制、医療提供体制を強化しているところでございます。

特に、このデルタ株による感染者をいち早く

把握するために、現在、県内では新規感染者のうち濃厚接触者等を除いた、いわゆる初発事例については、全例をこのデルタ株かどうかのスクリーニング検査をしているところでございます。

また、もし発生した場合、これをいち早く封じ込める必要がございますので、積極的疫学調査につきまして、県内の取扱いを少し変えております。今までは感染させる可能性がある発症の2日前までに接触のあった方を検査対象ということで検査をしておりましたが、この感染拡大防止を徹底するために、必要に応じて、現在は2日前ではなく、発症3日から7日前まで、場合によっては14日前まで遡って検査対象とするような取扱いを、今、保健所の方をお願いしているところでございます。

いち早くデルタ株の感染者を発見した場合には、積極的疫学調査により素早く囲い込むことで感染拡大をできるだけ少なくしていきたいということで考えております。

【中山委員】医療政策課長の答弁を、一応了といたしますけれども、ただ、接種が進んでいけばいくほど、気の緩みが出てくるわけですよね。デルタ株というのは、場合によっては2倍ぐらい強いという話もあるので、ソーシャルディスタンスを含めて、やはり見直しを十分にやって、取り組み方の徹底をひとつお願いしておきたいと思っております。

それともう一つ、私が心配するのは、先ほど宅島委員、山下委員からも話がありましたけれども、接種が進んでいくと、接種を受けてない人たちの感染のリスク拡大が増えてくるのではないかと考えているんです。特に15歳以下の人ね。これについて、どうなんですか。拡大の心配をする必要がないのかどうか、子どもに、受

けてない人に対して感染拡大していく可能性が強くなってくるような感じがするんですよ、その圧力が。そういう心配は要りませんか。

【伊藤医療政策課長】もちろんワクチンを接種した方と比べて接種していない方については、感染のリスクが高いというのは、このワクチンにつきましては、感染そのものに対する効果も非常にございますので、それは差が出てくるものかと思っております。

ただ、実際、感染を防止する対策ということでは、これまでどおりの対策が非常に重要になってまいりますので、ワクチン接種が進んだ状況におきましても、これまでの新しい生活様式をはじめ、県からもお願いしております感染防止対策については、引き続きお願いをしてまいりたいと思っております。

【中山委員】先ほど、子どもの命を守るために保育士や教職員の方に積極的にやってほしいという話がありました。それはそれとして進めてほしいと思いますが、やはり子どもを含めた15歳以下の子どもに対して、感染リスクがさらに、圧力が強まってくると私は感じているし、これが重症化するケースも出てくるわけですので、教育委員会等を含めてよくよく連携を取りながら、子どものコロナ感染に対する未然防止に全力を挙げて取り組んでいただきますように要望して、質問を終わります。

【浦川委員長】換気のため、2時50分まで休憩します。

午後 2時40分 休憩

午後 2時50分 再開

【浦川委員長】委員会を再開します。

ほかに質問はありませんか。

【麻生委員】議案外の前に、政策等決定過程の

関係について、一部お尋ねをしたいと思います。

内容は、長寿社会課の関係で、介護事業所関係の介護ロボット等の導入に対する補助関係でありますけれども、今回、多くの補助が決定されておりますので、これについて2~3、お尋ねしたいと思います。

まず、これについての補助率は何%程度ですか。

【尾崎長寿社会課長】こちらの感染症対策に資する介護ロボット等導入促進事業補助金につきましては、補助率は4分の3となっております。

【麻生委員】改めて、多くの事業所が取り組まれていますよね。それで、感染症だけではなくて、介護事業に対して、要は、結構離職者も多かったりとか、腰痛があったりとか、いろんな形でされていると思いますけれども、特に金額的に高いところは800万円や900万円までありますし、少ないところは何十万円かしかありませんけれども、特に今回、新しい制度を導入して、介護現場でどういう動きがあったのか、効果があるのか、それについての対応として、県として把握されているのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

【尾崎長寿社会課長】今回、介護ロボットの有利な補助金を導入いたしまして、事業所の方からいろいろな事業計画を承っておりますけれども、特に人気が高いものは、夜勤等の負担軽減というところで、センサー付のマットです。こういった見守り支援の機器につきましては、非常に事業所の需要が高いと認識しております。

こういった見守り支援の機器につきましては、介護施設の職員や利用者間の接触の機会も減らすということで、感染症対策にも非常に効果があると思っております、こういったようなところについては、今後も事業者のニーズも高く、

支援をしていくような分野ではないかと考えている次第でございます。

【麻生委員】特に生活介護ですから、排便だとか、入浴だとか、大変生活に密着した状況、それでグループホームなんか見守りで24時間介護ということですので、あれば、センサー等新しい事業はありますけれども、こういったことについて情報の共有化といいますか、できれば、導入したところのこういう成功事例を、県としてもしっかりとまとめていただいて、今、介護現場の離職率がそこそまだ高いと、それと、やっぱり入浴だとか排便とかというような状況がありますので、それについてはなかなか若い人たちが続かない。また、老々介護という状況も出てくるかもしれませんけれども、これについて、今後の県の対応といいますか、戦略だとか、そういう介護現場の状況を一元化するなりして取組をするようなお考えはないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【尾崎長寿社会課長】委員ご指摘のとおり、やはり導入して、いろんな意味で介護職員の負担を軽減し、離職率の低下につなげているような事業所、そういった優良な事例につきましては、事例として、他の介護事業所にもお伝えしていく必要があると認識しております。

県の方におきましては、毎年度実施しておりますけれども、介護ロボットの導入促進セミナーというのを、最近はWeb形式で開催しております。そうした、実際に導入した事業所の方が、どういった経緯でロボットを導入するに至ったのか、あるいはそれを活用してみて、どういった形で職員の負担を軽減したのかと、そういった効果も含めまして、県内の介護事業所に発信しているところでございまして、今後もそういった取組を強化しまして、県内事業所の

介護ロボットの導入が進むように取り組んでまいりたいと思っております。

【麻生委員】名称がロボットでいいのかどうかあれですけれども、完全に逆に置き換えて、誰か代行してくれるような話ですけれども、要は、いろんな形で介護現場があると思いますので、それに応じた展開も含めて、一部介護報酬関係については、大変制度がころころ変わりますし、申請も大変な状況だということも伺っていますので、一貫したシステムのなことを今後取り組んでもらう。

それと、4分の3補助があるわけですから、新しいニーズを掘り起こして、こっちから、県がもっと指導しながら、現場の改善を図ってもらうということに取り組んでいただきたいと思っておりますので、この点よろしく願います。

それでは、通告に従いながら、確認をしたいと思います。

一つは、障害者への接種に関して個別接種の支援についてでありますけれども、今回のコロナワクチン関係について、一部障害者の団体の皆さんから要望がございまして、要は、多動性といった子どもさんたち、どちらかといったら病院に行ってできない、また、集団接種の会場になかなか行けない、そういう子どもたちがいる中で、要は、まだ先かもしれませんけれども、こういう障害者の子どもたちについての個別の会場を設けてもらえないかという要望がっておりますけれども、これについての今後の取組についてのお考えはどうなっているのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

【吉田障害福祉課長】ただいまの質問の多動の子どもさん、あと、精神疾患、知的の方、いろいろ集団接種が難しい方であったり、個別接種が難しい方、そういう話を聞いております。

国の方からも通知がきておりまして、障害者の方への接種については、それぞれの事情でございますので、それぞれに応じた配慮をしていただくような通知がきております。

ただ、個々に障害の程度等も違いますので、対応が難しいということは市町の方から聞いておりますけれども、各市町の方に、21市町にお聞きしたところ、障害者の方とのご相談に応じたところの話であるんですが、例えばかかりつけ医のリストを障害者の方に配ったり、あと、施設の方へ来ていただける訪問医、そういうリストを配ったりということで、様々に市町の方で工夫されているという状況を確認しておりますので、我々としては、そういう情報を収集した段階で、21市町に改めてまた情報提供ということで、参考にさせていただくようにしております。

【麻生委員】わかりました。各現場のニーズと体制がどうとれるかということについては、ミスマッチがないようお願いしたいなと思っております。

現場の方はそういうことが優先的にできるということを思わなくて、かかりつけ医に行かないといけないのかという思いがありますけれども、そういう不安がありますので、まだ接種状況について、先ほど優先接種があるということでは言われておりまして、その次のステップかなと思っておりますけれども、しっかりと体制をとっていただいて、かかりつけ医の皆さんとも相談しながら、かかりつけ医のドクターが、要するに訪問接種できるような形の体制をとってもらいたいと思っておりますので、これはしっかりとアナウンスしながら、現場のマッチングをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

2点目のコロナ禍で医療機関への影響の実態と看護師不足の実態について、お尋ねしたいと思います。

今日、午前中、健康保険の状況で、減額補正された状況と同じように、この前も医師会から私たちにも要望が、森崎会長の関係でありましたけれども、要は、医療機関も経済的に逼迫しているところが出てきているということ、おそれがあるという話がありました。

その中で、今回のコロナの関係で、特に小児科とかが厳しいんじゃないかという声も聞いているんですけれども、まず医療機関についてどのように把握をされておられるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

【伊藤医療政策課長】国保連合会のレセプトデータで、令和元年度と令和2年度の診療報酬で見ますと、令和2年度では、元年度に比べて、全体で約3%、額にいたしまして約85億円程度の減収となっております。

病院の場合は約2%、診療所の場合は約5%の減収ということになっております。初期診療を担っている診療所への影響が大きくなっております。

委員おっしゃったとおり、診療科別に見てみますと、小児科が約24%の減、額にして約1億7,000万円の減、そのほかの診療科では、耳鼻咽喉科が約19%の減、約3億円の減、皮膚科が約7%の減、約1億2,000万円の減ということで把握をしております。

【麻生委員】わかりました。コロナ禍の中で、通常はちょっと病気がちだとか、熱が出たということについては、結構病院に行っていたことが、こういうコロナ禍の中でなかなか行けなくて済ませるということが、できていればいいんでしょうけれども、重症化した形になると、一

番大変だと思えますし、片一方では、地元の医療も崩壊する話になると、今、皆保険できちんとした医療体制がとれている中で心配だと思っています。病院を助けてくださいという話はないんでしょうけれども、実態を調べて、また手当でできるところはしっかり手当をしながらやっていただければと思っておりますので、この点については、お互いの努力も必要だと思いますから、そこはまたしっかりと医師会の皆さんにも、ご努力されていると思えますけれども、極力健康で安心して過ごせるような取組をお願いしたいと思います。

あと一点、看護師の不足についてお尋ねしたいと思えます。

これも同じような形で、医師会の要望の中に入れておりましたけれども、看護師が不足していると。1対7の状況で看護師を多く手当すると医療報酬も高いという状況で、それぞれ取り組まれているところもあるかと思いますけれども、現場としてどういう実態があるのか、その点についておわかりであれば、教えていただきたいと思えます。

【加藤医療人材対策室長】コロナ禍の中での看護師不足の状況でございますけれども、そもそも従来から看護師が不足すると言われていた中で、コロナ禍の長期化により、医療機関においては負担が大きくなっていることは承知しているところでございます。

コロナの感染症患者の対応におきましては、より手厚い看護を実施する必要があるため、受入れ病院では、ほかの病棟を閉鎖して、コロナ専用病棟に人員を集中させるといった、病院内での配置転換により対応しているという実情でございます。

看護師の不足が生じる理由でございますけれ

ども、看護協会の中のナースセンターが毎年実施しているアンケート調査によりましたら、正規の常勤職員と産休・育休の代替職員の確保ができないという医療機関が多数ございます。正規の職員が不足することにより夜勤の体制が厳しくなり、偏ってしまうということで、勤務環境の改善を図るため、夜勤可能な職員の確保を予定していたけれども、確保できなかったという意見が複数ございました。

そういったことから、現在の配置基準は何とか維持はできているけれども、その施設が必要とする看護サービスや、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには不足の状況ということが、アンケート調査からわかっております。

【麻生委員】毎年、看護師になる、専門学校から卒業する子どもたちも多くおられると思えます。長崎の専門学校を見ると、大体7割近くは看護師関係の専門学校が多くあるなど思っているところですが、一つには、卒業した子どもたちが長崎県外に出る可能性もあるのかなと。全員がこうやって長崎に入ってもらえればいいんでしょうけれども、労働条件の違いがあるのかなと思えますし、県外の方がお給料もいいといった条件があろうかと思えますけれども、県内で専門学校を出られたり、准看・正看を取られた方の中で、どの程度の方が県外に流出されているのかということについての把握はしておられるのでしょうか。

【加藤医療人材対策室長】今年の春の卒業生の県内の就業率で申し上げますと62.4%、これは進学された方も含みますので、進学が大体13%いるんですけれども、そういったことで、県外には21.7%、2割ほど出られている状況がございます。

例年、看護師等養成所の県内就業率は6割前

後でずっと推移しており、昨年度59.7%であったのが62.4%に上がったという状況です。その内訳を見ますと、通常、医師会や市が運営している看護師等養成所は、約8割が県内に就職されております。大学が4割程度が県内、高校が5割程度が県内だったんですけども、今年の春の高校卒業生は、県内が66.7%まで跳ね上がりました。やはり県外はコロナが怖い、そして県内の医療機関のリクルートの成果もあると思いますが、そういった形で県内就業率が上がってきているという状況がございます。

あと、課題は、やはり大学生が39%から41.2%、微増でした。こういった状況につきまして、一回県外に出たいという大学生もいらっしゃると思いますので、そういった方につきましては、Uターン対策として、県内医療機関の情報を小まめに提供することで、数年後に帰ってきていただくという施策を強化したいと考えております。

【麻生委員】分かりました。実態は、子どもたちの希望もありますから、もちろん職業の選択の自由もありますから、絶対とどめておくことはできませんけれども、ただ、一部報告によりますと、6,600人ぐらい必要なだけけれども、1割程度足りないという状況が、この前、報告に書いてありました。

そういう意味では、看護師の不足というのが、どういう捉え方が分かりませんが、一部聞くところによると、看護師をいっぱい抱えることによって、本当に経営が成り立つかどうかということもあるでしょうし、さっき言われたように、同じ人たちを配置転換しながらやりくりするという状況もあろうかと思っておりますけれども、まずは、看護師のニーズが増えてきているのかなど。もちろん、今、幼稚園、保育園について

も、一部配置を要求されていますし、介護施設もそうでしょうし、そういった意味でのニーズが高いなと思いますので、しっかりと人材育成してもらいながら、健康で安心な長崎県をつくってもらいたいなと思っておりますので、その点は要望しておきたいと思っております。

よろしく願いいたします。以上です。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【山田(朋)委員】通告をしています、成年後見制度について伺いたいと思っております。

本県は、全国に比べて高齢化が進んでおり、それに伴い認知症の高齢者も増加していくと見込まれますが、判断能力が不十分な方々を保護し支援する成年後見制度については、県内のどの地域においても必要な人が制度を利用できるよう、制度の利用促進体制整備を進める必要があると考えます。

先日の報道では、全国で相談窓口かつ制度活用に向けた整備を行う中核機関を設置している市町村数は、全体の半数ほどにとどまっておりますが、国が「成年後見制度利用促進基本計画」において掲げる、来年3月までに全市区町村設置とするという目標から大幅に遅れていることが分かりました。

そこで、本県における中核機関の設置状況はどうなっているのか、伺います。

【山口長寿社会課企画監】国は成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市町に対し制度利用にかかる相談対応及び調整を担う中核機関の設置を促しており、県内で既に設置した市町は3市、今年度中設置予定が5市町となっております。

中核機関は、広報、相談、成年後見制度の利用促進、後見人支援の4つの機能が求められており、県内市町に伺ったところ、専門性を有す

る人材や後見人の確保が困難であることが設置に至らない原因と考えられます。

このため、県としては、引き続き市町に対し、まずは相談と広報の機能の充実を優先し、徐々に機能を拡大していくことを助言しながら、人材育成のための研修や専門職のアドバイザー派遣により、中核機関設置に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

【山田(朋)委員】 中核機関には4つの機能があると思いますが、今、既に3市が設置をされていて、今年5市町が予定しているという答弁だったかと思うんですが、この4つの機能を全て有している施設という理解でいいですか。あと、市町名もお願いします。

【山口長寿社会課企画監】 既に設置した3市及び今年度設置予定の5市町が全て4つの機能を有しているというわけではなく、まず初めに広報、相談から始めるという機関がほとんどになっております。

設置の市町名を申し上げます。既に設置している市町につきましては、佐世保市、島原市、南島原市となっております。今年度設置の予定につきましては、平戸市、対馬市、雲仙市、長与町、佐々町の5つの市町となっております。

【山田(朋)委員】 今、市町について教えていただきましたが、進まない理由として、専門性を持った方がなかなかいっしょらないなど課題があるようではありますが、全国的に調べてみると、社協に委託をしていたり、市で直営でやっていたり、NPOという形があるかと思いますが、県内はどんな感じで大体進んでいるのか、どのようなところが機能を果たしているのか、教えていただけますか。

【山口長寿社会課企画監】 既に設置している島原市などにつきましては、社協の方に委託して

いるという状況になっております。

市町が社協に委託してやっているというところが大半になっております。

【山田(朋)委員】 権利擁護センターとかそういったところがやっているところとか、市で直営でやっているところも全国にはあるんですけど、島原市がされている社協というのが、県内ではトレンドというか、県内ではそういう傾向だという理解でいいですか。

【山口長寿社会課企画監】 現状では、そのとおりになっております。

【山田(朋)委員】 ぜひ21市町で設置をしていただくことを目的に広めていただきたいと思いますが、立ち上げのための費用は、国から予算がされているようではありますが、それでも十分ではないというような情報があるようです。その後、運営していく中での費用のこととか、後見人さんを選んでモニタリングとか、その後のフォローアップとか、そういった問題もあるかと思えます。認知症だったり精神心疾患を持たれている方とのいろいろなやり取りの中で、難しい部分もあるかと思えますが、そういった方々の財産とか権利をしっかりと守る形でお願いをしたいと思えます。さらに進めていただきたいと思っております。

次に、アピアランスケアについて伺います。

アピアランスケアとは、がんの治療などで外見の変化があらわれた方々へ、医学的あるいは心理的支援を用いて外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアのことを指し、その一環として、他県においてはウィッグや補装具の購入経費を一部助成している自治体があります。

これは一般質問で先日も質問させていただきましたが、答弁の方では、「国の検討状況を見

ながら、支援のあり方について検討してまいりたい」とのことでしたが、具体的にどう考えているのか、伺いたいと思います。

【伊藤医療政策課長】県といたしましては、県の「第三期がん対策推進計画」におきまして、がんの予防、がん医療の充実、がんとの共生、この3つを柱として、各施策を進めております。

このアピアランスケアにつきましては、がんとの共生、がんの患者ががんとともに生きていくためには、非常に重要なことということで認識をしております。

厚生労働省におきましては、がんとの共生のあり方に関する検討会を設けておりまして、この中で課題となっているのが、アピアランスケアの認知度が低いということ、それから、適切な情報がなかなか得られていないということ、この2つが大きな課題ということで掲げられております。また、医療者による適切な介入が非常に重要で効果的であるというような調査研究結果が示されているところでございます。

県といたしましては、この国の検討会の結果も参考にさせていただいて、現状としては、県内のがんの診療連携拠点病院等と連携をいたしまして、医療従事者に対し、国がアピアランスケアに関する研修を実施しているんですけれども、この研修にぜひ参加をしていただきたいということで、県あるいは病院の方から働きかけをしているところがあるところ1点。

もう一つは、がん患者や関係者を対象にアピアランスケアに関する相談会や体験会などの取組を、現状推進しているところであり、なかなかこのアピアランスケアの認知度の向上、適切な情報の提供ということが十分ではないと考えておりますので、ここの部分に力を入れてまいりたいと思っております。

現状では、ウィッグ等の購入の助成制度を創設するというところまでは、まだ考えていない状況でございます。

【山田(朋)委員】認知度がないということでありましたが、私のことで大変恐縮ですが、15年ぐらい前にがん治療で入院していた時に、普通にウィッグの件とか、チラシをいただいたり、サロンがあるよという案内をいただいたりしました。それはがんの専門病院、九州がんセンターだったからなのかもしれませんが、あれから15年を考えた時に、私は既に世の中、今、乳房の再建の保険適用とかもされるんですかね、大分世の中が変わっていったと思うんですけれども、そういったことに対する理解は、私は十分広がっていると思うんですよね。

なので、今の課長の答弁は、まずは認知度を上げることと言われましたけれども、既に認知度はあって、私の周りだけで、今、3人友達がウィッグをつけています。それくらいがんは日常にあふれていると言ったらあれですけど、全がん時代になっているので、茨城県とかは多分5年ぐらい前からやっていて、福岡県もやっとやり出して、長崎県も当然、買える人はいいいんですよね。経済的に自分で買える人はいいいんですけれども、やはり経済的に買えない方とか、あと、本当に気持ちが滅入ってしまって外に出ない人とかもいるので、そういった方々がもう一回、以前の生活に戻るための後押しになると思うんですよね。少しは、前向きにはないですけれども考えていただきたいと思うんですが、もう一度、課長の答弁を求めます。

【伊藤医療政策課長】確かに外見上の問題を解決するためには、ウィッグ等の購入ということも必要かと思いますが、県が力を入れていく施策を考えた時に、先ほどお話をさせていただ

いた状況で考えております。

ウィッグが必要な方、補装具が必要な方、化粧が必要な方、いろんな方がいらっしゃいますので、その全ての方に対策を、県が支援をしていくというところではなくて、まず、正確な情報、今、ネット等でもいろんな情報が入手できるような状況にはなっておりますが、きちんと病院、医療者側から正しい情報を伝えていくというようなことも重要と思っておりますので、県としては、がん診療連携拠点病院と連携して、そういうところにももう少し力を入れていかないといけないと思っております。

【山田(朋)委員】医療者の方々の研修とか、ネットワークの中でいろいろ取り組んでいただくことは非常に重要と思っております。ぜひ多くのがん患者の皆さんが、また仕事に復帰したり、これは併せてお願いをしておきたいんですけど、就労支援、がん患者の治療との両立での就労支援といったものにも当然力を入れていただきたいと思っております。もう一度、治療しながら社会に出ていこうという方々の後押しができる、私は優しい長崎県であってほしいと思うので、引き続き要望していきたいと思っておりますが、ぜひ、前向きに検討いただきたいと思っております。

次に、更生保護の取り組みについて伺いたいと思っております。

先日の一般質問でも、更生保護の関係で質問させていただきました。今回、福祉保健部の方で「長崎県再犯防止推進計画」をつくっていただきました。非常にすばらしい計画でありました。その中で、関係機関・団体との連絡体制の構築とあります。私は一般質問で、まず、協力雇用主を増やす取組として、産業労働部の方に、商工会議所等を通してしっかりパンフレットを落

としていただくといったことをお願いしております。

あと、土木部には、更生保護の基本が、住まいと就労は一体型であります。住むところと働くところがないと、社会復帰ができません。それで土木部にも、公営住宅を、そういった方々の目的に関して貸し出していただくように、今お願いをしているところであります。

こういった形で、ぜひ主管課として、今後、他部署との連携、庁内横断的にどのように取組を進めていくのか、また、長崎保護観察所や保護司会、また協力雇用主とか、そういった関係とどうやってネットワークを構築していくのか、そのあたりを伺いたいと思います。

【猿渡福祉保健課企画監】更生保護についてのお尋ねでございます。

委員ご指摘のとおり、再犯防止推進計画の主管課としましては、福祉保健課になりますが、各課の事業を通して計画を推進していくこととしておりますので、今回ご質問いただきました産業労働部、土木部との連携はとても重要だと考えております。

計画の重点課題の一つに、関係機関・団体等の連携体制の構築ということを位置づけておまして、今年度、新たに再犯防止推進ネットワーク会議を設置することとしております。この会議には、庁内関係課はもとより、刑事司法機関、支援機関、関係団体等からご参加をいただいて、この会議を通しまして、施策の進捗状況など、課題の共有を図って、関係機関相互の連携を図りつつ、計画の推進に取り組んでいきたいと考えております。

【山田(朋)委員】ぜひ、関係団体の方とさらに深く連携していただいて、就労支援、そして住まいの確保等、とにかく再犯をさせないための

社会づくりをしっかりとやっていただきたいことをお願い申し上げ、質問を終わります。

【浦川委員長】ほかに何かありませんか。

【ごう委員】それでは、通告しておりましたので、質問させていただきます。

まず1点目です。医療的ケア児支援法案の成立後の介護福祉士等の活用について、お伺いをいたします。

6月に医療的ケア児支援法案が成立をいたしました。目的は、医療的ケア児の健やかな成長を図り、家族の離職防止などを行うということ。そして、居住地にかかわらず、等しく適切な支援を受けられる施策が、今後は求められていくようになっていきます。

これまで国、地方公共団体の支援は努力義務であったものが責務へと変わりました。法律は9月に施行されますが、まだ国の予算も決まっていない中での質問になりますが、あまりいろんなことがわかっていないのは重々承知の上での質問でございますけれども、あらかじめの準備が必要ではないかということから質問させていただきます。

今回、「学校設置者の責務として、看護師のほかに、学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備、その他の必要な措置を講ずるものとする」ということがしっかりと明記されました。

そこでお尋ねですが、今回、「介護福祉士」という文言が入ったことによる本県の対応について、人材育成などをどのようにお考えなのかお聞かせください。

【吉田障害福祉課長】今回、医療的ケア児、またそのご家族の支援に関する法律が成立したこ

とを受けまして、当然、基本理念にも書いていますとおり、医療的ケア児、またそのご家族を社会全体で支えていく、守っていくというところで、委員が先ほどおっしゃったように、国、地方自治体の責務、あと学校、保育所の責務というのが、改めて明記されたところであります。

我々としましては、そういう成長段階に応じた対応というのが必要だと考えておりまして、その中で学校、保育所については、体制拡充というところを明記されたところでございます。我々としては、そういう医療行為、痰の吸引であったり経管栄養であったり、そちらの方の研修、認定行為というのを所管させていただいております。学校、保育所の方でも体制拡充というのを、それぞれご検討されるのではないかと思いますので、我々はその段階から、いろいろ意見交換させていただきまして、どういう形で研修につなげるのかというのは、その都度情報交換させていただければと思います。

【ごう委員】ありがとうございます。その都度意見交換をしっかりとしていくことが必要だと思っております。

1点、私が懸念しておりますのが、やはり人材が不足することによって、学校の教員、そして保育所の保育士さんに医療的行為ができるような研修を行うということも、一つ考えられると思うんですが、ただでさえ、負担が大きい中でそういうことまでやらなければいけないということが、非常に大きな負担になってくるのではないかと感じておりますので、できるならば、やはりほかの方法ですね、今回、「介護福祉士等」ということも明記されましたので、今までは入れてなかったかもしれないんですが、やはり介護福祉士さん等に専門的に研修を行っていただけて配置していただくような体制をと

られる方がより安全・安心、そして、保育士さんや教員の皆様方のお仕事が進むためにもいいのではないかと考えておりますが、介護福祉士等を入れるというお考えが今のところございますか。

【吉田障害福祉課長】先ほど申し上げました、学校、保育所現場の方で体制拡充という部分で、確かに保育士さんの業務負担が、今、重荷になっている、学校にしても当然そうなんです、そこに対してどういう人材を入れていくかという議論が今からなされるのではないかと考えておりますので、我々としてもその段階で、研修としてどのような連携が取れるのかというのを相談させていただければと考えております。

【ごう委員】ありがとうございます。よろしくお願いたします。

そして、昨日、特別支援課の方にもお尋ねをいたしました。現在、特別支援学校では、看護師配置は十分に行えているということの答弁がありましたけれども、今後やはりこの法律ができたということは、もっともっと拡充をしていく必要が出てくるようになっていくと、そのためにこの法律ができていると思うんですね。そのためには、やはり多くの子どもたちが障害の程度にかかわらず、特別支援学校だけではなく、普通学校に通えるようになっていったりということに支援をしていく必要があると思うんですが、まさに教育と福祉の連携が今以上に必要になるのではないかと考えております。

そこで、昨日も申し上げたんですけれども、実態をしっかりと調査して把握して、ニーズがどれだけあるのかということを確認していくことが人材の育成等にもつながっていくことだと思っております。

そこでお尋ねしたいんですけれども、前回で

したかね、山田(朋)委員の一般質問において、長崎県は医療的ケア児の実態調査を行うという答弁がございました。その実態調査の現在の進捗状況等についてお聞かせください。

【吉田障害福祉課長】医療的ケア児の実態調査でございますが、既に関係する医療機関等とも、調査項目等について協議をさせていただきまして、今の進捗状況からいいますと、6月に調査票を関係機関に配布しております。例えば小児科であったり、特別支援学校であったり、その他、重複して障害者福祉サービス等も全部、できるだけ漏れがないような形で配布をしているところでございまして、重複した分は、我々の方でそこはまた精査していくような形でとっております。調査票の回収を10月をめどに考えております。

11月から12月にかけて調査結果のまとめ、またその分析、1月に自立支援協議会、医療的ケアの部会がございまして、その中で調査結果の報告や、今後の活用について、また協議をさせていただきたいと思っております。それを受けて、2月に各市町の担当者会議等を開催していくような流れで、今のところ考えております。

【ごう委員】ありがとうございます。6月にもう調査票が配布されたということで、これからいろいろと実態の方が把握されていくと思っております。

1月に協議会を開いて、2月に市町の方にいろいろと投げかけていくということですが、今回、医療的ケア児の支援法律が6月に成立して、9月には施行されるんですけれども、予算等々が、国の分がまだ分かってないので、どの程度の支援ができるかというのは、全く未知数だと思っております。

しかしながら、この実態調査をしてニーズを

把握して、令和4年4月、新学期がスタートする時には、何らかサポートをしていく必要があるのではないかと私自身は思っておりますので、このあたりはしっかりと、そこに向けての対策を、今の段階から少しずつお考えをいただいて、市町、教育委員会との連携を取りながら、人材の育成の方をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、もう一点、確認させていただきます。ワクチン接種券郵送時の視覚障害者への配慮について、確認をさせてください。

先日、新聞報道におきまして、長崎市が新型コロナウイルスワクチン接種券を郵送した際に、封筒や接種券に点字をつけるなどの対応を怠っていたことが明らかになりました。国は、3月に接種情報の提供について、障害者に配慮するように通知を出していたにもかかわらず、対応がなされていなかったということでございます。

そこで、長崎市以外の市町において、同様なことがなかったのか、そして、県として確認を行っているのかというのをまずお聞かせいただき、そしてまた、今回の報道を受けて、どのような指導を行っているのかをお尋ねしたいと思います。

【吉田障害福祉課長】先ほどのワクチン接種の案内について、点字等がなかったというところの話でございます。

民間の方からクレームと申しますか、そういう話があったのは、長崎市ともう1市、忘れましたが、あったかと思ひます。

我々の対応といたしましては、まず、これまでも全国で同様な問題が起こっておりまして、その都度、我々も合理的配慮に向けたところの対応、特に視覚障害者の方に対してというのは、封筒には点字があるけど、内容にはなかった

等々という状況がございましたので、そういう周知はさせていただいております。

各市町の方でも、点字対応のところは5市町でございます。点字対応してなくても、事前に民生委員の方であったり、地域の方に、そういう配慮が必要な方がいらっしゃるかどうかという聞き取り等をされたところで、必要な方については、民生委員なり障害福祉サービスの方から障害者の方にお知らせいただく等の対応をされておりまして、何らかの対応をほとんどの市町でされているという状況でございます。

【ごう委員】1点、確認させていただきます。今、長崎市の分についてはクレームというか、県の方に上がってきたということですが、それ以外の市町に対しては、県から確認は行っていないということですか。

【吉田障害福祉課長】クレームと申しますか、そういう形については確認はとっておりますけれども、直接クレームがあったかどうかという回答をいただいたのは、長崎市です。

あと、21市町にアンケートしたわけですけど、その21市町アンケート以外に、もう1件、同様な問題があったということは我々もお聞きしておりまして、すみません、今、もう一つの市町の名前を忘れたものですから、21市町の状況については、確認しております。

【ごう委員】クレームがあったところがもう一か所あったということは把握をしていると。そこに対してどのような指導というか、何か意見をしたのか、教えてください。

【吉田障害福祉課長】改めてその市に対してだけではなく、21市町に対しまして、視覚障害者の方、聴覚障害者の方への対応として、合理的配慮の事例等をまたお示したところでございます。

【ごう委員】分かりました。先ほどの答弁の中で、5市町が点字等の対応をされていて、それ以外は、民生委員の皆さんとかが何らかの形で配慮して対応しているということで伺いましたが、それで間違いないですか。

【吉田障害福祉課長】点字等の対応というのは、5市町されております。あと、先ほどの民生委員の協力でお知らせをしたり、また予約の手伝いをしたりというところ、あと、これは視覚障害者の方で、広報誌での案内をCD化して配布したりというところもございます。

あと、一つ、二つぐらいだったと思うんですけど、特にそういう障害者の方がいらっしやらない、そういう配慮が必要な方がいらっしやらないということで対応してないというところも、2～3市町はございました。

【ごう委員】分かりました。本当に一人もいらっしやらないのか、私も疑問に思うところではあるんですけども、今回の件もありましたので、そのあたりもしっかりと確認をしていただく必要があるのではないかと考えております。

それで、今回、ワクチンの接種券を配布するといったことは、日常の業務の中にはないことで、本当に突発的なことだったとは思いますが、通常は、やはり障害者の方々に対する合理的配慮はしっかりと行われているべきだと思います。これは、どこに住んでいても合理的配慮がされるべきだと思うんですね。

1点、最後に確認なんですけど、こういう突発的なことではなく、日常の中で、県庁の中にあるんな部局がありますけれども、障害者に対する合理的配慮が行われているか、行われてないかというものを確認するような作業とか、そういう方法とか対策とかというのはとられているのかというのを確認させてください。

【吉田障害福祉課長】県庁内部での合理的配慮が行われているかどうか、当然、職員に対しましては、毎年、新任の職員研修の時に、そういう差別条例に基づいたところでの合理的配慮等についての研修をさせていただいているところでございますが、そういう実際、合理的配慮が行われているかどうかというところの確認というのは、今のところはしておりません。

【ごう委員】これは、私、各部局にそういう確認までを今後は徹底していく必要があるのではないかと考えております。

なぜかということ、今回、ワクチン接種など非常に重要な案件でこういうこともございましたし、過去には、例えば新幹線の工事に伴って、駅の利用について、車いすの方が全く利用できないような状況になっていたことを後から知らされるようなこともありました。それもやはり土木部とかに確認をしますと、その計画の段階で、そのことが話題に上らなかったからということだったんですけども、それを確認する作業というものが一つ入れば、そういうことにはならないと思うんですね。

なので、今後はやはり県の方で率先して、そういうことを徹底していただいて、それを各市町の方にも周知していただくことを要望したいと思いますので、よろしく願いいたします。

【浦川委員長】ほかに何かありませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまです。ワクチン接種に伴う死亡や重い副作用の事例と県民からの相談状況について、お伺いいたします。

64歳以下にワクチン接種券が配布されることになり、多くの方々がワクチンを接種するかどうか判断をしておられます。メディアや寄せられる意見には、リスクとベネフィットをしっかりと示してもらわなければ判断が難しいとい

う声もいただいております。また、接種率はこれからしっかりと上げていくには、情報を出していくということも重要な観点だと思います。

国を中心に情報提供がなされていると思いますが、現在、県民に対して、我が県としては、どのような情報提供をしているのか、現状をお伺いいたします。

【林田医療政策課企画監】県としましては、現在、県民の皆様へ接種の判断をしていただくための情報としまして、先行して実施した医療従事者の優先接種の状況でありますとか、市町別の高齢者接種の進捗状況のほか、医療従事者の接種に関する副反応疑いの報告の状況も公表しているところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。国のホームページ、厚労省から副作用であるとか、死亡事例、こういった具体例が挙げられていると思われま。

そこで、県のホームページから、実際、国のホームページ、厚労省のホームページに飛ぶことはできるんですけども、私もやってみたんですが、正直、ご助言をいただかないとそこに行けなかったということで、なかなか国のホームページにアクセスしにくい状況に今なっているかと思ひます。

そこで、県のホームページから厚労省のホームページにより行きやすいように工夫をしていただくことと、また、国の方でも副作用、そして死亡事例であるとかそういった情報について掲載をしておりますので、そこについても個別にアクセスできるように工夫をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

【林田医療政策課企画監】確かに、おっしゃるとおり、国の情報を、今、リンクして見られるようにしているんですけども、よりわかりや

すい工夫ができないか、検討してみたいと思います。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。現状、なかなか情報を取りに行くというのが難しい状況になっておりますので、より丁寧に対応いただければと思います。

続いて、県民の皆様の相談についてお伺いいたします。

県民から声を寄せられる場所として、県のワクチンコールセンターがあるかと思いますが、センターを立ち上げての相談件数、そして、その内容について、さらに、ワクチン接種前についての相談と接種後の相談、こちらについてお知らせ願ひます。

【林田医療政策課企画監】県におきまして、ワクチンコールセンターということで、本来、接種後の副反応に関する相談窓口を設置しておりますが、ここに接種前の相談も一定寄せられております。

6月末時点の数字になりますが、接種前の方で、接種後の副反応に関する問い合わせということで分類される相談をされた方が354件ございます。主な内容としましては、「アレルギーを持っているけれども、接種していいのか」や、「持病があるけれども、接種していいのか」など、あと、「ワクチンを接種することのリスクについて知りたい」というようなものがございます。

接種後につきましては、946件ございます。これは「接種後、発熱があるけれどもどうしたらいいか」といったご相談が主なものになっております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。状況としてはよく分かりました。

やはり県民の皆様に対して、接種率を上げる

にしても、より詳しく情報を出していくということで、今、なかなか接種に至らないというような若者の声を聞いていても、「判断ができないから」という声も物すごく多いと聞いておりますので、やはり今のような情報、そして、どこに行けばそういった情報が出てくるのかということを示していただければ、接種率も上がりますし、実際、ワクチン接種後に副作用、副反応が出ていると、何かしらの変化があったという方は、私も肌感覚ですけれども、結構いらっしゃるように思います。そういった方に寄り添うためにも、こういった症例、事例があるのかということを示していただければ、これはワクチンによって今の変化が出ているんだなと判断できるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これから、より対象の年齢層が低くなってくると思います。若い世代は、今、情報がすごくあふれておりまして、物すごくマイナスの情報にも触れざるを得ない状況になっております。だからこそ、その情報を出していくということの価値というのは、重要性というのはより増してくると思っておりますので、特に、県ホームページを通してそういった情報を、若い世代は取りに行こうとするはずですので、やはり県のホームページの整備というか、アクセスを改めてお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。検査機関や消毒事業者の紹介についてです。

特に、第3波、第4波におきまして、店舗等、特にスーパーや百貨店でクラスターが発生したという事例がございました。こういった事例では、顧客の信頼を回復させると、顧客の信頼に対する責任というところから、行政検査だけでなく、大規模な検査に至ったり、また、指示

された範囲以外の消毒を行ったというようなことを事業者の方からお伺いをいたしました。

そこで、検査機関や、消毒事業者について、どういったところできて、問い合わせや連絡先はこうで、また、費用が幾らでと、そういったリストを事前に用意することができれば、事業者の方もスムーズかつコスト削減の一助になると私は考えておりますが、事前にリストを作成して事業者の方にお渡しすること、このことについてどのようにお考えであるか、お知らせいただけないでしょうか。

【伊藤医療政策課長】自主的な検査に関する検査機関等の情報でございますけれども、まず、事業所といった団体からのご相談につきましては、県の薬剤師会に相談窓口を設置しておりますので、そちらにご相談をいただくというのが1点。

また、個人による自主検査につきましては、これも各地域の薬局に相談窓口を設置しておりますので、各薬局の方にご相談をいただくという方法がございます。

また、県のホームページにおきましても、検査の精度管理がきちんとできている、あるいは検査結果が陽性となった場合にきちんと医療機関とつないでいただけるような検査機関について、県の方でその体制を確認した上でリストを載せております。この自主検査のリストもご活用いただければと思っております。

もう一つ、感染者が発生した場合の事業所等の消毒に対応できる事業者の関係ですけれども、これは所管をしております県民生活環境部にも確認をさせていただきましたが、これは県内の消毒業者から構成される、長崎県消毒業協同組合にご相談をいただければ、お近くの対応可能な消毒業者をご紹介、ご案内できるということ

でございます。

今回、この情報をいただきましたので、県のホームページで、新型コロナウイルスの相談窓口のいろんな窓口を紹介しているコーナーがございますが、こちらの方にも、長崎県消毒業協同組合の情報も載せさせていただきますので、こちらもご利用いただければと思っております。

【中村(泰)委員】 既に取り組んでいただいていること、また、さらに、より情報提供というところでまとめていただけるという前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私も、事業者であるとか、また、以前もこの件は、労働組合を通して要望させていただきましたので、そういったところにも回答をしたいと思っております。

最後の質問です。政策等決定過程の透明性に関するところで、56ページの令和2年度長崎県精神保健福祉審議会、こちらの議事録についてお伺いをさせていただきます。

議事概要で、「コロナ禍での自殺状況を把握し」ということで議論がなされておりますが、この把握した内容についてお知らせをいただけないでしょうか。

【吉田障害福祉課長】 この自殺総合対策推進事業について、「自殺状況を把握し」という部分ですけれども、実際、自殺状況の把握というのが、警察庁の情報をもとに、国の方から入手している状況でございます。詳細な状況というのが不明なものですから、今後、自殺対策においては、しっかり自殺状況を把握すべきではないかというご意見がっております。

【中村(泰)委員】 把握すべきということを議論したということですか。それとも、把握したということなのかをお知らせ願います。

【吉田障害福祉課長】 今の把握の仕方としては、

人数として214名という把握の仕方はできておりますが、その詳細な自殺の原因であったり、細かい部分の分析といいますが、そういうところが、今の統計の資料ではしづらい状況になっておりますので、もっとそこをしっかりと把握していくという趣旨でのご意見をいただいているところでございます。

【中村(泰)委員】 それは、214名というのは、令和2年の数字なのかということと、さらに、コロナが関連した自殺ということは、断定するのはなかなか難しいということをお話されたということでしょうか。

【吉田障害福祉課長】 まず、214名につきましては、令和2年の数字でございます。

あと、コロナが原因かどうかというところの部分が、全国の傾向といたしましては、10月以降に上がっているわけなんですけれども、本県の増減を言いますと、4月であったり、8月であったり、全国の傾向とちょっと違う部分がございますので、詳細な分析というのが、困難な状況にございます。

そのあたりも含めたところで、もう少し分析をして、要望策に結びつけていくというお話をいただいております。

【中村(泰)委員】 分析というか、何月にお亡くなりになられたからコロナであるとか、それなかなかぴんとこないなど、実際そういう分析がなされるんでしょうけれども、いずれにいたしましても、我々県議会議員としても、この現実というのはしっかりと受け止めなければならなくて、そういった方を一人でも増やさないようにするために、我々も対応していかないといけないと思っておりますので、もちろん個人の情報というところは絶対あるんですが、こういった、すみません、私もこの件の情報の管理と

いうところが十分に理解はできてないんですけども、しっかりと報告をいただきたいと思っております。

もう一つ、「連携強化を具体的に進める必要性がある」というような話をなさっているんですけども、これは精神医療センターと県が連携をするということでしょうか。もしそうならば、どのような連携をされていくのかということまで含めてご答弁をお願いいたします。

【吉田障害福祉課長】まず、自殺対策につきましては、21市町でもそれぞれ自殺対策計画を作成しております。その部分につきまして、連携の部分で、これまで以上に強化していくべきではないかというご意見でございます。

【中村(泰)委員】分かりました。連携というのは、県と市町との連携ということで、私はちゃんと読めていませんでした。承知いたしました。

こちら、精神医療センターではそういった方々との議論がなされていると思うんですけども、冒頭、自殺状況についてお伺いをいたしました。生活が厳しくなっている中、より追い込まれていかれる方々も当然いらっしゃるわけで、なかなかコロナ禍が収まらない中で、本当にこういったことというのは、我々にとって大変重要なことですので、しっかりと現状をご報告いただければと思います。以上です。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに質問がないようですので、以上で質問を終了いたします。

審査の途中ではございますが、本日の審査はこれまでにとどめ、明日は、午前10時より委員会を再開し、引き続き、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

お疲れさまでした。

午後 3時56分 散会

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年7月6日

自 午前 9時59分
至 午前11時15分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	浦川 基継 君
副委員長（副会長）	中島 浩介 君
委 員	中山 功 君
”	徳永 達也 君
”	堀江ひとみ 君
”	山田 朋子 君
”	ごうまなみ 君
”	宅島 寿一 君
”	麻生 隆 君
”	山下 博史 君
”	中村 泰輔 君
”	千住 良治 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

子ども政策局長	田中紀久美 君
子ども未来課長	徳永 憲達 君
子ども家庭課長	平川 顕作 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 再開

【浦川委員長】 おはようございます。

委員会を再開します。

子ども政策局に対する質疑はありませんでしょうか。

【堀江委員】 妊産婦医療費助成制度の創設について質問いたします。

既に報道がありましたように、長崎県保険医協会、子ども医療長崎ネットが協力して、妊産婦医療費助成制度に関する県民対象アンケートに取り組みました。1万3,000人を超す子育て世帯から回答があった時点の結果につきまして、県議会各会派に届けられました。「中村知事に要請した事項の実現に向けて力を貸してほしい」との要請が届いています。

そこで、質問いたします。

妊産婦医療費助成制度を創設することにどのような見解をお持ちか、答弁を求めます。

【平川子ども家庭課長】 妊産婦医療費助成制度の創設についての考えということでございますが本県の厳しい財政状況というものは、ご承知のとおりかと思えますけれども、それに加えて医療費助成につきましては、全国どこに住んでいても、同じ条件で医療が受けられるということが望ましいことから、国において手当をしていただくべきものと考えております。

そのため、県におきましては、新しい制度創設というのは大変難しいと考えておりますけれども、今回いただきました保険医協会様からの制度創設を含めたご要望に関しましては、「アンケート集計後に、改めて意見交換を行いたい」というご意向もいただいておりますので、その際に、ご要望の内容等について改めて十分お伺いしたいと考えております。

【堀江委員】 アンケートによれば全体の約6割が、医療費の自己負担について、「非常に高い」、

「高い」と回答し、「医療費助成制度をぜひつくってほしい」と回答しています。幾つか、この機会に紹介をしたいと思います。

妊娠・出産には、とにかくお金がかかるという印象を持ちました。妊婦健診も、毎回、エコー検査があるのに補助券には含まれない回も多く、そのたびに自己負担3,000円、産休取得のために証明書発行し2,500円、さらには母子手帳をもらう前にも何度も受診しましたが、それらは全て自己負担、新しい命を産み出すことの喜びはもちろん大きいのですが、経済的負担があり過ぎて、これでは少子化が進むのも無理はないと思います。妊娠・出産にかかる医療費が、自己負担ゼロになるのが理想です。

私は、不妊治療をして1年に100万円以上かかっています。妊娠した後は、たくさんお金がかからない世の中になってほしいです。

出産には様々な助成制度がありますが、それ以外に思っていたより本当にお金がかかります。

妊娠中も、産後も、子供が第一で、自分のことは後回しにしがちですが、妊娠・出産を機に、体力や抵抗力が一気に低下し、様々な不調が出てきました。妊産婦医療費助成制度は必要だと思います。

働いている女性の多くは、出産後、育児休暇を取得し、収入が激減、またはゼロになります。働いていた頃は、自分にかかっている携帯代や保険代は自分で払いましたが、収入がなくなれば、貯金を切り崩すか、家計の支出として払ってもらわないといけなくなります。プラスして子供にかかるお金が、収入が減るのに支出は増える。少しでも助成があれば、すごく助かると思いますし、金銭面で子供を諦めている家庭の助けになると思います。

この妊産婦医療費助成制度は、日本産婦人科

医会も同様の主張をしているということです。

2018年12月に成立した成育基本法では、「社会的、経済的状況にかかわらず、安心して次の時代の社会を担う子供たちを、生み・育てることができる環境が整備されるよう推進すること」を基本理念として掲げています。

2019年6月15日付、全国保険医新聞を議会図書室に依頼をして取り寄せてもらいました。この中で、日本産婦人科医会常務理事、当時の方がインタビューに答えておられます。

妊娠中には、妊娠高血圧症や胎児発育不全など産科的合併症だけでなく、全ての診療科領域の合併症、偶発合併症を発症し得るとして、歯科も含めた全科での対応の必要性を指摘しています。

さらに、「妊産婦医療費助成制度は、国の制度として財源を確保して実施してほしい。全国平等に現物給付で、所得制限もなく、無料化が理想です」とも答えています。

いずれにしても、子供を安心して産み・育てるためには、医療政策だけでは解決できない問題がありますけれども、妊産婦が安心して医療を受けられ、また、安心して、子どもを産み・育てられる社会環境を実現することが求められていると思います。

そこで、質問いたします。

長崎県保険医協会本田孝也会長は、中村知事に対し、妊産婦医療費助成制度の創設に関する要望を行い、6項目を要望いたしました。

1項目めに、妊産婦を対象とする医療費助成制度の創設について、「県が率先して関係各方面との検討を開始してほしい」とも要望されています。

先ほどの課長の答弁で、アンケートがまだ途中なので、このアンケートが終了したら、再度、

長崎県保険医協会の皆さんとも意見交換をしたいという回答でした。

そういうことであれば、県が率先して関係方面の検討を開始してほしいというこの要望についても、再度、保険医協会の皆さんの意見を聞きながら、そうした方向を進める立場で、これは検討していただくということと理解していいのでしょうか。

【平川子ども家庭課長】6項目のご要望をいただいておりますけれども、その1項目めだけではなくて、その他の項目についても、お話を十分お聞きしてまいりたいと考えているところでございます。

【堀江委員】新しい制度をつくってほしいという要望ですので、これは一気に、今、課長が言われたように、財源の問題を含めて今できますとはならないのは当然承知をいたしておりますが、様々な県民の要望に応じて、こういう制度をつくってほしいという要望でありますので、まずは、アンケートが終わった段階、事務を終了した段階で、再度、この保険医協会の皆さんと意見交換をされるということですので、その時点で十分に皆さんの意見を聞いていただいて、長崎県として、まずは何ができるかという立場で臨んでいただきたいと思います。再度答弁を求めます。

【平川子ども家庭課長】委員ご指摘のとおり、きちんとお話を聞きまして、できるものがあれば考えたいと思いますし、何ができるかということは考えてまいりたいと思います。

【堀江委員】ぜひ、その立場を要望して、質問を終わります。

【浦川委員長】ほかにございませんか。

【麻生委員】おはようございます。

政策過程の関係でお尋ねを1点したいと思

います。

こども政策局が出している子育て支援の関係で、県の内示がございますけれども、1ページ目の対馬市に対しての支給金額が1,600万円、過去の年と比べると3倍近い今お金が入っていますけれども、この中身についてどのようにされているのか、取組についてのお尋ねをしたいと思

【徳永子ども未来課長】少子化対策交付金ということで国からの補助金を県を通して市町にお支払いしているという形になりますが、昨年に比べまして市町への交付金については、例年、交付決定ベースで1,800万円とか2,000万円とか、そういったベースでございますが、今年度は全体で6,000万円を超えるような金額となっております。

この内容につきましては、結婚新生活支援事業というのがございまして、結婚をされた方の結婚後の新生活を、家賃の部分でございまして、そういった部分を支援するという制度を、今年度、国が拡充されておまして、対象要件が広がりましたり、所得制限が緩和されるということで市町の申請額が多くなっております。

そういったことで、対馬市の方も、他にもイベントとかセミナーとか、そういったものもあるんですが、結婚新生活の方での申請が多くなって金額が多くなっているという現状、これは、対馬市さんだけではなくて、他の市町もそうなんですけれども、全体的にそういう傾向になっているところでございます。

【麻生委員】離島におけるこういう結婚だとか子育て、現場においては大変な状況があるかなど。結婚されずに独身でおられる方も結構多い状況でありますけど、8050の話もありましたけれども、そういったこともありますので、若い

ちに結婚、そういった出会いを、しっかり取り組んでいただければと思っていますので、引き続き、ご支援賜ればと思っています。

次いで、通告しておりました中で、今回のコロナ禍の中で子どもの出生数が、一部、国の方も相当減ってきているという報道がありましたけれども、実際、婚礼を挙げる機会を延ばしたという方も結構おられて、そういうことで子供の出生数も大きく変わってきているのではないかと考えていますので、長崎県全体の実態がどのように今なっているのか教えていただきたいと思います。

【徳永こども未来課長】長崎県の出生数の推移のご質問かと思えます。

確かに、委員のご指摘のとおり、コロナ禍の影響で、出生数でございますとか、婚姻を先延ばしされる方が全国的にいらっしゃるということで、特に昨年の今ぐらいの時期だったと思うんですけども、顕著に報道がございまして、特に妊娠届けの数が減っている、全国的に月によっては十数%減っているという報道もございまして、そういったことで出生数に関する懸念が広がっているところでございます。

現実の本県の出生数でございますが、令和2年に関しては、出生数が9,182人ということで、前年度比マイナス4%程度の数字になっております。数字上減っておりますので、当然、この数字を是認することは絶対できないんですけども、ただ、例年ベースの増減率でまいりますと平成29年から30年、あるいは平成30年から令和元年への推移というものと比較した時に、減少率というのは、実はほぼ同等となっております、センセーショナルに報道がありましたので、かなり減るのかなという予測も立てていたんですが、現状、今年はそういった数字になっている

ところでございます。

【麻生委員】巣籠もりをすればですね、いろんな形で出生数が増えてくる例もあるんですけども、コロナという状況で多分そういうのも影響しているんだろうなと。

それと併せて、平成29年から令和2年までの動きにして平均4%から5%、年々減ってきているということは、数的にやっぱり若い人たちが減ってきた、そういう対象者が減ってきていると。人口減少の状況もあるのかなと思っておりますので、総体的にやっぱり押し上げていかないと出生数が伸びない。

長崎県の先ほど話が合った9,182人といえそうですね、これが10年後に響く、小学校の入学生も減ってくる。そういう意味では、こういう大きな環境になってくるのかなと思っておりますので、先ほど妊娠に対するの補助金の状況がありましたけれども、出産に対するいろいろな手当にぜひ取り組んでいただきたいなと思っております。

それと、めぐりあい事業ということでもありますけれども、関連して、今年、長崎のこの状況について補助金が決定いたしました。要は、県の婚活サポートセンター運営事業とありますけれども、ながさき地域政策研究所が受注されておりますけれども、これとの連動も含めて大事だと思っておりますけれども、要は出生数については、結婚だとか、婚姻をしてもらわなくてはいけないと。めぐりあい事業も大事だと思っておりますけれども、これに関してどのような、委託だけということよりは、やっぱり成約した時のインセンティブだとかはないんでしょうか。要は、単なる委託ではなくて成功事例だとか、そういっためぐりあい状況について、きっかけづくりを多くやってもらうという形の影響力だ

とか、大きな状況になるかと思えますけれども、それについての取組、対策はどうなっているか教えてもらえませんか。

【徳永こども未来課長】委員ご指摘のとおり、コロナ禍において出会いの場が少なくなっているでございますとか、婚姻自体を先延ばしされる方がいらっしゃるのではないかとこのところ、今まで以上に、婚活サポートセンターを中心とした事業についてしっかり取り組んでいく必要があると思っています。

もちろん、婚活サポートセンターでの事業というのは、引き続き、しっかりやっていくという形をとっております。今年度、「未来を照らすながさき」という事業を予算化しております、そういったものの中で、地域の皆さんに若者の後押しをしていただくですとか、あるいは企業の皆さんに、結婚を希望される方の後押しをしていただけるよう、地域コーディネーター、企業コーディネーターを雇用してやっていくような取組をしております。

当然、行政だけでできる部分とそうでない部分といろいろございますので、もう少し県民全体で、そういった押し上げができるように引き続き取り組んでいきたいと考えております。

【麻生委員】人口を増やしていくということについては、男女の巡り会いをぜひ増やしていただきたいと思えます。子育て、子づくりというのは、行政として細かな、何と申しますか、私的なこともありますからタッチできない部分もあると思えますけれども、全体で押し上げていただきたいなと思っています。

要望としては、隗より始めよですから、県庁の皆さんについても、独身の方も結構おられると思えますので、しっかり後押しをお願いしたいなと思えます。要望しておきます。

2点目の関係で新生児の出産祝い金についてのお尋ねであります。

昨年、特別給付金10万円があって、基準日が4月27日でしたけれども、1年間延長してやっていただきました。状況的には、県が5万円、各市町が5万円ということで実施をしてもらいましたけれども、これも1年間で終わってしまいました。

この前、諫早市長とお話をする中で、諫早としては、単独でこの政策を引き続きやりたいんだと。やりたいんだけど、財源としては持ち出しと申しますか、これは臨時交付金を使えないのかという話があったんですけども、県としてのお考え方はどうなのか、お尋ねしたいと思います。

【平川こども家庭課長】妊婦応援新生児特別定額給付金事業のお尋ねかと思えます。こちらにつきましては先ほど委員からもお話がありましたが、昨年度の国の特別定額給付金が支給された際に、新生児が対象外であったということで非常に不公平感がある中、市町から県に、その事業の実施を望む声があったということで実施をしたものでございます。

今後、この事業をどうするかということでございますけれども、それと同様の状況が生じた場合に、事業の必要性や、ほかの施策との優先順位を考慮しながら、その事業の実施については総合的に判断していくことになるのではないかと考えております。

【麻生委員】県としては、これは総合的な判断で今回は認めないんですよという話になっているんですか。

【平川こども家庭課長】現在、具体的に、その事業の実施についてのご要望というのはいただいているところでございます。

【麻生委員】県内で小値賀町と諫早市が実施をするということで、もちろん各首長さんの政策関係もあろうかと思えますけど、こういう子育てとか、子どもが減少する中で、ある程度支援をするということがコロナ禍の状況で、第3波、第4波が続いているわけですね。そういうことで大変状況が厳しい中で、ワクチンは打ってしまっておりませんので若干規制もあろうかと思うんですよね。そういう中で、ぜひこういったことを検討してもらいたいと思います。

諫早市は、単独でやりたいと。だから10万円ですので、50人生まれたら500万円ですよ。だから、そこら辺の状況でどれだけの影響があるのかということだと思います。1,000人、2,000人という状況であれば、各市で持たれるというのは大変だと思いますけれども、そういうことも考えて、どうしたら子育て、また出生についてできるのかということ、ぜひ県全体で考えていただきたいと思っていますので、この点はよろしくお願ひしたいと思っています。

最後に、子供の貧困対策についてお尋ねしたいと思います。

今回、学習環境ということでお尋ねしていますが、子ども食堂も、今、県内でも盛んになってまいりました。特に、農水省が持っている備蓄米を、各子ども食堂に拠出するというので、最初は120キロとか少ない状況だったと思いますけれども、今回は年間1.5トンとか、1トン以上出してくれるところがあるという話を聞いております。このように国を挙げて、子ども食堂に対する対策がされているのかなと。ただ、ボランティアでやっているの、長崎市内でもやっているところがありますけれども、コロナ禍ではなかなかできないというところもありますけれども、やっぱり多くの持ち出しを

しながら、地域の子供たちを育てていこうという思いを、ぜひ私たちも共有しながら後押しをしてみたいなと思っているところです。

その中で学習環境等ですね。要するに、子どもの貧困ということで約17%近く対象があるということで、一昨年、大村市を含めて県下の調査で実態がわかりました。こういう学習環境について、先進地区で言えば、大分の豊後高田なんかはしっかりと地域で後押しをしていくという試みがあります。ただ、そこは各市町の取組だとか地域力があろうかと思えますけれども、県として、コロナ禍の子どもの貧困対策の中で、学習支援の在り方について取組をされているのかどうかについてお尋ねしたいと思っています。

【平川こども家庭課長】学習支援についての取組でございますけれども、一人親家庭の子どもの学習支援を含めた居場所づくりを進めるために事業を実施しております。事業主体は、市町でございます、事業名として、子どもの生活・学習支援事業というものを実施しております。ただ、現在、実施している町が、新上五島町一つということでございます。

これ以外にも、私どもの所管ではございませんけれども、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業も各町が取り組まれているところもございます。

【麻生委員】やっぱり細かな目線での取組が大事かなと思っています。経済格差が学習格差と言われる状況になっておりますし、放課後関係の子どもの居場所づくりみたいなのところも、一部、自治会を含めてあります。長崎市も城山小学校なんか、基金をもらって、子ども食堂と併せて放課後児童関係の事業をやっていますけれども、片一方では地域力の差が出てきているのかなと思っているんですよ。

ただ、行政として、「やりなさい」と言っても、そこにはやっぱり人材も要りますし、ボランティアといっても、なかなか無料ボランティアでいいのかということもあろうかと思えます。こども食堂についてもそうだと思いますけれども、いかにしたら地域でやっていけるのか、皆さんの共感を持ちながら子どもを育てていくということが大事かと思えますので、そこについて再度、こども政策局長、そういう底上げについてどのような対策ができるのか。また、こういう問題、こども食堂、あと学習支援、それについて抜本的に政策をお考えでないかどうか、お尋ねしたいと思えます。

【田中こども政策局長】子供たちの学習支援といったものの取組を、私どもも国の事業を活用しながらやっているところなんですけれども、なかなか今広がらない理由といたしましては、やっぱり先ほど委員もおっしゃいましたように、地域力の問題ですとか、地域の中でそういった事業に取り組んでいただく方々、そういった部分がまだまだ不足しているということが考えられております。

ですから、私どもといたしましても、事業主体となります市町に対しまして、民間の団体が持っておりますボランティア確保ですとか育成等に関するノウハウなどを提供いたしまして、学習支援を含めた子どもの居場所づくりに取り組んでいくということで、新たな民間団体の掘り起こしなども推進してまいりたいと考えております。

【麻生委員】最後にします。

貧困対策でも山本倫子さんをはじめ、いろいろ取組をされておられますので、ぜひネットワークを生かしていただいて成功事例を、平行展開できるような取組をしたいなど。

育成会ということで、もともと子どもを育てる地域があるわけですけれども、なかなか業務が忙しかったりとかして、そこまで踏み込んでやれるところ、1回やってしまうと、継続が大事なんで、そこがなかなかできない面もあろうかと思えます。

だから、私たちも少ない子どもたちをいかにしたら、将来、長崎の人材として育てていけるのかということ、これは大儀的には大事な視点かなと思っておりますので、子どもたちは宝ということで、ぜひ県を挙げて後押しをし、地域の民さんと一緒になって取り組んでいくということを私たちも取り組んでいきたいなと思っております。

言うこととやることは、ギャップがあって大変だと思いますけれども、これをやらないと長崎県の未来がないという思いで取り組んでいければと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【山田(朋)委員】通告に従って質問させていただきたいと思えます。妊よう性の若い世代への普及啓発についてです。

県では、「すてきなあなたへ」というとてもいい小冊子を作っていらっしゃいます。これは、県内の高校生に対して、妊娠・出産についての正しい知識を掲載したリーフレットを配布し、周知を図っていますが、普及・啓発の効果をさらに上げるには、自分の将来を考える時期である中学生の段階から、妊よう性と年齢の関係について、しっかりと正しい知識の普及を行う必要があると私は考えております。

先だっの教育委員会でも、同様の話をしまして、GIGAスクール構想により、中学生にも一人1台のパソコンが配付をされております。

また、高校生でも当然ですが、パソコンの配付がっておりますので、今、予算の関係上で高校の3年間のうち1回だけ女子生徒に配付をされておりますが、データでの配信等ができれば、毎年及び中学校でも送ることができるのではないかと、ということで、教育委員会には、高校生までしか話をしていませんでしたが、受け入れる、そういう体制を取ることではできるといふ答弁もいただいておりますが、このことに関して見解を求めたいと思います。

【平川こども家庭課長】リーフレットのデータ化と中学生の授業等での活用ということでございます。

このリーフレットの内容は、中学生にも正しく理解していただけるように、活用方法でありますとか、表現の方法でありますとか、そういったところを見直した上で、実施に向けて検討したいと思っております。

【山田(朋)委員】教育委員会には事前にお配りをしていたんですけれども、後でこども家庭課にもお配りをしますが、これですね、民間団体が作っています「つながるBOOK」といって、子どもたちの成長に合わせて、恋愛編とか、性交渉編とか、月経編とか、妊娠編とか、非常にわかりやすく、それぞれの相談機関とかもしっかり載っております。

こういった、より具体的なものの方が、子どもたちには伝わりやすいと思うので、教育委員会にも話をしています。これですね、結局、作るの作ったけれども、本当の目標は、民間団体の方々が全部の高校生に配付をしたかったと。ただ、やっぱり予算上の関係でできていないというご相談を受けておりますので、ちょっとまた、こちらの方もぜひ前向きにご検討いただければと。

やはり、今、ネットの普及によって子どもたちは、我々大人が思っている以上に知識をしっかりと持っていますので、以前の考え方は、よく教育委員会にも「寝た子を起こすようなことはしてくれるな」と言われましたが、今はもうそういう状況ではないと思っておりますので、子どもたちの成長に合わせた、今のこの情報過多社会の状況をよく見据えた上で、しっかり対応していただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、生理の貧困についてです。

現在のコロナ禍で、多くの国民が、その影響を受けているところですけど、生理用品を買うことができない生理の貧困が社会的な問題になっております。

民間団体が3月に発表した調査では、高校生や大学生の5人に1人が、「過去1年で、金銭的な理由により、生理用品の購入に苦労したり、節約のために交換頻度を減らし、不衛生な状態が強いられている」と答えています。私は、感染症や妊娠・出産に影響が及ぶのではないかと心配をしています。

そのような状況を受けて、先日の一般質問でも質疑を行いました。国の地域子供の未来応援交付金を活用し、21市町の関係団体と調整に入るとのことでしたが、現在の状況と、また、学校での配布は支援で重要な鍵を握ると思っておりますが、教育委員会との連携・協議の状況を教えてください。

【平川こども家庭課長】地域子供の未来応援交付金に関する事業で、今、市町の方に、その事業の取組についてお願いをしているところでございますが、現在の段階では、まだお聞きしていないところでございます。

教育委員会との協議でございますが、これは

実際に市町の方で事業を実施していただく上で、生理用品の配布というものを行うということで進めようとする市町がありましたら、例えば、学校の方に置かせていただいて、子どもさんに届けるということも一つの選択肢かと思っております。

そういうことも可能となるように、具体的な市町からのその事業のご相談があれば、教育委員会とお話をしていきたいと思っております。

【山田(朋)委員】これは手を挙げていただかないといけないということと、行政ができないので、社協か、NPOか、そういった団体でやっていただけるという話が見つからない限り無理なんですけれども、私、一般質問でも強調したように、21市町で、住む自治体によって子どもたちにそういうサービスが提供されるところとされないところがあるということが大きな問題になってくると思うので、私も市議さんとか首長さんとかに、一部、話ができるところはしているところではありますが、ぜひやるところとやらないところが出ないように、県としても積極的にこの重要性を訴えていただいて取組をしていただきたいと思っております。

男女共同参画が持っていた同じ内容のもので、女性の関係の交付金がありました。もうそれは5月31日に締め切りにされてたんですけれども、その時に手を挙げたのが、大村と五島と長崎でした。そんなことがないように本当にお願いをしたいと思っております。

このことに関して、私の思いですね、21市町でサービスに、こういった福祉のサービスに差がないようにしたいという思いがあるんですが、課長はこれをどうやって進めていこうと思っているのか、お聞きをしたいと思います。

【平川こども家庭課長】まず、この生理の貧困

の問題につきましてでございますけれども、生理用品の購入ができないような状況にある子どもさんや家庭の問題点、これを解決していくのが福祉の仕事ではないかと思っております。

ただ、先ほども申し上げましたが、その市町が事業を行う上で生理用品の配布というものを選択する場合には、そういったところを支援していきたい、協力していきたいということでございまして、私どもが思いますのは、全ての市町で、そういった子どもさん方のそういう問題点を解消するためにぜひ取り組んでいただきたいと思っている次第でございます。

【山田(朋)委員】まさに、この生理用品を配ることで、これは支援が終わりではなくて、ここが支援の入口でありますので、そういったことをきっかけに、困っている子どもさんや女性とか、そういった方々に必要な支援が届くためにお願いをしておりますので、ぜひ21市町で実現できるように働きかけを強めていただきたいと思いますので、お願いを申し上げます。

次に、ヤングケアラーの支援についてです。

ヤングケアラーは、今回、学校の方で調査をいただくということで10月末に県内の実態も見えてくるかと思っております。

そこで、通常、今、ヤングケアラーが確認できたら、要対協で対応をするというようなマニュアルができていたかと思っておりますが、児童虐待が増加する中で、要対協でやることは現実的ではないのではないかというような声もあるように、私も聞いておりますし、そのように認識をしております。

今後、ヤングケアラーが確認をされた際はどのように対応していこうと思っているのか伺います。

【平川こども家庭課長】ヤングケアラーを早期

に発見しまして、適切に支援につなげるためには、福祉・介護・医療・教育等の関係機関の連携による支援体制が重要かと思っております。

その要対協に代わるものがございますけれども、今年度、国におきまして関係機関の多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方についてモデル事業を実施すると伺っております。

その成果を基に、マニュアル等にまとめるといふ予定と伺っておりますので、そうした国の動向を注視していきたいと思っておりますし、また、現在、私どもが行っております実態調査、これの結果も踏まえて、関係機関間の連携体制、こういったものを構築していきたいと思っております。

【山田(朋)委員】 県の調査は、10月末で締め切られて、それから実態が見えてくると思いますが、先行して、もう既に長崎市が調査をされています。もちろん中核市ではありますが、もう既に、多分、長崎市の中でもヤングケアラーの確認ができていると思いますが、県の分はあと数カ月ありますけれども、もうその組み立てを、先ほど課長が言われたように、私は、学校、市町、児童相談所、福祉サービス機関とか、医療機関とかが連携した、ヤングケアラーに特化した対策会議というか、そういうものをしっかりと持っていていただくようお願いをしたいと思います。少なくとも10月末には、県下の様子が、全容が明らかになると思っておりますので、それまでにはしっかり体制をつくっていただきたいと思っておりますが、答弁を求めます。

【平川こども家庭課長】先ほど申し上げましたが、国の方の動向もございますので、そういったところをしっかりと見て、体制はできるだけ早めにつくるというのが大事かと思っておりますので、その辺は留意して努めてまいります。

【山田(朋)委員】 ぜひお願いいたします。

最後に、多胎児の妊婦への支援についてです。

県内の多胎児の分娩件数は、令和元年度で88件、多胎児出生数は182名、全出生数に占める多胎児の割合は1.9%です。自治体によっては、妊婦健康診査の受診券を一般の妊婦より5回多く交付を行っています。県内では、時津町が5回分追加で償還払いで対応しているということではありますが、私は通常の妊娠よりも受診機会が増える多胎児妊婦への追加支援が必要だと考えますが、ご見解を求めます。

【平川こども家庭課長】多胎児を妊娠した方は、通常よりも妊婦健康診査の回数が増えることがございまして、国におきまして、今年度から、その費用を補助する事業が創設されたところでございます。

時津町につきましては、今、委員がおっしゃったとおりですが、佐世保市が今年度から新たに助成を開始したと伺っております。

【山田(朋)委員】今年度から予算がついたということで、これは市の負担がなく、できるものという理解でいいですか。

例えば、時津と佐世保が始まったと思いますが、ほかの19市町の状況とかわかっているか教えてください。

【平川こども家庭課長】まず、この事業にかかる市町の負担でございますが、これは、国が2分の1、市町が2分の1という事業でございます。

それから、時津、佐世保以外の地域の取組でございますが、現時点では、お伺いしていないところでございます。

【山田(朋)委員】2分の1の市の負担があるということが、一つ躊躇されているのかもしれませんが、多胎児が、そうですね、ぜひ私はお願いしたいんですけれども、この時津町と佐世保市

の事例を、ほかの市町にも周知いただいて、取組を進めていただくようお願いをしていただきたいと思います。と思っています。

各市町の負担でいうと、長崎が22件、佐世保が25件、諫早が10件、大村が4件、平戸が3件で、あとは2とか、3とか、1ぐらいなんですよ、多胎児を妊娠している妊婦さんで考えると。

そうすると、私はそこまで大きな負担ではないのかなと思っていますので、こういった多胎児を妊娠されている妊婦さんを支援するということをしかりと市町に情報提供等をしていただきたいと思います。と思っています。

あと、令和2年の9月議会でもご提案しておりますが、長崎県内でも一部の市町では多胎児妊婦の支援が様々始まってはおります。しかしながら、岐阜県では、県がNPOに委託をし、ブレパママ教室や多胎児妊婦訪問等支援事業を行っています。多胎児の育児経験者が、入院中から病院を訪問し、相談・助言などを行っております。なぜかと言うと、多胎児の方は早めに入院をされております。

そういったことで、ブレパママ教室への参加ができない人がいるので、訪問をして、その時に育児指導、育児の助言を行っています。子どもが1人でも子育ては大変なんですよ。それが2人、3人とかいるともっと大変で、残念ながら、ネグレクトとかということになりかねない場合もあります。虐待とかですね。そういったことを未然に防ぐ意味でも、多胎児妊婦への支援が必要と思いますが、県としては、そういったことへの事業の考えとかが持てないのかどうか、伺いたいと思います。

【平川こども家庭課長】まず、この妊婦健康診査費用の事業の取組について、他の市町への伝達といったお話がございました。そういったと

ころについては、機会を捉えてやってまいりたいと思っています。

それから、岐阜県の取組について、長崎県でも取り組めないかというご質問かと思えますけれども、市町とも協議しながら、助産師の講師派遣の紹介でございますとか、複数市町での共同実施などに向けた調整、そういったものが図られるように支援していきたいと思っています。

【山田(朋)委員】そうですね、町によっては、1とか2とかということもありますので、近場で組み合わせていただいて開催をいただくとか、そのように合理的にでも開催をしていただければと思っています。どうしても長崎とか佐世保にやっぱり集中しておりますので、佐世保は始まったようではありますが、ぜひ長崎市でも始めていただけるように働きかけをお願いしたいと思います。終わります。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【ごう委員】それでは、通告しておりました質問を行わせていただきます。

まず、1点目です。医療的ケア児支援法案成立後の保育園への看護師の配置についてお尋ねいたします。

法案が成立し、これまで国や地方自治体の努力義務だったものが責務へと変わりました。また、保育所の設置者、認定こども園に対しても、「保健師、助産師、看護師、准看護師、または喀たん吸引等を行うことができる保育士、保育教諭の配置、その他の必要な措置を講ずるものとする」と書かれてあります。

そこで、まずは、本県の保育園、認定こども園の看護師配置の現状と医療的ケア児の通園状況について確認をさせていただきたいと思えます。

【徳永こども未来課長】委員ご指摘のございました医療的ケア児に関しまして、その前に、実際、保育園に対して看護師さんがどれくらい配置をされているのかというのが、まず1点目のご質問かと思えます。

看護師の配置につきましては、医療的ケア児ということの問題を除いた状態で、通常の保育園の運営という部分においても、看護師の配置というのは推奨されておるところでございます。

そういった中で、現状、県下全域でどれくらい配置をされているかということでございますが、保育所全体の約6割のところに看護師さんが配置をされているという状況になります。

ただ、これは、常勤の方と非常勤の方が約半分ずつぐらいということで、常にいらっしゃる状態のところになると、もっと少ないという状況になるところでございます。

それから、医療的ケア児の通園の状況でございますけれども、私どもの方で把握できるのは、平成30年度で、10施設11人、それから令和元年度で、10施設10人、令和2年度においては、14施設15人の医療的ケア児の方が、事業として受け入れを行われているという状況でございます。

【ごう委員】わかりました。現在、全体としては6割程度に看護師が配置、しかしながら、常勤と非常勤が半々ぐらいということですね。医療的ケア児は、令和2年度で14施設15人が受入れられたということで、数を確認させていただきました。ありがとうございます。

そこで、看護師さんの配置については、国の配置基準等もありまして、看護師さんを別途配置することはとても難しい状況だということも理解はしております。

しかしながら、今後、こういった法案が成立したことによりまして、その法案の中の立法の

目的の中にも、「家族の離職の防止に資する」という文言が書かれてあります。

今までは、やはり子供に障害があり、それが重度であって医療的ケアが必要になった場合には、親が、もう働きたくても働けない現状、子供を本当は預けたくても預けられない現状がございました。しかしながら、今回、この法案が成立したことで、少し前に進むのではないかとということで、当事者の皆様方は大変期待をされているところであります。

そこで、今後、保育園や認定こども園に医療的ケア児がもっと通えるようにするためには、看護師等の配置が、より一層必要になってくると思っております。

その法案の中には、喀たん吸引などができる保育士、もしくは保育教諭の配置が書かれているんですけども、保育士さん、今、現状大変な状況の中で、この医療的ケア児のことを対応していくのは非常に負担が大きいと思っております。また、園に配置されている看護師さんであっても、看護師の資格を持ってても、医療的ケア児に対応したことがない方であると非常に不安に感じていらっしゃる方もいらっしゃると思うんですね。

そのあたりを県として、今後、何か研修等も含め、こういう方向でやっていきたいというような少し方向性があれば教えていただきたいと思えます。

【徳永こども未来課長】今、ごう委員の方からご指摘がございましたとおり、看護師の配置という部分については、もともとの配置基準とかの問題もある中、医療的ケア児の受入事業につきましては、昨年度までがモデル事業ということでやっていたんですが、今年度から一般事業化されるという方向になっておりますので、看

看護師さんの配置の費用とかについては、加算がついて確保できると思っています。

ただ、問題は、やはり看護師さんそのものの確保というところでございまして、国の調査においても、実際そういう医療的ケア児を受け入れる事業について市区町村に聞きますと、7割の市区町村が、やっぱり看護師の確保が課題であると。実施した施設に対するアンケートでも、ほぼ同様のアンケート結果が出ているところでございます。

その一方で、ご指摘がございましたように、今回の法案では「医療的ケア児及びその他家族に対する支援が切れ目なく行われなければならない」という基本理念がございまして。そういった部分をどうしていくかということで、これまで以上に受入れの促進を図らないといけなわけですけども、当面、やはり看護師さんが不足しているという状況があります。医療的ケア、喀たんとか吸引とか、そういった部分の医療的ケアをされる方をどうするかというところで、確かに現場の状況は保育士さんも大変で、今おられる方に、そのままやってくださいというのは難しいところがあるんですが、プラス1とかの配置とかというのも考えられます。そういった部分も含めて、福祉保健部では喀たん吸引等の研修がなされております。実際、数年前から保育士さん等にも一部参加いただいて研修を行っているところなんですけども、まずそういったところを今後もしっかり促してやっていただくということが、一つあるかと思っております。

あと、実施主体がどうしても市町になりますので、市町の方が、この事業に関して今後どのように拡大を図っていくかという部分ということも重要になります。そういったところで、市町の方としっかり課題の共有をして、どうすれば、

こういったものを促進していけるかしっかり話し合いを行っていきたいと考えているところでございます。

【ごう委員】ありがとうございます。今、課長が申されたように、実施主体が市町であるということで、この法案の理念の中に、「居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策を講じてください」ということが書いてあります。

今までも、財政が豊かな自治体であれば、いろんな支援が受けられておりました。その格差をなくすための法律だと私は認識しておりますので、ここでやっぱり長崎県の本気度がはかられてくると思いますので、ぜひ県の方がリーダーシップを取っていただいて、各市町との、市町との連携を取って、一人でも多くの医療的ケアが必要な子供たちに寄り添って、それから保護者の皆様方の希望が叶うように、ぜひとも進めていただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

続いて、もう一点、保育園、幼稚園、認定こども園における園児のマスク着用についてお尋ねをしたいと思います。

厚生労働省、文部科学省、内閣府とそれぞれに所管が異なっております。マスクの着用についても、通達のニュアンスが微妙に違っていると私も感じております。低年齢の子供たちにマスクを着用させることも大変難しく、保育士さん等も大変ご苦労されているというお話も伺っております。

園では、やはり子供さんの命を守ることが大前提だと思っておりますが、本県としまして、保育園、認定こども園、幼稚園に対して、どのようにマスクの着用について通達を出しているのかということを確認したいと思います。

【徳永こども未来課長】 保育園、幼稚園等における児童へのマスクの着用という点のお尋ねかと思えます。

これに関しましては、今、委員からお話ありがとうございましたとおり、文部科学省ですとか、厚生労働省とかから、かなりの頻度でマスクに関する取扱いの通知がきております。

ご指摘にございましたように、実は厚生労働省と文部科学省の方で書き方のニュアンスとかが微妙に違います。また、これは数回改定されておりまして、実は、時期毎で取扱いも微妙に変わってきているという状況がございます。

例えば、文部科学省であれば、本人の調子が悪い場合とか、持続的な着用が難しい場合は、無理して着用させる必要がないというようなニュアンスですが、逆に厚生労働省では、もう一律にはマスクの着用は求めない、特に2歳未満では推奨されませんよというような形の書き方で、ニュアンスというか、微妙に違うところがございます。

県としては、そういった通知が来るたびに、その通知の内容を各市町等を通じて施設の方にご連絡をさせていただいているところなんですけど、最新の通知を総じて言いますと、年齢や状況に応じて無理に着用はさせないという見解だと思います。WHOの方からも、5歳以下の子供のマスクの着用は必ずしも必要ではないといった医学的な見解も出されているという状況でございます。

そういった通知もなんですけど、大事なのは、現場の皆さんの状況かなと思っております。当初、1年前に私も現場の方に行かせていただいた頃は、まだマスク着用ということがなかなか定着していない時期でもございまして、先ほど委員からご指摘にございましたように、子ども

にマスクを着用させても子どもはすぐ外してしまいますので、着用を求める、させること自体が、保育士さんのものすごい負担になるんだよということで、マスクを着用させてないという園が多いのかなという印象でございました。

ただ、最近の状況を聞きますと、当然、マスク着用を強制ということではないんですが、例えば、保護者の方がどうしてもさせてほしいというようなことがあって、保護者の意向に沿って、児童に着用していただいているとかですね。

あと、もう一つ変化としてあるのは、やっぱりマスクを着用するという習慣が家庭でしっかりされているお子さんなんかは、逆に何にも言わなくてもちゃんとやっているというような現状があるようです。

もちろん、感染防止というのが最大の目的ですし、命を守るということが一番大切なことなんですけど、例えば、子供さん同士がマスクをした状態でコミュニケーションを取るとするのは、子供の発達面でも危惧するような専門家の意見もございます。

そういったこともございますので、マスクの着用を県で一律に求めるということとはしないというようなことになるのかなと思うんですけども、感染防止に対する園の方針でございまして、保護者の方の意向、それから児童の実際の状況もいろいろございますので、そういったもので判断していただくようになるのかなと考えているところでございます。

【ごう委員】 今、課長から丁寧にご答弁いただきましたけれども、本当に一つ何か正解を決めるというのが難しい状況ではあるとは思っております。

しかしながら、共通に認識をしていただきたいのは、やっぱり子供の命を守るということで

ありますので、低年齢の子供たちが、保護者から家庭のしつけとしてマスクを着用することが当然となっているけれども、だからといって、保育園で、その子は体調がもしかしたら悪くても取れない可能性があったりとかする時もあると思うんですね。そういうところの判断が非常に難しいのではないかと私は思っておりますので、いま一度、この段階で、やはり各市町との意識の共有ということを丁寧に図っていただく必要があるのではないかと思っております。

これから、どんどん、また暑くなっていく時期でもありますので、そのあたり非常に注意をしていただきたいということを申し上げ、質問を終わらせていただきます。

【浦川委員長】 ほかにございませんか。

【中村(泰)委員】 お疲れさまです。1点、民間の結婚相談所との連携についてお伺いをいたします。

私といたしましても、行政が婚活支援をするのかということの中で、最初、違和感があったんですけれども、今は、行政が果たすべき役割は大きいということで認識をいたしております。

昨年の議会登壇で、令和元年度の県の人口減少の対策の部局横断プロジェクト、これについて確認をいたしたところ、4つの施策がありまして、県内就職、移住、地域活性化、そして婚活の支援ということで、県としても、やはり相当婚活サポート、婚活というのは、人口減少対策において極めて重要であるという認識をされておられます。そういった姿勢から、これまでもずっと継続的に婚活をやっておられると私としても捉えております。しかしながら、一方で、ほかの自治体におきましては、婚活支援は行政ではなく民間が行うと判断をして、全て民間に任せるといったスタンスを取っている自治体もご

ざいます。

そこで、実際に、民間の結婚相談所に確認をいたしました。すると、実際に県の方がやはり圧倒的にコストが安いというところで、民間をやめて県の婚活サポートセンターで婚活をしていきたいといった方も中にはおられるそうです。

これは、ある意味、県が満足度の高いサービスを提供しているということですが、しかしながら、やはり民間の仕事を奪うという側面も少しあるのではないかなと私は考えておりましたが、県としては、やはり積極的に民間との共存共栄の連携が重要であると私は考えておりますが、まずは、県の考え方についてお伺いをいたします。

【徳永こども未来課長】 婚活サポートセンターに関する、民業に対する影響とか、そういった部分のご指摘と、また、それに関する連携に関してどのように考えているのかというご指摘なのかなと考えております。

まず、民業との両立というか、そういった部分についての県の考えでございますが、現在、県下には、これは正確ではないんですが、二十数社、そういう結婚相談を生業にされている業者の方がいらっしゃるのかなと考えております。

婚活サポートセンターができました平成28年頃は、確かに、そういった部分に行政がいくのかということ、民業圧迫みたいな部分はないのかというご指摘をいただくことも多々ございました。

ただ、現在では、先ほどやっていない自治体もあるというお話だったんですが、全国でも半数以上の自治体が、こういった婚活サポートセンター的な業務をやっておりまして、全国的に見ると、もう一般的になってきたのかなと思っています。

あと、私どももいろいろ事業者の方にお話を伺いすることが多いんですけども、実は、最近は行政が結婚支援というものを行うことで、やっぱり婚活というのが比較的一般的になってきており、逆に利用者も増えているというようなお声をいただくことが、しばしばございます。

あと、事業所数に関しましても、これも聞いた話ですので、正確かどうかはわかりませんが、今年度に入って数件、事業者の数が増えていると。実際、私も、ある県内の企業の方で新しく結婚相談所を始めましたというところをお伺いしているところでございます。

もちろん、個別には、そういった、やめて婚活サポートセンターの方に行くとかですね、事業所の会員だったものをやめて婚活サポートセンターの方に行くというような方も、実際、例として確かにあるんだろうと思いますけれども、総じて民業の方をちょっと圧迫しているというよりも、どちらかという、パイを広げていくという形でやれているのではないのかなというのが1つでございます。

あと、業態として考えた場合に、先ほどございましたように、料金形態とかサービス内容に大きな差異があると考えております。

県の場合は、もちろん安価で、かつ行政が行っているという安心感でご利用いただくということがメインになるかと思えます。提供内容としても、基本的には、ご自分でお相手を探していただいて、身だしなみ講座とか、そういった部分で会員の皆さんのスキルを上げるような部分もやっております。

ただ、民間事業者の場合は、もちろんサービスの内容の詳細をなかなか存じ上げていない部分もあるんですが、マンツーマン型で、かなりきめ細かいサービスを展開されているのではな

いかなと考えておりますので、そういった部分については、むしろウイン・ウインでパイを広げてやっていければなというのが私どもの考えでございます。

それから、民間の方との連携の部分でございますが、実際、今、会員向けの身だしなみセミナーとか、スキルアップ講座みたいなもの、あるいは会員の皆さんをサポートする養成講座の中に、実は民間の結婚相談所の方に講師をお願いしてやっていただいているところがござい

ます。これは、私たちがいろんなお話をする中で、他県においても、そういう結婚相談所の方と連携をして、県が求める部分に対して講師をお願いすることをやっているというところがござい

ます。また、昨年度は、例を挙げると、車でドライブをして、車で婚活みたいな感じのこと、ドライブスルー婚というのをやったんですけども、そういったものについても、皆さんからご提案というとか、アイデアをもらって実施したものでございます。

当然、自社会員への勧誘とかですね、そういった利益誘導につながるような行為というのは、もちろん禁止した上での話なんですけど、そういった可能な連携については、今後も行えたらなと思っているところでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。大変ご丁寧なご答弁ありがとうございます。

先ほど課長からウイン・ウインでパイを広げていくんだというすばらしいコメントをいただきました。

しかしながら、民間と話をすると、県としては掘り起こしをしているんだという意見ですけども、やはりパイの取り合いになっているん

ではないかという感覚も、民間の方では一方であると。何というのか、ベクトルとしてはやっぱり人口減少対策のために婚活支援をしたいんだということで、民間の方はほとんどの方が、そういう思いでやっています。

具体的に、提案を受けた内容をちょっとここでご紹介したいんですけども、県庁の、例えば行政棟の1階で民間の方々がブースを出して、県の後援で結婚相談所の方々が、県という信頼感のもと、県民の方がいらっちゃって、そこで紹介をするとか、また、行政棟の屋上ですね、あそこの共用スペースですけども、なかなかあそこの活用というのは、いろんなところで議論されておりますけれども、あそこで抜群のロケーションを活かして県民満足度の高い婚活のイベントができないかとか、こういったところを、県が間に入ることで信頼感があるイベントができるんじゃないかと。また、これは民間が旗を振ってしまうと、誰かが、何というのか目立ってしまうような形になってしまうので、県が後援、旗振り役としてやってくれば、こういったことも民間同士でうまくつながりながら、また、民間も、ウイン・ウインになって婚活のイベントができるんだという話を受けました。

先ほど、一部の中には自分のところに会員を引っ張ってくるような方も過去いらっちゃったという話は聞いておりますけれども、ぜひともこういった前向きな考えで、今のような提案も含めて進めていくべきだと私は考えるんですけども、そのあたりについていかがでしょうか。

【徳永こども未来課長】民間の皆さんとの連携について、特に躊躇するものではないとは思っております。ただ、やっぱり取り扱っている業務内容につきましては、結婚という個人の選択を、より尊重しなければならない部分の業務で

もございますので、いろんな意味で誤解を招かないように慎重な対応をせざるを得ない部分も、行政としてはあるのかなと思っています。

例えば、今おっしゃったイベントとか、共同でのという部分で、県が入ってくればという部分は確かにあると思うんですけども、逆に言えば、県が何か加入を勧めている、あるいは何かお墨付きを与えているような誤解を与えるようなおそれがもしかしたらあるかもしれないというような部分の連携については、行政としては少し慎重にならざるを得ない部分はあるのかなと思っております。

いずれにしても、連携の部分については、個別にいろいろ判断させていただきたいなと思っていますので、様々なご意見やご提案については承りたいと思っています。結婚を希望されている方も、自分で行動を起こしていないという方が実は非常に多くございまして、結婚を希望されている方が、一步前に行動を起こしてもらおうというのは、それは民間であろうが、行政であろうが、望ましい方向だと思いますので、可能な部分について連携することは躊躇するものではございませんので、いろいろご提案をいただければと思っているところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。これまでもこども未来課さんと多くの議論をさせていただきながら、行政は安全側に考えざるを得ない。その背景というか、お立場、状況というのは十分に理解をいたしております。

では、どうしたらできるのかとか、違反をしたら除名にするとか、まずは信頼をした上で共にというようなことでやっていかないと、ワーストケースばかり考えていってしまったのは、なかなか思い切った連携というのもできないと思いますので、少しずつ考え方というか、柔軟に

対応をしていただければと思います。

最後に、これは要望なんですけれども、やはり結婚をされる方というのは、当然、年齢の制限というのはないんですが、主なターゲットとして、やはり20代、30代の方を県としてもターゲットとされていると思います。やっぱりこういった方々のニーズに応えていき続けるというのは、すごく大変なことだろうと思います。やはりこういったところに対してアンテナをしっかりと張って、専門的にやっている民間の方の知見というのはすごく有意義ですし、今の若い世代がどのように感じ取って、何を必要としているのか、どういった形だったら出会って、結婚に至るのかというところは、行政がメインで考えるというのはすごく難しいのかなというところもあったりいたしますので、やはり常に行政との連携というところで、婚活支援ですね、長崎県は本当に数もしっかりキープというか、順調に伸びていっていると思いますし、より発展させるためには、民間との連携、また、離島も抱えておりますので、人材確保という点からも積極的に民間との連携を改めてお願いをしたいと思います。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに質問がないようですので、以上で質問を終了いたします。

それでは、次に、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時11分 再開

【浦川分科会長】委員会を再開いたします。

これもちまして、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

この後、委員間討議を行います。理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時12分 再開

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時13分 再開

【浦川委員長】委員会を再開します。

閉会中の委員会活動については、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】それでは、正副委員長にご一願いたいと存じます。

これもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時15分 閉会

7 月 13 日

(追加程議案審查)

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年7月13日

自 午前10時 6分
至 午前10時 57分
於 委員会室 2

2、出席委員の氏名

分科会長	浦川 基継 君
副会長	中島 浩介 君
委員	中山 功 君
”	徳永 達也 君
”	堀江ひとみ 君
”	山田 朋子 君
”	ごうまなみ 君
”	宅島 寿一 君
”	麻生 隆 君
”	山下 博史 君
”	中村 泰輔 君
”	千住 良治 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長	中田 勝己 君
福祉保健部次長	中村 浩二 君
福祉保健課長	中尾美恵子 君
医療政策課長(参事監)	伊藤 幸繁 君
医療政策課企画監 (新型コロナワクチン接種担当)	林田 直浩 君
医療人材対策室長	加藤 一征 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（文教厚生分科会）
第109号議案
令和3年度長崎県一般会計補正予算(第7号)

7、審査の経過次のとおり

— 午前10時 6分 開会 —

【浦川分科会長】おはようございます。

ただいまから、予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本日、本分科会として審査いたします議案は、第109号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」であります。

理事者の出席範囲につきましては、付託議案に関係する範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いします。

審査方法について、お諮りいたします。

本日、審査する議案は、新型コロナウイルス感染症対策に関する国の追加支援に伴うものであり、本日、午後の予算決算委員会及び本会議で審議する必要があることから、午前中の審査といたしますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、予算議案を議題といたします。

まず、福祉保健部長より、予算議案の説明を求めます。

【中田福祉保健部長】本日、追加提案いたしました第109号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」について、ご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料（追加1）【令和3年度長崎県一般会計補

正予算（第7号）】」の福祉保健部をお開きください。

今回の補正予算は、県のワクチン接種センターの設置期間の延長や、国において職域接種や個別接種に対する支援策が拡充されたことに伴い必要な予算を追加しようとするものであります。

1ページの中ほどをご覧ください。

歳入予算、歳出予算ともに、合計で21億1,367万4,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

次に、補正予算の内容について、ご説明いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種の加速化について。

新型コロナウイルスワクチンのさらなる接種促進のため、県が設置するワクチン接種センターの期間の延長、中小企業や大学等が行う職域接種に対する支援及び診療所等における個別接種促進のための追加支援の期間の延長に要する経費として、21億1,367万4,000円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川分科会長】次に、医療政策課企画監より補足説明を求めます。

【林田医療政策課企画監】第109号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」につきまして、お配りしております補足説明資料に基づきご説明をいたします。

お手元の補足説明資料「新型コロナウイルスワクチン接種体制推進事業費について」をご覧

ください。

この事業は、新型コロナウイルスワクチンの接種を加速させるため、国の制度として、企業等による職域接種及び市町による個別接種を支援しようとするものと、それに加えて、県で設置いたしますワクチン接種センターの設置期間を延長しようとするものでございます。

事業の内容として3点ございます。

まず、1点目が、職域接種に対する支援になります。

職域接種の主体となる団体や大学等に対して支援金を交付しようとするもので、補助の対象となりますのは、商工会議所など複数企業で構成される団体を事務局として共同実施する中小企業、または所属の学生も対象としながら、国の定める基準を満たす大学等になります。

対象経費は、資料記載のとおりで、対象となる職域に対して接種1回当たり1,000円を交付しようというものでございます。

2点目は、県ワクチン接種センターの期間延長でございます。

現在、高齢者への接種を加速化するため県におきまして、長崎地区と県北地区に集団接種会場を設けて接種を進めているところでございますが、高齢者接種後の住民接種におきましても、引き続き、接種を促進するため県接種センターの設置期間を延長しようとするものであります。

設置場所は、長崎地区と県北地区で、長崎地区の会場につきましては、県庁1階エントランスで引き続き実施をしたいと考えておりますが、県北地区の会場につきましては、接種の進捗状況や周辺市町の意見を聞きながら、変更することも視野に入れて検討したいと考えております。

設置期間は、現行で8月6日までとしているものを10月8日まで、9週間の延長となります。

接種対象者は、基本的に現在と同様で、県の優先接種対象者と市町から送付された接種券をお持ちの方ということにしております。

3点目は、先の文教厚生委員会においてご審議をいただきました、病院及び診療所の個別接種を促進するための支援につきまして、対象期間を延長しようとするものでございます。

当初、高齢者接種の早期完了に向けて本年7月末までとされていた対象期間が、国において11月末まで期間を延長されたことに伴い、必要となる費用を追加させていただくものでございます。

事業の内容は、資料記載のとおりで、さきにご審議いただいた内容と変更はございません。

資料の裏面をご覧ください。

事業費としましては、合計で21億1,367万4,000円、財源は、資料記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【山田(朋)委員】今回、ワクチン接種にかかる補正予算が計上されていますが、今後、ワクチン供給量がタイトになるとの新聞報道もあったところです。県として、今後のワクチン確保をどう考えているのか。

また、今回、計上されている事業に影響が出ないのかを併せてお尋ねをいたします。

【林田医療政策課企画監】ワクチン配分の現状でございますけれども、確かに、ご指摘のとおり、ファイザー製のワクチンにつきましては、今後、供給量の減少が見込まれているところでございます。

本県に配分されるワクチン、ファイザー製ワクチンといたしましては、7月前半分として129箱、7月後半分として87箱が配分されることとなっております。8月分につきましては、まだ人口割の基本枠しか示されておりませんが、前半が79箱、後半が84箱となっております。

今回、設置いたします県の接種センターにつきましては、モデルナ製のワクチンを予定しております。これにつきましては、現在、国に対しまして協議をしているところでございます。

一応、このワクチンが配分されることを見込んで、今回、予算を計上させていただいたところでございます。

【山田(朋)委員】今ご答弁いただきましたが、昨日か、厚生労働省から通知等が来たようですが、ワクチンの供給に関して調整枠という分で2,298箱を県の方で市町への供給とかもあるようですけれども、今現在として、市町のワクチンの在庫状況とか、県として今後この調整方針をどのように考えているのか伺いたいと思います。

【林田医療政策課企画監】県の方に示されます調整枠につきましては、市町での接種状況とか在庫といたしますが、手持ちのワクチンほか職域接種なども進んでおります。プラスして県の接種センターで接種される方がいらっしゃいます。そのようないろんな状況を総合的に勘案して調整をしてみたいと思っております。

【山田(朋)委員】現状では、まだ市町の在庫状況とかは、県としては把握をしていないという理解でよろしいですか。

【林田医療政策課企画監】これまでの配分量とこれまでの接種実績を踏まえますと、その差というのが、在庫量と思っておりますが、基本的には、常に市町と意見交換をしながら把握をし

ているという状況でございます。

【山田(朋)委員】わかりました。調整をいただいて、早く確実に接種が進むようお願いしたいと思っております。

次に、現時点でのワクチンの接種率ですけれども、センターにおけるそれぞれの接種率、今どういった状況にあるのかを教えてくださいと思います。

【林田医療政策課企画監】県の接種センターにおきまして、第1回目の接種が終了した7月9日時点の実績になりますが、長崎会場が1万6,835人、県北会場が7,350人、合計しまして2万4,185人が接種を受けられております。

【山田(朋)委員】人数はそれぞれわかったんですけども、県がやったことによってどれだけ全体の接種率を引き上げたのかとか、そういったことは把握できていますか。

【林田医療政策課企画監】全体の接種率はどれだけかということですが、先ほど申し上げました2万4,185人、高齢者の約43万人のうちこれだけは県の方でやったということで、その分は接種率が上がったのかなとは思っております。

【山田(朋)委員】わかりました。

また、今回、延長することによって、どれだけワクチン接種を加速させていくのかと思うんですけど、接種率をお尋ねすると、次の10月8日までの延長の分での人数等新聞報道ありましたけど、その分の引上率という形での理解でいいでしょうか。改めて答弁を求めたいと思います。

【林田医療政策課企画監】延長分の県センターで予定しておりますのは、基本的に、現行のセンターと同規模での接種を想定しておりまして、長崎会場では、平日600人、土日800人のトータルで1万8,400人、県北会場では、平日、土日と

もに毎日300人、合計8,400人、合計2万6,800人を想定しているところでございます。

【山田(朋)委員】佐世保会場に関して、会場が変わるかもしれないと、市町の状況を聞いてということでありましたが、もともとサンパーク吉井を設定した際に、平戸とか松浦とかの人が接種しやすい場所ということで県北の北部地区を選んだと思いますが、今、市町はどのように言われているんですか。一部佐世保の町なかの方に移ってくるのか。そうすることによって公共交通機関が使いやすくなり、利便性は向上すると思うんですが、その分、平戸、松浦の方とかが来にくくなるのかなと思いますが、市町はどういった意見を言われているかを教えてください。

【林田医療政策課企画監】北部の市町につきましては、これまでの高齢者の接種を補完することを目的としていましたので、なるべく近い所であるというところで考えました。

今後、働く世代の接種になるということで、移動への抵抗感が少しやわらぐのかなと思っております。市町としましては、なるべく近いところであるというご意見はあろうかと思っておりますが、そういうご意見も踏まえまして、その他の周辺市町のご意見も伺いながら考えていきたいと思っております。

【山田(朋)委員】県北地域の各市町のいろいろなご意見を聞きながら、総合的な判断のもとで、一番適した場所を選んでいただければと思っております。

今、答弁があったように、これからは64歳以下の方の接種が中心になっていくと思いますが、そういった方々の接種率を向上させるために県としてどのようなことを考えているのか伺いたいと思います。

【林田医療政策課企画監】今後、特に若い方が

接種の対象となってくると思いますが、様々なアンケートなどをお聞きしますと、年齢層が低くなるほど接種を希望される方が少ないというような結果も、よく耳にするところがございます。

県としましては、より多くの方々に接種していただくことが大切だと思っておりますので、そのためには若い年代の方々も含めまして、県民の皆様にはワクチンの安全性とか、有効性とかメリット、そのあたりを広く発信していくことで接種率の向上を図っていきたく思っております。

【山田(朋)委員】 このワクチンに関してはデマの情報とかいろいろ流れています。ぜひ若い方々にも届くようにSNSとか活用して、安全性とか、その必要性についてを、県としてしっかりと発信をしていただきたいと思いますと思っております。

最後に、先般、24歳以下の男性のワクチン接種後、心筋炎などのおそれがあるとの報道が一部されておりました。県としては、今から若年層の接種促進をしていくと思っておりますが、それに当たって、このようなことに対してどのように対応しようと考えているのか伺いたいと思っております。

【林田医療政策課企画監】 ファイザー製及びモデルナ製のワクチンに関して、その接種後に起こった心筋炎、心膜炎の事例に関しましては、去る7月7日に両ワクチンの添付文書というもの、ワクチンの用法、用量や取扱いの注意点などを書かれた文書になりますけれども、これが改定されまして、基本的な注意点といたしまして、心筋炎に関する記述が追加をされましたので、その旨を県医師会、各市町、職域接種を予定されている企業等へ情報提供したというところで

ございます。

【山田(朋)委員】 24歳以下になると、聞くところによると全体で1桁ぐらいの人数の方ということではありますけれども、やはりそういった症状があるということでもありますし、24歳以下になると、今からまさに子どもの接種が始まると思っておりますが、しっかり当事者の方、保護者の方に説明をいただいた上での接種と接種後の注意点とかをきちんと、事前の予診の時とかにお話をいただくようお願いをして、安全に接種を進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

【浦川分科会長】 ほかにありませんか。

【麻生委員】 おはようございます。

今回の内容で1点目の職場接種についてお尋ねしたいと思います。

約2億円ぐらいの予算が計上されておりますけれども、長崎県内で職域接種は何か所ぐらいあるのか。新聞紙上では、ジャパネットさんとか、国際大学、長崎大学、全日空のコールセンターを含めた神ノ島というような形で報道されておりますけれども、県内で掌握されている職域接種の状況、何名ぐらいの規模になっているのか、お尋ねしたいと思います。

【林田医療政策課企画監】 職域接種の状況でございますが、本日の時点で、県内では大学を含みます31の職域から国に対して申請が出されておまして、うち13か所が国からの承認を受けておられます。申請された31の職域対象者数としましては、13万6,634人と承知しているところでございます。

【麻生委員】 今、問題になっているのは、職域で決定したけど、ワクチンの供給、モデルナだと思うんですけども、これが見えないということで、ジャパネットさんも停止をされたという

報道があっておりました。

今後の職域接種についての予算ですので、供給については、随時、国がきちんと進めてくれると思いますけども、一人当たり2,070円、これは最初からワクチンの接種料ということでありますよね。それとは別に接種1回あたり1,000円ということで、別予算で、これが二重に払うわけですかね、その点についてお尋ねしたいと思います。

【林田医療政策課企画監】今、委員ご指摘のとおり、基本2,070円にプラスして1,000円を交付しようということでございます。

【麻生委員】皆さん、一生懸命職域で対応しながらやっというので、インセンティブを含めたい状況かなと思います。

あと、この職域接種については、それぞれ国の動きとしては、県は関わり合いを持たずにやっていると思うんですけども、このワクチン供給に対して県として把握しながら、国等のアドバイスを含めて展開はどうなっているんですか、教えてください。

【林田医療政策課企画監】今は確かに県の関わりとしましては、申請がされた時に市町の医療体制に影響がないかという点をチェックすることにとどまっているところでございます。

ただ、県としましては、職域接種が進むことで県のスピードアップ、県全体のスピードアップにもつながっていくと思いますので、できるだけ多くの職域が接種する機会を確保できるように情報収集に努めて、いろんな支援をしてまいりたいと思っております。

【麻生委員】ぜひ職域接種の皆さんの大事な県内の早期なワクチン接種につながるわけですので、しっかり後押しをしていただくようお願いしたいなと思います。

それと診療所関係についてお尋ねをしたいんですけども、今回の状況について、これだけの予算を計上されておりますけども、14億円近くですね。これに当たって見込みだとかということは事前に調査をされていると思うんですけども、この予算については、各現場のヒアリングを通して予算を上げられたという形で考えていいんでしょうか。

【林田医療政策課企画監】この予算の積算につきましては、個別のヒアリングというのはしておりませんで、想定をしまして、最大限対応できるような予算ということで積算をしているところでございます。ヒアリング等は特に実施しておりません。

【麻生委員】インセンティブな状況だから、しっかりやってくださいねという意味はわかるんですけどね。足りない分については、ある一定の状況でされているんでしょうから、それは余れば返してくれればいいんでしょうけどね。ぜひ皆さんが取り組んでもらうような形でお願いしたいなと思います。

診療所だとか病院という形で個別状況とありましたけども、前回、話をしておりました病院企業団の関係も一部ありましたので、接種する皆さん、看護師の皆さんとか、そういう人たちにしっかりと追加の状況があるので、それはこういう診療所、病院ということも含めてですけども、病院企業団関係の公務員の皆さんの状況も同じような形になるのかどうか、その点教えていただきたいんですけど。

【林田医療政策課企画監】病院企業団等の公的な病院につきましても、対象になると伺っているところでございます。

【麻生委員】前回聞いた時については、なかなか一生懸命頑張っているけど残業時間程度しか

にも寄せられているという中では、県にも寄せられていると思うので、それはそれでいいことだと思うんですが、いわゆる逆に混乱を招くような状況があってはいけないと思うものですから、この質問をしているところです。

しかし、1週間前と今と、感触として、配送というか、その点については確保できるめどがあるような感触を得たので、今回の補正予算の追加になったと理解をいたします。

そこで、長崎県新型コロナワクチン接種センターは、延長されてから7月9日までの接種予約が可能だと今の時点はなっているんですけども、今後は、いつから予約ということになるのでしょうか。今回の議会を踏まえてということになるんですけども、具体的にはいつからの予約の開始になるのかというのが今の時点でわかっていれば教えてください。

【林田医療政策課企画監】予約の状況につきましては、ワクチンの供給次第というところもございしますが、そういう意味で決めていないというところでございます。できるだけ早くお示しできるようにしたいと考えております。

【堀江委員】そうしますと、例えば、接種時間が平日の14時から19時半、土日の10時から15時30分、こうした時間についても、これはワクチンの配送状況によって、今のところは、実際に期間を延長するよということだけであって、具体的な予約の開始がいつかということも、具体的な接種時間が今現在と比べてどうなるかということも、今の時点では答弁は、まだこれはできないという理解でいいですか。

【林田医療政策課企画監】委員、ご指摘のように、ワクチンの量によりましては、一日の体制を縮小する可能性もまだございますので、予約の時間などは、まだ今の時点ではお答えできな

いというところでございます。

【堀江委員】いずれにしましても、わかり次第、これは県民に広く周知をしていただきたいということ要望して質問を終わります。

【浦川分科会長】ほかにありませんか。

【中山委員】接種を加速するということでありますので、期待するところではありますが、私は、このワクチンは、県民一人一人の免疫を高めていくという効果と、もう一つ重要なことは、集団免疫をつくって日常生活を取り戻すと、ここにあるように思うんですが、そういう観点から幾つか質問したいと思います。

まず、先ほど山田(朋)委員からあった県のワクチン接種センターについては2万6,800人ということでありました。麻生委員から質問があった中小企業の職域接種等については13万6,000人程度ということでありました。それと3番目の診療所等における個別接種促進支援、これを7月末から11月末に延期したことによって接種見込数というのは何人ぐらいになりますか。

【林田医療政策課企画監】個別接種の促進、一応11月までの延長の分といたしまして、今、積算上想定しておりますのは、全人口から医療従事者、高齢者、職域等を引いた数字を最大限に計上させていただいているところでございます。必要接種数は大体40万人程度を一応対象として考えているところでございます。

【中山委員】すると、この21億円の予算で約56万5,000人程度接種が可能だと読めるわけがあります。そこで、この7月末に高齢者の希望者については接種できるだろうという話がありましたし、問題は、10月か11月末に、希望県民者についてはほぼ終了するだろうと言われているわけですね。

私が期待するのは、ここで集団免疫が確実に

できるのかどうか、そこが一つ気になっているところでございます。今回のやつを含めて11月末にどの程度の県民に接種完了できると考えておられるのか、推計があれば教えてください。

【林田医療政策課企画監】今、7月末に向けて高齢者への接種を随時進めているところでございます。おととい、7月11日時点で高齢者の接種率が県全体で82.3%程度になるというところですが、これが3週間後の2回目にそのまま高齢者の接種率ということになるかと思えます。その後、高齢者以降の一般の接種につきましては、具体的にまだ推計というところまでは至っておりませんが、なるべく高いところまで持っていきたいと思っております。

【中山委員】この集団免疫ができないと日常生活が取り戻せないと感じているんですよね。そうすると県民に「我慢せろ我慢せろ」と言いながら、いつをめぐりに我慢すればいいのかね。この辺を、ある程度目安をきちんと立ててやらないと県民は我慢しにくいし、特に2回ワクチンを接種した人は、「もう私たちはかからないのだから」ということで、かなり気も緩んでくるわけですよ。そうすると、なおさら打っていない人、打った人との感覚がかなりずれてくるので、やはり県全体をまとめていくためには、ある程度、集団免疫がこのくらいで、このくらいできますよ、こうなりますよというめどを示してもらわないことには、我慢にも限界があるんですよ。

そういうことを含めて、その設定というのができないのかどうか、もう一度お尋ねしたいなと思えます。

【中田福祉保健部長】前回ご指摘いただいた点も含めてお答えさせていただきたいと思えます。

集団免疫に必要な接種率につきましては、再

度、大学の専門家にも見解を伺いまして、これはやっぱり70%というようなご意見もありました。例えば、今回のワクチンの対象年齢が0歳から11歳までは、そもそも対象となっていないこと。あと、ワクチンが100%の有効でありませんので、その有効率を差し引くと、やはりもう少しワクチンの接種率を上げないといけないのではないかというような見解をいただきました。その具体的な数値をどのような目標、目安に置くのかというのは、再度、複数の専門家の意見も聞いて考えていきたいと思っております。

ただ、いずれにしても、高齢者が今80%を超えたというところでありますので、それ以降の方にもそれだけのやっぱりワクチンの接種を進めて、集団免疫を進めていく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

【中山委員】ぜひ集団免疫を確保してほしいと思うわけですね。

それで、県全体については、そういう方向でもいいのかと思うんですが、ただ、21市町によっては、接種率がかなり進んだところと進んでないところがあるんだろうと思います。そうすると接種完了宣言とか、集団免疫確保宣言とか、そういう形で21市町をつぶしていけば、長崎はこれだけ安全なところなんですよ、努力したんですよ。そうすると経済活動も盛んになってくる可能性があるんでね。県全体で見ますと、21市町の分含めて、できれば可能なところから接種宣言なりをやってほしいなと思うんですが、そういう考えはどうですか。

【中田福祉保健部長】市町ごとの進捗についても、きめ細やかに把握したいと思っております。

あと、そういう宣言というものにつきまして、いろいろ専門家の方に聞きますと、今のワクチ

ン株からデルタ株に変わった時に、果たして今の接種率で十分予防体制の効果が現れるのかどうかということも、今、国の方でもいろいろ議論が進められていると伺っております。

そういった科学的な知見も、今どんどん明らかになっておりますので、そういった情報も十分加味しながら、可能かどうかの検討を進める必要があると考えております。

【中山委員】ぜひ可能性を探ってほしいと思います。今、マスコミ等でいろいろ出ているのは、要するに、早く打った人、それから半年ぐらい経つ人、11月頃はね。そして3回目の話が出てきているんですよ、3回目の話がね。そこまでいってしまうと永遠に先にいきますよ。それを含めて一定の目安を、はっきりした宣言という形で終わるのが、終了という形でいいのかわかりませんが、ぜひその辺を、やはり目当てをつくっていただくことをひとつ要望しておきたいと思います。

最後に、一つ難しい話、難しい相談をしたいと思うんですが、本県の場合、今まで4波きたけれども、ほとんど、失礼だけれども、県外の人に来て、そこで営業活動をして、そしてそこに触れて発生したというケースがかなり多いんですね。東京で5波が今叫ばれておりますけれども、必ず私はこれはくるんだろうと思っているんですね。

そうなると、昨日か知事が記者会見してますよね。その中で、「県民への皆様へ」と書いて、不要不急の緊急事態宣言地域東京都、沖縄県、まん延防止等重点地域の埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府との往来を自粛してくれませんかと言っているんですね。これはこれとしていいんですね。

ところが、私が言いたいのは、この緊急事態

宣言地域、東京都、沖縄県、まん延防止の埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、この人たちに長崎県への不要不急の往来を自粛してほしいというような形、どういう方法があるかわからないけれども、その辺の宣言を併せてやっていかないことには、長崎県民だけが不要不急は、これはもう過去にやってきた例であって、それを超えて来ているわけでありますから、ぜひこの緊急事態宣言地域や、まん延防止地域から長崎には当分来ないでほしいという何らかのメッセージを知事名で発出してもおかしくないだろうと私は思うんです。過去の例からすれば、ぜひその辺が検討できないのかどうか。検討できれば何らかの方法でPRをしていただければ大変ありがたいなと考えておりますけど、いかがでございますか。

【浦川分科会長】中山委員、それは議案外になりますので。要望ということでよろしいですか。

【中山委員】要望しておきます。

【浦川分科会長】ほかにありませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまです。先ほど集団免疫の話が出ました。今回の事業内容(1)から(3)まで、それぞれ現状、そしてまた目標の接種人数というのが示されているところです。

職域接種は、初期に13万人、県のワクチン接種センターは約2万人から3万人、診療所の個別接種は40万人を目標とするというようなご回答だったかと思えます。一方で、国の方は11月末にワクチン完了というようなことを今堅持をしていると。

いずれにいたしましても、ワクチンの供給次第で、ここは決まってくるんですけれども、県として11月末に向けての目標値も含めて一致してないのではないかと思うんですけれども、そのあたりの考え方について、まずお知らせい

ただけないでしょうか。

【中田福祉保健部長】全体の目標というのは、国、政府全体として示されてはいないという状況であります。本県としての目安という点については、先ほど答弁させていただいたとおり、やっぱり集団免疫の確保というのを進めていく必要があると考えておりますので、よく専門家の方の意見も聞いて、また、考え方を今後進めていきたいと考えております。

【中村(泰)委員】いずれにいたしましても、ワクチンの供給で決まってくるところだとは思いますが、国との連携を進めていただいて、そのあたりの目標であるとか、そういった考え方もまとめていただければと思います。

そういった中で、現時点は、費用の当て方としても(3)の診療所でのワクチン接種、これを積極的に進めようとしてされています。長崎は診療所の数が人口当たりにおいて多いというところから、恐らくこういったところに力を入れていこうと。そしてまた3回目、4回目、5回目と。来年の接種とかも考えた時に、恐らく各診療所で接種できる体制を整えていくということが非常に大事だと私は考えています。

そういった中で、現時点、診療所の何割ぐらいがワクチン接種に協力をいただいているのかお知らせいただけないでしょうか。

【林田医療政策課企画監】現在、市町で個別接種を実施される医療機関としまして、県の方で把握している数としましては、病院が110か所、診療所が595か所の計705か所と承知をしているところでございます。

【中村(泰)委員】すみません、何割が接種協力いただいているのかということでお答えいただきたいんですけれども、母数については、

【伊藤医療政策課長】県内の医療機関は約

1,500ございます。その約5割がご協力をいただいている医療機関ということになるかと思います。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。約5割というところで、これが多いか少ないかというのは非常に、また難しい議論にはなるかと思うんですけれども、要望といたしましては、こういった形でお金をしっかりとつけているので、より診療所の協力を得ていくところが大事だろうと思っておりますので、積極的に進めていただくように引き続きよろしくお願いいたします。

【浦川分科会長】ほかにありませんか。

【千住委員】ワクチン接種センターの設置についてなんですけれども、これまでも2か所のセンターでやられていると思うんですけれども、そちらで今受けられている方が、どの地域の方が、どれくらいおられるかというのを教えていただけないですか。

【林田医療政策課企画監】それぞれ市町ごとの分析は詳しくはしてないんですが、やはり長崎会場では長崎市の方が9割以上と伺っています。佐世保会場については、手元に資料がございません。後ほどご報告をさせていただければと思います。

【千住委員】わかりました。それでは現在の周辺地域といえますか、接種会場の周辺地域の接種の進捗状況と、あと、接種券がないと予約ができないということですね。ということであれば、その接種券の発送状況といえますか、周辺市町の発送状況はどのようになっているのか教えてください。

【林田医療政策課企画監】まず、長崎市につきましては、60歳から64歳までが6月28日に発送されていると伺っております。それ以下59歳から16歳につきましては、7月12日以降に発送さ

れると伺っております。佐世保市につきましては、16歳から64歳までを6月30日に発送済みと伺っているところでございます。2市については、そういう状況でございます。

【千住委員】以前の答弁でもあったんですけども、今後、働き世代が接種に来るということで、移動の抵抗も少ないのではないかと予想しているということだったんですけども、結局、周辺でいけば、より多くの人に受けていただきたいということであれば、長崎市、諫早、あるいは大村、長崎会場でいけばですね。時津、長与、あの辺り、佐世保でいけば県北の市町の方にも受けていただきたいということであればですね。今、集団接種、県庁でやっているところでいけば駐車場がないんですよ。県庁の駐車場は使わないでください、近隣の駐車場を使ってください、シャトルバスを運行しますと。でも、シャトルバスにはほぼなんか乗ってないような、私が見た限りなんですけども、シャトルバスの利用も少ない。そういうことになると、周辺でも若い世代の方に接種券を配っておられますので、より早くと思えば、こちらに来場される方も多くなってくると思うんですけども、駐車場の確保とかをもっと積極的にやるべきではないかなと思うんですよ。

実際、あまり親切ではないなというのをすごく感じていて、長崎市の方は確かに公共交通機関で来る方も多いと思うんですけども、ほかから来る方になれば、今後は恐らく自分で来られる方も増えると思うんですよ。そんな中で、駐車場を使わないでください、どこどこに止めてくださいと、来てからでないといけないというのは、すごく親切でないような感じがするんですけども、そのあたりは今後どうされるのかお聞きします。

【林田医療政策課企画監】今後、若い方にご来場いただくためには、駐車場というのは確かに重要な要素になるのかなと思っておりますので、駐車場のご案内につきましても丁寧に、もう少しわかりやすくご案内できるようにできればと思っております。

【千住委員】ぜひ駐車場の確保というのは、まずしていただきたいなと思います。

また、県北の方はまだ場所が決まってないということなんですけども、このあたりはいつ決められるんですかね。

【林田医療政策課企画監】早急に決定をしたいと思っております。

【浦川分科会長】ほかにありませんか。

【麻生委員】すみません、聞き忘れておりましたので、1点だけ。

職域接種の関係について予算を組まれてますけども、6月下旬から始まっているところがありますけども、この職域について遡って対象にするのか、それとも一旦取った段階で、2回目接種ぐらいになるでしょうけども、2週間おいてますからね。2回目の接種の状況で予算措置をするのか、どういう形で考えておられるのか、その点、1点だけ教えてください。

【林田医療政策課企画監】職域接種につきまして具体的な内容が、まだ要綱が示されていないという状況がございますけども、恐らくですが、1回目、2回目、遡っての適用になるかなと思っております。

【麻生委員】それでは、スタートした時点から接種の状況を含めてやりますよと理解していいわけですね。

【林田医療政策課企画監】具体的な内容がまだ示されておりませんので、そのあたりもきちんと確認をして、お知らせしていきたいと思っております。

おります。

【麻生委員】大事な視点なんですよ。経費がなかなか厳しい中で、まずは皆さんの健康と安全を守ろうということで職域でやっているわけですけども、それを国が示されてないということはちょっとどうかと思いますので、10分の10だから、それは国の状況だと思いますけども、ぜひしっかり要望を上げていただいて、私たちも政府の方にはお願いしたいと思いますけども、何としてもやっぱり遡ってね。ただ、医療機関についていろいろあるかもしれませんから、医療機関については、大分複雑な状況になるうかと思えます。さっき言われた13か所の13万人程度の状況であれば、そこはしっかりと遡って支援するという形になればありがたいなと思っておるところです。

【浦川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第109号議案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第109号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午前10時56分 休憩 —

— 午前10時56分 再開 —

【浦川分科会長】分科会を再開いたします。

以上で本分科会関係の議案審査は、全て終了いたしました。

これをもって、予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午前10時57分 閉会 —

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年7月6日

文教厚生委員会委員長 浦川 基継

議長 瀬川 光之 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 99 号 議 案	職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 103 号 議 案	長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 104 号 議 案	長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 105 号 議 案	長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 106 号 議 案	長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例	原案可決

計 5 件（原案可決 5 件）

委員長（分科会長）

浦川 基 継

副委員長（副会長）

中 島 浩 介

署 名 委 員

中 山 功

署 名 委 員

ご う まなみ

書 記 中 尾 勝 三

書 記 永 井 美佐子

速 記 (有)長崎速記センター